

令和 8 年 6 月 定例会 会議録

令和 8 年 6 月 5 日 開会
令和 8 年 6 月 23 日 閉会

宮 崎 県 議 会

令和 8 年 6 月宮崎県議会定例会会議録 目 次

6 月 5 日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
川添 博議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第 1 号から第23号まで、報告第 1 号及び第 2 号上程	4
1. 知事提案理由説明	4

自 6 月 6 日（土曜日） 休 会
至 6 月 9 日（火曜日）

6 月10日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 一般質問	12
坂口博美議員質問	12
・知事の政治姿勢について	
・気候変動への対策について	
・フードアクセスの確保とそのための事前防災について	
野崎幸士議員質問	25
・知事の政治姿勢について	
・内水面漁業の振興について	
・匿名・流動型犯罪について	
・狹隘道路について	
・畜産行政について	
福田新一議員質問	38
・保育現場について	
・農業の地域計画について	
・県立高校の在り方について	
・循環型社会について	
・学校給食の現状について	
・消防団活動の推進について	
・福祉施設について	

- ・宮崎国スポ・障スポについて
- ・インフラ整備と地域の発展について

脇谷のりこ議員質問 ----- 51

- ・知事の政治姿勢について
- ・県民所得向上への取組について
- ・市街化調整区域の規制緩和について
- ・県立高校の魅力化に向けた取組について
- ・発達支援体制の充実について
- ・無電柱化の推進について
- ・目指すべき地域医療体制について
- ・「神楽」のユネスコ登録に向けて

6月11日（木曜日）

1. 出席議員	-----	69
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	69
1. 一般質問	-----	70

岩切達哉議員質問 ----- 70

- ・知事の政治姿勢について
- ・社会的養護、虐待予防等について
- ・親亡き後支援等について
- ・県営住宅の課題等について
- ・子供の健康について
- ・防災対応について
- ・自転車利用に係る安全確保等について
- ・環境基本計画について
- ・スポーツ施設のトイレ環境について
- ・工業技術センター等の機器整備について

山口俊樹議員質問 ----- 84

- ・人口減少について
- ・教育について
- ・観光について
- ・命を守る取組について
- ・諸問題について
- ・これまでの質問への対応について

黒岩保雄議員質問 ----- 100

- ・知事の政治姿勢について

- ・宮崎国スポ・障スポについて
- ・県立高校の生徒について
- ・学び等の環境について
- ・自転車の交通反則通告制度について
- ・病院局と日南市の協定について
- ・農業の振興について

6月12日（金曜日）

1. 出席議員	119
1. 地方自治法第121条による出席者	119
1. 一般質問	120
二見康之議員質問	120
・物価高騰対策について	
・医療福祉対策について	
・観光振興対策について	
・農業振興対策について	
・県立陸上競技場の管理運営について	
・県立学校施設について	
山内いっとく議員質問	132
・置県150年に向けて	
・放課後児童クラブの充実について	
・民生委員・児童委員の確保について	
・夏休みの作品募集について	
・授業時数と探究活動を生み出す教育課程について	
・附属中学校の在り方について	
・高校教育の課題について	
・半農半Xの推進について	
・新幹線整備について	
今村光雄議員質問	146
・家畜排せつ物について	
・県立高校の老朽化について	
・県公立学校の教員採用について	
・警察が掌握するデータについて	
・障がい者入所施設について	
・新型コロナワクチンについて	

自 6 月 13 日（土曜日）
 至 6 月 14 日（日曜日）
 6 月 15 日（月曜日）

休 会

1. 出席議員	-----	161
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	161
1. 一般質問	-----	162
荒神 稔議員質問	-----	162
・ 知事の政治姿勢について		
・ 都城警察署庁舎建設について		
・ 農林業の取組について		
・ 河川改修について		
・ 教育行政について		
・ 宮崎国スポ・障スポについて		
・ 感染症対策等について		
・ 公共交通機関について		
本田利弘議員質問	-----	174
・ 知事の政治姿勢及び所信について		
・ 長期化する物価高対策について		
・ 農産物生産コスト高騰対策について		
・ 新規就農対策について		
・ 農地かんがい排水施設等の整備について		
・ 林業政策について		
・ 建設産業の適切な利潤確保と安定した雇用環境の構築について		
・ 一般照明用蛍光灯の製造・輸入廃止に伴う対応について		
・ 高等学校における多様な学びへの対応について		
・ 教育行政職確保と採用及び共同学校事務室について		
・ 県職員の早期退職について		
日高博之議員質問	-----	188
・ 知事の政治姿勢について		
・ 県北地域の周産期医療について		
・ 地域限定保育士制度について		
・ 潜在ケアマネジャーの掘り起こしについて		
・ 医療的ケア児の支援について		
・ 県立病院事業の経営状況について		
・ 県立高校の将来について		

- ・地域経済循環について
- ・有機農業（オーガニック）の推進について
- ・県土整備行政について

6月16日（火曜日）

1. 出席議員	207
1. 地方自治法第121条による出席者	207
1. 議案第24号及び第25号追加上程	208
1. 知事提案理由説明	208
1. 一般質問	208
工藤隆久議員質問	208
・文化芸術振興について	
・共生社会の実現について	
・農業振興について	
・交流人口の拡大について	
・防災・減災対策について	
・公共事業の現状について	
・子供の福祉行政について	
・地域医療・介護体制について	
永山敏郎議員質問	222
・知事の政治姿勢について	
・移住定住・関係人口創出について	
・県職員採用について	
・産後ケア事業について	
・1型糖尿病患者支援について	
・ネイチャーポジティブについて	
・宮崎国スポ・障スポの準備状況について	
・学校給食費無償化について	
前屋敷恵美議員質問	235
・知事の政治姿勢について	
・ホルムズ海峡封鎖による原油不足等の影響と支援策について	
・中学校の給食無償化実現について	
・こども誰でも通園制度について	
・平和台公園の再整備について	
1. 議案第19号から第22号まで採決	245

1. 議案第1号から第18号まで、第23号、第24号、報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託	246
自6月17日（水曜日）	
常任委員会	
至6月18日（木曜日）	
6月19日（金曜日）	
特別委員会	
自6月20日（土曜日）	
休 会	
至6月22日（月曜日）	
6月23日（火曜日）	
1. 出席議員	249
1. 地方自治法第121条による出席者	249
1. 常任委員長審査結果報告	250
内田理佐総務政策常任委員長	250
福田新一厚生常任委員長	251
本田利弘商工建設常任委員長	252
山口俊樹環境農林水産常任委員長	253
岩切達哉文教警察企業常任委員長	255
1. 討 論	256
前屋敷恵美議員	256
1. 議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号採決	258
1. 議案第1号から第7号まで、第9号から第17号まで、第23号及び第24号採決	258
1. 請願第20号採決	258
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	258
1. 議案第25号採決	259
1. 議員発議案送付の通知	259
1. 議員発議案第1号追加上程、採決	259
1. 議員派遣の件	259
1. 副知事退任挨拶	260
1. 閉 会	261
1. 資 料	263
令和8年6月定例会日程	265
議案送付文書	266
一般質問時間割	268
議案・請願委員会審査結果表	269
閉会中の継続審査・調査申出一覧	270

1. 議案議決件名一覧表	271
1. 議員発議案等	275
地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の 指定の一部改正について	277
議員派遣（令和8年度九州各県議会議員交流セミナー）	278
1. 請願一覧表	279
1. 議事経過	285

6月5日（金）

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
19番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（1名）

18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友
議事課主任主事	黒木耀一朗

◎ 開 会

○外山 衛議長 これより令和8年6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山 衛議長 会議録署名議員に、日高陽一議員、脇谷のりこ議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山 衛議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る5月29日の議会運営委員会において、本日招集されました令和8年6月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例7件、予算・条例以外16件であります。このほか10件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から6月23日までの19日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、6月10日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。6月17日及び18日の2日間で各常任委員会を開催し、6月

23日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山 衛議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月23日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第23号まで、報告第1号及び第2号上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第23号まで、報告第1号及び第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和8年6月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、新たに供用を開始した「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」と「アスリートタウン延岡アリーナ」についてであります。

これらの施設は来年開催される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向けて整備し、3月と4月にそれぞれ全面供用を開始しました。

「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」は、屋外コート18面と天候に左右されないインドアコート6面の計24面全てを国際水準のハードコートに一新し、より快適にテニスを楽しめる環境を整備しております。先般、本県で初めて開催された男子・女子の国際テニス大会では、世界レベルの選手による熱戦が繰り広げられ、県内外から訪れた観客を魅了しました。女子大会のゼネラルプロデューサーを務めた伊達公子氏からも、「全てにおいて世界水準のコート」との高い評価をいただくなど、テニスの西の聖地を目指す施設にふさわしいスタートとなりました。

また、「アスリートタウン延岡アリーナ」は、メインアリーナとサブアリーナ、多目的室及びトレーニングルームを完備し、県民の皆様の日常的な利用から様々な屋内競技まで、幅広く御利用いただける施設となっております。今月には、宮崎国スポのリハーサル大会として、第76回全日本実業柔道団体対抗大会が開催される予定です。

この2つの施設を含め、国スポ・障スポに向けた県有主要施設は、おかげさまで全て完成す

ることができました。

これらの施設が、県民の競技力向上や健康増進等に生かされるとともに、「スポーツランドみやざき」の新たな拠点として、本県が目指すスポーツによる地域振興を牽引していけるよう、今後も各種大会や合宿などの誘致に積極的に取り組んでまいります。

2点目は、「インドネシア政府等との連携合意締結」についてです。

先月12日、インドネシアを訪問し、インドネシア政府等と「人材の育成・送出し・受入れに係る連携合意書」を締結しました。

県議会を代表して山下寿副議長にお立ち会いいただき、インドネシアとの関係構築・強化に向け、本県が一体となって取り組んでいく姿勢を示すことができました。

また、昨年度の外国人材確保・雇用対策特別委員会における提言をはじめ、県議会における様々な御議論の結果、今回の締結に至ることができたものと考えており、改めて感謝申し上げます。

人口約2億8,000万人を擁するインドネシアは、平均年齢が30歳代と若年人口が多く、日本での就労意欲も高いことから、本県が求める人材を安定的に確保し、本県産業を支える人材として活躍いただけるよう、今後ともインドネシア政府や関係機関との連携を深め、必要な環境を整えてまいります。

3点目は、「日台観光サミットの本県開催」についてであります。

先月29日、台湾で開催された「日台観光サミット in 苗栗」において、同サミットの来年の開催地が本県に決定されました。

日台観光サミットは、日本と台湾双方の政府や観光関係者が一堂に会し、日台観光の今後の

相互交流の拡大に向けた意見交換を行うイベントで、年に1回、日本と台湾で交互に開催されています。日台間の相互訪問者数が過去最高を更新する絶好のタイミングでの開催となり、観光面をはじめ様々な分野でのさらなる関係強化が期待され、台北との定期便が運航する本県にとって、極めて意義深いものと考えております。

県といたしましては、主催者である日本観光振興協会に対し重ねて誘致活動を実施してきたところであり、今回の決定は、本県のMICE環境はもとより、スポーツや観光等を通じた民間交流や、新竹県、桃園市、台中市との友好交流協定の締結など、様々な交流を進めてきた結果と受け止めており、大変うれしく思っております。県議会をはじめ、台湾との交流に御尽力をいただいた関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

先月、台湾で開催されたサミットには、佐藤副知事が出席し、本県の神話や自然、食など様々な魅力を紹介し、宮崎らしい、おもてなしの心で参加者をお迎えする旨、宣言したところであります。

開催日程などの詳細はこれからになりますが、今後とも、関係自治体などと一体となって、サミットの成功に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計14億607万6,000円、公営企業会計800万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,913億5,607万6,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金10億2,356万4,000円、繰入

金3億1,392万円、諸収入399万2,000円、県債6,460万円であります。

続きまして、今回の一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「自然公園等施設災害復旧事業」は、国が本県の要望を受け、自然公園等の災害復旧事業を新たに創設したことに伴い、あらかじめ復旧を行うための経費を措置するものです。

次に、「鳥獣被害対策アップデート事業」は、市町村等に対して、鳥獣の侵入防止柵の整備に要する費用の補助等を行うとともに、野生イノシシの豚熱感染拡大の影響を受けているジビエの利活用推進等に取り組むものです。

次に、「県立高等学校等教育改革体制強化事業」は、県立高校等における教育改革の推進に向け、先行事例を踏まえた実行計画の策定や高校魅力化に関する評価・分析等を行うものです。

次に、「宮崎県体育館解体工事実施設計」は、宮崎県体育館の解体工事に係る設計を行うものです。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号は、総務省令が改正され、地域再生法に基づく県税の課税免除等の適用期限が延長されたことに伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第4号から第6号まで及び議案第9号は、地方自治法等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第7号は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令が改

正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第8号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第10号から第16号までは、工事請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第17号は、宮崎県東京ビルの県施設部分の取得額の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第18号は、宮崎県総合計画の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第19号は、公安委員会委員、山下恵子氏が8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山崎里都子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第20号及び第21号は、収用委員会委員2名が7月18日をもって任期満了となりますので、新井貴博氏を再任するとともに、増田良文氏の後任委員として近藤央国氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第22号は、欠員が生じていた収用委員会予備委員1名に長友重俊氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第23号は、県立看護大学が令和9年度から特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を開講することに伴い、徴収する料金の上限を変更することについて、議会の議決に付するものです。

次に、報告第1号及び第2号は、地方税法等の一部改正により、自動車税環境性能割の廃止等が4月1日から施行されたことに伴う宮崎県税条例の一部を改正する条例外1件の専決報告

であり、早急に対応する必要があることから専決処分を行ったものです。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

なお、長期化が懸念される中東情勢の本県への影響につきましては、現在、関係団体や事業者等へのヒアリングを随時実施するなど情報収集を継続するとともに、事業者向け相談窓口の設置、農業や中小企業の融資制度における対応等を行ってきております。

また、私自身も先月22日、外山衛議長と共に、自民党の鈴木俊一幹事長に対し、燃料油・石油関連製品の供給確保や、緊急的激変緩和措置の継続、生産者や中小企業者等への支援策や重点支援地方交付金の追加交付などの措置を国において講じるよう、要望してまいりました。

今週、国において、中東情勢を踏まえた地方への重点支援地方交付金を含む補正予算案が国会に提出され審議されておりますが、本県としても迅速かつ適切に対応すべく、国の動向を注視し、今議会への補正予算の追加提案も含め検討してまいります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から9日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時16分散会

6 月10日（水）

令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。

2025年1月に2度目のアメリカ大統領に返り咲いたトランプ氏は、その就任演説の中で「米国がこれ以上付け込まれることを許さない」と宣言し、戦後の世界秩序の終えんを示唆いたしました。

そしてまた、ルビオ国務長官は、公聴会での発言の中で、国際主義と普遍主義を危険な妄想と断じ、自国の核心的利益を最優先とする国益至上主義への転換を宣言しております。

つまり米国は今、普遍的価値や国際協調を重視する外交から力と取引とを軸にした外交、言い換えるなら、平和の番人たるべく世界の警察的外交から現実主義的国益優先外交へと、その姿勢を変容させつつあります。

そもそもアメリカが主導して構築し維持してきた、国連を中心とする法による支配や自由貿易などを基本ルールとする世界秩序を脱してのトランプ大統領によるこのような外交姿勢は、様々な形で世界に影響を及ぼしており、今後はさらにその深刻さを増すのではなかろうかと、私は今、大きな心配を抱いております。

さて、これらの懸念を感じる中、今年2月28日、米国はイスラエルと共に、ついにイランへ

の軍事攻撃を開始しました。

なお、米国はその大義を、イランによる核兵器開発の阻止及び核合意交渉への再復帰を迫るための行動であるとし、力と取引とによる解決へとスタートを切ったのであります。

その結果、この攻撃は、世界のエネルギー価格の高騰やホルムズ海峡の封鎖に伴う莫大な経済損失、さらには中東全域での紛争の拡大などを生じさせ、極めて深刻な影響を全世界へ与え続けております。

例えばその一例として、国連によれば、アジア太平洋地域だけで47.5兆円もの経済的損失が出るとの試算を公表しておりますが、実は私も去る4月15日に、車の修理を発注したところ、ホルムズ海峡封鎖の影響で塗料やシンナーなどが入手できず、完成までには1か月以上を要すると言われ、まさかとは思いましたが、結果はそのとおりとなりました。

イラン戦争は私の車の修理にまで影響するのか、グローバル経済とはこのようなことなのかと改めて考えさせられたところであります。

そしてまた、米国を唯一の同盟国とし、原油の9割を中東に頼る我が国にとり、この戦争が及ぼす影響は、今後の展開次第では一層厳しい状況にもなりかねないと案ずるところでもあります。

もちろん、このことは一自治体の責任などによるものではありませんが、この問題が県民に及ぼす影響については、知事にあっては、その責任において、県民生活を守ることに万全を期してもらわねばなりません。

知事はこれら中東情勢の国際問題が今後どう動いていくと予測しておられるのか、そして、それは私ども県民の生活にどのような影響を与えることになるのか、この問題の対応に係る考

え方と併せ伺います。

そしてこの際、世界秩序が大きく変容しつつある中で、世界平和の維持に対する知事の思いについてもお尋ねしておきます。

以上で壇上の質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、国際問題についてであります。

世界では、ロシアによるウクライナ侵略や米国でのトランプ政権の発足など、自国第一主義の台頭により、自由貿易の根幹が揺るがされ、世界経済の不確実性がこれまでになく高まってきております。

また、県内を見ますと、長らく続く物価高に中東情勢が追い打ちをかけ、エネルギー価格の高騰や、原材料・資材の供給の不安定化・価格上昇により、県民生活や事業活動に様々な影響が出始めております。

グローバル化やデジタル技術の進展により、人・物・金の動きが国境を越えて活発になる中、先ほどは議員御自身の経験、具体例を御紹介いただきましたが、今や世界の動きが私たちの地域社会に直接影響を及ぼす時代であることを改めて認識し、対応していく必要があるものと考えております。

このため、先般、本県知事として、燃料油・石油関連製品の供給確保や、ガソリン等の緊急的激変緩和措置の継続、重点支援地方交付金の追加交付等を国へ要望するとともに、九州地方知事会におきましても、会長としての判断で、国への特別決議案に「中東情勢に伴う影響への対応」を急遽追加して提言するなど、地方のため、そして何より宮崎のために行動したところであります。

現在の世界経済の混乱は今後も継続し、県内への影響がますます深刻化する可能性があります。このため、私は、県民の暮らしや産業を守り抜くという強い決意の下、国に対しては、あらゆる機会や立場を利用し、必要な対策や財源確保を求めるとともに、県としても迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

次に、世界秩序についてであります。

戦後の世界は、国際協調と法の支配を基軸として平和が目指され、この積み重ねられた秩序が、経済の安定や人々の自由な活動を支えてきたものと認識しております。

一方で、激動する現在の国際情勢においては、大国主義的な姿勢が強まる中で、国家間の利害調整や課題解決の手段として、力と取引を軸とした外交手法が常態化しつつあると強い危惧を抱いております。

歴史が培ってきた協調の枠組みか、あるいは力による抑止か均衡か、世界秩序の在り方については、複雑な情勢下において様々な考え方もあろうかと受け止めております。

しかしながら、そうした中であっても、対話を前提とした公正な秩序の下で、誰もが脅かされることなく平穏に暮らせる状態を維持していくことが、世界平和を考える上で最も重要であると考えております。

私としては、平和の尊さを深く胸に刻みつつ、こうした世界情勢の大きな変化を注視しながら、県政を担う立場として、県民の皆様の命と暮らしを守るために全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 壇上質問に関連して、農業、水産業への影響と対応について伺います。

「農は国の基なり」とか「農は万業の大本なり」という言葉があります。これらは、古くは

中国唐の時代の皇帝の訓戒の書、「帝範」に由来する言葉であります。

そしてまた、我が国でも農政家として大変有名な二宮尊徳が提唱した報徳思想に説かれており、今日では、食料安全保障の言葉が表すように、その意義が国家の基本理念として広く再認識されてきております。

このような理念の下、本県では、昭和35年の防災営農計画を皮切りに、本県の気候に合わせて早期水稻や施設園芸、畜産を導入し、先人たちの努力により全国有数の食料基地にまで発展してきており、農業や水産業は、本県の基盤としてなくてはならない基幹産業となっております。

しかしながら、その農業や水産業が中東情勢により、今大きく揺らいでおります。中東情勢の緊迫化を背景に、農業や水産業で使用する燃油価格は既に高騰し、JAやJFをはじめとする農水産業の関係者によると、今後、ナフサを原料とするハウス用ビニール、マルチ、畜産用ラップ、漁網等の生産資材が20%から40%値上がりする見込みとのことであり、そしてまた、受注制限により今後の作付に必要な量の確保も不透明な状況だとも伺っております。

さらには、肥料や飼料等も値上げされる見込みだとされており、このような状況下では、事業継続を諦める生産者が増加し、本県の基幹産業の崩壊にもつながりかねないとの強い危機感を禁じ得ないのであります。

知事は、この極めて重大な局面をどのように認識しておられるのでありましょうか。現状を看過せず、生産現場の不安を払拭し、秋以降の作付や今後の生産活動を断念させないための実効性ある対策を即刻講じるべきであります。

農業や水産業への中東情勢による影響を踏ま

え、どのような覚悟を持ってこの事態に対応されるおつもりか、知事の思いのほどをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県における農業や水産業は、2次・3次産業の基盤となり、地域の経済と社会の根幹をなす基幹産業であります。

私は、農業や水産業を成長産業として、次代へと着実に継承していくことこそが、県勢の発展につながるものと確信しております。

現在、中東情勢の緊迫化に伴う燃油等の価格高騰は、農業や水産業の経営基盤を脅かす深刻な事態を招いております。

まずは、令和8年2月補正予算で措置した物価高騰対策事業の早期執行に努めるとともに、相談窓口の設置、資金繰り支援等を実施しているところであります。また、5月22日には、私が直接国に対策を要望してまいりました。

しかしながら、資材価格の高騰に加え、供給そのものの不透明感も増しております。生産者からは、秋以降の作付など、今後の営農や漁業経営の継続に対して、強い不安の声をお聞きしております。また、関係団体からは、さらなる支援について要請を受けたところであります。

こうした現場の切迫した状況を肌身で感じ、本県の基盤を左右する重大な局面にあるという危機感から、現在の物価高騰対策に加え、今後の中東リスクを踏まえた一層の対策強化の必要性を強く認識しております。

私は、本県の農業や水産業を何としても守り抜くという確固たる決意の下、9月定例会に向け、具体的な支援策を取りまとめ、たとえ県費を投入してでも必要な対応を行ってまいります。そのような覚悟であります。

引き続き、生産者が将来に希望を持ち、安心して経営を継続できるよう、しっかりと取り組

んでまいります。

○坂口博美議員 9月定例会に向けて、県費を投入してでも対応を行っていくと、強い決意を示してくださいましたし、大変ありがたいことだと思っております。

しかし、ただそれだけでは間に合わないのではないかと思うんです。現場は待ったなし、今すぐ取り組まなければならない状況にあります。

そのような中、去る6月5日、国において、中東情勢の不安定化に対し、万全の備えを取るための補正予算が成立いたしました。

このうち、予算額のほとんどを占める約3兆円が、柔軟に活用できる予備費として計上されております。9月定例会を待たずとも、知事が関わっておられる社会保障国民会議の場などを活用し、この補正予算の具体的な使途や配分などを早急に政府に求めていただきたいと思いますと思っております。

知事のさらなる努力に期待を込め、今申し上げました社会保障国民会議に関し伺ってまいります。

この会議は、国民の受益と負担に深く関わる給付付き税額控除や食料品の消費税率ゼロを含めた社会保障と税の一体改革について、国民にも見える形で検討を進めるためとして、第2次高市内閣により設置された超党派の会議体であります。

そして、これら改革の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点の検討が必要であるとして、国民会議の下に有識者会議を設けております。なお、この有識者会議は12名の構成員から成っており、その中に、地方代表の立場からとして河野知事が加わっております。

今後この場では、様々な立場からの意見が活

発になされるものと思われませんが、当然ながら、ここで得ることとなる協議結果は、いわゆる骨太方針への反映を経て、制度の閣議決定、そして法案提出へと流れていくことになろうかと思えます。

このように、この有識者会議は、私たちの日々の暮らしに直結する制度の内容に影響を与え得る極めて重要な場であり、ここでなされる協議内容には重かつ大なる関心を持っております。

ところで当該会議は、本年3月24日の初会合の中で、これからは1～2週間に1回のペースで会合を開き、今年の夏までに中間取りまとめを行うことなどを確認したようでありますが、これまでの協議内容にはどのようなものがあるのか、また、知事御自身が何を発言されているのか、さらにまた、この有識者会議に対してはどのように評価されているのかお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の国民会議の下に、閣僚等から成る実務者会議と、それから学識経験者等から成る有識者会議、この2つが置かれまして、実務者会議においてまずは食料品消費税率ゼロについて議論を行い、有識者会議のほうで給付付き税額控除の論点整理を行う、そのような役割分担で現在議論を進めております。

御指摘のとおり、有識者会議は、今後の県民の暮らしにも直接影響します給付付き税額控除の制度設計等について議論する重要な場でありますことから、地方代表としてそこに参画することの重責を重く受け止めているところであります。

これまで有識者会議は、3月24日から5月19日にかけて計6回開催され、給付付き税額控除

につきまして、諸外国の制度とも比較しながら、政策目的や支援対象の在り方、給付を先行させることの是非、事務執行の在り方などを議論してまいりました。

私は、今後も人口減少が進む中で、社会保障制度や財政運営を持続可能なものとするためにも、給付付き税額控除の導入による抜本的な改革が必要であると考えております。

ただ、なぜこれまで導入が難しかったのかということを考えますと、所得や資産を把握する仕組みというものが十分整っていないということでありまして、そういうあるべき制度を実現するには、数年程度の時間を要するということがございます。

そのため、何よりもまず、地方代表として地方財政への十分な配慮が必要であるということをお願いするとともに、最終的にこのような理想的な制度を目指すんだという姿をしっかりとお見せしながら、第1回の会議で私が申し上げたんですが、小さく産んで大きく育てる、そういう発想でその理想型を丁寧に国民に説明するとともに、その先のロードマップも丁寧に説明して、国民の理解と協力を得た上で、制度の精緻化を図っていくべきであることなどを訴えてまいりました。

また、あわせて、重大なポイントとして、事務執行につきましても、過去の給付金の際に、県内市町村においても大きな事務負担が生じたという声も踏まえ、無理のない仕組みとすべきであるということをお願いしてまいりました。

私としましては、この有識者会議について、地方の意見にも十分配慮しながら論点整理が進められていると、そのような評価をしているところであります。その上で、今後の制度設計や

その執行段階において、地方からの意見をしっかりと反映させていくためにも、国と地方の間で協議や調整を行う場が必要だと考えておりまして、引き続き、国に対して丁寧な議論、そして対応を求めてまいります。

○坂口博美議員 大変複雑難解な場だなというのを改めて認識したんですが、地方の立場から、徹底してここでは物を申し込みたいと思います。

先日の報道ですけれども、政府・与党は、食料品の消費税減税をめぐり、来年4月から税率を1%に引き下げる案を検討しているとありました。物価高に苦しむ国民の負担軽減を図るという大義には大いに賛成であります。現在の議論の進め方を見ますと、「租税は、国民の総意の代表である国会が定めた法律によってのみ負担する」とした、いわゆる租税法律主義を形骸化させているのではないかと大変危惧いたしております。

地方消費税を含む消費税は、本県にとって貴重な財源であり、歳入の約3割を占める地方交付税の原資にも組み込まれておりますことから、仮に税率を1%へ引き下げるとなれば、大幅な減収は免れず、必然的に財政の健全性維持は極めて困難なものとなります。

社会保障関係費の増加や賃上げ、物価高への対応が求められる中、万が一このような事態に陥れば、人口減少対策や防災・減災対策、さらには、産業振興等の重要施策のみならず、教育や福祉など、県民生活に欠かすことのできない行政サービスの維持にも支障が生じるおそれがあります。

本県の地方消費税に係る歳入の現状と、仮に食品の消費税率が1%に引き下げられた場合の地方交付税を含めた影響について、総務部長に

お伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 初めに、地方消費税に係る歳入についてであります。

都道府県間の清算等を考慮した本県の実質的な地方消費税の歳入額は、令和8年度当初予算ベースで約313億円と見込んでおります。

次に、食料品の消費税が1%へ引き下げられた場合の本県への影響であります。

消費税と地方消費税の割合や本県のシェア等が現行どおりと仮定した場合、実質的な地方消費税は約41億円の減となる見込みであります。

さらに、制度上、この減収分を保障する地方交付税につきましても、原資となる消費税の減少に伴い、約67億円の減と試算されますが、臨時財政対策債による補填等の財政措置も考えられますことから、実際の影響は多角的に分析する必要があります。以上であります。

○坂口博美議員 今、答弁にありましたとおり、政府・与党が検討している食料品の消費税1%に引下げというのは、地方消費税や地方交付税といった地方固有の財源に大きな減収を招き、現在の社会保障制度の根幹をも揺るがすものであります。

知事は自らの姿勢として、全国知事会の地方税財政常任委員長として、国に対して、消費税減税が地方の行財政運営に与える影響を強く訴えてきたとされております。

その一方で、先ほど申し上げたように、社会保障国民会議の有識者会議のメンバーとして、国の社会保障と税の一体改革にも携わっておられますが、政府・与党は、代替財源のめどもない中、1%への引下げを検討しているとのことであり、有識者会議をはじめ、国民会議での議論そのものを軽んじているのではないかと懸念いたしております。

消費税減税が国民にとって耳当たりのよいものであることは理解いたしますが、このような場面に際してのあるべき姿は、是たるべくは是、非たるべくは非として、毅然たる態度を貫くことのみが責任ある政治家としての態度であると思います。

社会保障国民会議における地方の代表として、消費税減税に対して、これからどのような姿勢で臨まれるおつもりか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、地方消費税を含む消費税は、地域住民の命や暮らしを支える医療、介護、子供・子育て支援など、地方にとって大変貴重な財源であります。

仮に食料品の消費税率が1%に引き下げられた場合、先ほどの部長答弁のとおり、本県でも多額の財源が失われることとなり、社会保障サービスの質や量を維持することが困難になります。

また、税率の引下げは2年間に限ることが前提で議論されておりますが、海外の例を見ても、一度引き下げた消費税率を元に戻すことは容易ではないと考えております。

このため、急速な人口減少が進む中、社会保障制度を堅持し、安定的な行政サービスを持続可能なものとしていくためには、将来世代への負担を十分考慮し、代替となる安定的な恒久財源の確保を前提とした丁寧な議論が不可欠であります。そのことを強く求めてまいりました。

現在、国民会議では、先ほど申し上げました閣僚等を中心とした実務者会議のほうで、夏前の中間取りまとめに向けて議論が進められております。様々な業界団体、関係団体からのヒアリングが行われ、私も地方3団体が呼ばれたときに、全国知事会の代表ということで、今申し

上げました基本的な考え方について意見を申し上げてまいりました。ただいまの御指摘も踏まえ、今後開催される有識者会議においても、地方の切実な危機感を強く訴えてまいります。

あわせて、全国知事会の地方税財政常任委員長として、提言書の取りまとめや要望活動などを通じ、国に対し代替財源の確保を働きかけてまいります。

○坂口博美議員 税率をゼロではなくて1%とするとの案が政府内で有力になっているとの報道がなされたのが5月19日の有識者会議を過ぎてからでしたから、この報道を受けての当該会議における発言の機会は知事にはまだないわけでありすけれども、国民会議の中間取りまとめを前にしての今の時点で政府から1%説が出されたことに、私はいささかの疑問を感じております。

申し上げましたように、我が国は租税法律主義、具体的には、憲法第84条にて「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」とした法の定め、つまり議会のみが課税権を有するとした法理に忠実性を欠くのではないかの疑問であります。

そして、このことに関しての高市総理の説明にあった「0%は、レジや受発注システム上、困難を伴うため時間を要す」というのは、これは恣意的な条件と考えるべきであり、それゆえ1%にするとの考え方は、全く合理性に欠けたものだと思っております。

これらの考え方は、決して法の求めるところを満たすものではなくて、政府には税の重みそのものが分かっていないのではなかろうかとすら私は考えております。

もし知事も同様の思いをお持ちであるなら、

今回の有識者会議の場において、しっかりと苦言を呈されるべきだと考えます。

そしてまた、給付議論に続いて減税が論ぜられるのであるなら、その結果が地方財政に決してしわ寄せを及ぼさないことなども確認しなくてはなりません。

国民に見える形で検討を進めることを目的に設置された会議でもあることを念頭に置かれての御答弁を改めて伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、そもそも税は、憲法第84条の租税法律主義に基づき、国会での審議による民主的なコントロールを経た上で、法律において決定されるものであります。

今般の減税に関する議論は、将来世代を含めた国民の暮らしに大きな影響を及ぼし得ることから、国会での審議に加え、より一層、丁寧かつ慎重な議論を行い、国民の理解と協力を得る必要があると考えております。

このような観点から、国民会議は、税と社会保障の在り方について、国会での審議に先立ち、国民に開かれた形で丁寧に議論することで、国民への透明性を確保するための極めて重要な会議体であると、改めて、その重要性を実感しているところであります。

有識者会議ではこれまで、消費税減税というテーマに関しましては、実務者会議でこのようなヒアリングがなされ、こんな議論がなされたという報告があるだけで、具体的な議論までは及んでいないところであります。

今後、私は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、日本全体の将来を見据え、地方の税財源を守り抜くという毅然とした姿勢で、国民会議における議論を十分に尊重した上で結論を得ることや、地方の代替財源の確保を前提と

した丁寧な議論を行うべきことなどを強く訴えてまいります。

○坂口博美議員 ここが勝負の場だと思うんです。先ほど知事の答弁がありましたけれども、一旦下げた税を上げるというのは、消費税を創設したときに政府はひっくり返っていますよね。7%も上げるという作業は簡単じゃない。だから今しっかり担保しておかないといけないことがあると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、先ほど壇上で質問した世界秩序の話題に戻りますが、戦後の世界秩序が目的を果たせなくなってきたのであるなら、それを満足させる何らかのルールは不可欠であり、その答えが見えない限りトランプ流外交を両断することはできませんが、ただ、この問題以外でのトランプ大統領の発言がまるで日替わりメニューのように頻繁に変わり、その都度世界を混乱させていることについては甚だ遺憾に思え、そのような理由から、私はトランプ大統領にはどうしても満足感が得られません。特にパリ協定からの離脱など、環境問題に関する姿勢には大きな不満を抑え切れないのであります。

そのような感情をエネルギーとしつつ、以下、気候変動問題につき伺ってまいります。

さて、人口減少により、我が国では今のままだと全国で896の市区町村が消滅する可能性があるとして世界を動揺させたのは、元総務大臣の増田寛也氏でありましたが、合併などによるものを除けば、この間に人口減少によって消滅した自治体というのをいまだ私は知りません。

ところで、今日の急激な地球温暖化の進行は、例えば海面水位の上昇により、ツバルやキリバスあるいはマーシャル諸島など、国家そのものを世界地図から消滅させかねない可能性へ

の信憑性を一層高めてきております。

そしてまた、これは標高の低い島国の水没可能性ではなく、実際に起きたことでありますが、毎日新聞によれば、アルプス連山に存在する標高1,540メートルのスイスの山村、ブラッテン村は、昨年5月28日の午後、その村よりさらに高い場所にある山岳氷河群の中の 하나가 崩壊し、一瞬にして村の約9割が土石流により消滅しております。

このような状況を思うとき、私は、人口減少による消滅可能性自治体などというよりも、むしろ地球温暖化の影響による自治体などの消滅可能性のほうが、その現実性ははるかに高いのではないかと考えております。

そのような思いから、まず、気候変動に関し、どのように受け止めておられるかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地球温暖化に伴う気候変動は、世界各地で海面水位の上昇や干ばつの増加、生物多様性の喪失を引き起こし、食料不足、健康リスクの増大など、多岐にわたって深刻な影響を及ぼしております。

国内におきましても、線状降水帯による局地的な大雨が増加するとともに、昨年8月には41.8度という観測史上最高となる気温が記録されるなど、近年の急激な気候変動は、予測を上回る速度で進行しております。県内においても、度重なる災害により、そのことを私どもも実感しているところであります。

持続可能な社会を次世代へ引き継ぐことは、現役世代の我々に課せられた重大な責務であります。この急激な気候変動により、今後、長年にわたり、県民の安全・安心な暮らしや本県産業を脅かす重大な局面にあることに、私も強い危機感を抱いております。

○坂口博美議員 今お答えいただきましたように、今、地球温暖化に伴う気候変動というのは、私たちの想像をはるかに上回るスピードで進行しております。そして、その影響も、もはや遠い未来の出来事ではなく、今まさに私たちの目の前に突きつけられた現実となっております。

本県においても、夏季の記録的な猛暑はもとより、線状降水帯による激甚化する集中豪雨、そして大型化する台風など、自然の猛威はかつてないものとなっております。本県の基幹産業である農業や水産業を取り巻く環境は、まさに存立の危機とも言える厳しさに直面いたしております。

食料供給基地としての誇りを持ち、この未曾有の危機を県としてどのように乗り越え、いかにして次世代へと確実に引き継いでいくのか、これは今、本県が取り組むべき最重要課題の一つであると確信しております。

この急激な気候変動が本県の農業や水産業に及ぼす影響についての考え方を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地球温暖化に伴う急激な気候変動は、本県の農業や水産業に具体的な影響として現れているものと認識しております。

農業分野では、昨年の記録的な高温により、ヒノヒカリの一等米比率が過去最低の7.4%となり、畜産分野では、乳用牛1頭当たりの年間乳量が、令和3年度の8.6トンに対して昨年度は7.7トンと、約10%の低下が見られております。また、水産分野では、ちりめんの原料となるイワシシラスを漁獲する船引き網において、昨年の漁獲量が50年間で最低になるなど、厳しい現状を確認しております。

気候変動は既に生産現場に目に見える形で影響を及ぼしており、産地の維持自体が脅かされる状況を招きかねないと考えております。

○坂口博美議員 米の品質とか量だけでなく、種もみの発芽率にまで影響してきましたよね。だから深刻かなと思っております。

こういった記録的な高温による米の品質低下など、農水産業の深刻な現状を伺えば伺うほど、このままでは宮崎の農業そのものが維持できなくなるのではないかという強い危機感を禁じ得ません。

今、生産現場で起きているのは、単なる気候の変化ではありません。このまま手をこまねいていれば、将来、宮崎が誇るブランド農産物が育てられなくなる。すなわち、産地消滅の危機に直面するのだと私は認識しております。

確かに、多額の資金を投じて環境を完全にコントロールできれば、安定生産は可能かもしれませんが。しかし現実には、多くの生産者にとって、採算を度外視したような設備投資は現実的ではありません。

設備に頼れる一部の経営体だけが生き残るのではなくて、今まさに宮崎で踏ん張っている普通の農家、そして産地を守るためには、これまでの延長ではない、気候変動に適応した新たな農業の構築を直ちにスタートさせていく必要があります。

本県の農家がこれからも宮崎の地で希望を持って農業を続けられるよう、急激な気候変動に対して県はどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 急激に進行する気候変動に対応するためには、直ちに実施できる当面の対策により、可能な限りの影響緩和を図りつつ、新品種育成などの抜本的な対策と

両輪で取り組むことが必要であると考えております。

具体的には、当面の対策として、一部品目で導入されている施設園芸ハウスのヒートポンプ冷房や遮熱資材の各種品目への応用、開発した高温耐性品種の迅速な普及を推進します。

また、抜本的な対策として、高温下でも品質低下が少ないなど、遺伝的特徴を確実に識別できるDNAマーカーを利用した効率的な育種等の技術導入を加速します。

加えて、一層の温暖化にも対応できる作物の選定も進め、さらなる気候変動対策に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ありがとうございます。今はDNAマーカーも相当データ蓄積が進んでいるでしょうから、様々なことに対応できるのかなとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきたい。

こういった即効性のある対策あるいは技術を駆使した、将来を見据えた研究開発の重要性については、私も部長同様、強く認識しているところであります。

ですがしかし、気候変動のスピードというのは、私たちの想定をさらに上回る勢いで加速しております。これまでの育種技術の改良や現状の延長線上の対策だけで、この産地消滅の危機に打ちかつことができるのか、私はさらなる革新的なアプローチが必要ではないかと考えております。

その手法の一つとして、以前、私が提案いたしましたエピジェネティック変異の活用というのが挙げられます。この技術は、遺伝子を操作することなくストレス耐性を高められる画期的な品種開発の手法であります。現在、総合農業試験場においても取組が進められておると

伺っております。

エピジェネティック変異を活用した総合農業試験場での取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） エピジェネティック変異の活用は、従来の交配と選抜による育種に比べて、品種改良期間の短縮が期待される技術であり、本技術により、農作物に病害抵抗性等を従来より効率的に付与する研究成果が報告されております。

総合農業試験場では、令和8年4月、本技術に先駆的に取り組んでいる三重大と共同研究契約を締結し、本県で育成したWCS用稲「ミナミユタカ」のいもち病抵抗性の強化にこの技術を活用した試験研究を開始しております。

今後とも、大学や国等との連携を深め、新技術を導入することで、急激に進行する気候変動に対応できる品種育成に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 かなりのスピード感を持ってこれに取り組まないと、競争に負けてしまうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますしまして、続けて、フードアクセスに関し伺います。

これまで議論してきたとおり、地球温暖化に伴う異常気象が世界各地で頻発し、我が国の農業生産にも深刻な影響を及ぼしております。加えて、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰など、昨今の国際情勢の不安定化等を踏まえると、食料の多くを海外に依存する我が国にとって、食料安全保障の確保というのは喫緊の課題であります。

こうした厳しい情勢下においても、食料生産を維持し、全ての人々に食料をしっかりと届けるフードアクセスの確保は、極めて重要な課題

であります。

食料供給基地として重要な役割を担う本県がフードアクセスの確保にどのように対応していくのか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、全国第7位の農業産出額を誇る食料供給基地として、気候変動の中でも安定的に食料を生産し、様々な流通を経て、消費者まで責任を持って届けるフードアクセスを確保する責務があるものと考えております。

このため県では、本年から現地栽培が始まります暑さに強い米「ひなた舞」など、気候変動に対応できる品種の育成を加速させるとともに、担い手が減少する中にあっても、農地の集約・区画拡大による生産基盤の強化や、施設園芸におけるデジタル技術の導入、さらには、大規模ハウス団地の整備の推進など、本県農業の生産力を一層高めてまいります。

さらに、選果場等の共同利用施設の集約・機能強化や物流のモデルシフトを推進し、食料の安定的な輸送体制を確保するとともに、中山間地域等における食料アクセスの維持に向けて、移動スーパー等の物流ネットワークづくりにも取り組んでまいります。

県としましては、県民、そして国民の皆様が将来にわたって、本県の安全でおいしい農産物をいつでも安心して食べられるという当たり前の日常を守るため、しっかり取り組んでまいります。

○坂口博美議員 今の答弁にありましたように、共同利用施設の集約・機能強化など、食料の安定供給という観点において、また卸売市場も同様な重要性を持つ施設かなと思います。

本県では、県民へ食料を供給する上で、宮崎市中心卸売市場の果たす役割には大変大きいも

のがあると考えますが、南海トラフ地震による津波被害等のリスクを考慮すると、災害時にその役割を果たせるのかが疑問であります。

宮崎市中心卸売市場の開設者は宮崎市だと思いますが、地震・津波等の大規模災害発生時における宮崎市中心卸売市場の事業継続計画、いわゆるBCPについて、県の認識を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 卸売市場のBCPについては、卸売市場法に基づく基本方針において、開設者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、BCPの策定に努めることとされております。

宮崎市中心卸売市場については、開設者である宮崎市が宮崎市業務継続計画を定め、災害が発生した際には、3時間以内に施設の被害状況調査及び応急措置を講じるほか、3日目までには、必要に応じて全国中央卸売市場協会とも連携し、生鮮食料品の調達業務を継続するものとされております。

県としましては、万一の災害時にも卸売市場が業務を継続できるよう、平時から宮崎市と計画の実効性について意見交換してまいります。

○坂口博美議員 本県では、令和6年8月に発生しました日向灘地震において、日南市で震度6弱を観測し、全国で初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、数十年から百数十年に一回程度発生する比較的規模の大きなレベル1津波や、おおむね千年に一回程度発生する最大クラスのレベル2津波に対する平常時からの備えの重要性を改めて強く認識したところであります。

また、今年2月に見直しが公表された、本県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定では、死者数が約1万1,000人、住宅被害――

これは全壊ですけれども——が約8万2,000棟と、大変甚大な結果を想定しております。

切迫する南海トラフ地震による津波被害に対して、県民の生命・財産、暮らしを守るためには、災害の発生を想定し、人的・経済的被害を軽減するために、事前の備えや対策を講じる事前防災の取組を進めていくことが大変重要であると考えます。

津波対策におけるハード面での事前防災の取組について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 津波対策におけるハード面の事前防災につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議で取りまとめられた「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する比較的規模の大きなレベル1津波に対する施設整備を行っております。

具体的には、河川事業では、宮崎市の加江田川における堤防のかさ上げや新別府川における樋門の自動閉鎖化、海岸事業では、護岸のかさ上げや防潮堤の整備、宮崎港など県内3つの重要港湾では、レベル1を超える津波に対して、粘り強い構造とする防波堤の補強工事など、事前防災対策としてのハード整備に取り組んでいるところであります。

○坂口博美議員 知事は2月議会で、次期5期目に向けた3つの挑戦を掲げられ、その中の1つである未来に向けた社会基盤のレベルアップを実現するため、自然災害から県民の暮らしを守る県土強靱化に向けて、集中的かつ計画的に整備を進めていく旨、答弁されております。

そしてまた、先月末の御自身の県政報告会では、今後4年間で南海トラフ地震による津波被害等から県民の命を守るための投資をしっかりと

行う旨の発言もなさっております。

南海トラフ巨大地震の津波被害となれば、その被害は極めて甚大になることが想定され、特に宮崎市では、先ほども伺いました食の安定供給を担う中央卸売市場や、地域災害拠点病院である宮崎善仁会病院など、重要な施設が沿岸部に集積しており、これら重要施設あるいは周辺道路などが被災すれば、県民生活に深刻な影響が出ることは明白であります。

改めて申し上げますが、災害時でも県民が食べ物を確保できること、医師が患者に対し必要な措置ができることなど、いかなる状況下でも県民の生活を支え抜くことこそがおのおのの最終責任であり、BCPはそのための手段にすぎません。

例えば、宮崎市のBCPにおいては、全国中央卸売市場協会との連携——これは先ほど部長答弁にもありました——などによっても品物の確保に努めるなどを内容としておりますが、これもアクセスができなければ無意味であります。これを可能とするには、施設管理者によるソフト対策と津波防御施設等のハード対策を柔軟に組み合わせ、仏作って魂入れずという状況をつくり出さないようにすることが不可欠であります。

そのためには、県において一ツ葉有料道路のかさ上げを行い、防潮堤の機能を持たせる手法が極めて有効であると考えております。被災してから造り直すより、今、予算をかけてでも強化したほうが、結果的には財政を圧迫せずにも有効な対策を取れると思います。そして何よりも、今やっておくことで、万が一の際には守れる命が数多くあり、捨てずに済む命を数多く助けられることになるのは明らかであります。

災害時に拠点となるような施設が集積するエ

リアについては、レベル2津波に対する整備を行うなど、県土強靱化を一層加速すべきだと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ巨大地震による津波は、社会インフラに甚大な被害をもたらすことが想定されております。市場や病院といった産業・経済や、救助・救援のための拠点となる施設が被災すれば、県民生活に深刻な影響を及ぼすことは避けられません。

宮崎市の沿岸部を南北に走る一ツ葉有料道路のかさ上げは、東日本大震災で盛土構造の道路が防潮堤の機能を発揮したように、浸水被害の軽減や避難時間の確保につながる有効な手段であります。このような災害時に拠点となる施設が存在するエリアでは、レベル2津波に対してもハード対策を講じていくことが、事前防災の観点からも極めて重要であると認識しております。

私は、口蹄疫やコロナへの対応、さらには幾つもの自然災害への対応を経験する中で、県民の命を守ること、そして暮らしや経済の安定を図ることは、知事に課せられた最大の責務であるとの認識を強くしております。

県土強靱化を一層加速するためには、予算確保など様々な課題がありますが、県民の命を守り、経済活動を支える未来への投資と位置づけ、全国知事会の地方税財政常任委員長でありますとか国土強靱化推進会議の地方行政代表委員としての立場、さらには、これまで築いてきた人脈も最大限活用しながら、私が必ず実現するという強い決意の下で、社会基盤のレベルアップに全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

質問は以上なんですけれども、私は先ほどの質問の中で、「農は国の基である」といったよ

うな言葉を紹介しました。これは実際は太宗が言った言葉なんですけれども、古くは唐の時代と言いましたが、唐の時代よりも600年かそれ余り前になるのでしょうか、春秋時代、このときに既に管仲が、農とか基という言葉は使っていないんですが、「倉廩実ちて礼節を知り、衣食足りて榮辱を知る」という言葉を言っております。

つまり、倉の中がいっぱいになって初めて人は礼節をちゃんと守れるんだということ、衣食が満たされて初めて人は榮辱——やるべきこと、誇り、それとやってはならないこと、恥、こういったものを知るんだということを、紀元前500～600年ぐらい前に、その時代から言われているんです。

それがずっと今でもあって、近代日本では、例えば「農は国の基なり」「農榮えて国よく治まり、食足りて人は平和なり」といったようなたくさんの言葉をいろんなリーダーたちが残しています。

ですから、知事も当然、今の答弁とかこれまでの姿勢を見ていると、農がいかに大切か、宮崎では特に守らなければいけない産業だということは、よくよく承知され、取り組んでおられる。

そこを考えてのお願いなんですけれども、宮崎の農業は俺が守らずして誰が守ると、おいらなくして誰がやるという強い決意、理念、信念といったものを持って、ぜひ宮崎農業をさらにさらに発展させて、これから先も全国に責任を持つ供給県としての役割というのをしっかり果たしていただくことを心から求めまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問を進めてまいります。

4期16年目に入った河野県政ですが、本県の財政が脆弱な状況で、財源の確保、予算のやり取り等、財政の健全性を保ちながら、これまで、県土強靱化をはじめとする県民の生命と財産、生活を守る政策や、スポーツランドみやざきの構築、インフラ整備など本県が成長するための政策等着実に進められてきたことは、大きな評価に値すると思います。

しかし今、我が国は、長期化する円安での物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化でホルムズ海峡の事実上の封鎖状態が続く中、石油化学製品（化学繊維、塗料、接着剤）等の基礎原料であるナフサの供給不安が高まる状況、いわゆるナフサショックで、建築、医療、食品包装、自動車部品、日用品など幅広い製品に影響を及ぼし、全国的に経済と国民生活に影響が広がっています。

解決の要となるホルムズ海峡の開放についても、トランプ大統領の発言とイランの態度が二転三転して先が見えない状況で、この状況が続けば多くの業種で死活問題につながりかねず、私自身にも事業者の方々からせっぱ詰まった切実な声が寄せられています。大変な問題だと思います。

また、事業者においては、なかなかうまくいかない価格転嫁の中、働き方改革や賃金の引上げ等、本当に厳しい状況にあると感じています。

先ほど坂口議員からも、不安定な世界情勢がもたらす国際問題について質問がなされました

が、中東情勢に伴う県内への影響をどう認識し、現在どのような対策に取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

また先日、国の補正予算が成立し、重点支援地方交付金が配分されることになりましたが、これまで国に対してどのような働きかけを行ってきたのか知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、中東情勢についてであります。

本県においても、燃料や原材料等の供給の不安定化や価格上昇に伴い、製造業をはじめ、建設業、農林水産業など、幅広い分野の影響が顕在化しております。

さらに、今後、事態の長期化により、食料品や日用品についても一段と物価高が進むことが懸念され、県内経済や県民生活に深刻な影響が及びかねないものと、非常に強い危機感を抱いております。

これまでも、関係団体へのヒアリングによる県内の影響や国の動きなどについて、情報共有に努めてまいりましたが、情勢が厳しさを増す中、先月には、各部局長で構成する情報連絡会議を新たに設置し、事態が急速に動くことも視野に入れ、緊張感を持って対応に当たるよう指示したところであります。

このような体制の下、現在、2月補正予算等において計上しました総額約181億円の物価高対策関係事業の早期の執行に努めておるところであります。

また、事業者向け相談窓口の設置や融資対応、ホームページ等による支援策の周知など、県として現状取り得る対策に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

なお、先日、国の補正予算で措置されました重点支援地方交付金に関し、国と歩調を合わせたエネルギー支援等につきましては、今議会への追加提案も含め、早急に対応を検討するとともに、他の分野についても、引き続き県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築してまいります。

次に、国への働きかけについてであります。

本年2月末にホルムズ海峡が事実上封鎖されて以降、中東情勢は不透明さを増す一方であります。私は当初から、事態の長期化と県民生活への影響を懸念していたところであります。

このため、3月には、来県された自由民主党の小林政務調査会長に対し、さらには、5月の国への「みやぎの提案・要望」活動においては、自由民主党の鈴木幹事長や関係省庁に対し、燃料油・石油関連製品の供給確保や目詰まりの解消、交付金の追加交付などの措置を講じるよう、直接要望を行ったところであります。

また、九州地方知事会長としても、「中東情勢に伴う影響への対応」を特別決議に追加しております。

さらに、全国知事会においても要望を行っておりますが、地方税財政常任委員長の立場からも、その要望項目の中に財源の確保等を盛り込んだところであります。こうした地方の声を届ける活動というものが、今般の国の補正予算の動きにもつながったものと考えております。

県民生活や経済活動を守っていくことは、知事として最大の使命でありますことから、引き続き、国に対して必要な対策を強く求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 この中東情勢は本当に長期化が予想されますので、答弁にありました各部局

長で構成する情報連絡会議を中心に、国の動向や本県への影響をしっかりと把握、見極めて対応していただくよう要望します。

また、今回成立した国の令和8年度補正予算では、中東情勢のリスクを最小化するとともに、地域の実情に応じた支援を行うため、重点支援地方交付金として1,000億円が追加されております。そのうち、本県への配分は約8.5億円と伺っておりますので、適宜追加対応できるようお願いいたします。

また、中東情勢が長期化するにつれて、今後、本県経済において様々な面で影響が出てくるのが懸念されますので、これからも国に対して重ねて要望活動を行っていただくようお願いいたします。

冒頭に申しましたように、中東情勢の大きな問題は、ナフサの供給不足に不安が広がり、幅広い製品の値上がりや供給不足が連鎖的に起きている経済ショック、いわゆるナフサショックです。調べたところ、我が国は、ナフサ供給の約4割を中東から輸入しており、今の中東情勢、ホルムズ海峡の混乱の影響を受けやすい状況にあります。

高市政権は、輸入済みナフサや国内精製分、中間製品在庫を含め、当初は少なくとも4か月分を確保していると説明し、その後、中東以外からの調達拡大や備蓄原油の活用により、ナフサ由来の化学製品は年度を越えて供給可能との見通しを示しましたが、総量が確保されていても、先行きの不安による企業の在庫積み増しや流通段階での偏在が生じれば、必要な企業や現場に原料や資材等が行き渡らない、流通の目詰まりが生じるわけです。

国では目詰まり解消に全力を注ぐとしておりますが、一方で、原材料が行き渡らないといっ

た声があるのも事実です。県でもこのような声をしっかりと聞いていただく必要があるかと思っています。

今議会の冒頭、知事の提案説明にありましたように、本県では、中東情勢の緊迫化に伴う中小企業からの経営・金融相談に対応するため、米国の追加関税措置等に加えて、中東情勢の緊迫化に関する相談にも対応する中小企業特別相談窓口を3月19日から設置していますが、相談窓口ではどのような相談が寄せられているのか、また、それを受けて県はどのような支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県や商工会などの商工団体等に設置した相談窓口には、資材の仕入価格高騰や調達困難に関するもののほか、資金繰り支援や補助金活用を求めるものなど、受付を開始した3月19日から5月末までに89件の相談が寄せられております。

このため県では、中小企業融資制度の対象に中東情勢緊迫化の影響を受ける事業者を追加し、円滑な資金繰りを支援しております。

また、2月補正予算で計上した物価高対策については、事業者の生産性向上等を支援する県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業などの早期執行を図っており、これらの取組を金融機関や商工団体等と連携して周知しております。

今後とも、社会情勢の変化やその影響を的確に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 住宅業界では、ウッドショックを超える未曾有の危機を感じているのをはじめ、ほかにもコロナのときよりもつらさを感じている業種の方もいるようですので、この窓口相談自体の周知と、相談に対応できる制度、事

業の周知徹底を要望します。

次に、内水面漁業の振興について質問します。

県内には、各河川38の内水面漁業協同組合で組織しています宮崎県内水面漁業協同組合連合会がありますが、日頃から、水産資源の維持・増殖管理、河川の環境保全等の推進に取り組んでいます。

県におきましても、様々な御支援、御配慮をいただいておりますが、近年の内水面の状況は、災害級の大雨や台風の大型化、線状降水帯の多発などに伴う山崩れにより、大量の土砂が河川に流入・堆積することで、洪水の危険性が高まるとともに、水産資源及び生態系への影響も懸念されています。

河川に堆積した土砂を掘削する工事においては、生態系への配慮が必要と考えますが、県ではどのような考えの下、取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 近年の激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、県では、国土強靱化予算等を活用し、重点的に河川の掘削工事を実施しているところであります。

河川は、多種多様な自然環境を有していることから、工事を行う際には、生態系を含めた河川環境への影響をできる限り少なくする工夫や配慮が重要と考えております。

このため、工事関係者を対象とした多自然川づくりに関する研修会の開催や、生物の生息環境等に配慮した施工について学識経験者から助言をいただく「川づくりアドバイザー制度」の活用などを通して、生態系などに配慮した工事に取り組んでいるところです。

県といたしましては、引き続き、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

○野崎幸士議員 川づくりアドバイザー制度とありました。被災後の復旧工事では、一連区間の河川整備に大規模かつ迅速な対応が求められることから、事業者は多自然川づくりを推進するための河川の生態系等を調査・検討する時間が限られるため、多自然川づくりに関して広範な知識を持つアドバイザーから、事業者の要請に対して助言を行う制度です。

このような制度をしっかりと推進しながら、その河川が本来有していた良好な河川環境の保全や、自然景観の保全・創出に配慮した事業を行っていただくよう要望します。

さて、本県の多くの河川には古くからダムが建設され、治水をはじめ電力の供給等に貢献しています。

近年、気候変動による異常気象の激甚化・頻発化により、河川への影響が大きくなっており、耳川では九州電力がダム改造を行い、ダム通砂が行われています。

一部では、土砂の堆積により、アユ、ウナギなどの魚類の生息場所に影響が出ているとの声を聞いておりますが、県では、耳川のダム通砂の影響をどう評価し、土砂堆積に関してどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 耳川では、九州電力において、治水や利水、河川環境の改善を図ることを目的として、大規模な出水時に、ダムへの流入土砂を下流に流すダム通砂運用を実施しております。

県や九州電力などでは、通砂後の耳川の状況を調査しており、学識経験者や地域住民等で構成される委員会がその結果を基に、通砂の影響や効果を評価しております。

昨年の委員会では、ダム下流域の治水安全度

は維持傾向にあると確認され、環境面におきましては、一部で土砂移動による瀬やふちの形成が見られるなど、河川環境の再生が確認されております。

しかしながら、局所的に土砂が堆積し、治水安全度の低下が懸念される場合には、掘削等に取り組むこととしております。

○野崎幸士議員 調べたところ、九州電力におけるダム通砂実施結果の評価の流れは、京都大学、九州大学、ダム技術センター、県、国土交通省等で構成する耳川水系ダム通砂技術検討委員会で評価し、環境面においては専門性が高いので、京都大学、九州大学、熊本大学、電力中央研究所、県で構成する河川生態環境ワーキンググループで別途議論し、その結果を地域住民、関係者で構成する耳川水系総合土砂管理評価・改善委員会に提示していただいて、説明、議論し、評価していただくことになっております。

その評価で治水安全度が懸念されない結果でも、広大な耳川水系ですから、場所によっては土砂が堆積している箇所があるかもしれませんので、内水面関係者をはじめ、地域住民からの情報、御意見に真摯に対応していただくことを要望いたします。

ここからは、生態系は、山、川、海の一体的なつながりで保全されているという観点から質問を進めてまいります。

県では、森林の多面的機能を確保しつつ森林資源を循環利用し、適切な森林整備が推進されていますが、森林伐採時に重機等による搬出の際につくられる搬出路によって、一時的にはありますが山肌がむき出しになり、大雨の際には河川に濁水が流出することもあるようです。

森林の伐採時における河川への濁水流出防止

に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県では、森林の不適切な伐採や搬出作業による濁水の流出等を防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や適正な搬出路の開設方法などをまとめたガイドラインを作成しております。

このガイドラインにつきましては、伐採事業者に対して、リーフレットの配布や研修会の開催によって周知を図るとともに、市町村や森林組合等と連携し、伐採届の受付時や伐採現場パトロールなどの機会を通じて、その遵守を指導しております。

また、河川等への濁水流出が懸念される伐採跡地につきましては、梅雨時期の前などに市町村等と連携して調査を行い、伐採事業者に対し必要な対策を講じるよう指導しております。

○野崎幸士議員 作成しているガイドラインの内容での作業の遵守や、さらなるパトロールでの監視の強化等を要望いたします。

次に、水と緑の森林づくり税や森林環境譲与税を内水面の生態系保全活動に活用できないか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 水と緑の森林づくり税は、県と県民が協働して実施する森林（もり）づくりやその機運醸成につながる取組に充てており、森林ボランティア団体等による植樹活動や、地域や学校での森林環境教育のほか、台風等により堆積した流木の撤去などに活用しております。

また、県に譲与されます森林環境譲与税は、森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされており、みやざき森林経営管理支援センターの運営や、みやざき林業大学校での新規就業者の育成などに活用しております。

このような活用状況にありますことから、議員御提案の内水面の生態系保全活動につきましては、どちらも活用対象とはしておりません。

○野崎幸士議員 税にはもちろん目的があることは承知していますので、内水面の生態系保全活動に活用できないことは理解しました。

森林の保全が河川の保全につながることを鑑みれば、間接的にこの2つの税が河川環境の保全にも活用されていると思いますので、よりよい森林整備の推進を要望します。

さて、県内の河川には、水田などへの農業用水の取水や、流量や水位を調整するために、河川を横断する施設、頭首工が多く存在します。

しかし、その頭首工の中には古くに造られたものもあり、今や田畑が住宅地などになり、受益地、受益者がなくなっていたり、管理者が不明であったり、放置された状態にあるものも見受けられ、その中には、魚道が設置されていなかったり、設置はされてあるが、その機能を果たしていなかったりする頭首工も存在します。

10年前の平成28年2月定例議会でこの件に関して質問していますが、当時は、県内1,235か所の頭首工のうち、宅地化などで受益地がなくなり、現在利用されていない頭首工が85か所、また、魚道が設置されていない頭首工が1,112か所あるとの答弁をいただいております。

県内の頭首工のうち、利用されていない頭首工と魚道が設置されていない頭首工の数について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 河川等から農業用水などを用水路へ引き入れるための頭首工につきましては、県が把握しているものが御質問と同数の1,235か所あり、このうち、農業に利用されていない頭首工は85か所、また、魚道が設置されていない頭首工は1,111か所となっ

ております。

なお、魚道が設置されていない頭首工のうち、194か所については、可動式となっており、魚道設置に近い効果があるものと考えております。

また、河川との高低差が低い頭首工は54か所、堰板により取水する頭首工が327か所あり、これらの比較的小規模な頭首工については、魚の遡上に一定の効果があるものと考えております。

○野崎幸士議員 河川に生息する魚には、生涯、河川の上流と下流、海を行き来する回遊魚がいます。河川にダムなど特に魚道のないものは、回遊する魚には大変な障害となり、遡上が妨げられ、その河川からは回遊する魚が減少していきます。

そのため、県内各内水面の方々は、毎年アユやウナギ等の放流を行い、資源確保に努めているわけですが、頭首工への魚道設置の必要性に対する所見と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 頭首工の魚道設置につきましては、河川における魚の遡上に効果があるなど、生態系への配慮の観点から有効な対策であると認識しております。

一方、魚道の整備には、地元の費用負担が必要であることから、施設管理者等の同意が得られた箇所について、頭首工の改修に併せた一体的整備を行うこととしております。

なお、議員から前回御質問のありました平成28年度以降で申し上げますと、新たな魚道設置が1か所、魚道が設置されているものの機能が十分発揮されておらず、改修を行ったものが4か所ございます。

今後も、河川の生態系に配慮した方策につい

て、地元市町村や施設管理者等とも意見交換を行いながら、対応を検討してまいります。

○野崎幸士議員 魚道設置には大きな予算と地元負担が必要なのは十分理解していますが、治水や取水のために設置された頭首工などは、もともとあった河川の状態を阻外しない、近いものであるべきだと思いますので、少しずつでも、1か所ずつでも、本来の河川環境に近い改修等を進めていただくことを要望します。

また、特定外来生物に指定されているコウライオヤニラミが、2017年に大淀川流域の一支流で確認され、その後の調査で、2024年現在、都城市の大淀川流域にて多数確認され、先日、清武川水域でも確認され、その生息域拡大が懸念されますので、しっかりとした対応を要望いたします。

次に、匿名・流動型犯罪について質問します。

先日、栃木県上三川町で起きた強盗殺人事件で、住宅に複数人が押し入り、住人の69歳の女性が殺害されました。

警察は事件が匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる匿流による犯罪と見て捜査していますが、その実行役の募集方法が巧妙化しており、本事件で逮捕された実行役と見られる4人は、いずれも16歳の少年で、かつて同じ高校に通っていたという高校生Aと高校生B、そして高校生Bと知人関係と見られる高校生C、この3人は神奈川県相模原市に住んでおり、一方、高校生Dは川崎市に住んでいて、4人の中には事件当日が初対面だった少年もいたようです。

また、逮捕された指示役と見られる20代の夫婦の上の立場で関与したとされる48歳の男を国際手配し、現在捜査を行っていますが、警察における匿名・流動型犯罪グループに対する対策

について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 匿名・流動型犯罪グループは、SNS等を利用して実行役を募集し、強盗殺人などの凶悪犯罪を敢行しており、大変大きな問題であると認識しております。

とりわけ御指摘いただきました栃木県の強盗殺人事件のように、少年が実行犯となるケースもあり、極めて憂慮すべき状況であると認識しております。

本県警察では、関係都道府県警察との連携の下、情報の収集・分析を強化するとともに、例えば押収したスマートフォン等の解析や通信、資金の流れの解明を進め、首謀者や指示役を含めた組織の実態解明と戦略的な検挙対策を推進してまいります。

○野崎幸士議員 匿名・流動型犯罪グループの事件を見ると、中核的な人物は自らに捜査が及ばないように、秘匿性の高い通信アプリを用いて実行犯への指示をするなど、中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSや求人サイトなどを通じて募集され、検挙されてもその都度新たなメンバーを入れ替えながら犯罪を繰り返すなど、極めて全容解明が難しいとされています。

警察の懸命な捜査、また未然防止につながる対策等、全国の警察を挙げて行っていることは、心から敬意を表します。

引き続き、このような少年を巻き込み社会を不安にさせる犯罪に対しての調査・研究に力を入れていただくことを要望します。

先ほど申したように、上三川町で起きた強盗殺人事件の実行犯は、いずれも16歳の少年でした。このように若年者が大きな事件の実行役、犯人になることは、この類いの事件の流れを見

る限り、本県でも大いにあり得ると懸念します。

学校では、匿名・流動型犯罪に巻き込まれないための未然防止の取組について、どのような指導を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒によるSNSを介した事件が全国で発生している状況を踏まえ、本県では、通常の授業の中で情報リテラシー教育の強化を図っております。

具体的には、全公立学校に学習資料として毎月配布している「みやざきの子どもを支える問題解決啓発リーフレット」の中で、匿名・流動型犯罪についても、闇バイトと併せ、取り上げております。

また、教育委員会が派遣するITアドバイザーや警察による情報モラル教室において、具体的な事例や勧誘の手口などに触れ、注意喚起を行っております。

SNSを介した犯罪は複雑化・多様化していることから、これらの取組を一層強化し、今後も継続的に指導を行ってまいります。

○野崎幸士議員 様々な未然防止対策を行っていますが、警察も闇バイト等のSNS犯罪に関する啓発も行っていますし、この類いの報道もさんざんされていますけれども、それでも少年が勧誘されてしまう。本当に悩ましい問題だと思います。

昨年1月に、仮装身分捜査、いわゆるおとり捜査が匿流に導入され、SNSによる勧誘はやりにくくなったと言われていますが、今回の事件でも、指示役がSNSではなく知り合いの高校生に声をかけています。

同じく10月、警視庁は、通称T3（匿流ターゲット取締りチーム）と呼ばれる匿流対策本部

を立ち上げ、全国から集められた約200人の捜査員が各部署と協力して情報の解析などを行い、捜査に当たっております。

また、警察庁が令和8年2月に公表した統計によりますと、匿名・流動型犯罪グループによるものと見られる資金獲得犯罪の全国の検挙者数は、令和7年度だけで1万2,178人に上っており、そのうち強盗の検挙者数では、少年の検挙が全体の約4割を占めている状況で、少年がリスクの高い役割を押しつけられる傾向があると言われております。もしかしたら、幾ら啓発しても彼らには届いていないかもしれません。

そう考えれば、さらに様々な啓発の方法を調査・研究することを要望しておきますし、子供たちに思いやりや優しさという人として当たり前の道德教育にも、もっと幼少期から力を入れていただくことも大事なかなと思います。

かけがえのない人生を目標や夢を持って大事に歩んでいけるような自分自身になるよう、教育現場での取組を強く要望いたします。

次に、狹隘道路について質問します。

狹隘道路とは、法律上の定義はありませんが、行政（都道府県、市町村）が使用する場合には、主に幅員4メートル未満の建築基準法第42条第2項で定める2項道路を示します。

狹隘道路は、道路の幅員が狭いことから車両が通行しづらいため、生活の様々な場面において支障を来す場合があります。

特に、火災発生時や救急活動時に緊急車両が進入できず、消火活動の遅れによる延焼拡大や傷病者の搬送に時間を要したり、塀などの倒壊による災害時の避難の障害の可能性もあり、狹隘道路の整備は喫緊の課題です。

直近では、昨年発生した大分市佐賀関大規模市街地火災をはじめ、令和6年の能登半島地震

や輪島市朝市通り周辺火災、平成28年の新潟県糸魚川市の大規模火災、平成7年の阪神・淡路大震災時の大規模火災など、いずれも狹隘道路が存在する基盤が未整備な密集市街地でした。

本県における狹隘道路の現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 建築基準法では、都市計画区域内において建物を建築する場合、建物の敷地は、原則として、幅員4メートル以上の道路に接する必要があります。

しかしながら、法律の施行以前から存在し、建物が立ち並んでいた道については、4メートル未満の狹隘道路であっても、法第42条第2項の規定により、いわゆる2項道路として指定し、新たに建て替えや増築する際は、原則として道路の中心から2メートル後退する義務を課しております。

これにより、将来は4メートルの幅員になることを目指しておりますが、建て替え等が進まない限り、狹隘道路は解消されないことから、本県におきましても、狹隘道路は数多く存在している状況にあります。

○野崎幸士議員 県のホームページにも狹隘道路（建築基準法上の指定道路）図が掲載されていますが、数多く存在するのが確認できます。

冒頭申しましたように、狹隘道路が多数ある地域では、火災発生時や救急活動時に緊急車両が進入できず、地域の特性によっては被害が拡大するおそれがあると考えますが、どのような対策に取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 狹隘道路がある地域では、緊急車両の進入遅れや住宅密集による延焼拡大などのリスクが指摘されており、これらの地域で災害の被害を減らすために

は、消防による地域の特性を踏まえた活動計画や、地域住民による防災の取組が重要となります。

そのため、地域を所管する消防本部等では、地震や火災などの災害発生時に迅速に活動を行えるよう、進入経路の整理、小型車両の導入、耐震性防火水槽の整備による水利の確保などに取り組んでおります。

また、地域住民の防災意識を高めるため、防災士による出前講座などの啓発活動や、避難経路に障害が発生した場合を想定した住民参加型避難訓練の実施等の取組を推進しているところです。

○野崎幸士議員 狹隘道路は、昭和25年11月に建築基準法が施行される以前から数多く存在しているわけですから、狹隘道路が全て解消されるには長い長い時間がかかる、本当に悩ましい問題です。だからこそ現状での災害対策が重要だと思いますので、答弁にありました基本となる対策の方向性をはじめ、行政による具体的な施策、地域、住民側で取り組むべきこと、計画・運用面での災害対策等、しっかり進めていただきますよう要望いたします。

特に狹隘道路での災害対策は、道路の拡幅、敷地後退による避難・消防活動の確保、防災上重要な路線の優先整備が重要と考えます。

建物を新築しようとする際に、建築基準法第43条では、建物を建てる敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければならない接道義務が定められており、その現状が建築基準法第42条第2項の道路である場合には、管轄の役所と道路の敷地後退についての協議、狹隘協議を行う必要があります。その協議は無料ですが、現地の詳細な測量や、敷地後退した後退用地の舗装や側溝の整備等、工事費が

発生します。

そこで、敷地後退の際に、県では土地の所有者等とどのような協議を行っているのか、また、測量等の費用は誰が負担するのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、後退位置の明確化を図るため、建築確認申請に先立ち、土地の所有者等と事前協議を行い、現場立会いの上、後退する位置を確定し、その後は、完了検査時に、県支給のくいやプレートの設置を確認しております。

また、後退に要する費用につきましては、基本的に所有者等の負担となりますが、一部の市町では、後退する土地を道路として寄附していただく場合、測量や登記等の費用を支援しております。

○野崎幸士議員 土地の所有者との合意の下、後退する土地を道路として寄附していただくことが所有者の自己負担軽減につながるということです。国は補助制度等、市町村としっかり共有しながら、所有者の負担軽減、そして市町村の財政負担軽減に努めていただくよう要望します。

狹隘道路対策を進める上で、敷地後退部分が後退前に戻らないよう、道路として機能し続けることが最も重要です。

しかし、敷地後退した部分に塀や植木鉢、倉庫や車両などが置かれて、道路としての機能を果たしていない事例もあるようですが、敷地後退した道路の機能を維持するための県の取組を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 敷地後退した後の道路が適切な状態に維持されていることを把握するため、県では、毎年10月に行う違反建築防止週間をはじめ、日常的な巡回の際に、状

況を確認しているところであります。

その上で、ブロック塀やプランターなどの設置により、道路としての機能が維持できていないと判断される場合には、土地の所有者等に対し、障害物を撤去するよう指導等を行っております。

○野崎幸士議員 建築確認申請時には、一連の狹隘協議、中間検査、そして完了検査、その後、質問しています道路としての機能を維持するための取組がありますので、有事の際の備えとして、しっかり厳しく行っていただくよう要望いたします。

狹隘道路は、住民の生活道路、生活に直結する身近なインフラであることから、現場に近い市町村がその対策（指定、拡幅整備事業、住民調整）等を行えるよう、国土交通省がガイドライン策定や補助制度（交付金）で後押ししています。

しかしながら、市町においては、専門職員不足や財政的な面で、その取組にもばらつきがあるようですが、狹隘道路解消に向けた市町との連携について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、狹隘道路の解消に向け、国が策定したガイドラインを市町に周知するとともに、必要に応じて、個別相談や助言を行っているほか、違反建築防止週間には共同で巡回を実施しております。

また、昨年度から、後退に要する費用への支援制度がない市町を訪問し、国の補助事業や市町の先行事例を紹介するなどの取組を始めたところであります。

引き続き、市町との連携を図りながら、安全な市街地が形成されるよう、狹隘道路の解消に向けた取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 狹隘道路に関する県の役割は、狹隘道路整備等促進事業などの枠組みで、市町村の調査、測量、分筆、登記、工作物除却などの補助や国の補助制度を活用しながら、県として市町村向けの要綱や手引、相談窓口の整備等ですが、災害時には命の道となる重要インフラですので、県土強靱化、防災対策の重点施策として認識していただき、土地家屋調査士の方々の専門的な知識とマッチングさせながら、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を形にしていっていただくよう要望いたします。

次に、本県の畜産行政、肉用牛について質問します。

全国和牛能力共進会は、5年に1度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う全国規模の和牛の品評会で、和牛のオリンピックとも言われています。

本県が誇る宮崎牛は、過去に開催された第9回鳥取大会から、長崎、宮城、鹿児島大会と、史上初の4大会連続で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞しており、全国のトップブランドとして確立され、本県の食の魅力の代表とも言えます。

その肉用牛の現状ですが、全国を見ますと、農家戸数と飼養頭数が高齢化や離農等によって減少傾向にあるようですが、直近3年間における本県肉用牛の農家戸数と飼養頭数の推移について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県肉用牛の農家戸数は、国の畜産統計によりますと、令和5年の4,700戸から令和7年には4,000戸と、700戸減少しております。

また、飼養頭数につきましては、平成22年の口蹄疫発生以降ピークとなった令和5年の26万200頭から令和7年には24万8,400頭と、約1万

2,000頭減少しております。

このうち、肉用牛生産の基盤である繁殖雌牛頭数につきましては、令和5年の8万6,000頭から令和7年には8万900頭と、約5,000頭減少しております。

○野崎幸士議員 ここ数年で農家戸数はもとより、これまで増加傾向にあった飼養頭数が落ち込んでいる状況を見ると、宮崎牛をはじめとする本県肉用牛の今後の生産基盤がどうなっていくのか、大変危惧されます。

私自身も子牛競り市等で、農家の声を直接聞いておりますが、皆さん、このまま牛が減り続けていくのか、担い手が少ない中、誰が地域の肉用牛を守っていくのか、様々な御意見をいただいているところです。

本県の肉用牛の繁殖基盤を維持するため、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手の減少や高齢化が進む中、本県肉用牛の繁殖基盤を維持するためには、農家の生産性向上と地域における分業体制の構築を図ることが重要であります。

このため県では、母牛の分娩間隔短縮や子牛の事故率低減など、農家の飼養管理技術の向上に向け、県やJA、NOSA I等が一体となった指導を強化するとともに、省力化につながる畜舎の補修・改修やスマート機器の導入等を支援しております。

また、子牛の飼養管理を担うキャトルセンターや、粗飼料の効率的な生産を行う農作業受託組織の活用など、地域内で分業化を推進する取組も進めております。

引き続き、関係団体等と連携し、肉用牛の繁殖基盤の維持・強化に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 繁殖基盤が要ですので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

次に、子牛価格についてです。これまで長期にわたって低迷が続いていました子牛価格が昨年来、上昇傾向にあり、令和8年3月の全国平均は84万2,000円となっており、4月には86万1,000円とさらに上昇が続いているようですが、本県における子牛価格の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の子牛価格は、令和4年度以降、長期にわたり低迷が続き、令和5年から6年にかけて50万円を下回る月もあるなど、繁殖農家の経営は厳しい状況にありました。

この間、県では、子牛価格対策として、国と連携した良質な子牛生産のための母牛更新の支援や、県外からの購買者を誘致するためのPR等を実施してまいりました。

これらの取組を続ける中で、子牛価格は上昇に転じ、令和7年1月以降、前年を大きく上回る水準で推移しており、令和8年4月の平均価格は86万6,000円となるなど、令和に入って最も高かった令和3年4月の83万9,000円を超える水準になっております。

○野崎幸士議員 現在の子牛価格は、これまで苦しんできた繁殖農家にとっては追い風と言えますが、一方で、肥育農家にとっては、原材料である子牛の導入価格、また様々な資材価格が高騰する中で、経営の維持すら困難になるおそれがあります。

厳しい経営環境下にある肥育農家に対し、県ではどのような支援に取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 肥育農家の経営は、子牛や飼料価格などの生産コストの高騰

や、枝肉価格の伸び悩み等により、厳しい状況にあります。

このため県では、コスト低減等の経営改善に取り組む肥育農家に対し、肥育素牛の導入頭数に応じた奨励金を新たに交付するとともに、国のセーフティーネット対策である牛マルキンの生産者負担金の一部を助成するなど、経営安定に向けた支援に取り組んでおります。

あわせて、出口対策として、県産牛肉のさらなる消費拡大を図るため、牛肉消費券の発行や県内各地での販売促進イベントの実施に、J A等と一体となって取り組むなど、国スポ・障スポも見据えながら、様々な機会を捉えたPR活動に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国においては、肉用牛の肥育期間を短縮し、出荷月齢を早める取組を支援する事業もありますので、肥育農家の実情に寄り添った支援を行っていただくよう要望します。

一方、子牛の導入価格のほか、先ほどの答弁にもあったとおり、畜産用飼料の主原料であるトウモロコシや大豆などの穀物の国際価格は、世界有数の穀倉地帯であるウクライナの情勢不安の長期化や円安、そして世界的な需要増加を背景に高止まりしておりまして、飼料穀物の多くを輸入に頼っている我が国では、近年の円安傾向が飼料価格を一段と押し上げているようです。

また、畜産農家からは、資材の中でも牛床に使う敷料のおが粉が高騰しているとの御意見をいただきました。

木質バイオマスのペレットやチップ等、燃料の需要拡大により、おが粉も燃料の原料としての需要が増えているのが大きな要因と思いますが、本県の飼料やおが粉の価格高騰を受けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたし

ます。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、飼料対策として、令和8年2月補正予算で、国のセーフティーネット対策である配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金に対し支援を拡充しております。

また、畜産農家が稲わらを飼料として活用するとともに、牛の排せつ物を堆肥化して耕種農家に還元する耕畜連携の取組がさらに進展するよう、トラクター等の機械導入や堆肥舎等の施設整備などを支援しております。

さらに、おが粉については、粉碎したもみ殻を混ぜた低コスト敷料の製品化や普及に、民間企業と連携して取り組んでいるほか、農林振興局等に相談窓口を設置し、おが粉の入手先の紹介なども行っているところです。

引き続き、肥育農家経営の安定に向けた支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 農家さんの実情に合った支援を講じていただくよう要望します。

あらゆる生産コストが上昇を続ける中、肥育農家の収益性を向上させるためには、何より国内外での販路拡大を通じて枝肉価格の底上げを図っていく必要があると考えます。

昨年秋から枝肉相場が好調と言われながらも、和牛の実需は弱く、和牛の主戦場である外食産業でも厳しい状況が続くなど、和牛の消費が決して上向きではないようです。

このような中、政府は和牛を柱に、牛肉輸出拡大が国内の枝肉価格を下支えする重要な要素だと位置づけているようですが、本県の牛肉輸出の現状と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国内における牛肉需要が伸び悩み中、輸出拡大を進めること

は、本県肉用牛の振興を図る上で重要な取組と認識しております。

このような中、県産牛肉の輸出量は、台湾、アメリカ、香港を中心に増加傾向にあり、直近の令和6年度調査では、1,425トンと過去最高を記録しております。

また、昨年1月以降、本県初となるハラール対応の食肉処理施設から、カタールやインドネシアへの輸出も開始されました。

一方、中東情勢の悪化により、UAEへの輸出が停止するなどの影響も生じていることから、輸出先の多角化を図るとともに、関係機関と連携し、販路開拓に向けたプロモーションを実施するなど、県産牛肉のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 農林水産省も食料・農業・農村基本計画で掲げた、2030年までに農林水産物、食品の輸出目標額5兆円の達成に向けて輸出拡大に取り組んでおりまして、去年の畜産物の輸出実績は1,173億円で、2012年以降連続して増加しており、うち牛肉が最大の731億円、全体の約60%を占めています。中東情勢の影響も出ているようですが、輸出拡大の取組もしっかり行っていただくよう要望します。

これまで答弁いただいたように、肉用牛農家を取り巻く環境は、飼料・資材価格の高騰や生産基盤の縮小など、大変厳しい状況にあることが分かりました。

しかしながら、肉用牛は本県経済を支える屋台骨であり、特に中山間地域では、そこに住む人々や集落の生業を創出する機能も有していることから、肉用牛の衰退は、地域の衰退につながりかねない非常に大きな問題となるため、しっかりと支え続ける必要があると私は考えております。

このような中、冒頭に触れさせていただいたとおり、来年8月には北海道全共が開催されますが、北海道全共に向けた現在の取組及び意気込みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私が知事に就任して初めて臨んだ平成24年の長崎全共では、その2年前に口蹄疫でどん底を経験して直後の大会でありましたが、口蹄疫からの復興の象徴となる大会連覇を成し遂げた、その感動は忘れ難いものがあります。

また、前回の鹿児島全共では、最大のライバルである鹿児島での開催、言わばアウエーでの大会でありましたが、その中でも前人未到の4大会連続内閣総理大臣賞を受賞するなど、生産者や関係団体の並々ならぬ努力により、日本一の産地として確固たる地位を築くことができたものと考えております。

一方、次回の北海道全共では、開催地の北海道はもとより、技術レベルを飛躍的に向上させた他県が、打倒宮崎を掲げて相当の力を入れてくることが想定されます。また、暑熱対策、そして北海道までの輸送対策が課題であると考えておりまして、これまで以上に厳しい戦いになるものと認識しております。

このため、本年度は、厳しい出品条件の下で選り抜かれた候補牛の導入支援を行うとともに、出品牛が最高のコンディションで本番に臨むことができるよう、暑い中での輸送計画及び試験を通じた長距離輸送対策にも万全な準備を進めることとしております。

さらに、9月には、本番さながらに牛の優劣を競うプレ全共を開催し、候補牛のさらなる磨き上げや生産者の士気向上、そして、県内の機運醸成にも取り組んでまいります。

私自身も年明けから県内全ての子牛競り市を

回り、農家の方と意見交換をして生産現場の状況を把握するとともに、全共に向けて取り組んでおられる方々と意見交換をし、激励を行っているところであります。

そういう中で、これまで日本一を経験された方が、体調を崩されながらも次の北海道全共までは何としても頑張るんだと、そういう意気込みを語るのを聞いて頭の下がる思いもいたしましたし、しっかりと支えていかななくてはならない、その思いを強めております。

本県にとりまして全共は、宮崎牛の魅力を全国に広め、その価値を確かなものとし、生産者に誇りと自信をもたらす特別な大会であります。おかげさまで、海外も含めて宮崎牛の知名度も飛躍的に高まってまいりました。

本県畜産業の未来を切り開くことができるよう、生産者や関係団体等が一丸となって、いよいよ本格化する出品対策に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 北海道全共で日本一の称号を獲得することは、生産現場に大きな誇りと希望を与え、国内外における宮崎牛のブランド力強化、ひいては肉用牛の生産基盤の強化につながるものと考えております。ぜひとも5大会連続内閣総理大臣賞受賞を目指し、改めて宮崎牛のすばらしさを全国に発信していただきたいと思っております。

最後になりますが、知事におかれましては、本県の発展と県民の安全・安心な生活のために、これまでの経験と実績、そして培われてきた国とのパイプ、また人脈をフルに生かして、未来への創造と、先ほど中東情勢の問題にも触れましたけれども、現在山積する課題解決に向けて、私は河野県政じゃないとできないと確信していますので、全庁挙げて頑張ってください。

ようエールを送りまして、私の全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○山下 寿副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕 (拍手) 発言順位3番、北諸県郡選出、自由民主党の福田新一です。本日は、遠方より傍聴に来ていただきありがとうございます。また、インターネット等で御覧の皆様、ありがとうございます。いつものとおり、今の心境を短歌にて歌います。

「水無月に議場の空気張り詰めてそこが知りたい一般質問」

いかがですか。(拍手) ありがとうございます。

それでは質問していきたいと思っております。

知事の挨拶の中に、よく「現場の声に耳を傾けます」と出てきます。そこで、現場の声というのを最優先に取り上げていこうと考えました。

今回、一般質問のスタイルを次の流れで進めてまいります。1、地域の生の声からテーマを取り上げます。2、テーマの内容を調査、把握いたします。3、国の制度や事業を勉強した上で、宮崎で生かすにはどういう方法があるか検討します。4、県が、自治体が、地域が具体的にどう動いて結果を出せるか検討します。これを流れのベースにして質問してまいります。

まず、保育現場についてであります。

本県では強みを生かし、未来創造に向けたさらなる成長につなげるため、3つの日本一挑戦プロジェクトに取り組んでいます。

その1つが子ども・若者プロジェクトです。これは「日本一生き育てやすい県」を目指すものであり、安心して子育てできる教育環境について取り組んでいるところであります。

しかしながら、今年5月に県内の認可保育所において、保育士による虐待を含む不適切な保育が行われたことが明らかになったところであります。

保育現場において、日々懸命に子供たちと向き合うなど、安心して子育てできる環境を支える保育士の皆様がおられる一方で、こうした事案が発生したことは大変残念であります。

我が国の児童福祉の基本理念を示す児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」と規定されており、幼児期における養育や教育がその後の成長に大きな影響を与えるとの考え方が、この理念の背景にあると考えられます。

そこで、次世代を担う子供たちに対する幼児教育・保育について、知事の思いを伺います。

後の質問は質問席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

幼児期は、他者との関わりや遊びを通じて、自己肯定感や思いやりの心が大きく育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、大切な時期であります。

また、そのときの記憶というものは深く刻まれると。改めてそのことを感じましたのは、先

日、日之影で、国スポに向けたリハーサル大会、なぎなたの大会を見ました。

なぎなたは一度も経験したことがないなと思っておりましたが、ふと幼稚園のお遊戯会で弁慶をやったなど。あのときになぎなたを振り回したのかなということ思い出したわけですが、半世紀以上前のことがふと思い浮かぶ、やはり幼児期はとても大切なものをいろいろ経験して、それが糧になるということを改めて実感いたしました。

幼児教育・保育は、子供の心身の発達を促し、社会性や基本的生活習慣を育む上で、極めて重要な役割を担っているものと認識しております。

また、幼児教育・保育施設は、孤立しがちな子育て家庭の悩みや不安に寄り添う、地域の子育て支援の拠点としての役割も大きくなっておりまして、社会を支える基盤として、その重要性は増しております。

本県は豊かな自然の中で、誰もが子育てしやすく、子供が伸び伸び成長できる環境にあります。今後とも、この強みを生かしながら、全ての子供が健やかに成長し、笑顔で過ごせる社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。〔降壇〕

○福田新一議員 「三つ子の魂百まで」と言います。幼い頃に身についた性格や癖、考え方などは、大人になってもなかなか変わりません。いかに一生で大事な時期であるかを認識する必要があります。と思います。

先日、三股町保育会総会が行われました。今日、傍聴に来られておりますが、参加者と意見交換等を行い、後日、保育に関して2つの要望がございました。

1つ目が、保育士確保に関する助成金を宮崎

県内で統一してほしいというものです。保育士不足はどの自治体でも深刻であります、採用などに当たり市町村間で助成金に差があると、保育士の偏在が進み、地域において必要な保育を受けられなくなるという事態が想定されるというものであります。

2つ目は、宮崎県内の保育料の完全無償化を求めるものであります。どの地域に住んでいても一定の水準の教育・保育環境を保障し、地域や家庭によって、幼児期における様々な成長の機会が大きく左右されるべきではないという考えが背景にあります。

そこでお聞きします。保育料の無償化について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 保育料は、全国一律で、既に3歳以上は無償とされていることから、県では、市町村と連携し、国の制度に上乗せする形で、3歳未満の第2子保育料のさらなる負担軽減を行っております。

保育料無償化の実現に当たっては、財政負担が大きく、包括的な仕組みづくりが必要であり、国において全国一律での実施を図るよう、引き続き、全国知事会のほか、あらゆる機会を通じて、国に働きかけてまいります。

○福田新一議員 保育料完全無償化や保育士確保に関する助成金の県内統一を望む理由としましては、自治体の隣同士で協働ではなく、園児や保育士の不自然な偏りが始まっているからです。

近年、保育現場を取り巻く環境は大きく変化しております。核家族化の進展に加え、子育てに対する価値観も多様化しており、保育所は従来にも増して、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。

私自身、県内の保育関係者から話を伺う中

で、子供への保育はもとより、保護者との信頼関係の構築や相談対応、家庭との連携に丁寧に向き合っている実情を耳にしております。

また、保護者が抱える悩みや課題も複雑化しており、保育所だけで対応することが難しい事例も増えているという声もあります。

子供の健やかな成長のために、こうした環境に置かれている保育園をサポートする必要があると考えています。

そこで、保護者への向き合い方など、園が抱える課題に対する県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 共働き世帯の増加や家庭環境の多様化など、子供たちや保護者を取り巻く環境は複雑化しております。

そのため、保育現場の保育士等に求められる役割も多様化しており、幼児教育・保育施設が子育て支援を実施する中で、対応に苦慮することもあるものと認識しております。

このような中、県では、幼児教育センターを拠点に、幼児教育の専門的な知見と豊富な経験を有するスーパーバイザーによる訪問支援や、現場のニーズに対応した研修を通じて、幼児教育・保育施設が地域の子育て支援の拠点としての役割を十分に果たせるよう、引き続き支援してまいります。

○福田新一議員 幼児教育センターのスーパーバイザーの訪問支援に期待いたします。

私自身の幼児期、そして子育てを振り返ると、家庭での何げない瞬間がかけがえのない二度と戻らない瞬間であり、父や母の愛が一生折れない心の背骨をつくってくれたと思います。

今と昔では子育てを取り巻く環境が違いますが、保育現場と家庭が互いに理解し合いながら、協力して子供を育てていくことができれば

と思います。

次に、農業の地域計画についてです。

多面的機能支払制度は、農村地域などにおいて、水田などの農地の水路や農道などの整備に有効に利用されていますが、この制度は、単なる維持管理といった保全活動だけでなく、今後の農地の在り方などについての検討にも活用できるものとなっております。

私の地元三股町でも、目先の維持管理を繰り返すのではなく、多面的機能支払制度を活用して、その地域における農地の将来像を見据えた、しっかりとした検討を行った上で、保全管理を進めるべきではないかという声が上がっています。

担い手農家が減少する中、多面的機能支払制度に取り組むことによる地域への効果について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 多面的機能支払制度は、農地や農業用施設等の維持管理といった地域の共同活動を支援することにより、国土の保全や水源の涵養など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手農家に集中する維持管理の負担を軽減することも目的にしております。

また、制度活用においては、農地や農業用施設等を将来にわたってどう適切に保全していくか、どのようにそれらの地域資源を継承していくかについて、地域全体で話し合い、検討することも必要であり、制度に取り組むことで地域での話し合い活動を活性化させる効果をもたらしています。

今後も市町村等と緊密に連携しながら、農業者や地域住民が行う地域資源の適切な保全管理を支援してまいります。

○福田新一議員 現在、県内各地では、将来の

地域農業を描いた地域計画が策定されています。地域計画は、おおむね10年後を見据えた農地の姿を示すものであり、農地利用の将来像となるものであります。

一方で、先ほどの多面的機能支払制度は、将来にわたる農地や農業用施設の保全を支える制度であり、将来的な農地利用と保全活動について、一体的な議論を行うことが可能になると考えております。

まさに、今後の地域計画について、地権者や耕作者など関係者がしっかりと議論を行うタイミングが来たと考えております。

地域計画の見直しに向けた県の取組と、見直しのために重要な話し合いを活性化させている事例を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地域計画につきましては、策定するだけではなく、継続的な話し合いにより、実効性あるものに見直していくことが重要です。

このため県では、本年4月に地域計画見直し方針を策定し、目的の明確化や事前打合せの実施など、話し合いを活性化させるためのポイントを示したところです。

また、話し合いを工夫している事例として、高鍋町では、複数の地区が一堂に会し、農業委員等が進行役を務め、将来の耕作者が決まっていない農地を地図に示し、誰がその農地を引き受けるか広域で話し合いを行っております。

今後も、こうした事例を各地域に紹介するとともに、さきに答弁した多面的機能支払制度等の場も活用しながら、地域の活動を後押ししてまいります。

○福田新一議員 農地利用の主体である耕作者だけでなく、農地の権利者である地権者も参画することで、将来に向けた円滑な農地利用につ

ながると考えております。地権者である私もぜひとも参加して、話し合いに加わって考えていきたいと思ひます。

今答弁いただきましたとおり、地域計画を単なる絵に描いた餅として終わらせるのではなく、実行可能な計画として、しっかりとブラッシュアップさせていただきたいと思ひます。

それぞれの地域の皆さんが話し合いを通じ、描いた将来像を実現させ、将来も地域農業を持続していくためには、担い手農家の皆さんに、それぞれの地域でしっかりと農業収入を得ていただくこと、しっかりともうけていただくことが必要だと考えます。そのためには、いかに効率的で生産性の高い農業を行うことができるかが重要であると考えます。

ばらばらに点在する狭い農地を行き来し、雨が降るのをじっと待つのではなく、1か所にまとまった広い農地で、使いたいときにいつでも水をまくことができる、そのような農業生産基盤が整っていることが、将来像実現の一番初めの条件になるのではと考えます。

中でも、畑地かんがい事業につきましては、作物生産に欠かすことのできない水を農地に供給するための施設を整備するものであり、現在、県内7つの地域で進められております。

そこで農政水産部長に、県内の畑地かんがい事業における整備状況を伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 天候に左右されず、計画的な水利用を可能とする畑地かんがい施設は、生産性の高い農業を行う上で重要であり、県内7つの地域で約1万7,000ヘクタールの農地を対象に整備を進めております。

これまで、国が行うダム等の整備は全地域で完了し、県が行う農地周辺のパイプラインなど関連事業の整備は、約7割の1万2,000ヘク

タールで完了しております。

整備が完了した地域では、里芋やホウレンソウなど加工・業務用野菜の作付等が増加する一方で、未整備の約3割の中には、地元の合意形成が進まず、計画どおりの進捗となっていない地域もございます。

県としましては、地域としっかりと対話し、意向を把握しながら、必要な整備を行ってまいります。

○福田新一議員 今、国が整備するダム等は全て完了、現在、県が実施する施設も整備中との答弁をいただきましたが、整備された施設については、当然のことですが、その後の維持管理が必要となります。

その維持管理は、それぞれの地域の農家の皆さんで構成される土地改良区が担うことになり、その土地改良区の賦課金収入は水利用状況に直結するものと理解しております。

このため、今後、関連事業が完了し、地域内の農地で水利用が可能となるまでの間は、土地改良区の負担も大きいものと思われませんが、農政水産部長に、国営造成施設などを管理する土地改良区への支援の状況を伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国営造成施設等は、農業用水の安定供給に向けて、地域の農業者で構成される土地改良区等において管理されております。

これら施設の維持管理は、水利用状況等に応じた土地改良区の組合員からの賦課金により運営されるものですが、費用面で組合員の大きな負担となります。

このため、国や県の支援に加え、一部地域では、市町独自の補助等により組合員の負担軽減がなされております。

県としましては、引き続き、土地改良区に対

し、各種補助制度の活用を助言するとともに、畑地かんがい用水の利用者増や水利用の拡大に向け、散水施設の設置・撤去に係る省力化技術の実証や散水実演会の開催などにより、畑地かんがい用水への理解を促進してまいります。

○福田新一議員 畑地かんがい事業は、長年にわたり多額の事業費と関係者の努力によって進められてきております。一方で、事業着手から完成まで約19年から20年という長い年月を要することから、現在のニーズに合っているのかという声も聞かれます。事業の意義や効果をしっかりと説明することも大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県立高校の在り方について質問していきます。

県立高校における令和8年度の入学者数は、前年度に比べて減少しており、いわゆる高校無償化の影響が顕著に現れています。

高校無償化が実施される中、県立高校が果たす役割について、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県立高校は、公教育として県民にひとしく高校教育の機会を保障するとともに、地方の持続的発展を支える人材育成の核となっております。

しかしながら、高校無償化に加え、少子化がさらに進むことが見込まれることから、特に中山間地域を中心に、これまで以上に生徒の確保が厳しくなることが予想されます。

先日、串間市において、地域の皆さんとの対話集会、知事との本音トークを開催したところ、福島高校の2年生が2人そこに参加しており、その生徒自ら、生徒数の減少による将来への不安というような意見も聞かれたところであります。

このため県では、将来にわたり、地域の学び

を保障し、地域が求める人材を育成することができるよう、各学校の魅力化・特色化を進めているところでありまして、これに加えて、持続可能な規模等についても、早急に検討していく必要があると考えております。

先月、国への提案・要望で上京した際、文部科学省の副大臣や審議官と個別に意見交換を行う中で、高校教育改革については、教育委員会だけではなく、県庁全体で考えて進めてほしいと、そのようなアドバイスもいただいたところでありまして、今般、大学や経済団体、県庁各部の職員等で構成します高校教育改革推進会議を立ち上げ、2040年に向けた高等学校教育改革実行計画の策定を進めているところであります。

○福田新一議員 ありがとうございます。ある私立高校では、中学校で不登校であった生徒を迎える教室を設け、立派に高校を卒業して確実なスタートを切っていく学科を設置しております。公立高校においては、そういった熱意に劣っているようなところも少しありますので、今、知事のお話にあったそういう部分をもっと拡大してほしいと思います。

現在、県では、全国からの出願を認めている学校が、飯野高校、高鍋農業高校、高千穂高校、宮崎海洋高校と4校あります。全国枠に値する魅力あるポイントを備えているのでしょうか。

全国枠の募集を行っている県立高校4校の教育内容の特色について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 本県では、全国募集を行う高校は、1学年4学級以下の学校で、特色ある教育活動や入学者の住居整備等が行われていることを要件としております。

各学校の特色ある取組としまして、飯野高校

は、地域や海外とつながる探究型学習、高鍋農業高校は、文部科学省による農業経営者育成高等学校の指定及び有機農業の実践、また、高千穂高校は、世界農業遺産をフィールドにした学習プログラム、宮崎海洋高校は、海の専門高校として、実習船「進洋丸」を活用した実習等を行っております。

○福田新一議員 説明ありがとうございます。この4校は、全国から注目を浴びるように本当に努力してほしいと思います。

ちなみに高鍋農業高校については、今年1月に東京にて行われた第9回和牛甲子園が開催された中で、取組部門で3年連続優良賞を受賞しております。

都城には、以前、県立都島高校という学校がありました。当時、生徒数が増えてきたため、それが都城農業高校、都城工業高校、都城泉ヶ丘高校と分かれていった過去があります。

今はその時代と異なり、少子化です。老朽化した県立高校施設の改修・修繕の適切な実施を行い、建物及び設備の長寿命化を図ろうとされていますが、時代は変わりました。

今や人口が減ってきている中、県立高校の数を見直すほうがよいと思いますが、県の考えを教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、令和3年3月に策定しました宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、学科改編や募集定員の調整等を実施し、魅力と活力ある学校づくりに取り組んできております。

しかしながら、想定を上回る少子化の進行や高校無償化の影響により、中山間地域を中心に地域の学びの維持が懸念されますが、県立高校には、地域活性化の核として地域の将来を担う人材の育成が求められていることから、将来に

わたり持続可能な学校として存続させる必要があると考えております。

このため、本年度策定する高等学校教育改革実行計画の中で、規模の適正化のほか、学科改編や入学試験の見直し、多様な学びの提供など、2040年を見据えた方針を示していくこととしております。

○福田新一議員 私立高校は、民間の視点で比較的弾力的な学校運営を行っているように感じます。性質が異なるため難しい部分もあるかもしれませんが、インフラ整備の進歩も含め、県立高校においても必要な見直しを検討いただければと思います。

次の質問です。循環型社会について伺います。

中東情勢の悪化につれて、ホルムズ海峡の問題やナフサ不足が人々の生活に大きく影響を及ぼしつつあります。何でも手を伸ばせば届く時代に進化した現在、生活そのものを見直すときが来たのではないのでしょうか。

いつの間にか、何でもお金を出せば手に入るという、ぜいたくな感覚に陥ってしまいました。今や節約の感覚を取り戻すときではないのでしょうか。どんどん便利になり、ぜいたくになっていく社会にちょっと待てと、便利になり過ぎた社会に踊り場を設けられたような気がします。

身近にあるものの見直し、4Rとは、リユース、リデュース、リサイクル、リフューズの4Rとあります。リユースというのは繰り返し使うこと、リデュースというのはごみを減らしていくこと、リサイクルは再利用、リフューズというのは不要なものは断ること、例えばレジ袋とか割り箸、要らないときには要らないとはっきり言うこと、この4Rを意識して取り組んで

いくときが来たような気がします。

循環型社会の形成に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 石油や金属など多くの天然資源を輸入に依存している我が国は、現在の中東情勢など、世界情勢の変化に大きな影響を受けることから、資源の消費が抑制される循環型社会への転換が重要な課題であると考えております。

県では、今年3月に改定を行った第四次宮崎県環境基本計画に基づき、循環型社会の形成に向けまして、4Rの推進や食品ロスの削減に加え、再生資源を活用した「みやざきリサイクル製品」の認定や、農業県、林業県としての強みを生かした地域資源の活用など、様々な取組を進めております。

今後とも、県民や事業者、市町村等と連携しながら、環境、経済、社会が調和した持続可能なみやざきづくりに取り組んでまいります。

○福田新一議員 本当に節電、節約のときが来たんじゃないかと捉えます。

次に、学校給食の現状について伺います。

三股町の小学校関係者と意見交換をする中で、給食の食べ残しが話題になりました。ダイエット目的で、あえて食べないというケースもあるようです。

学校給食における残食の状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県内120程度の調理場を抽出して行っている栄養摂取状況調査の結果によりますと、令和元年度から5年度までの児童生徒に提供した食事の重量に対する残食量の割合は、平均で、御飯が小学校2.3%、中学校1.3%、パンが小学校1.7%、中学校1.5%、おかずが小学校2.3%、中学校1.3%でありまし

た。

○福田新一議員 私の入手したデータでいきますと、今教育長が発表されたのは、残食率が1桁ぐらいよい結果が出ております。地元小学校のデータですけれども、苦手な食材に挙げられるゴーヤやピーマンといった食材が入ったメニューの残食率は11.6%、ハウレンソウとモヤシの甘酢あえなどは23%と高いです。データ内容の取り方が異なったのかもしれませんが。

三股町がこの残食率だったら、県全体においてはもっと残食率が高いのではないかと思ったものですからお聞きしました。

参考までに、残った給食の処理はどのように行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県内の市町村に確認したところ、残渣の量等に応じまして、廃棄物として処理しているところ、また、肥料化や飼料化など再利用しているところもあります。

○福田新一議員 給食は、子供たちに必要なエネルギーを計算して提供されています。もったいないから食べるということだけでなく、健康、教育、環境の観点からも、しっかりと完食できることが望ましいと考えます。

児童生徒が給食を残さず食べるための県としての取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒に必要な栄養を示した学校給食摂取基準に基づき提供されており、児童生徒が給食を残さず食べることは、健康な体づくりのために大変重要なことであります。

このため学校では、栄養教諭を中心に、給食の時間や家庭科等の授業において、栄養バランスのよい食事摂取や、食品を無駄なく調理することを指導しているほか、教育委員会では、弁

当の日等の推進により、食事を作ってくれた方への感謝の気持ちや、食べ物を大切にすることを育てる取組を行っております。

これらの取組に加え、引き続き、メニューを工夫した給食の提供や、家庭と連携した食に関する指導も行っております。

○福田新一議員 ありがとうございます。参考までに、中学校の現状を見ますと、担任の影響が相当あるようです。クラス担任によって指導されるクラスとほっておくクラス、そこがだいぶ違うというのもお聞きしました。

次に、消防団活動の推進について伺います。

市町村が設置する消防機関で、本業を持つ住民が非常勤特別職の地方公務員として、火災や地震、風水害など災害時の消火、救助、避難誘導や平常時の防火啓発などを行い、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下、地域防災の中核を担う組織が消防団です。

昨年度、私は、南海トラフ対策特別委員会の委員長を務めさせていただきました。どの地域にとっても消防団は重要な組織であるという認識を委員全員で深めたものでした。

また、団員定数が三股町170名、五ヶ瀬町200名、日之影町470名と、人口に対してではなく、地域の実情に応じて各自治体の条例で決められていることを知りました。地域防災の要として、行政が責任を持ってその活動を支える必要性を強く感じたところであります。

消防団にはポンプ車などの車両が配置されています。車両の多くがオートマチック車ではなく、マニュアル車であるようです。

最近の運転免許取得者の大半はオートマチック車限定免許を取得する傾向があり、地域のために消防団には加入したものの、免許がオートマチック車限定であるために、団に配置されて

いる車が運転できないという現場の声を聞きました。

自動車学校に問い合わせしてみたところ、普通自動車免許受験者の内訳は、オートマチック車限定とマニュアル車が約7対3の比率で、免許取得者の大半の方がオートマチック車の限定免許となっているとのことでした。

オートマチック車限定免許の方がマニュアル車を運転できるようにするには、「AT車に限る」とされている条件を外す、いわゆる限定解除の講習を受ける必要などがあります。その手続に5万円ほどの費用が必要となるようです。

そこで、県内の消防団が所有する消防車両におけるマニュアル車、オートマチック車の台数と、自動車のオートマチック限定免許を保有している若者が多い現状を踏まえた支援策について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 令和8年6月時点で、県内の消防団が所有する消防車両は892台あり、そのうち、65.5%の584台がマニュアル車両、34.5%の308台がオートマチック車両となっております。

近年の免許取得者ではオートマチック限定免許が多い現状を踏まえ、国は、消防団員がマニュアル車も運転できる準中型免許を取得する費用について、市町村が助成を行った場合に財政支援を行っております。

また、県では、消防団の資機材整備補助において、オートマチック車両も含めて、車両更新をメニューの一つとして支援しているところであります。

○福田新一議員 分かりました。オートマチック車とマニュアル車の比率が35%対65%のことです。町村に限ると、77%がマニュアル車と伺っております。大半の方がオートマチック車

限定免許を取得する一方で、消防団で使用する車両はマニュアル車がほとんどであるという現状を踏まえると、消防団の機能をしっかりと維持するためには、こうした現状への対策が必要だと考えますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、消防団は地域において重要な役割を果たしておりますが、条例で定める定員に対する充足率は約86%と伺っております。定員が確保できない場合、消防団の機能維持に影響が出るのが懸念されます。

県は、消防団員の加入促進についてどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防団は地域防災の要ですが、団員数は減少傾向が続いており、その組織力を維持・強化するには、若い世代や女性等の加入促進が重要な課題と認識しています。

このため県では、県内の大学、高校や公共施設での若い世代に向けた加入促進チラシの配布に加え、市町村や県消防協会と連携して、SNSやホームページで消防団の地域に根差した活動をPRするなど、団員募集に取り組んでおります。

また、女性消防団員活性化大会の開催や、取り扱いやすい軽量化された資機材整備の支援を通じて、女性団員の確保にも取り組んでいます。

このほか、消防団員の活動には勤務先の理解も必要であることから、企業訪問を実施しており、引き続き、市町村等と連携しながら、消防団員の確保に取り組んでまいります。

○福田新一議員 消防団員は、それぞれ仕事や家庭を抱えながら、地域のために活動されてお

ります。私は機会あるたびに「消防団の皆さんは地域の守り神であり、ヒーローです」と感謝申し上げています。加入促進への取組とともに、今後は仕事や家庭の両立という視点での環境づくりにも努めていただければと思います。

次に、福祉施設について質問します。

食費の問題が、特に近年は物価高騰によって、施設、利用者、家族、全てに負担が広がっています。米、野菜、肉、調味料、光熱費等が上昇し、高齢者施設や障がい者施設では、栄養バランス、嚥下対応、アレルギー対応など必要なため、一般家庭以上にコストがかかる状況です。物価高騰による食材費上昇が、施設運営を圧迫しています。

また、夜勤負担や低賃金による離職等、介護職員の処遇改善といった課題もあります。

物価高騰で厳しい経営状態にある介護事業所に対し、県としてどのような支援をしているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 介護事業所においては、物価高騰や人材確保が困難な状況が続くなど、厳しい経営状況にあります。

このため県では、物価高騰対策として、光熱水費や食材料費高騰に係る支援金のほか、マスクなどの衛生用品や災害備蓄品等の購入への支援を行っております。

また、人材確保におきましては処遇改善が重要でありますことから、給与改善に充てる処遇改善加算の取得を促進するため、社会保険労務士の派遣や加算取得に関する説明会の開催などを行っております。

今後とも、介護サービスの安定的な提供体制の確保を図るため、介護事業所の経営の安定化や介護人材の確保に努めてまいります。

○福田新一議員 人材確保における処遇改善に

成果が出ますように、実行をよろしく願いいたします。

宮崎県は現在、外国人人材確保を重点施策として進めており、先日、知事もインドネシアを訪問し、インドネシア政府や現地送り出し機関に対し、本県PR等のトップセールスを実施し、技能実習生の育成や受入れ促進に関する連携合意書を締結されたところです。

介護現場での外国人人材に期待する声は大きく、さらなる取組が必要と考えます。

外国人介護人材の受入れ状況と県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の外国人介護人材数は、令和7年6月時点で838人と1年間で約300人増加しており、介護現場の担い手として、その重要性はますます高まっております。

このため県では、海外現地での本県のPRや、事業所と外国人材のマッチング支援などの人材確保に取り組むとともに、定着に向けた住居の借り上げや改修に対する補助など、様々な取組を実施しております。

さらに、今年度から、外国人介護人材獲得強化事業により、事業者自らが海外現地で行う採用・広報活動等を新たに支援し、人材確保を一層後押ししております。

今後も、積極的な人材確保に取り組むとともに、外国人材が宮崎で長く活躍できる環境づくりをさらに推進してまいります。

○福田新一議員 県内で約300人増加している状態ですね。今年度からの外国人介護人材獲得強化事業に期待いたします。

それでは次に、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに向けての現状について伺います。

「1979年（昭和54年）に開催された第34回国

民体育大会は、テーマを「日本のふるさと宮崎国体」と名づけ、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンに、113万県民の総参加による手作り国体を目指した大会でした」と記録があります。

本大会での宮崎県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯（男女総合優勝）、皇后杯（女子総合優勝）を獲得しました。48年ぶりの宮崎県開催です。現在70歳から80歳の方は、当時20代、30代ですから、記憶もしっかりされていると思います。活躍された方も多いことと察します。その当時に負けない盛り上がりを期待されていると考えます。

山之口の陸上競技場KUROKIRI STADIUMをはじめ、県プール、テニスコート、延岡の体育館と、施設は着実に整備されているように思います。

宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた、知事の思いや意気込みをお聞きます。

○知事（河野俊嗣君） これまで県が整備を進めてまいりました県有主要施設や練習拠点が一通り完成し、本番に向けて、本県アスリートの練習に打ち込める環境が整ったところであります。

これらはスポーツの関係者からは高く評価をいただいております。私は、この国内トップクラスの施設も最大限に活用し、本県選手が切磋琢磨することで、開催県として天皇杯獲得という栄冠を勝ち取ることは、大会の盛り上げや成功についても、それからスポーツの振興を図っていく上でも、極めて重要であると考えております。

本県は、スポーツランドみやざきを掲げ、スポーツを地域振興に生かしていこうと、全国のモデルとなるような取組を進めているところで

ありまして、地元選手たちの躍動する姿や輝かしい成績は、県民に大きな感動と勇気を届けるだけではなく、本県の競技力の高さと充実したスポーツ環境を全国へ力強く発信する絶好の機会となるものと考えており、スポーツランドみやぎのブランドを一段高いステージへと押し上げる大きな原動力となるものと考えております。

このようなタイミングで国民スポーツ大会を開催できるということ、これは絶好のチャンスと捉えて、天皇杯獲得という大きな目標を成し遂げることで、次代を担う子供たちに夢をつなぎ、スポーツの力で宮崎のさらなる発展を切り開いていく、そういう強い思いを持って、官民一体となって取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。宮崎県は、日本で唯一のアスリート知事でありますから、ほとんどのこけら落としには知事が参加されており、気に入っております。本当によろしくお願いいたします。

11月議会で質問しましたとき、「天皇杯獲得に向けて、宮崎県競技力向上対策本部において計画を策定し、強化を進めていきます」と回答をいただきました。

来年の宮崎大会での天皇杯獲得を目指し、今年の青森大会では目標を10位と掲げておられますが、どのような戦略で強化が図られているのかが気になるところです。

天皇杯獲得に向けた競技力強化の具体的な取組について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 県では、天皇杯獲得に向けた競技力強化の具体的な取組として、競技団体が策定した計画に基づく強化を行うとともに、得点獲得が期待できる

競技や選手への重点支援等、的確な支援を行っております。

また、成年種別では、国内外で活躍する選手を県スポーツ協会で雇用するなど、この4月から新たに66名加え、合計177名を確保し、全体のレベルアップを図るとともに、少年種別では、開催年度、主力となるターゲットエイジ強化選手を対象とした強化練習を計画的に実施しております。

さらに、競技団体と連携し、大会本番で想定される対戦相手について、各種大会等で細かく情報収集・分析を行い、戦術を確立するなど、天皇杯獲得に向けて競技力強化を加速してまいります。

○福田新一議員 ありがとうございました。きめ細かな詰めがなされていると分かり、安心しました。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポが成功する大きなポイントは、県民一人一人が様々な形で大会へ参加・協力し、来場者を厚いおもてなしの心で迎えらるかどうかであります。

県内各地で競技が行われます。地方には、そこ特有の郷土芸能、文化があります。玄関での華道、また競技前の一口頂く食べ物など、おもてなしの内容は様々でしょうが、各地域の皆さんにやる気を起こさせてください。

県内市町村での国スポ・障スポの機運醸成に関する県の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポでは、県内全ての市町村で競技を実施することとなっており、市町村と一体となって機運の醸成を図ることは大変重要であると考えております。

このため県では、市町村と連携し、沿道や会

場等を花で飾り、選手、大会関係者等を歓迎する花いっぱい運動など、大会に向けての機運の醸成に取り組んでおります。

また、今年度から新たに国スポ・障スポ応援団活動支援事業を創設し、地域の団体等が実施するのぼり旗などの歓迎装飾や郷土料理の振る舞いなど、各市町村での自発的な盛り上がりを創出する取組も支援することとしております。

今後とも、県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指し、市町村と一体となった機運の醸成に取り組んでまいります。

○福田新一議員 分かりました。一緒に頑張っていきましょう。

次に、インフラ整備と地域の発展について伺います。

地域の創生に向けた中長期的な政策課題として、インフラ整備が最も大きなポイントだと考えます。毎回一般質問で話題にしている国道222号——「にゃんにゃんにゃん」という合い言葉が今あるみたいですが——牛ノ峠バイパス開通です。

予想されています南海トラフ地震時の救援施設、避難ルート等、例えば道の駅都城N i Q L L、また陸上競技場K U R O K I R I S T A D I U M等、全てが花開く要素になっています。

国道222号牛ノ峠道路の整備について、期待される効果を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国道222号は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時におきまして、九州の西側から沿岸地域への救助・救護活動などを支える大変重要な路線であります。

この牛ノ峠道路が整備されますと、津波被害が想定される日南市と後方支援拠点であります都城市が信頼性の高い道路で結ばれ、迅速な応

急復旧活動や支援物資の輸送が可能となります。

また、重要港湾である油津港と北諸県地域とのアクセス向上による観光振興や、農畜産業、林業・木材産業のさらなる活性化などに加え、広域的な医療連携の強化が図られるところであります。

こういったことを基本としながらも、今議員が御紹介してくださいました222、2の並びから「にゃんにゃんにゃん」と、「ロードにゃんにゃんにゃん」でアピールできないかと、日南と都城を結ぶ、「にちにゃん」と「にゃんこのじょう」を結ぶというような、猫好きの方によるネコノミクスという効果も大きいですし、場合によっては観光ということにも結びつけられるのではないかと、そのような地元でのアイデアも今語られているところであります。

先週開催されました早期事業化を求める決起大会には、約1,400人もの方々が参加し、地元の皆様の熱意を肌で感じたところであります。

これまでの機運の高まりや、私自身、関係者の皆様と共に国への要望活動を行ってきたことが実を結び、今年度、整備につながる調査費を獲得できたことは、実質的な事業化であると大変うれしく受け止めているところであります。

今後とも、国や関係市町と連携し、早期の効果発現に向け、道路整備を着実に進めてまいります。

○福田新一議員 日南と都城、「にゃんにゃんにゃん」というのはいいですね。

国に対し宮崎県全体で、いや九州全体として予算確保にベクトルを向けていくときだと思えます。

国道222号牛ノ峠バイパス開通に続く地域発展の道について考えます。222号の開通に併せ

て、三股方面への枝線、アクセス道路も整備してほしいという意見です。結論から言うと、これは地域の交通計画として十分に筋が通る要望です。理由は幾つかあります。

交通流の集中を防ぐため、幹線道路だけが整備されると、周辺自治体へのアクセスが弱くなり、結局一部の交差点に交通が集中してしまい、渋滞が起きやすくなります。

三股町の生活圏が都城と密接だから、三股町は都城市のベッドタウン的な性格が非常に強く、通勤・通学、買物の流動が多いです。幹線に直接アクセスできる道路があると、利便性が大きく向上します。さらに産業道路としての価値が高まります。

新たに道路を整備するための事業化要件について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 本県の道路整備は、力強い経済の成長や、定住自立を図る地域の発展、安全・安心な暮らしの確保を支援する道づくりを基本方針として、広域交通や地域交通の道路ネットワークの整備に取り組んでおります。

具体的には、インターチェンジなどへのアクセス向上による産業活動支援の観点や、道路拡幅や慢性的な渋滞解消による交通円滑化の観点、交通事故や災害のリスク低減による安全性、防災機能向上の観点などを踏まえ、将来交通量の予測や沿線地域への経済波及効果、地域の実情などを総合的に勘案し、事業化の必要性を判断しております。

○福田新一議員 地域インフラ実現のために、効率よく働いていきたいと確信しました。現地調査などを行い、地域の要望をまとめてまいりたいと思います。

これで一連の私の質問を終わりますけれど

も、今回、地域の声を基に、それを調査して把握し、そしてどの制度が邪魔しているのかを調べ、さらに県と地域、また県議、全てが力を合わせて、どうやっていったら今の壁を取っ払えるかという観点で質問してきました。本当に懇切丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。（拍手）

○山下 寿副議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。脇谷のりこでございます。今日はたくさんの皆様方に傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、全国的な物価高騰が続いています。本県においても、宮崎市の消費者物価指数は上昇し、全国平均を上回る状況となっています。特に食料品は6.6%上昇しており、県民生活への影響は深刻です。

こうした中、国では、食料品に係る消費税率の引下げや給付付き税額控除など、県民生活に直結する制度設計について議論が行われています。給付付き税額控除を一言で説明すると、税金を払っている人で一定の所得以下の人には減税、税金をあまり払っていない人には給付で支援する制度です。

その給付付き税額控除や食料品消費税減税の議論の場が社会保障国民会議です。その会議には、全国知事会を代表して河野知事が構成員として参画されており、地方の立場から意見を述べられていると承知しています。

食料品の消費税率引下げは、県民にとって分かりやすい物価高対策として期待する声がある一方で、消費税は社会保障を支える重要な財源であり、地方消費税として地方自治体の貴重な財源にもなっています。特に、本県のように財

政基盤が都市部ほど強くない地方自治体においては、税収減少分をどのように補填するのが極めて重要な課題であると言えます。

そこでお伺いいたします。社会保障国民会議では、食料品消費税率の引下げや給付付き税額控除について、どのような議論がなされているのか。また、知事は物価高対策としての意義をどのように受け止めておられるのか。さらに、地方消費税収や地方財政への影響について、どのように認識しておられるのか、知事の見解をお伺いいたします。

続いて、国の補正予算を踏まえた物価高対策についてお伺いいたします。

今申し上げましたように、物価高騰は県民生活にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえ、国は6月5日に補正予算を成立させ、電気・ガス料金への支援やガソリン価格の抑制措置の継続に加え、地方自治体が地域の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金を措置しました。

そこでお伺いいたします。国の補正予算により措置された重点支援地方交付金について、本県ではどのような方針で活用していくのか、知事の見解をお伺いいたします。

この後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕
○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、食料品の消費税減税についてであります。

社会保障国民会議では、政府・政党の実務者が集中的に議論するための実務者会議と、学識経験者や、地方や経済界の代表等が専門的な知見から論点整理を行う有識者会議、この2つの会議が設置されております。それぞれが連携しながら議論を進めることとされており、このう

ち、私が地方代表として構成員となっております有識者会議では、給付付き税額控除の制度設計等について議論を行ってまいりました。

また、食料品の消費税減税については、実務者会議において議論されており、減税による課題を整理するためのヒアリングが複数回開催され、システム業者や小売業者等に加えて、私も全国知事会を代表して、このヒアリングに参加いたしました。

私としても、長引く物価高の中、国民負担を軽減するための前広な議論は大変重要であると考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、消費税の4割は地方財源となっているところでありまして、医療・介護、子供・子育て支援などの重要な財源となっております。仮に食料品の消費税率がゼロとなった場合には、地方全体で年間約2兆円もの減収となるため、これらの社会保障サービスを維持していくことが困難となります。

このため、実務者会議におけるヒアリングでも訴えたところでありますが、持続可能な社会保障制度を堅持し、安定的な行政サービスを提供していくためにも、将来世代への負担を十分考慮しながら、代替となる安定的な恒久財源の確実な確保を前提とした丁寧な議論を求めてまいります。

次に、重点支援地方交付金の活用についてであります。

中東情勢が依然として不透明な中、国においては、電気・ガスの料金支援やエネルギー価格高騰等への対応のため、今月5日、約3.1兆円の補正予算が成立したところであります。このうち、地方に配分される重点支援地方交付金として1,000億円が計上されております。

この交付金については、国の支援対象となっ

ていない特別高圧電力やL Pガスなど、地域の実情に応じた分野への支援の財源とすることが示されております。

現在、県内においても、石油関連の原材料や資材等の価格上昇、調達困難といった影響が徐々に顕在化してきております。

県としましては、県民生活や経済活動への影響を一刻も早く和らげるため、国と歩調を合わせたエネルギー支援等について、今議会での追加提案も含め、早急に検討を行うとともに、ほかの分野についても、引き続き、県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築するなど、交付金の効果的な活用を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 物価上昇が生活に与える影響は都市部以上に大きいと思われますから、今回の重点支援地方交付金については、本県の実情に即した効果的な活用をお願いいたします。

続いて、県民所得向上への取組についてです。

昨年11月、私は、県民所得の向上について一般質問をしました。宮崎県の県民所得が全国順位では長年下位にとどまっていることなどをデータで示し、県の取組などを県政通信として配布したところ、県民の皆様から多くの御意見をいただきました。

その中には、熊本県における半導体関連企業の誘致について、「熊本は、行政だけでなく、県内企業や地域全体で取り組んでおり、宮崎県とは比べものにならないほど熱量が高い。宮崎県も、企業任せではなく、地域や県がもっと応援すべきではないか」との声がありました。また、企業誘致には、用地確保とともに人材育成が重要であるとの御指摘もありました。

これらの声は、県民所得向上に向けて、大切な提言であると受け止めています。その皆様の声を質問にいたします。

まず、労働生産性を上げるためには、半導体を含む製造業の比率を高めることが必要かと思えます。

そこで、宮崎県の半導体関連産業の現状や取組、その方向性について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の半導体関連産業は、大手のパワー半導体メーカーをはじめ、半導体の設計から製造までの各工程を担う企業のほか、製造装置の部品加工や組立てなど関連分野の企業も幅広く立地していることが特徴であります。

近年、世界的な半導体需要の高まりから、国内、九州への半導体関連企業の進出や投資が拡大しております。この好機を生かすため、県としても半導体を成長産業と位置づけ、産学官の連携の下で、人材の育成・確保や企業間の取引拡大を図るとともに、半導体関連企業の誘致に重点的に取り組んでいるところであります。

また、私が共同議長を務めております、九州の経済界と知事会が一体となりました九州地域戦略会議におきまして、九州が世界の産業サプライチェーンの中核を担い続ける方針として、新生シリコンアイランド九州の実現というものを掲げて、オール九州で取組を進めております。

私としましては、A I・半導体を日本成長の戦略分野の筆頭に位置づける国の動きも取り込みながら、九州における半導体関連産業の振興、ひいては本県の産業振興につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 企業誘致を進めるために

は、工業用地の確保だけでなく、水や電力、さらには従業員の生活環境など、地域全体の受皿づくりが必要です。

宮崎県では、令和6年度までの5年間で、延べ153件の企業立地が実現していますが、今後さらに魅力ある立地環境を整えるためには、市町村との緊密な連携と継続的な投資が欠かせません。

そこで質問です。企業立地に向けた環境整備については、どのような課題を認識し、今後どのように取り組んでいくか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 企業立地を進めるためには、工業団地や人材、水、電力など、様々な企業ニーズを満たす必要があり、特に本県においては、工業団地の不足が課題となっております。

このため県では、市町村が実施する工業団地整備に対し、水源調査等に係る支援を行っており、現在、5つの市が工業団地を整備中あるいは検討を進めております。

また、今年の4月には、新たな手法として官民連携による工業団地開発について、市町村向けに研修会を開催しております。

さらなる工業団地確保のためには、市町村の財政負担も大きいことから、国が検討中の団地整備への支援が実効性のあるものとなるよう要望していくとともに、引き続き市町村と緊密に連携して取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 企業誘致や産業振興を進める上で、最後に重要になるのは人材です。建設業や製造業では、技能職の減少、高齢化、若手人材の不足が続いています。また、半導体関連産業をはじめ今後成長が期待される分野では、専門的な知識・技能を持った人材の育成が欠か

せません。さらに、県産素材の高付加価値化を進めるためには、商品開発、マーケティング、販売戦略などを担う人材も必要です。

そこで、県内産業を支える人材の育成について、産学官が連携してどのように進めていくのか、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東 収君） 県内産業の維持・活性化を図るためには、産業人材の育成が大変重要であります。

このため県では、産学官で構成する産業人財育成プラットフォームを基盤として、経営者から若手までの各階層に応じたビジネススキルを学ぶ人材育成プログラム「ひなたMBA」を実施し、地域経済を牽引する人材の育成に取り組むとともに、インターンシップの促進や奨学金の返還支援など、若者の県内定着に向けた取組も展開しているところです。

このほか、企業のDXを推進するデジタル人材や半導体関連産業を担う人材など、専門人材の育成にも取り組んでおります。

今後も、企業の人材ニーズをしっかりと踏まえながら、産学官が連携を図り、本県の将来を担う人材を育成・確保してまいります。

○脇谷のりこ議員 県民所得を向上させるためのもう一つの重要な柱として、知的財産権の活用があります。知的財産権、つまり特許や商標などの取得は、単なる権利保護にとどまらず、ロイヤリティー収入の獲得、ブランド確立、製品や技術の差別化による価格競争力の向上につながります。

先日、宮崎県発明協会の中にあるINPIT宮崎県知財総合支援窓口に行ってきました。ちょうど中小企業等の知財相談対応に来られていた弁理士の方とお話したのですが、宮崎県

の特許出願数は全国的に見ても低く、知的財産そのものの認知度が低いため、相談に至らない事業者が多いのが実情だということです。

特許出願には費用がかかりますが、取得後20年間の独占権と収益化の可能性を考えれば、投資として捉えてほしいとのことでした。

そこで、本県における特許等の出願の現状認識と支援策について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の特許出願件数は、直近の令和6年が168件で、都道府県別に見ると、ここ数年は30位台後半で推移しており、企業の競争力強化を図る上では、特許等への理解を高める必要があると認識しております。

このため県では、一般社団法人宮崎県発明協会と共同で、発明や知的財産に関する理解促進に取り組んでおり、発明協会でも、セミナーを開催するほか、特許庁の関連団体から委託を受け、知的財産に対する相談対応や専門家派遣等を行っております。

さらに、宮崎県産業振興機構では、国内外の特許等出願に係る費用を助成し、中小企業の権利化を後押ししており、今後とも、特許等の利活用が進むよう関係機関と連携し、支援に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 それでは、農業分野における知的財産とは何を指すのでしょうか。

今言ったように、知的財産というと特許なのですが、農業分野では、農業者一人一人が特許を取得するというよりも、県が開発してきた品種の苗が宮崎県内の農家に広まり、それがやがて宮崎県産ブランドとなって、県内外の方々に宮崎県産の農産物はおいしいねと評価されるわけです。

これは、農業者の努力とともに、県が積み重ねてきた研究開発のたまものです。だからこそ、県が開発した育成品種を品種登録などにより適切に守っていくことが、県内農業者の所得を守ることにもつながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。宮崎県ではこれまで様々な品種を開発してきていますが、農業分野におけるこれら知的財産の考え方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県が開発した農作物のオリジナル品種は、本県農業が市場において競争力を保つための源であり、農業者の収益性や産地の優位性の向上につなげるには、これらオリジナル品種を知的財産として保護し、流出を防止するとともに、産地化・ブランド化を進めることが重要であります。

このため、総合農業試験場が開発した暑さに強い新品種の水稲「ひなた舞」など、現在手続中のものも含め、47のオリジナル品種について品種登録を行っており、第三者による無断での種苗の増殖・販売を防止しながら、現場への普及や産地づくりを進めております。

今後とも、市場での競争力確保のため、新品種の開発を進めるとともに、その保護と活用に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 宮崎県発明協会に伺ったときに、発明くふう人財育成事業として、現在7校で知財教育を実施し、毎年、学校発明くふう展を開催しておられることをお聞きしました。これらは重要な取組ですが、対象校はまだ限られており、将来の発明者、起業家を育てる土台として、拡充が大変必要だと思います。

それでは、発明くふう人財育成事業について、その実績と実施校を今後拡大する考えがあ

るのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 発明くふう人財育成事業は、県内ものづくり産業を支える次世代人材を育成することを目的に、県が発明協会に補助を行い、令和7年度から実施しております。

昨年度は、弁理士による講座や、知的財産を活用する県内企業の見学を実施し、小学校4校、中学校1校、高等学校2校の計7校、400名を超える児童生徒が参加しております。

県では、このような幅広い世代の児童生徒への知的財産に触れる機会の提供を通じ、発明や創意工夫に対する興味・関心の向上を図ることが重要であると認識しており、今後とも、発明協会と連携しながら、事業内容の充実を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 県内の優れたアイデアや技術が、県外に流れるのではなく、県内で守られ、利益として還元される仕組みを広めていただくよう要望して、この項目を終わります。

続いて、市街化調整区域における規制緩和についてお伺いします。

市街化調整区域は、本来、無秩序な市街化を防ぐために開発を抑制する区域ですが、一方で、既存集落では人口減少や空き家の増加が進み、地域コミュニティの維持そのものが課題となっています。

そのような中、このたび国富町及び門川町において、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定が拡大され、市街化調整区域における土地利用の規制緩和が行われました。

都市計画法は、市街化調整区域での開発・建築を原則禁止していますが、第34条には、これだけは例外的に許可できるという立地基準があり、その中でも11号と12号は、都道府県や市町

村が条例を使って自ら区域や対象者を決められるという点で、ほかの号と異なる柔軟な制度です。

11号は土地につく許可であり、条例で指定された区域の中であれば、誰でも制限された用途の建物を建てることができます。ちなみに、12号は人につく許可で、特定の人の条件を満たす者だけに例外的に許可されます。

それではまず、国富町及び門川町において、条例改正や区域拡大が行われるに至った経緯について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では今年3月に、市街化調整区域における地域コミュニティの維持と空き家の利活用を図るため、11号条例区域において建築できる用途の拡大と区域の追加指定を行っております。

今回の緩和に至った経緯でございますが、人口減少や空き家の増加が課題となる中、令和6年10月に土地利用規制検討会を設置し、市街化調整区域を持つ市町と、既存集落の維持に向けた今後の土地利用の在り方等について検討を重ねてまいりました。

その結果、緩和の申入れがあった国富町と門川町については、用途規制の緩和等が有効な手段であると判断し、条例改正等を行ったものがあります。

○脇谷のりこ議員 今回の規制緩和では、建築できる用途を、自己用の一戸建て住宅及び兼用住宅に限定しています。地域によっては、単独の飲食店や菓子店などが求められているところですが、今回の見直しでは住宅系用途に限定されました。

そこで、用途規制の緩和対象を自己用の一戸建て住宅及び兼用住宅までとした理由についてお伺いします。また、今後の見直しを検討する

考えがあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 用途規制の緩和につきましては、良好な住居環境の保護を図る観点から、用途地域に定められている第1種低層住居専用地域内に建築可能な一戸建ての住宅に加え、店舗などとの兼用住宅までとしております。

見直しの検討に当たりましては、開発審査会において、居住を伴わない店舗のみの用途まで拡大すべきとの意見も一部ございましたが、今回の改正は地域コミュニティの維持が目的です。居住を伴うカフェなどの店舗兼用住宅等の用途までとしたところであります。

今後の見直しにつきましては、今回の緩和の効果を検証し、町と意見交換を行いながら、必要に応じて検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 それでは最後に、今後の制度活用についてお伺いします。

宮崎市では、既に市街化調整区域の一部において、区域指定による規制緩和が実施されていますが、その対象区域は限定的であり、地域住民からは「期待していたほど活用できない」「対象区域を広げてほしい」といった声も伺っています。

今後は、市街化調整区域のある宮崎市や延岡市、日向市においても、中心部だけを見れば一定の人口規模があったとしても、周辺部や旧町村部では、人口減少、高齢化、空き家の増加が進み、集落の維持が難しくなる地域が出てくるのが考えられます。

そこで、大規模な既存集落の区域における規制緩和は、宮崎市、延岡市、日向市等においても可能なのか、可能であればどのような手続になるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 規制緩和につきましては、中核市である宮崎市や、県が開発許可等の権限を移譲している延岡市や日向市におきましても、条例を制定するなど必要な手続を行うことで可能となります。

なお、宮崎市では、県と同様の緩和を令和7年4月から行っており、さらなる緩和につきましても、同市が判断することになります。

延岡市や日向市につきましては、現在、条例による規制緩和は行われておりませんが、今後、両市から規制緩和の意向が示されましたら、広域的な整合性の確保を図る観点から、必要な助言等を行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 県には、市町村と連携しながら、地域の実情に応じた制度活用を積極的に支援していただくよう要望して、この項目を終わります。

続いて、県立高校の魅力化に向けた取組についてです。

今年度から私立高校も教育費無償化が実施され、県内の高校生が家庭の経済状況にかかわらず、高校を選べる環境が整ってきたことは大いに評価するところですが、今年度の宮崎県立高校の志願者数が全日制において昨年度より減少しており、私立高校への流出が顕在化していると感じるのは先ほどの答弁でもありました。

特に深刻なのが、串間市唯一の高校である県立福島高校の状況です。知事も話されたように、令和8年度の入学者選抜において、募集定員120名に対し、一般選抜の最終志願者数は5名、倍率0.06倍という、かつてないほど厳しい数字が出ました。最終的な合格者数も48名にとどまっており、定員の40%しか充足されていません。

それではお伺いします。教育長は県立高校全

体の入試の志願倍率低下についてどのように受け止めておられるのか、まず現状認識をお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度の県立高校入試における一般入学者選抜最終志願倍率は0.68倍であり、前年度と比較して0.09倍、志願者数で368名の減となっております。

今春の中学卒業者数は前年度とほぼ同数であったことから、志願倍率の低下は、高校無償化の影響が顕著に現れたものと考えております。

○脇谷のりこ議員 私は先日、複数の県立専門高校を視察し、現場の実態を直接確認してまいりました。学校の魅力化に取り組んでおられる教職員の皆様に敬意を表する一方で、施設・設備の老朽化が学校の魅力を大きく損なっているという事実を目の当たりにしました。

まず、宮崎商業高校の女子トイレです。校舎の外にトイレ棟が建っているのですが、女子トイレは4つある個室のうち2つは使用できない状態にあり、扉も相当傷んでいます。洋式化が進んでいるとはいえ、便器も施設も老朽化で使用する気にもなりません。

今日はPTAの方に傍聴にお越しいただいていますが、以前から生徒会やPTAから要望されているにもかかわらず、いまだ整備されていません。オープンキャンパスで来校した中学生が、トイレの実態を見て進学をやめるというケースもあると伺っており、施設の老朽化が学校への志願そのものを左右していることは明らかです。

学校の魅力化を語る前に、生徒が毎日安心して使える環境を整えることは、基本中の基本ではないでしょうか。しかも、女子が多い商業高校にとって、トイレは大変重要です。

また、宮崎工業高校は、ものづくり教育に力を入れ、デュアル教育を通じた地域産業との連携も進んでおり、県内就職率向上に大きな成果を上げています。一方、施設の老朽化も進んでおり、軽微な修繕は教職員や生徒が自ら行っている状況です。

宮崎商業高校のトイレをはじめとする施設の老朽化は、生徒の日常生活の質を低下させるだけでなく、学校の魅力化に深刻な影響を与えています。教育内容の充実と同時に、施設・設備の継続的な整備と予算の拡充をお願いいたします。

それではここで、県立高校の施設整備の現状と、老朽化した施設への改修対応方針について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校の施設については、令和8年4月現在、建物の全体面積の約84%が築30年以上経過しており、老朽化が進んでおります。

このため、県立学校施設個別施設計画に基づき、外壁改修など緊急性の高いものから施設改修を計画的に行い、長寿命化を図っております。

また、議員御指摘のトイレの整備については、別途確保している修繕費の中で、学校からの要望を踏まえて進めてまいります。

県立高校の施設整備については、そのほとんどが国の補助制度の対象外であることから、本県の財政事情や老朽化の状況等も踏まえ、知事からも直接国へ財政支援の要望を行っております。

今後とも、様々な財源の確保に努め、快適な教育環境の整備を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 宮商のトイレの整備、ありがとうございます。よろしくお願いします。そ

して、ぜひ国へ財政支援の強い要望をお願いいたします。

続いて、宮崎海洋高校にも伺いました。航海士をはじめとする海洋分野の専門人材を育成する、県内唯一の特色ある県立高校です。今年度、社会人女性も入学してきました。

校長から伺ったのは、国が推進するN－E・X・T・ハイスクール構想への熱い思いです。

改めて、N－E・X・T・ハイスクール構想について説明しますと、文科省が令和8年、今年2月に公表した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」において、2040年に向けた改革の方向性として正式に示された構想です。

2040年には、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、理系人材の不足が懸念されており、産業人材の育成が急務となっています。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化し、2040年には高校1年生が約36%減少する見込みで、地方の高校ほど、これまでと同じ学校配置、学科構成、教育内容を維持することが難しくなるという危機感からです。

この構想は大きく3つあります。1つ、専門高校の機能強化・高度化、2つ、普通科の在り方の転換、3つ、地理的アクセス・多様な学びの確保、この3つの類型から成ります。

そして、各都道府県に対して、今後、実行計画の策定・推進を求める方向で、改革を先導する高校をつくるため、基金を造成し、パイロットケースとして改革先導拠点を設ける仕組みも示されています。

そこでお伺いします。文科省が示した「高校教育改革に関する基本方針」のN－E・X・T・ハイスクール構想に県はどのように対応してい

くのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 議員御紹介のとおり、2040年には、デジタルやA Iの活用による技術革新により産業構造が大きく変化し、例えば事務職などのホワイトカラーの多くが余剰人員となる一方で、A Iなどの新しい技術を活用・開発できる理系人材の不足が予想されることから、国は、高校から大学及び大学院までを通した人材育成システム改革を打ち出しております。

この中で、N－E・X・T・ハイスクール構想として、各都道府県に対し、地域産業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成や理数的素養を身につけた人材の育成、地理的アクセス・多様な学びの確保を行う高校教育体制の構築を求めていることから、本県の実情や特色を生かし先導的な取組を行う拠点校を現在検討しております。

○脇谷のりこ議員 3つの類型に沿ってパイロット版となる拠点校ができるのですね。では、その取組を県内の県立高校全体に広げていく必要があると考えます。

県内の県立高校全体の魅力化のために、今後どのような方向性を考えておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 今後さらに少子化が進行する中、県立高校が将来にわたり公教育としての役割を担っていくために、今年度中に、学科改編や入学試験の見直し、多様な学びの提供など、高校改革の方向性を示す2040年を見据えた高等学校教育改革実行計画を策定することとしております。

また、先ほど答弁しましたとおり、N－E・X・T・ハイスクール構想を活用し、当該計画が示す方向性を先駆的に実行する事業を構築する

こととしております。

2040年には中学校卒業者数が約6,000人程度になることも予想されることから、将来にわたり地域や社会が求める人材の育成を行う学校として維持できるよう、各経済団体や大学、市町村等との連携を図り、県立高校の魅力化等を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 文科省が出したN-E.X.T.ハイスクール構想には、このように書かれています。

「生徒やその保護者、社会の間に、「高校はとにかく普通科」「将来就きたい職業や学びたいことより、とにかく入れる大学」などといった意識は15年後の未来にはない。生成A Iの飛躍的進化の中で、理数・デジタル的な素養が不十分な人材は求められなくなる。高校教育改革は、生徒の進路選択に大きな影響を与える保護者や学校関係者の意識改革が必要だ。その実現のために知事部局との連携も必要」とはっきり明記されていることに、国の大きな覚悟があると感じました。

それを受けて、県も、そして私たちも意識を変えて、高校教育改革に取り組んでいかなければならないと強く思った次第です。教育長、よろしく願いいたします。

続いて、発達支援体制の充実についてです。

先日、宮崎市総合発達支援センターおおぞらを視察しました。医師をはじめ多くの専門職の方々が、発達に課題のある子供と御家族を支えておられ、その役割の大きさを改めて感じました。

発達支援は早期発見・早期支援が重要ですが、どこに相談すればよいか分からないという保護者の声をよく聞きます。その役割を担っているのが「おおぞら」です。

つまり「おおぞら」は、市の施設ではありませんが、実質的には県全体の発達支援に関わる重要な役割を果たしていると言えます。

しかし近年、診察希望の子供が増加し、初診まで3か月から4か月待ちの状況が続いています。初診が増えれば再診も増えるため、待機解消には至っていません。

また、専門職の人件費負担が大きく、センターの収支は厳しく、安定的な支援継続のために県からの支援が必要との声をお聞きしました。この要望は宮崎市からも以前より出されています。

そこで、宮崎市総合発達支援センターおおぞらへの支援について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 宮崎市総合発達支援センターおおぞらは、発達障がい診断や障害児通所支援などを行っておりますが、宮崎市以外からの利用も多く、本県の障がい児の医療・福祉を支える上で重要な施設であると認識しております。

このため県では、センターで指導的な役割を担う専門職員の配置や、保育所等の職員に対し専門的な助言等を実施するための経費について、補助を行っております。

県としましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、宮崎市としっかりと連携し、発達障がい児の支援体制の強化に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしく願いいたします。

宮崎市総合発達支援センターおおぞらは、就学前の子供が対象であり、小学生になると通常の医療機関での診断が必要となる場面が増えますが、宮崎県内では児童精神科医や発達障がい

の診断ができる医師が限られており、診断待ちが多いとのことでした。

そこで質問です。発達障がいの診断ができる医師の確保・育成が重要と考えますが、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 発達障がいは、早期に発見して適切な療育や支援につなげることが重要であります。現在は初診までに数か月を要しており、喫緊の課題であります。

このため県では、地域のかかりつけ医の発達障がいに対する対応能力の向上を図る研修に取り組んでおり、これまで440名が修了しているほか、昨年度からは、研修修了者を対象に、発達障がいを診断できる医師を育成するため、具体的な問診や判定方法などを修得する実践的な研修を行っており、4名が修了しております。

今後とも、地域において円滑に発達障がいの診断を受けられるよう、宮崎大学等と連携しながら、医師の確保・育成に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 先日、宮崎市教育相談センターを訪問しました。小中学生や保護者からの相談に応じ、家庭での悩みを学校につなぎ、必要な支援へと結びつける重要な役割を果たしておられます。

学校現場では、担任の先生が子供や保護者に最も近い立場で日々対応されています。しかし、発達に特性のある子供、不登校傾向にある子供、学校生活に困難を抱える子供など、支援を必要とするケースは様々であり、担任一人で抱え込むことには限界があります。

管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校全体でチームとして支援していくことが重要です。

そこで、現在、学校ではどのような体制で子供たちを支援しているのか、また、県教育委員会としてどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 全ての公立学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に支援する体制を整えております。

あわせて、障がいや特性に応じた支援の充実のため、医師や公認心理師等の外部専門家との連携も図っております。

また、教育委員会では、どの地域においても就学前から高校卒業まで切れ目のない支援が受けられるよう、各地域の拠点校に、特別支援教育の専門性が高いエリアコーディネーターを配置し、各学校への巡回指導やエリア内合同研修の企画を行うなど、学校の支援体制の充実を図っております。

今後とも、障がいや特性に応じた、一人一人に寄り添った支援の充実に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。発達支援は、幼児期から小中学校、その先の社会参加まで、切れ目なく支えていくことが必要です。宮崎県として、医療、福祉、教育をつなぎ、子供たちが自分らしく成長できる体制をつくっていただくことを要望し、この項目を終わります。

続いて、無電柱化の推進についてです。

電柱や電線を地中に埋める無電柱化は、防災上の観点からも、その重要性が高まっています。

私自身、おととしの竜巻の現場で、倒れた電柱が家屋に突き刺さっている状況を目の当たりにしました。電柱が倒れるということは、単に電気や通信が止まるというだけではなく、人の

命や住まい、生活道路を直接脅かすものであると強く感じました。

また、樹木が電線に引っかかり、強風や台風の際に「いつ停電になるのか」と心配されている医療機関からも、無電柱化を求める声をいただいております。

そこでまずは、宮崎県における無電柱化について、現在の取組状況をお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、道路の防災性の向上をはじめ、安全で円滑な交通の確保、良好な景観形成の観点から、宮崎県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の整備を進めております。

これまでに、宮崎駅と橘通りを結ぶ県道宮崎停車場線をはじめ、13路線、約14.8キロメートルの整備が完了しております。

現在、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めており、基幹災害拠点病院である県立宮崎病院へのアクセス道路となる国道269号や、緊急物資等の輸送拠点である宮崎港と市街地を結ぶ県道宮崎島之内線など、県内6路線9か所、約10.5キロメートルの整備を行っております。

○脇谷のりこ議員 国においても、近年の地震、台風、豪雨などによる電柱倒壊や停電、通信障害を踏まえ、無電柱化をより一層推進する方向が示されています。

本県においても、優先順位を明確にして取り組む必要があると思います。

そこでお伺いします。防災の観点から、無電柱化は重要と考えますが、今後の県の進め方をお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 自然災害の激甚化により、台風等での電柱倒壊の危険性が高まり、救急・救命活動などの支障となることが

想定される中、無電柱化を進め、そのリスクを低減することは大変重要です。

今月、国土交通省が公表した第3次無電柱化推進計画におきましても、緊急輸送道路における整備の加速化など、無電柱化を一層推進する方針が示されたところです。

県におきましても、国の計画を踏まえ、今年度中に宮崎県無電柱化推進計画の見直しを行い、無電柱化の対象路線を新たに位置づけることとしております。

今後とも、国や市町村、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 無電柱化は、県だけでなく、電線管理者などとも協議しながら、費用面においても調整が必要になりますが、災害時の道路啓開や緊急車両の通行確保など、優先順位を明確にした計画的な取組を進めていただくよう要望いたします。

続いて、目指すべき地域医療体制についてお伺いします。

先日、宮崎県医療審議会の部会を傍聴しました。そこで宮崎大学医学部の中井教授から、将来の人口と医療需要の変化についてお話を伺いました。その内容に強い危機感を覚えました。

宮崎県では、この20年余りで病院の数も病床の数も、つまりベッドの数も減り続けており、既に医療提供体制の見直しが進んでいます。

中井教授のお話で特に印象的だったのは、「自分の住む地域の病院に入院できているか」という点です。宮崎市周辺では地域内でほぼ完結できている一方、西都・児湯地域では、入院患者の約4割が宮崎市方面まで移動している実態があります。医師や看護師の数にも地域によって大きな偏りがあります。

今後は、患者数の減少とともに、高齢者の増加により、病院での急な治療よりも、退院後に自宅や施設で受けるケア、訪問看護や介護との連携が地域医療の中心になってきます。

そこでお伺いします。県は、人口減少や高齢化に伴う入院医療需要の変化をどのように受け止め、新たな地域医療構想に反映していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 5月18日に開催した医療審議会医療計画等部会では、本県の各構想区域における入院患者推計に関して、全体的に減少傾向ではあるものの、85歳以上では増加傾向にあることや、入院患者の流出入に関しては、議員御指摘のとおり、9割以上の患者を区域内で対応している区域や、4割近くが他区域に流出している区域があるなど、違いが見られたところであり、今後の策定作業に有効なデータを関係者間で共有できたものと考えております。

新たな構想の策定に当たっては、地域医療の確保のために盛り込むべき項目や協議の進め方等について示す国のガイドラインを踏まえ、今回のデータに基づき、各構想区域の将来の医療の姿について検討を進めることとしております。

○脇谷のりこ議員 続いて、構想区域の見直しについてお伺いします。

宮崎県では、医療提供体制の基本エリアを県内7つに分けています。これを構想区域と言います。現在、この区域の見直しが検討されています。

部会では、現状維持を求める意見がある一方、人口減少や医師・看護師不足を踏まえた区域の統合や、医療ニーズに応じた柔軟な設定など、様々な意見が出ていると伺っています。

この見直しは、どこに住んでいても必要な医療とケアを受けられる体制をどう確保するか、地域医療の根幹に関わります。

そこでお伺いします。構想区域の見直しを検討することになった背景や県民生活への影響、そして検討結果がいつ示されるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 新たな地域医療構想の策定に関しましては、国から、各地域の現状・課題を把握した上で、構想区域を設定するよう示されていることから、本県においても、現在、構想区域の見直しに関する意見交換を先行して進めております。

構想区域の見直しを検討する過程の中で、現在の患者動向、人口動態、医療資源等の各地域の様々な医療事情に応じた、将来的に医療機関が担うべき機能や介護との連携、県民の医療へのアクセス状況などが明らかになるものと考えております。

今後は、来年度中の新たな地域医療構想策定に先立ちまして、今年度中に構想区域の見直し案を取りまとめたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 地域医療構想を実現するための情報提供についてお伺いします。

今回の部会傍聴を通じ、宮崎県の地域医療構想は待ったなしであり、策定するだけでなく、実現させなければならないと強く感じました。

人口減少の中で、医師・看護師は限られています。それでも県民が必要な医療を受けられるよう体制をつくる必要があります。

地域医療構想は、行政や医療関係者だけで決めるものではありません。県民が現状を知り、納得して進めることが大切です。

そこでお伺いします。県は、新たな地域医療構想を策定するに当たって、どのように県民へ

の情報提供や理解促進を行うのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新たな地域医療構想では、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、これまでの入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るため、幅広い視点で内容を検討しております。

構想の策定に当たりましては、市町村、保険者協議会、医療・介護関係者など、様々な立場の方々が参加する地域医療構想調整会議において、各地域の現状・課題を共有しながら検討を進めております。

なお、地域医療構想は、県民のこれからの医療・介護を確保していくために重要な役割を果たすものでありますので、将来の医療・介護需要や医療資源の変化などについて、県民の皆様に対し分かりやすい説明を行い、理解促進を図るとともに、地域の特性にも十分配慮しながら、丁寧に議論を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 県民の命と暮らしを守るために、実現できる地域医療構想を策定していただくことを要望して、この項目を終わります。

ちょっと早く進んでしまいましたけれども、あと1問、神楽がよいよ令和10年12月頃にユネスコ無形文化遺産登録に決定される見込みです。御存じですよね。神楽のユネスコ登録が決定されると、各地域の神楽が注目され、神楽の保存・継承に向けた取組がなされることを期待しています。

私は、毎年2月から3月の早期水稻の田植前に行われる春神楽を楽しみに、各地域を回って鑑賞しています。今年は佐藤副知事をお誘いしたところ、生目神社の春神楽にお越しいた

しました。始まった午後2時から終わりの「田の神」まで約9時間半、夜の11時半過ぎまで付き合ってくださいました。地元の方々も大変喜んでおられました。一緒に焼酎を飲みながら、もちろん途中、知事も来られたんですけれども、途中で帰られましたね。

佐藤副知事は最後までおられまして、私も帰れなかったんですけれども、でも、それだけ好きなんだなと思ったところです。本当にありがとうございました。

このたび国にお帰りになる佐藤副知事に、最後に、宮崎の神楽を鑑賞された感想とユネスコ登録に向けた思いをお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 本年3月に議員よりお誘いいただいた生目神楽のほか、この3年間の間、高千穂の夜神楽、それから銀鏡神楽なども、全て最後まで鑑賞させていただいております。その文化的・歴史的価値の高さはもちろんですけれども、純粋に面白いというふうに感じているところです。そして、何より継承の御苦労を抱える中で、地域の皆様の情熱に深く感銘を受けたところでございます。

本県には約200の神楽が継承されており、これらは、地域固有の風土や人々のつながりによって育まれ、それぞれの土地で守り継がれてきた貴重な文化資源であり、県民の誇りや郷土愛の源として、末永く未来に引き継いでいかなければならないと考えております。

県では、令和10年の神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向け、神楽保存会等で構成する全県的な組織を新たに設立するとともに、神楽公演については、例年の東京に加えて、今年度からは初めて海外でも開催するなど、機運醸成に資する取組を強化しているところです。

こうした取組が実を結び、神楽の文化的・歴

史的価値の磨き上げや保存・継承、さらには神楽を核とした地域の活性化が図られることを心から期待しております。

○脇谷のりこ議員 もっと宮崎に対して言われるのかと思ったんですけども、本当に3年間ありがとうございました。国に帰られましても、宮崎のことをよろしくお願いします。そして、宮崎にたくさんのお金を引っ張ってきていただきますように、よろしくお願いいたしますします。

私も途中、早口になってしまいまして、こんなに時間が余ってしまったのは初めてでございますけれども、高校教育改革、そして地域医療構想、全て人口減少と高齢化によって、今ちょうど過渡期なんだということがよく分かりました。これから私たちの意識を変えていかなければならない、だからこそ実施計画もつくって、それを実行していかなければならない、そう強く思ったところです。

これから県の皆様方におかれましては、いろんな実施計画、実行計画をつくるに当たって、県民の方々がどう思われるかというふうに考えられるかもしれませんが、でもこれは仕方のない改革であるというか、人口減少への適応策であると思っていただきまして、この実施計画を実効ある改革として進めていただきますようお願いして、私の全部の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

6月11日（木）

令和 8 年 6 月 11 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○山下 寿副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲の岩切達哉でございます。議会傍聴にお越しいただいた皆さん、そしてネット配信を御覧の皆さんに、まずもって感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。本日、山下副議長の采配の下に、しっかりと務めてまいりたいと思います。

さて、今議会には、宮崎県の総合計画、長期ビジョン案が提案されております。大変大事な計画でして、丁寧に拝見いたしました。

2040年を目指す長期ビジョンには、「共に生き、共に創り、共に栄える宮崎へ」と基本理念がうたわれていました。深く同意させていただきたいと思います。それゆえ、現在において様々な課題に果敢に挑戦を続けなければなりません。どうぞ河野知事には、しっかりと県民にその未来像を訴えていただき、県民と共に誰しもが生きていきやすい社会を引き続きつくっていただきたいと思います。

その立場から、様々な課題を取り上げながら知事の所見を伺います。

最初に、県民の暮らしは、物価高の中で厳しい生活を余儀なくされています。また、格差の拡大も顕著になっています。勤労者にとって生活の糧となります賃金について、その推移を見ますと、名目賃金の上昇はありますが、物価の上昇などを差し引いた実質賃金は低下していま

す。このような中で、以前に増して厳しい生活を余儀なくされている世帯が多く存在している状況です。

まずは、子供の貧困対策について、知事に伺います。

県の子どもの貧困対策推進計画は、2016年3月に作成されました。10年が経過しましたが、宮崎県における子供の貧困に係る知事の問題意識を確認したいと思います。

子供の貧困は、親の貧困、世帯の貧困の課題であります。全国の中でも相対的に所得水準が低いこと、離婚率が高いなど、子供の貧困となる要因が宮崎県に多く存在し、子供の貧困率は高いのではないかとされています。

県は具体的な貧困率を示すことなく対策を行っておりますが、それでも子供の貧困対策は、単にお金の問題ではない、家族のありよう、背景にまで目を配りながら対策しなければならない課題と思います。

知事に、子供の貧困問題に対する認識をお聞かせいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度など、業務の外部委託に係る費用の課題について伺います。

公費を使用して県民サービスを提供する方法として指定管理者制度がありますが、その管理者となった民間事業者において、物価上昇や賃金引上げに係る経費の増加について、どう対応されているかを伺います。

過去には、県は指定管理者と協議の上、管理料を見直すこともあったと答弁いただきましたが、既に他県ではスライド制度を導入し、明文化しているところがございます。

指定管理者制度には、仕事を発注する側と受ける側の立場の問題もあり、このようなことから、指定管理料の変更に關して明確なルール

化は有益と思います。

公務労働を外部化することで、低賃金労働者を生み出すことはしないとする知事の政治姿勢に合致する問題と考えますが、スライド制導入について、知事の所見を伺います。

壇上から最後に、困難女性支援法に関連して質問します。

一昨年、令和6年4月1日の法施行から丸2年経過してきた中で、この間、宮崎県の女性を取り巻く諸問題について、私は何度も取り上げてきました。ひとり親世帯、若者人口回復率、男女間賃金格差、そして人工妊娠中絶率や自死の問題、また、ジェンダーギャップ指数に基づく問題も取り上げました。なかなかよい成果が見られていません。

その中で私は、長期ビジョンでも課題となっている、人口減少の根幹である問題とも言える女性の課題に、女性局の設置をして取り組むように求めました。この課題に取り組む知事の姿勢を明確にする、インパクトを持って社会に変革を訴えられるものだという提案でした。知事の所見を伺いたいと思います。

以上を壇上の質問とし、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、子供の貧困問題についてであります。

子供の貧困は、子供の責任によるものではなく、親や世帯の状況によって、子供が健やかに成長するための教育や体験の機会に差が生まれ、それが進学や就業に影響することで次世代にも連鎖する可能性がある、極めて深刻な問題であると認識しております。

計画策定から10年がたち、その間、コロナ禍や長引く物価高騰など困難な状況がありました

が、県では、子供が家庭環境に左右されず、希望を持って生活を送ることができるよう、切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

私自身も現場を回る中で、子ども食堂でありますとか、こども園、保育園、様々な現場を拝見するにつれて、子供を中心としながら地域づくりがなされていると、まさに「こどもまんなか」での社会づくりが進んでいると、改めて感じております。

子供を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。子供は社会の宝であります。未来を築く子供たちをしっかりと育てていくことが、我々に課された最大の使命であります。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や福祉関係団体等とも連携しながら、全ての子供が希望を持って健やかに成長できる環境づくりを推進してまいります。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度を適切に運用する上で、昨今の物価高騰や賃金上昇に対応することは、重要な課題であると認識しております。

そのため本県では、特別な事情が生じた場合には、指定管理者と個別に協議した上で、指定管理料の見直しを行っているほか、施設利用料の上限額の引上げなど、必要な対策を講じているところであります。

こうした中、御指摘のとおり、他の自治体においては、サービス水準の維持と雇用環境の改善を目的に、最低賃金や物価の変動に応じて指定管理料を見直すスライド制度を導入する動きも見られております。

県としましては、引き続き、先行事例を参考にしながら、スライド制度導入も含め、実効性のある対策を検討するとともに、指定管理者と連携し、県有施設が安定的に運営されるよう適

切に対応してまいります。

最後に、女性を取り巻く課題についてであります。

現在、女性の働く環境や健康問題、県外流出の増加など、女性を取り巻く課題は広範かつ多岐にわたっており、これらに対応していくことは極めて重要な課題であると考えております。

このため県では、従来から、困難を抱えた女性が安心して暮らせるよう、就業環境の整備や経済的な自立への支援を行っているほか、昨年4月には、新たに筆頭部であります総合政策部に女性活躍推進室を設置して、女性も男性も共に生き生きと活躍できる「とも活」を推進し、女性の意欲や能力発揮の妨げとなっている性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた機運醸成を図っております。

今後も、この女性活躍推進室を中心として、全庁を挙げて連携しながら必要な施策を推進するとともに、私自身も様々な機会を捉えて取組を発信してまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 知事から答弁をいただきました。重ねて伺いたいと思います。

まず、3問目にありましたが、女性のもろもろの課題で改善されたものがあるか、総合政策部長に伺いたいと思います。

先ほど、困難女性支援法について、一昨年の令和6年4月1日施行と申し上げましたが、男女共同参画社会基本法に関しては、6月に施行されたことをもって、6月は内閣府提唱の男女共同参画週間がございます。労働組合連合は、6月を男女平等月間として電話相談などの取組を行い、男女平等、ジェンダー平等、多様性の推進を呼びかけています。

まず、女性の人口が減少している、一度県外に出ると帰ってこない、その背景として、就労

や健康、妊娠・出産、さらに男女共同参画や人権問題などがありますが、これらの多岐にわたる課題を部長はどのようなふうに整理して、どのような政策を県政の中で調整しているか、また、その取組の結果をどう受け止めているかお聞かせいただきたいと思います。

○総合政策部長（大東 収君） 県では、みやぎ男女共同参画プランに基づきまして、女性の多様な課題に対する各種施策の進捗状況等を毎年度各部局と共有し、部局間の連携やさらなる取組強化を働きかけるなど、総合的な施策の調整と推進を図っております。

この中で浮き彫りとなりました、就業環境の改善やアンコンシャス・バイアスの課題に対応するため、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む企業の支援を行っているほか、今年度は、女子中高生向けの理工系企業魅力発見ツアーや、女性特有の健康課題をテーマとする企業研修会に新たに取り組む予定としております。

今後も、各部局と十分連携し、成果も検証しながら、女性を取り巻く課題に対応してまいります。

○岩切達哉議員 女性であっても男性であっても、ただ生まれ持った性で受ける様々な差別や、社会からの疎外感を抱く、社会への不適應を感じる、そのような課題の解決にも取り組みたいと思います。

一つの対応として、同性パートナーシップ制度であります。この制度導入が、基礎自治体では563自治体、都道府県の中では47のうち33都府県となり、人口カバー率は94%弱となっているところであります。

宮崎県は残り14の中にあります。残り14しかないという状況でありまして、長期ビジョンの

宮崎県が目指す将来像1にありますように、一人一人の生き方を認め、それぞれが活躍できる社会の実現のためには、多様性を認める自治体としての宣言でもあるこの制度導入は、他県にこれ以上遅れることがあってはなりません。

宮崎県での同性パートナーシップ制度導入に対して、知事の所見を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） 同性カップルに対し、婚姻に相当する関係であることを証明するパートナーシップ宣誓制度につきまして、多くの自治体において導入されていることは、議員御指摘のとおりであります。

一方で、本制度は、法律上の婚姻が持つ相続や税控除、親権の行使といった法的効力がないことから、当事者の方々がいわゆる同性婚の法制化を求めた訴訟について、現在、最高裁大法廷において審理がなされております。

県としましては、今後の司法判断を見極めつつ、適切に対応していくとともに、引き続き、多様な性に関わる人権問題について、あらゆる機会を通じて県民への啓発活動を行うことで、さらなる理解促進に努めてまいります。

○岩切達哉議員 次に、冒頭の質問で、子供の貧困に関連して申し上げたいと思います。

例えば昨日、野崎議員が取り上げた、匿流と言われる重大な事件を起こした実行犯が16歳であったと聞きますと、子供の貧困との関係をおぼろげを得ないのであります。いわゆる境遇というものの、子供の力ではどうにもならない育ちの環境の中で、社会の矛盾を背負わされて育てている子供たちがいるという思いであります。そのことを少しでも解決したい、そのために子供の貧困を取り上げているところであります。

例えば、母子世帯では75%もの世帯が月収20万円以下、特に15万円以下が半数というデータ

があります。

子ども食堂やフードバンクなど、支える体制の強化はありますが、子供の貧困について10年の取組を振り返り、具体的な対策として十分にできたこと、まだまだできていないことについて、福祉保健部長の受け止めを伺いたと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、子供の貧困対策として、「教育の支援」「保護者の職業生活の安定と向上のための支援」「生活の安定の支援」及び「経済的支援」という4つの柱を掲げ、学校や塾に通えない子供に対する学習支援や、ひとり親家庭の親に対する資格取得支援、ハローワークと連携した就労機会の確保等に取り組んでまいりました。

一方で、依然として支援が必要な世帯も多いと考えておりますので、今後は、市町村や福祉関係団体と十分に連携しながら、真に必要な世帯に適切に支援が行き届くよう、引き続き取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 子供の貧困率について、10年前には一定の数字を示しながら考えを述べておられた計画書を読みましたが、最近はお示しいただけていない。その背景は、その基になるデータもいろいろ考え方があるということだろうと思います。

データにこだわるわけではありませんけれども、一定の数、ひとり親世帯では75%が20万円以下の所得であるという事実だけは見えておりますので、そういったところをしっかりと捉えながら、具体的な支援の量をはかっていただきたい。そういうようなところが、先ほど御報告いただいた成果なりの中にどう見つけていけるのか、これからも議論させていただきたいと思っております。

ひとり親をはじめとして、子供の貧困の解決に、勤労者の賃金上げは重要な課題です。

最低賃金の議論は、中央最低賃金審議会が今月から来月、改定額の目安を提示し、地方最低賃金審議会がこの目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰めの審議が行われる流れです。その時期は7月から8月となります。

近年、最低賃金の在り方に、都道府県知事の意見表明がありますが、貧困の問題という視点からも、勤労者の就労収入上げは影響が大きいと考えます。

最低賃金の議論に対する知事の意見表明はあってよいのではないかと思います。知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 長引く物価高騰の中、労働者の生活安定の面からも、最低賃金の上げは重要な課題であると認識しております。

最低賃金は、御指摘がありました中央最低賃金審議会が示す引上げの目安額を参考に、地方最低賃金審議会でも議論の上、各都道府県の労働局長が決定しております。

この審議会において、本県の景気動向等を総合的に勘案しながら、労働者側、使用者側を含めた関係者の意見も含め、慎重かつ十分に議論を尽くされるものと認識しておりまして、その決定に係るプロセスを尊重する必要があると考えております。

県では、長引く物価高、そして中東情勢がさらに加わって厳しい状況にあります中小企業等が、賃上げの原資を確保していくことが重要であると考えておりますので、生産性向上の支援や適切な価格転嫁の促進等に取り組むとともに、先月、国に対し、持続的な賃上げ環境の整備に向けて、必要な対策を講じるよう要望したところであります。

引き続き、国や関係団体等と連携し、中小企業が将来にわたって安心して賃上げに取り組むことができるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 世界はコストカット経済から成長促進経済へという話を伝え聞いておるところでございます。賃金を上昇させることで消費が盛んになるという構造へ変えていこうという流れでございます。そのことに関して、ぜひ使用者の皆さん方にも御理解いただいて、知事として全国最下位の最低賃金水準というもののからの脱却を実現していただきたい、そのように思うところであります。

壇上で伺った2点目の指定管理者制度の管理料の課題に関して質問させていただきます。

指定管理者制度の管理料が固定的であることで、急な物価上昇や賃金上昇に対応できないことにならないよう、埼玉県や群馬県、神奈川県、さらには宮崎市などが、物価スライド制度、賃金スライド制度というものを制度として公表しています。

宮崎県でも制度導入の御検討をされるということをお先ほど御答弁いただきました。経営安定、サービスの維持、そこで働く皆さんのためにも、他県に遅れることなく早急に導入されることを重ねて求めたいと思います。

もう一つ、市町村が行う業務の外部委託を引き受ける事業所で働く労働者が多くいらっしゃいます。

ごみを収集いただく環境衛生事業はその典型かと思いますが、市町村が環境衛生事業所に支払う費用など、公務労働の担い手に対して支払うべき費用は、昨今の物価高騰、人材難などに対応できているのか、市町村に対し、時に指導的な役割を果たす総務部長に、その実態を伺い

たいと思います。

○総務部長（田中克尚君）　ごみ収集等の公共サービスは住民生活の基盤であり、その安定的な提供は極めて重要であります。

このため国は、昨今の物価高騰等を踏まえた予定価格の作成や契約変更等を促す通知を随時発出しておりまして、県では、国の通知に基づき、各市町村において適切に対応するよう呼びかけてきたところです。

昨年12月に公表された国の調査によりまして、例えば、一般ごみ収集の民間委託を行っている21市町村のうち、13市町村が令和7年4月1日までに契約変更等の対応を実施済みであり、その後も適切に対応していただいている市町村は増加していると見込んでおります。

県としましては、適切な価格転嫁がなされるよう、引き続き、市町村へ必要な助言等を行ってまいります。

○岩切達哉議員　ありがとうございます。どうしても仕事を発注する側と受ける側の力関係というのは存在すると思うんです。ぜひそういった意味で、自治体の仕事を委託している、頼んでいる業務に関して、そこで従事する皆さんが、市町村から、また県も含めて、業務を受けているので苦しいというような状況にならないように、しっかりと点検、チェック、指導を、県には御対応いただきたいと思います。

では、別の問題に移りたいと思います。最初、社会的養護に係る課題でございます。

乳児院や児童養護施設は、2018年以降、機能強化とともに、多機能化、小規模分散化を進める動きが本格化してまいりました。また、高度な子育て支援能力を持つ機関として、その役割を果たしていただくとされています。

県内において、児童養護施設機能強化に対す

る取組がどのように進められてきたか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　乳児院や児童養護施設は、家庭での養育が困難な子供たちの生活の場でありますので、できる限り家庭的な環境を整えるため、施設の小規模化・地域分散化を推進しており、令和8年5月末現在、県内では12か所の地域小規模児童養護施設が開設されております。

また、施設には、地域のニーズに応じて、社会的養育の拠点としての機能を担う役割も求められており、県では、市町村が施設を活用して実施する、短期入所などの家庭支援事業を支援しているところです。

今後も、地域全体で子供を養育する体制を構築するため、施設や地域の実情を踏まえ、児童養護施設等の機能強化に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　児童養護施設等の機能強化は、高止まりしている虐待問題に欠かせないことだと思います。とりわけケアニーズの高い児童の養育は、児童養護施設に頼ることとなります。引き続き取組を強化いただきたいと思います。

次いで、宮崎県における虐待予防に対する取組状況を伺いたいと思います。

まずは、体罰によらない子育てについて、県の取組状況を福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　子供への体罰は、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼすだけでなく、その尊厳を傷つけるものであり、しつけの目的であっても許されるものではなく、民法等で禁止されております。

県では、「体罰は絶対に許されない」という

意識を社会全体に浸透させるため、研修及び啓発を実施しており、令和7年度は、県内の小中学校、保育園、幼稚園の職員や民生委員・児童委員などを対象として、36回の研修を行い、1,863名が受講いたしました。

今後も、児童相談所の虐待対応を強化するとともに、誰もが体罰によらない子育てが当然であるとする社会づくりに取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 先日、著名な方が年齢の高い子供さんに対して暴力を振るったということがメディアで取り上げられていました。それに関して、それぐらいはあっていいという立場の御意見も散見されたということでございます。日常的なことではないというお話ではございますけれども、いずれにしても、体罰によらない子供との関わりというものがしっかりと大人社会の中に定着していれば、あのような展開にならなかったかなとも思うところでございますので、ぜひそういった取組を引き続き強化いただきたいと思います。

体罰は、研究によれば、道徳的価値が備わることを低下させる、また攻撃性を高める、非行や反社会的な行動を高めるなどのマイナス作用しかなく、暴力への親和性を高めるとのことです。虐待件数が高止まりする社会を減少に向かわせるための新たな試みが必要だと考えます。

児童の権利に関する条約に基づきまして、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正において、体罰は許されないものであると法定化されました。

体罰によらない子育てが養育者の間に広まっていくためにも、子供を監護教育する立場にある学校教諭に十分な知識が必要であると思いま

すけれども、どのような研修がなされているか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 学校では、体罰によらない教育はもちろんのこと、体罰に至らないまでも不適切な言葉かけや強い叱責などが子供の心を傷つけてしまうことから、大人の子供への不適切な関わりを示すマルトリートメントについての研修を行っております。

教職員に対しては、人権意識を高め、意欲を持って人権問題の解決に取り組むことを目的に、県立学校の人権担当者及び市町村教育委員会職員を対象とした研修の実施や、各学校が実施する研修への支援などを通して理解を深めております。

また、保護者に対しては、家庭教育学級等において、県教育委員会が実施するサポートプログラムを活用し、体罰によらない子育ての周知・啓発を行っております。

○岩切達哉議員 子供を取り巻くそれぞれの機関が思いを一つに取り組まれるように求めたいと思います。

次に、また福祉保健部長に伺いたいと思います。

今、保護者の勤務開始が早いということで、小学校1年生などが朝一人、自宅で登校時間を待つという話を聞きました。また逆に、夕方一人、保護者の帰宅を待つという話もあります。

親の就労時間が9時から5時までという定型の方は少数になり、サービス業などでは、朝のシフトや夕方から夜のシフトなど、顧客の利用しやすい時間に労働力を必要として、結果、核家族化の下で子供のための時間が発生しているという実情です。福祉保健部長に、この課題をどのように捉えているか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 共働き世帯の

増加などに伴い、早朝や夕方における子供の居場所の確保が重要であると認識しており、県では、放課後児童クラブを中心とした受入れ体制の充実に取り組んでおります。

具体的には、土曜日や夏休みなどにおける開所時間の前倒しや、平日の閉所時間の延長のほか、平日の朝はファミリー・サポート・センター事業を活用しました預かりを行うなど、市町村と連携しながら、保護者が利用しやすい受入れ環境の確保に努めております。

こうした取組に加え、企業・団体等で構成する官民連携の推進会議などを通じて、時差出勤やテレワークなど柔軟な働き方を推進することで、社会全体で子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 昭和以降の経済の在り方が、核家族というものをこの日本につくり出したというお話を伺いました。核家族化ゆえに、このような問題が発生するという論でございます。社会がそのことをフォローしていくことで、この国の経済も含めて守っていく、そのような姿勢が必要なんだろうと思います。ぜひ取組方をお願いしたいと思います。

次に、親亡き後支援についてであります。

障がい児者の保護者との対話の中で、自らがいなくなった後のことが大変気がかりだというお話を聞くことがあります。

親なきあと相談事業という取組が隣県の大分県で平成29年から実施されています。宮崎県の対策について、いかがな状況かお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がいのある方の親亡き後の生活は、本人や御家族にとって大変切実な問題であり、その不安は、将来への漠然としたものから、金銭管理などの具体的な

問題まで多岐にわたっております。

このため県では、アドバイザーを市町村に派遣し、地域における相談窓口の充実を図るなど、障害福祉サービスの利用や日常生活の困り事を身近な地域で支えられる体制の構築に対して支援しております。

今後はさらに、想定される様々な課題や準備すべきこと、相談先を分かりやすく整理し、広く周知を行うなど、市町村や関係機関等と連携し、障がいのある方が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 親亡き後に係る相談が増えていくという実情に対して、県では相談先を分かりやすく整理すると今お答えいただきました。ぜひ事業の明確化をしていただきたいと思います。

次に、身寄りのない高齢者への支援についてであります。

宮崎県の高齢者のうち、3割が単身世帯、また高齢者夫婦のみの世帯も3割、6割がそういう状況にある。

4月になって国会に提案されました社会福祉法等の一括改正案では、身寄りのない高齢者への支援強化が求められるとして、死後事務などの取組を制度化する内容となっています。

2年前に死後事務について伺ったときには、県は市町村の社協と共に研究しているという御答弁をいただきました。

これまでの宮崎県における独居高齢者に対する支援の実情について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 独居高齢者のさらなる増加が見込まれる中、その実態を把握し、支援につなげることが大変重要であると考えております。

県ではこれまで、高齢者が孤立することがないよう、市町村や社会福祉協議会との情報共有や、新聞・宅配業などの民間事業者等と連携した見守り活動に取り組んできたところです。今後さらに、地域における交流や活動の場づくり等に取り組み、支援につなげることでしております。

また、死後事務を含む課題については、国等の動きを注視するとともに、関係機関等と連携しながら検討を進めていくことでしております。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援の充実に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 長期ビジョンでは共に生きていこうというお話でございますし、前の議会でも、孤立死、孤独死などの話も取り上げられておりますので、ぜひそのような取組の強化をお願いしたいと思いますし、成年後見制度というもので、市町村首長が家裁に申し立てる、それが1万件を超えたという現状だと伺っております。そういうようなことで、市町村も御奮闘いただいているということですが、県がリーダーシップを取って、様々な課題に対し、先駆的な取組をお願いしたいと思います。

さて、話は変わりますが、県土整備部長に、公営住宅に関連して3点伺いたいと思います。

最初に、入居率の減少に伴う共益費の負担問題であります。

例えば20戸建ての集合住宅に10戸しか入居がないときに、高架水槽へのくみ上げのための電気代や階段の電気代など、共益費を10戸で割って負担することになります。大変負担額が高いとの相談を受けました。県土整備部長に、この問題について、どのようにお受け止めか伺いた

いと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県営住宅の階段や廊下、緑地などの共用部分は、公営住宅法により、入居者が管理運営し、費用を負担することが原則となっております。

しかしながら、入居率の減少に伴い、入居者が負担する共益費の増加が進むことは、住宅困窮者へ低廉な家賃で住宅を供給するという県営住宅の本来の目的を果たせなくなることから、県といたしましても、重要な課題であると認識しております。

また、入居者による共益費の徴収業務や共用部分の維持管理など、年々厳しくなっている状況にあります。

このため県では、現在、管理運営業務の代行について検討しておりますが、共益費の負担軽減策につきましても、他の自治体の状況を踏まえながら今後研究してまいります。

○岩切達哉議員 御認識いただいているということでございます。前向きなことで受け止めていただきたいと思います。

次に、勤労世帯は名目賃金が上昇する環境にあります。そのことで、公営住宅の入居要件となっている所得の制限を超える、いわゆる所得超過となって、公営住宅からの退去を迫られるという問題があります。このような世帯は、草刈りなどの団地の共同作業の中心的担い手、また、子供を育み、地元PTAでも活躍されておられるのですが、退去を求められると。

一方で、施設の老朽化もあって入居率は低くなっているという課題について、このままにしているのかというふうに思います。率直に部長の考えをお聞かせください。

○県土整備部長（中原 学君） 入居後に収入が増加し、高額所得者として認定された世帯に

は、法に基づいて期限を定め、住宅の明渡しを求めています。

しかしながら、地域活動の担い手となる世帯が、近年の収入の増加により、高額所得者として認定され、退去することは、地域コミュニティへの影響のみならず、入居率の低下にもつながることから、収入基準の見直しに関する実情や地域の声を国に届けてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 次は、空き室の福祉目的利用許可について伺いたいと思います。

まずは、利用できる方向で国と協議してほしいと思っています。居住の用に限らず、団地入居者の福祉的な拠点としても認められている事例が報告されております。国土交通省の担当の方にも直接お会いしましたが、どしどし協議してほしいということでございました。

宮崎県では、県営住宅の居住ではない目的外使用について柔軟に対応いただけるか、部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県営住宅の空き住戸につきましては、これまで、居住を目的とする場合に限定して、災害による被災者の方々や外国人労働者などの利用を認めております。

しかしながら、空き住戸が地域での福祉活動の一環として利用されることは、福祉の向上やコミュニティの維持につながり、地域住民にとって大変有意義であると考えております。

近年、他の自治体において、地域の高齢者や子育て世帯への支援活動の場として利用を認めている事例も見られますことから、現在、居住を目的としない福祉活動の利用について、国と協議を進めているところであります。

○岩切達哉議員 いずれにも積極的な姿勢をお

示しいただきました。御期待申し上げたいと思います。

次に、子供の健康に関わる問題で、教育長に見解を伺いたいと思います。

一つは、紫外線対策としてのサングラス利用です。

昨日、知事からも気温上昇に対する懸念が述べられましたが、気象庁の分析では、紫外線は過去に比べて強くなっており、環境省でも外出を抑制したほうがよいレベルになっている日数が増加していると言います。

幼児や小学生は、大人に比べて紫外線によるリスクが高く、はるかに多くの時間を屋外で過ごしていますが、一方でサングラス利用については、見た目の印象が悪いという意見があります。教育長の見解をお聞かせください。

○教育長（吉村達也君） 紫外線から児童生徒を守る取組は重要であると認識しております。

学校でのサングラス使用については、屋外活動も多いことから、紫外線対策が必要な児童に十分配慮しつつ、表情が分かりづらくなることによるコミュニケーション上の問題や、視界が狭くなることによる安全上の問題等も考慮し、児童生徒及びその保護者と学校が協議の上、他の児童生徒の理解も含め、適切な使用の在り方について、個別に判断する必要があると考えております。

○岩切達哉議員 近視の増加問題について、教育長に伺いたいと思います。

パソコンやタブレットなどの機器を利用する時間の増加の中、近視や乱視が進む環境にございます。子供の目の健康にどう対応していくかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 2025年の学校保健統計調査によると、本県の小学5年生における裸

眼視力1.0未満の割合は、10年前と比べ2.5ポイント増の39.2%となっており、ここ数年は横ばいで推移しているものの、各学校において対策を講じる必要があると認識しております。

このため教育委員会では、GIGAスクール構想により授業等でタブレットを使用する機会が増えることから、目の健康を守るため、画面から目を30センチ以上離して使うこと、30分に1回は目を休めること、部屋の明るさに合わせて画面の明るさを調整することなど、注意事項を示したパンフレットを作成し、各学校を通して、児童生徒及び保護者に指導しております。

今後も、学校と家庭が連携し、視力低下を抑制する取組を行ってまいります。

○岩切達哉議員 4割近いお子さんがその影響を受けていらっしゃるという結果だと聞きました。最終的には保護者の判断とは思いますが、ぜひ啓発に力を入れていただきたいと思います。

次に、災害対応について、危機管理統括監に伺いたいと思います。

昨年度ですが、トイレカー、マンホールトイレの整備をされるとのことでした。事業の進捗状況についてお聞かせください。

また、県民から、備蓄品に、パンクしたときに使うものですが、車載ジャッキを加えて備蓄するほうがよいという声をいただきました。これは倒壊した家屋やブロック塀に隙間をつくるためと言うのですが、統括監のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県では、災害関連死対策として、トイレの衛生環境の改善など避難所の環境整備を進めており、マンホールトイレにつきましては、避難所となる県有施設42か所のうち、下水道が整備されている25施

設に合計80基を昨年10月までに整備したところであります。

また、トイレカーにつきましても、昨年度中に事業を完了する予定でありましたが、基礎車両の調達に日時を要したため、本年中に3台を整備することとしております。

ジャッキにつきましては、大規模災害時において、倒壊した家屋や家具の下敷きになった人々を迅速に救助するために有効な資機材の一つであると認識しており、市町村と連携して、自主防災組織等が備蓄する際の購入費用の支援を行っているところであります。

○岩切達哉議員 よろしくをお願いします。

では、自転車の交通安全に係る課題について取り上げたいと思います。

自転車の交通違反取締り強化がこの春からありました。その中で、本来、車両としての自転車は、歩道通行は例外となっていて、車道の左側を通ることを徹底されるとのことであります。

例外的に、歩道を通行してもよいとする歩道通行可という標識が設置されている歩道があります。私が住む町の歩道は、これまで自転車通行可の標識がありました。最近になって、その標識が撤去されていきました。ここは宮崎西高校の通学路に当たります。通学時間には、それなりの台数の自転車が走るわけであります。高校生の安全確保のためには、学校周辺では歩道通行可であったほうがよかったと私は思います。

歩道通行可であったものを撤去した理由と、高校や中学など大量の自転車が通る場所の安全確保について、警察本部長のお考えをお聞かせください。

○警察本部長（高井良浩君） 御指摘のとおり、自転車は車両の一種でありまして、車道通

行が原則でありますことから、自転車歩道通行可の規制については、学校周辺に限らず、県内全域において見直しを行っております。

具体的には、現場の交通実態や道路構造、路面標示等の整備状況、自転車が車道通行した場合の危険性等を見極めた上で、歩道を通行する歩行者の安全な通行の確保を目的として規制を解除し、原則に戻って車道通行することとしております。

なお、学校周辺の規制を解除した場合であっても、道路管理者等と連携して自転車の安全な通行空間の確保に努めるとともに、中高校生に対する交通安全教育や、危険な運転等に係る指導・警告等を適切に実施し、学校周辺の交通事故の防止に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 では、学生の通う高校や中学校において、自転車利用に係る安全指導の状況について、どのように行われているか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒の多くが自転車を活用していることから、各学校では、交通安全意識を高めるため様々な取組を行っており、映像を活用した安全な自転車運転の指導や、関係機関と連携の上、自転車事故を再現し、事故の怖さを実感させるなどの取組を通し、指導を行っております。

さらに、児童生徒が主体となった、通学路の危険箇所を示した安全マップの作成や、警察等と合同での街頭指導など、危機意識を高める取組も行われています。

自転車ヘルメット着用の法制化や、いわゆる青切符制度も導入されたことから、児童生徒が自分の命は自分で守るという意識を高める安全指導をさらに充実させてまいります。

○岩切達哉議員 大量の中学生、高校生が、こ

れまで歩道通行可ということで通っていた場所において、車道を通ることになっておることについて、現場の先生方を含めて実情を把握していただき、必要なときには管轄の警察に御相談いただいて、より安全な通学ができるように御努力いただきたいと思います。

自転車の安全に関していろんな意見がありますが、何より自転車先進国のように自転車専用レーンが整備されることが望ましいわけであり

ます。
県土整備部には、自転車交通の安全対策が強化されてきた現在の状況の下で、例えば自転車専用レーン、また、道路を自転車交通に適するように整備していくことが求められていると思いますが、このことに関して、どのような見通しを持っておられるか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 自転車通行空間の整備につきましては、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に位置づけられた道路について、国、県、市町村が一体となって進めることとしております。

県内で最も早く令和2年3月に計画を策定した宮崎市では、市街地において、矢羽根型路面標示の設置や、歩道と自転車道との分離など、自転車利用の環境整備に取り組んでいるところです。

しかしながら、計画を策定済みの市町村は3市にとどまっていることから、宮崎市における取組を県内に広げるため、まずは、計画策定の支援等を進めていくこととしております。

県といたしましては、国や市町村等と連携しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 自転車の安全についてお三方

に伺いましたけれども、取締りというか、指導の強化が先になったのか分かりませんが、警察の取組に柔軟に対応してほしいというのは、ちょっと表現がおかしくなってしまうので、ぜひ、今、県土整備部長からありました各市町村自治体と連携した道路環境の改善、そういったものにも御尽力いただきたいと、よろしくお願いしたいと思います。

環境行政について、1点伺いたいと思います。第四次宮崎県環境基本計画において、PFASの対応はいかにする意向なのかお聞かせいただきたいと思います。

基本計画書を見ますと、PFASは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や人の健康に影響を及ぼすと書かれております。計画書には、そのことを踏まえ、監視していくとなっています。いかなる対応をするのか、考え方を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県内の地下水などの一部で、PFASの指針値超過が確認されておりますことから、今年3月に改定しました第四次宮崎県環境基本計画に、PFASの継続的な監視調査の必要性を新たに盛り込んだところであります。

県では、毎年度作成する水質測定計画に基づきまして、河川や地下水の調査地点を定めて水質調査を行っており、PFASの指針値超過が確認された場合には、超過範囲の特定や発生源の調査を進めるとともに、継続監視を行うこととしております。

現在、国において、PFASに関する対策技術や健康影響についての科学的知見の集積が進められておりますことから、国の動向も注視しながら、今後も適切に対応してまいります。

○岩切達哉議員 本年4月から水道事業者には

検査義務が課せられるなど、対策が制度化されつつある段階です。県の努力によりまして、万一にも健康被害が後から判明したなどのようなことが発生しないように、監視の強化をお願いしたいと思います。

次は、スポーツ大会施設のトイレ問題についてであります。

競技場のトイレ個数について、2026年3月13日、国土交通省が「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関するガイドライン」を公表しました。県内で最近になって建設されたスポーツ施設のトイレの数は、この新しいガイドラインに沿うものか、沿わないものか、確認したいと思います。スポーツ施設管理を所管される教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県が整備したKUROKIRI STADIUMなど主要3施設のトイレは、公共施設の建築設計に広く用いられる一般社団法人空気調和・衛生工学会の基準に基づき、想定される利用人数や男女の比率等を勘案して、必要な便器数を整備しております。

なお、議員御指摘の今年3月に国土交通省が提示したガイドライン案では、一般的に女性のほうが待ち時間が長くなるなどの状況を踏まえ、利用者がおおむね男女同数となる施設やイベント等においては、女性用の便器数を男性用以上にすることなどが示されております。

このため、大規模な大会等の開催の際には、ガイドライン案を踏まえ、主催者と連携し、利用者の状況を想定の上、男性用の一部を女性用に変更、また仮設を設置するなど、柔軟な対応も検討してまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ大会等も実施される折には、配慮した個数を準備いただきたいと思います。

一方で、障がい者に配慮したトイレについてあります。

国スポの後、障スポが行われますので、私は大変気にしております。障がい者用トイレまたは多目的トイレがありますが、そこは車椅子のまま利用できる広いスペースは当然ながら、様々な障がい特性がある方々が利用されますので、障スポ会場となるスポーツ施設の多目的トイレは、それに対する配慮がなされている状況が必要ですが、大会準備をされる国スポ・障スポ局長に、その実情を伺いたと思います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 全国障害者スポーツ大会には、様々な障がいのある選手や関係者が多く来県されることから、誰もが利用しやすい会場づくりに取り組むことが、大会運営上、大変重要であると認識しております。

多目的トイレにつきましては、現在、令和5年に障がい者関係団体や競技団体等と実施した競技会場バリアフリー調査の結果を踏まえ、既存施設に加え、必要に応じて仮設の施設を設置するとともに、障がいの状況にも配慮したボランティアの配置など、競技会場ごとの全体的な計画を検討しているところであります。

今後は、現地での確認や競技団体等との意見交換を丁寧に行いながら、選手や関係者が安心して大会に参加できる環境整備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 災害時のトイレの問題、そしてスポーツ施設のトイレの問題、障がい者用トイレの問題ということで、トイレについて3問も取り上げましたが、議事録を過去に遡って調査すると、3桁の数字でトイレの議論がなされているんです。やはり人間が生きていく中で、

大変重要な行為、営みでございまして、それにしっかりと対応すること、昨日は高校におけるトイレの話がございました。ぜひ、予算をかける部分のうち、トイレということについて御配慮いただきたい、御準備いただきたいと思います。

最後の質問になります。工業技術センター、食品開発センターに備えます試験機器類の整備について伺いたと思います。

これらのセンターは、これまでも県内事業所のために先進的な研究を行い、その成果は、私よりも、知事をはじめ県当局の皆さんが御承知のとおりでございます。

ここで利用する試験機器類の整備について、公益財団法人J K Aからの補助金を期待した予算となっていると伺っております。

J K Aは、競輪やオートレースの売上金の一部で支援されている団体と伺います。その際、申請を認めてもらえるか否かで、整備したい機器類が今年整備できる、またはできない、来年なのか、はたまた未来にわたって難しいのか、こういうことで工業技術センターや食品開発センターの試験機器類の整備が行われていくということによろしいのかという質問であります。

工業技術センターが果たしている県内の中小企業支援のことを踏まえて、私は、もちろん補助金をもらえる分は頂くとして、外れた部分は県費で買うことが大事であろうと思うんですが、そのような予算の準備がなされるのか。ぜひ県内中小企業の期待を背負って、しっかりとした整備をされていくことを求めたいと思います。ここは知事の所見を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） 工業技術センター等で使用する機器につきましては、競輪等の収益を

財源とする補助制度などを活用し、機器の使用頻度や耐用年数等を考慮した上で、限られた財源の中で計画的に整備を進めております。

年度によりましては、一部が不採択となる場合もありますが、翌年度以降に再度申請を行っておりまして、今年度は、以前、不採択となった機器も含め、全て採択がなされたところであります。

県では、機器の導入更新が遅れた場合でも、引き続き使用可能な既存機器の活用を図っており、機器がない場合においても、県内外の公設試験研究機関を紹介するなど、企業の利用にできるだけ影響を及ぼさないよう対応しております。

県内中小企業の技術の高度化や生産性の向上に果たす両センターの役割は、大変重要であると認識しております。今後も、補助金等の財源を積極的に活用し、必要な環境整備等の取組を着実に進めてまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ目を配っていただいて、県内中小企業の発展のために、それぞれのセンターが活躍いただくように御期待申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の山口俊樹です。傍聴にお越しいただいた皆様、いつも本当にありがとうございます。また、インターネットで見ている皆様にも感謝を申し上げたいと思います。本日は、市議会からも鈴木議長をはじめ、市議の皆様にもお越しいただいております。市と県をしっかりとつないでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

早速質問に入ります。

先日、国勢調査や人口動態統計の結果が発表され、人口減少や出生率の現状が数値として出てまいりました。県の総合計画における人口推計などと比較しても、人口減少のスピードは想定以上で、様々な分析ができると思います。

そこで、国勢調査の結果を踏まえ、人口減少に関する知事の受け止めをお伺いいたします。

壇上からは以上とし、以降は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

令和7年国勢調査速報値による10月1日現在の本県人口は101万8,904人となり、令和2年から約5万人減少しております。

現在の県総合計画では、令和7年の人口を約102万9,000人と見込んでおり、今回の調査結果で、想定を上回る速度で人口減少が進んでいる実態が浮き彫りとなり、改めて強い危機感を抱いております。

一方、先日発表されました昨年の合計特殊出生率は1.46と、令和元年以来6年ぶりに上昇し、全国順位も再び2位となるなど、現在、重点的、集中的に取り組んでおります子ども・若者プロジェクトの効果が現れ始めたものと一定の手応えも感じ、将来への希望も持ったところであります。

今後も、長期にわたって人口減少が進む見通しの中、引き続き少子化対策や若者・女性の県内定着の促進など、人口減少の緩和策に粘り強く取り組むとともに、日常生活に不可欠な医療・福祉、交通・物流の維持充実や行政機能の確保など、縮小する人口規模への適応策をより強化しながら、誰もが安心して暮らせる県づくりを全力で進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。宮崎に限らず、想定以上の速度で全国的に人口減少が進んでいますので、事実に基づいて、今後の対策をしっかりと一緒に考えていければなと思っています。

ここからは各項目の質問に入らせていただきます。

まずは、教育関係についてです。

県立図書館、皆さん行かれたことがあると思いますが、比較的格式があって落ち着いた雰囲気施設の施設です。

一方、新しく整備された他自治体の図書館は、オープンな雰囲気、カフェとかが併設されたりしているものもあると思います。

そうしたこともあって、県民の方から、県立図書館でも本を閲覧しながら飲物を飲んだり、もう少し柔らかい雰囲気での利用ができないかとの声をいただきました。

そこで、県立図書館の閲覧室や児童室における飲料の取扱状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立図書館の閲覧室や児童室においては、貴重な図書資料等の破損を防ぐため、飲食物の持込みを禁止していましたが、熱中症予防対策として、令和5年度より、蓋つきのペットボトルや水筒などに限り、持込み可能となっております。

今後も、大切な図書資料を守るため、その取扱いについて御理解いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

○山口俊樹議員 実は飲んででもいいんですよということでございました。ただ実際、私も図書館に行きますけれども、飲んでる方はあまり見かけなくて、静かで緊張感がありますよね。ルールを守れば飲んでいいですよと今回確認で

きましたので、多くの方に使い勝手のいい場所になればいいかなと思います。

県立図書館の2階に何があるか御存じでしょうか。研修室や休憩スペースなどがありまして、私は、ちょっと暗くて、あまり活用されていないかなという印象を持っています。

研修室の利用には、それなりにハードルがあるようですけれども、せっかくなら多くの方に使っていただきたいなと思っているところです。

そこで、2階にある研修室等の利用状況と、利用条件の緩和が検討できないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 2階の研修ホール等においては、県民を対象とした文化講座や市町村図書館職員等の研修などを計画的に実施しております。

また、主催事業による利用がないときは、読書団体や文化団体など、図書館事業と関連した活動を行っている社会教育団体等に対し、貸出し可能な4部屋を利用いただいております。令和7年度の貸出状況は、延べ188団体、6,419人で、部屋の稼働率は約40%となっております。

県立図書館は、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」を理念としていることから、広く県民を対象に、理念に沿った活動を行う団体等への貸出しも検討してまいります。

○山口俊樹議員 稼働率でいうと約4割ということで、まだまだ伸び代があるかな、もったいないかなと感じたところです。利用条件の緩和を検討いただけるとのことですので、柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

図書館関係、最後の質問です。

県立図書館は、私が中学とか高校の頃から、レイアウトや雰囲気がほとんど変わっておりま

せん。落ち着いた雰囲気もいいんですけども、利便性などを鑑みて、レイアウトの変更とか、お金をかけない形でリニューアルがそろそろあってもいいのかなと思っています。

そこで、今後、閲覧室のレイアウト変更などの予定は検討できないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 閲覧室は、利用者の利便性の確保や適切な管理のため、図書を分類ごとに配置するとともに、紫外線に直接触れないようなレイアウトとしております。

建物の構造上、大幅なレイアウトの変更は難しいものの、時代の変化や利用者のニーズを受け、これまで、若者向けの本を集めた青少年コーナーや、ビジネス支援に関連する本を集めたコーナーの設置などを行っております。

県民の方々にとって、より親しみのある図書館となるよう、引き続き、閲覧室入り口付近の見直し改善や展示書架の配置の工夫に取り組むほか、令和10年度の県立図書館ビジョンの改定に当たっては、オープンな雰囲気の図書館づくりについても議論してまいります。

○山口俊樹議員 次の図書館ビジョンの改定において議論していただけるということで、少し進んだのかなと思います。あのエリアは、図書館単体ではなくて、周辺施設との連携というものに非常に可能性があるなと感じておりますので、そこも意識しながら、もっと利用が増えるには、利用がしやすくなるためにはどうすればいいのかという視点で、今後も積極的な挑戦をお願いしたいなと思います。

続いて、県立高校について伺います。

まず、校則についてです。

全国の若手議員の仲間で、校則議連というものをつくって活動している人たちがいます。私

自身はその議連に入っていないんですけども、メンバーの「校則は自治、自ら治める、これを学ぶスタートだ」という思いに共感したところです。

そのメンバーによると、まず行すべき重要なことは、校則を外部にしっかりと公表することだということです。

そこで、県立高校における校則の公開について、現状と今後の対応を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 校則には、健全で規則的な学校生活を送るため、生徒が守るべき事項として、始業及び終業時間や、頭髮、服装、通学の手段などを定めております。

また、その内容については、社会状況の変化や社会通念に照らして、見直しが適切に行われる必要があります。

そのため、校則の内容については、広く周知が図られるよう、学校のホームページ等に公開することが求められております。

各学校では、校則を生徒が自主的に考えるよう促すとともに、保護者にはPTA総会等において周知を図っておりますが、ホームページ等に掲載している学校が現在4割にとどまっていることから、早急に掲載するよう指導してまいります。

○山口俊樹議員 教育委員会としても、ホームページなどで公開することは望ましいと考えているものの、実際の公開は4割ということでございました。

数年前、ブラック校則の議論があったことを覚えていらっしゃる方は多いと思いますけれども、その後にも、毎年のように教育委員会としては通知などで公開のお願いをしていたようなんですが、対応していたのは実は4割にとどまっていたということが今回明らかになったと

うか、実態だったと聞いております。

校則は、在校生への影響のみならず、受検生にとっても学校選択の判断材料にもなり得ますので、早急な対応をよろしくお願いいたします。

続いて、県立高校入試でのWEB出願について伺います。

私は、これまで何度か取り上げてきて、他県の導入状況や利便性、働き方改革の観点からも、導入すべきだという立場で今まで議論してきました。これまでWEB出願の導入のハードルとなっていました受検手数料の収入証紙納付につきましても、この2月、収入証紙の廃止方針を明確に県から示していただきましたので、障壁がなくなったと思っております。いよいよ導入のときが来たかなと感じているところで。

そこで伺いますが、県立高校の入試におけるWEB出願の現在の検討状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） WEB出願の導入は、中学生にとっては出願手続の利便性向上、中学・高校にとっては入試業務の効率化につながり、教職員の働き方改革にも大きく寄与すると考えております。

現在、教育委員会では、既存の電子申請システムを活用したWEB出願のシステム構築を進めており、今後、実用面での問題がなければ、WEB出願へと切り替える予定としております。

○山口俊樹議員 既存のシステムを活用して、既にWEB出願システムの構築を進めていますと、今後WEB出願へと切り替える予定ですということです。時期については明確な答弁はなかったですが、WEB出願の導入決定だ

ろうと言ってもいいのかなと思います。ここまで来るのに数年かかりましたけれども、前向きに検討を進めていただいて感謝したいと思いますし、導入までしっかり見守りたいと思います。

続いて、県立高校の授業数、単位数についてでございます。

私も県立高校の出身でございますが、朝から夕方までみっちり授業がございました。大学進学後、他県出身の友人の話を聞くと、特に都心の高校では比較的ゆとりのある学校生活を送っている例が多くて、その違いにすごく驚いた記憶があります。

そこで、文部科学省の基準による全日制高校の修了、平たく言えば卒業に必要な単位数と、県内の全日制高校における卒業に必要とされる単位数について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 現行の学習指導要領では、全日制における標準年間履修単位数は29単位、3年間で87単位となっております。

県内の各高校においては、これを標準としつつ、学校の特色として、弾力的な運用に取り組む高校もあり、現在、84単位から101単位となっております。

○山口俊樹議員 単位数は授業数と考えていただければ分かりやすいかなと思います。標準だと87単位なので、必要なのは年間29単位、授業でいくと週5日で6こまぐらいの授業です。宮崎の場合は、県立高校だと卒業に必要な単位は100単位を超えていまして、宮崎市内の高校は特に100に近い学校が多いと聞いています。年間に直すと約33単位、授業にすると週5日で7こまぐらい、ほかと比べると1こま多いかなという感じです。

宮崎では、より多くの授業機会を提供すると

いう形で特色を出しているところが多いのかなという印象を持ったところです。これがいい悪いというのは、それぞれの御家庭や学校の判断なんですけれども、県立高校はこれまでの既成概念にとらわれず、特色を出す議論をしなくてはならない時期に来ていると思います。

そこで、県立高校においては、今後は単位数の増減も含めて各校の特色づくりを考えていくべきだと思いますが、全日制県立高校の単位数の在り方について、県の考え方を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 次期学習指導要領の策定において、国では、多様な子供たち一人一人に寄り添った教育を行うため、例えば、週当たりの標準時間数を撤廃することにより、卒業に必要な単位数を引き下げることができるなど、柔軟なカリキュラム編成を可能にする単位制度の在り方について議論を進めております。

教育委員会では、柔軟な単位数の設定は、各学校の魅力化・特色化につながることから、国の動向等も踏まえ、高校教育改革の一環として検討してまいります。

○山口俊樹議員 国において単位数の在り方が議論されていまして、そこも含めて検討、改革していきますよということです。国の議論を待つだけではなくて、宮崎の高校教育を今後どうしていくのかという視点で、先行した議論を期待したいと思います。

続いて、進学実績についてでございます。

昨年11月に質問した際に、教育委員会は、県立高校の大学入学合格者数は把握している一方、実際の入学状況は把握していないということが明らかになりました。その議論の際に、次年度からは把握に努めますと約束いただいたので、確認したいと思います。

昨年度の県立高校の大学入学者実績を教育委員会は把握されたのか、したのであればその概要について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 各高校から、大学合格状況だけではなく、大学入学状況について報告を求めたところ、過年度卒も含め、4年制大学への入学者数は2,866名、うち国公立大学への入学者数は1,354名となっております。

○山口俊樹議員 しっかり対応いただいたことが分かりました。今年度から教育委員会では、新たな時代を切り拓く学力向上事業というのを行っていまして、その目標には、国公立大学や難関10大学の合格者数などが入っていますが、合格者数だけではなくて、入学者数も把握することで見えてくる課題もあるかと思うので、引き続きデータ収集をよろしくお願いいたしますと思います。

続いて、県立高校の施設について伺います。

県立高校は設備や建物の老朽化が進み、学校としての競争力を維持していくために課題があると認識しています。

この学校施設の維持管理、つまり計画的な改修や設備の更新などについて定めた計画が個別施設計画というものになります。

個別施設計画については私も結構こだわっていまして、県庁関係については昨年度公表してもらいました。学校関係がなかなか公表されず、どうしたのかなと思ったら、今年の5月末に公表されたところでございます。まずは、公表いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

3年前の2023年6月の質問で、県立高校の学校施設の維持管理に今後どれぐらい費用がかかるんですかと聞いたところ、当時の教育長が「個別施設計画を踏まえると、令和3年からの

10年間で180億円ぐらいかかると見込んでいます」と答弁しております。

あくまで計画であって、予算を約束するものではないですけれども、令和3年からの10年間で180億円、今は令和8年ですから5年ぐらいたっていますので、単純計算すると90億円ぐらい、もしくはそれに近いぐらいの金額が計画上は必要だと想定していたと思われます。

そこで、県立学校の個別施設計画のこれまでの進捗について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、県立学校の施設整備につきましては、個別施設計画に基づき、計画的に改修等を行い、長寿命化を進めております。

本計画では、令和3年度からの10年間で必要な費用を約180億円と見込み、校舎の外壁改修や屋根の防水対策等に取り組んでおり、昨年度までの5年間に、予算ベースで約58億円の整備に加え、別途、空調設備の更新等も予算を確保して行っております。

また、本年3月の見直しにより、今後10年間の改修に要する費用は、物価上昇等も考慮し、約220億円と見込んでおります。

施設整備は、生徒の安全確保や快適な学校生活に欠かせないことから、あらゆる機会を捉え、様々な財源確保に努めてまいります。

○山口俊樹議員 この5年間では約58億の整備でしたということです。一部計上できていない金額があるということです。実際の金額はもう少し多いようですけれども、率直に申し上げて、計画に対して予算は十分ではなかったんじゃないかなと感じたところです。

ちなみに、公表された個別施設計画にも「予算が不足しているのが現状です」と明確に書いてあります。行政が明確に書くのは珍しいなと

読んでいて思ったところです。

さらに言うと、計画の公表のタイミングで計画の見直しが行われています。当初の令和3年度からの10年間という計画を見直して、令和8年度からの新たな10年間として計画を再整理されています。

正直、私から言うと、問題の先送りをしたんじゃないかなというふうにも見えてしまいましたが、先ほど申したとおり、前の計画からの進捗を正直に書いてたり、予算が不足していますよと書いてあったりしますので、教育委員会としては問題から目を背けないために改めて計画をつくり直したと、現時点では評価したいなと思っております。

計画が公表されて間もないので、今回の議論はここまでにしますが、県立高校施設への投資をどうするのか、これは待ったなしの問題でございます。ただ、教育委員会だけでどうかなるものではありませんので、当局の財政、さらには知事にもこうした状況を再認識いただいて、改めて議論させていただきたいと思います。

続いて、この項目最後の質問となります。

昨年6月に取り上げました1人1社制についてでございます。

おさらいすると、1人1社制とは、高卒での就職を目指す際、応募解禁日から一定期間は生徒の応募先を原則1社に制限する制度です。私は、これは高校生の職業選択の自由や可能性を狭めるものだという考えから、国の有識者会議の報告や一部の他県に倣って、制度の見直しをやるべきだと提案してきました。昨年の議論で、学生のアンケートなどの実施をやっていただくということをお願いしたという経緯があります。

そこで、1人1社制について、昨年度実施した高校生や企業等へのアンケート結果と就職問題検討会議での協議結果、また、今後の1人1社制の在り方について、県の考えを教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 1人1社制は、生徒が1社の試験に集中でき、教員は丁寧な指導ができること、企業は採用計画が立てやすいことなどから、本県では、9月5日の企業受付開始日から9月末まで、生徒の企業への応募は1社としております。

生徒の1割以上が就職した県立高校26校の3年生に対して昨年度調査した結果、「現行制度でよい」とした生徒は約6割、私立を含めた高校の就職指導担当教員への調査では約8割、また、宮崎労働局が行った企業への調査では約7割が「現行制度でよい」と回答しております。

これらの結果を踏まえ、今年3月の行政、学校、企業で構成する就職問題検討会議において、今年度卒業生について、現行制度の維持を決定しております。

引き続き、社会状況や生徒、企業等の意見を踏まえ、随時、制度の在り方を検討してまいります。

○山口俊樹議員 今年度は現行維持となったとのこと。私の主張とはアンケートの結果等も異なりますので、その判断を尊重すべきだと思っております。一方で、就職環境や1人1社制への理解が進むと状況は変わり得るものだとも思っておりますので、生徒へのアンケートなどは引き続き取っていただいて、就職制度が生徒の意思と未来を中心に、よりよいものであることを期待しております。

続いて、観光について伺います。

最近、「宮崎市では宿泊税が7月1日から始

まります」という案内を目にする機会が増えました。昨年9月に荒神議員が宿泊税について質問されておりますが、その際には、知事は、自治体の自主財源確保の手段としては有効な一方で、観光への影響や事業者負担等、課題もあるといった旨の認識を示されていたと記憶しております。

私としては、県内で宿泊事業者数や宿泊者数が最も多い宮崎市が、多くの関係者の理解を得て導入に至ったということを踏まえると、宮崎県としても導入の是非を含めて議論してもいい時期に来ているのかなと思っています。他自治体では、県と市と両方で課税しているところも実際にあります。

そこで、宮崎市が7月から宿泊税を導入することについての受け止めと、県としての宿泊税についての検討状況を、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宿泊税は、観光資源の整備やプロモーションなど、観光振興に係る自主財源を安定的に確保し、持続可能な観光地域づくりを進める上で有効な手段の一つと認識しておりまして、宮崎市においても、観光施策に必要な財源を確保するため、宿泊税を導入されるものと理解しております。

全国的に見ておりますと、この宿泊税、当初はオーバーツーリズムに悩まされた自治体がその対策財源として導入を進められ、今や観光振興一般に広がりつつある、そのような状況であろうかと考えております。

私も総務省の自治税務局で勤務しておりましたときに、法定外税を担当しておりましたので、宮崎市におかれまして、観光振興という重要な政策課題に対し、関係者の理解を得ながら、自主財源の確保に向けて、このような導入を進められていることに対して敬意を表するも

のであります。

一方で、県全体での宿泊税の導入につきましても、宿泊事業者の事務負担や宿泊客の費用負担の増加による観光需要への影響が懸念されることをはじめ、県内市町村の状況など、多角的な視点から慎重に判断していく必要があると考えております。

このため、県としましては、宮崎市における宿泊税の導入後の状況を、重要な先行事例として注視するとともに、引き続き、他県の動向や宿泊事業者などの関係者の声を伺いながら、研究を進めてまいります。

○山口俊樹議員 宮崎市を重要な先行事例として注視していくということです。今後、市と県と情報交換をさらに密にさせていただいて、県としては、議論はしないよとか、判断しないよということだけはないようにしていただければと思います。

続いてもう一問、観光について伺います。

来月7月からパスポート制度が大きく変更になることを御存じでしょうか。大きな変化としては、18歳以上のパスポートは5年というのがなくなって、10年のみになったりします。特に多くの方の関心を集めているのは、手数料が大幅に安くなることでございます。

この機会にパスポートをとという方が増えるのではないかと報道などでは言われています。ただ、宮崎県では、既にパスポート取得支援事業を実施しておりまして、一定の条件を満たせば取得費用の補助を受けることができます。では、パスポート制度が変わったら、これはどうなるのかと。

そこで伺いたいと思いますが、7月からパスポート制度が改正されますけれども、県民のパスポート取得支援制度はどのように対応するの

か、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） パスポート取得支援事業は、本県における国際線の利用促進を図るため、宮崎空港発着の国際線を利用する県民の方を対象に、パスポート取得に要する手数料を支援するものです。

現在、18歳以上に対して5年用の電子申請手数料相当額を助成しておりますけれども、今回の制度改正により、18歳以上は10年用のみとなり、今後は10年用の電子申請手数料相当額を助成の対象といたします。

例えば、7月1日以降は電子申請の場合、その手数料8,900円の全額を支援し、自己負担なく取得できることになります。

今後も本事業を通じて、本県からのアウトバウンドを積極的に促しまして、国際線の維持・充実にしっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 条件を満たせば、7月1日以降は、オンライン申請の場合は手数料全額補助と、答弁では触れておりませんが、窓口申請でも自己負担400円でパスポートが取れますよということになっておりまして、引き続きかなりお得な制度になっているかな、事業かなと思っております。

先日発表された宮崎市の観光統計の速報版では、外国人宿泊者数はコロナ前にかかなり近い水準まで来ているということでした。

答弁にありましたとおり、インバウンドとアウトバウンドのバランスが、国際線の維持・発展には大きな影響を与えます。円安の影響はありますけれども、この補助制度を知っていただいて、夏休みなどの旅行先の検討に海外というのも考えていただければなと思っております。

次に、観光での道路の景観、安全の観点で伺います。

宮崎に観光等で来て、ワシントニアパームや道路の木々、植栽に好印象を持つという声をよく聞きます。

一方、他自治体などでは、街路樹の倒木や無計画な剪定などで、景観や安全性が課題となる事例も出てきています。すばらしい景観を持つ宮崎だからこそ、沿道の樹木の維持管理は非常に大事だと思います。

そこで、県管理の国道、県道における樹木管理の現状と、効率的な樹木管理を行うための今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 沿道の樹木管理につきましては、路線ごとに作成した植栽台帳を基に、枝の剪定や薬剤散布などの管理業務を実施しております。

また、異常気象による影響を踏まえた安全面への配慮や、地球温暖化対策など、新たな視点を加えた道路の植栽に関する県の指針を現在作成しているところであります。

このような中、国において、樹木管理の効率化・重点化を図るため、定期巡回における優先順位の考え方などが示された新たなガイドラインが、本年3月に策定されたところであります。

県といたしましては、現在作成中の指針に国のガイドラインの考え方を反映させるとともに、将来的には植栽台帳の電子化を行うなど、効率的な樹木管理に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 維持管理は県の指針に基づいて行っていまして、国の新たなガイドラインも反映させていきますということです。また、管理する樹木の植栽台帳は整備されているものの、現時点で台帳は紙ベースということでございます。今後、タイムリーな情報更新や業務の効率化のためにも、電子化の検討をぜひ進めて

いただきたいと思います。

さて、道路に関して県民、市民の方から多い相談が、道路の白線、区画線についてでございます。区画線に注目して、3問ほど伺います。

まず、来年には国スポ・障スポを控えております。道路関係の事業者の方から、他県の過去の大会では、工事の発注がぎりぎりになったり、工期が厳しい状況が出て、開催県以外から業者を手配しないと対応できないという状況が生じたことがありますという話を聞きました。

せっかくの工事発注の機会ですので、ぜひ県内の事業者さんが受皿となれるように、計画的な発注をしていただきたいと思います。

そこで、宮崎国スポ・障スポに向けた区画線補修の計画的な発注に関する取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎国スポ・障スポでは、県外から初めて車で来県する方も多いことから、車両を誘導する区画線の視認性を保ち、安全で快適な道路環境を提供することが重要です。

このため、各地の競技会場周辺や輸送ルートを中心に、補修が必要な区間を選定し、今年度前半から重点的に工事を発注しているところであります。

また、例年に比べ、数多くの区画線工事を発注することにより、技術者の不足が懸念されるため、本年4月から、現場代理人の兼務に関する要件を緩和したところであります。

今後とも、発注規模の拡大や、工期の余裕期間の設定などに取り組み、受注者の負担軽減を図ることで、受注しやすい環境を整えてまいります。

○山口俊樹議員 既に様々な工夫をされている

ようですので、引き続き受注しやすい環境を整えていただければと思います。国スポ・障スポが経済面でもしっかりと宮崎に生かせるよう、よろしくお願いいたします。

道路の白線について、もう少し伺いたいと思います。

特に交差点などで、道路のセンターラインだったり外側の線はきれいになっているけれども、なぜか止まれの標示だったり停止線は消えているみたいな場面に遭遇することが時々あるのかと思います。

これが起こる要因というのは管理者が違うからで、外側の外側線などは県や市といった道路管理者、停止線などは警察の管轄になります。我々県民からすると、どっちがやってもいいから、やるなら一体的、効率的に整備してよと思うところです。

そこで、区画線等の工事や道路標識の工事を発注する際の県土整備部と警察本部の連携状況について、県土整備部長、そして警察本部長に、それぞれの立場で伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県が施工する新設工事のうち、交差点改良や大規模な道路改良では、設計段階から、交通管理者である警察本部と協議を行っているほか、これらの工事を施工する際には、管轄する警察署に立会いを要請しております。

一方で、区画線のみを補修する工事は、箇所数が多く、県内各地に広く点在していることから、施工区間や時期について、警察本部と十分な調整を図ることが困難な状況であります。

○警察本部長（高井良浩君） 県が道路管理者となっている道路におきまして、警察が道路交通法に基づき設置する道路標示につきましては、これを新設する場合には、原則として県土

整備部と情報共有しております。

他方で、標示を補修する場合には、交通量が多いなど工事による影響が大きいと見込まれる場所や、道路舗装が損傷している場所などに限って、事前に県土整備部と協議を行った上で、工事を発注しているというのが現状でございます。

○山口俊樹議員 新しく造ったり、規模や交通量がそれなりにあるものについては協議しているけれども、日常的な情報共有の仕組みはなかなか十分じゃない、業務量も多いと思いますので、そういうところが現状のようです。そういうことであれば、ぜひ改善していただきたいな、できる限り努力していただきたいなと思います。

そこで、今後の区画線等の工事における警察本部との連携の在り方について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 議員御指摘のとおり、区画線等の工事におきましては、道路管理者である県と交通管理者である警察本部が施工調整を行うなど、同時期に補修されることが効率的であり、交通安全の観点からも望ましいと認識しております。

このため、補修が必要な区画線等の工事のうち、交通管理者と関わり深い交差点周辺などの工事に関しては、土木事務所と警察署の連携に加え、今後は、本庁で一元的に発注情報を管理・共有するなど、警察本部と連携が図られるよう検討してまいります。

○山口俊樹議員 できる限り効率的に行うべきだという問題意識は共有いただいた上で、県土整備部が中心となって情報共有を県警と行っていくと、前向きな答弁をいただいたと思います。県で成果が出れば、基礎自治体にも広げて

いける取組になる可能性があるなど私は思っているところです。県警本部にも引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、命を守る取組ということで2問伺います。

先日もフィリピン沖地震に伴う津波についての注意報が出ましたが、各自治体が南海トラフなどへの対応を含めて、津波対策を重要な課題としてやっております。

宮崎市においては、被害想定の見直しを踏まえて、青島や内海などのエリアで津波避難タワーの新設が検討されているところです。

新設に当たっては財源が必要ですが、昨年、特別委員会で視察した高知県などは独自の補助を出すなど、自治体によっては基礎自治体への財政支援を手厚くしているところもあります。

そこで、宮崎市では津波避難施設の新設を検討されておりますけれども、市町村が整備する津波避難施設への財政支援について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波による人的被害を軽減するためには、津波の到達予想時間までに安全な場所への避難ができない避難困難地域を解消することが不可欠です。

このため県では、市町村が津波避難施設を整備する際に、国の交付金及び公共事業等債を充当した後の費用について、全額財政支援を行っているところです。

現在、市町村においては、県が昨年度実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、ハザードマップや避難場所等について必要な見直しが行われているところであり、宮崎市では、新たな津波避難施設の整備を検討していると伺っております。

今後、市町村等からの要望も踏まえながら、

他県の状況や津波避難施設の整備に係る支援について研究してまいります。

○山口俊樹議員 県としては、これまでも一定の財政支援をしてきましたので、今後も基礎自治体の要望を踏まえながら検討していきますということでございます。

昨日の坂口議員の質問でも、防災・国土強化の議論がありまして、知事も力強い答弁をされていたと感じていますので、宮崎市の動きは県の想定の見直しなどを踏まえたものでもありますし、ぜひ踏み込んだ支援の検討をよろしくお願いいたします。

次に、救急安心センター事業について伺います。

昨年、野崎議員も質問されておりました。これは簡単に言いますと、救急車を呼ぶかどうかなど迷った際に、＃7119にかけると専門家に相談できますよという仕組みです。宮崎市からも要望が出ていますし、県民の安心とともに、救急搬送の適正利用にもつながりますので、私もぜひ導入していただきたいなと思っています。

そこで、救急安心センター事業（＃7119）について、全国の導入状況と、本県における導入に向けた県の考えを、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 救急安心センター事業（＃7119）は、令和8年6月現在、41都道府県で導入されております。

当事業は、救急搬送の必要性等について、医師や看護師に電話でアドバイスを受けることができるものであり、導入により、相談者の不安解消とともに、医療機関や救急の負担軽減につながると認識しております。

このため県では、各市町村・消防本部との間で、類似する既存事業との整理など導入におけ

る課題の解決に向けた協議を重ね、令和8年3月の検討会で、県下全域で実施する方向性が確認されたところです。

引き続き、各市町村・消防本部や医療機関の意見を踏まえながら、導入に向け、運営方法や費用負担などの論点について検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 47都道府県のうち41都道府県で導入済みの事業ということで、宮崎はちょっと遅れているんじゃないかなということが明らかになりました。一方で、今年の3月に市町村とはほぼ合意形成ができていまして、導入はほぼ決定ですと言えるんじゃないかなと思います。

本来ならば、熱中症などが増える夏場までに導入できるといいなと思いますが、予算面などの整理があると思いますので、そちらを早急に整理いただいて、早期導入へ頑張ってくださいと思います。

続いて、諸問題についてということで、分野を絞らず、幾つか伺っていききたいと思います。

まず、県警における外部通報制度についてでございます。

他自治体の知事選だったり企業の不祥事などをきっかけに、公益通報という言葉をよく耳にするようになりました。公益通報制度というのは、簡単に言うと内部告発した人を守る、不利益を受けないような仕組みを整えましょうというものでございます。大きな組織には設置が義務づけられていて、県庁にも市役所にもそういう仕組みがあります。

ただ、もし自分が内部告発者になったときに、勤め先に言うのはちょっと嫌だな、外部の機関に伝えたいなということはある得ると思うんですよね。そういうときに使うのが外部通報という仕組みになります。

なかなか難しいですが、告発者を守る公益通報という仕組みがあって、それには、内部告発の内部通報と、警察などに通報する外部通報の2種類があるよと思ってください。今回は警察への外部通報の話です。

まず、宮崎県警における外部通報窓口の概要と設置目的、外部通報窓口を通じた受理件数と対応状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 本県警察は、公益通報者保護法に基づき、外部通報窓口を設置しております。

なお、同法の趣旨について、所管の消費者庁は、労働者等が公益通報を行ったことを理由とする解雇などの不利益な取扱いから保護されるものであるとしておるところであります。

この通報窓口に対しまして、労働者等から本県警察が捜査を含む処分の権限を有する法令違反が通報された場合には、警察において、今申し上げた制度の趣旨を踏まえまして、必要な捜査や調査を実施するということになります。

本県警察への外部通報の受理件数を申し上げますと、令和3年度から令和7年度までの5年間で1件、令和8年度は5月末までで2件の合計3件を受理しております。

その対応状況は、受理した3件全てについて、関係部門において適切に対応しております。

○山口俊樹議員 言葉は難しかったですけれども、法律に基づいて、告発者が不利にならないよう保護しながら捜査や調査をしますということです。受理件数は、昨年度までの5年間では1件、今年度では既に2件来ていますよということでございました。

外部通報が分かりにくくて使いにくいのは、告発する内容によって対応窓口が、警察だった

り消費者庁だったり、違うということになります。例えば警察だと、自分の働いている会社が横領しているとか、詐欺に関わっているといったようなことを告発するのが対象になると。ただ、私も正直、判断がつかないです。だからこそ、一般的な県民の方が通報先として思い浮かぶ警察において、外部通報窓口が分かりやすく連絡がしやすい状況をつくってほしいなと思っています。

質問に当たって、宮崎県警の外部通報窓口を調べてみますと、「外部通報を受け付けています」と窓口の案内がありました。しかし、連絡をしようにも住所や電話番号は分かりづらく、電子メールと書いてあるんですが、メールアドレスが見当たらない、どこに送ればいいんだという状況でございました。窓口を利用しようにも難しい状況です。

そこで、外部通報窓口がより機能するように、案内の在り方など窓口の機能向上ができれば、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 外部通報窓口の実効性を確保するためには、御指摘のとおり、通報しようとする方にとって分かりやすい案内が不可欠であると認識しております。

本県警察では、ホームページ上に外部通報窓口を掲載しておりますが、御指摘のとおり、従来の掲載内容は連絡先などに不明瞭な点がありました。御指摘いただいて、ありがとうございます。

御指摘を踏まえまして、早速ホームページの掲載内容を見直しております。既に連絡先の電話番号と文書の郵送先については、改めて明記させていただいております。

ただ、電子メールにつきましては、この際、改めて通報受付専用のメールアドレスを新たに

取得したいと考えておりまして、若干お時間をいただければと考えております。

今後はさらに、ホームページ上で制度に関する分かりやすい掲載内容の拡充を検討するなど、通報しようとする方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 一部について早速対応いただいたということで、ありがとうございます。警察のホームページには様々な相談窓口が載っております。たくさんあり過ぎて分かりづらいところもありますので、ぜひ相談しやすい状況をつくっていただきたいと思います。

外部通報窓口は、県警に限らず、多くの機関が利用しやすい窓口づくりを進める必要があります。ただ、犯罪行為や違法性が疑われる場合、警察がまず頼りにされるものだと私は思っておりますので、今回、細かな制度の質問になりましたけれども、県警に伺わせていただきました。引き続き対応をよろしくお願いいたします。

続いて、農地相続の課題について伺いたいと思います。

先般、全国の農地の約2割が所有者不明、不在という新聞報道がございました。

不明、不在イコール耕作放棄ということではないので、すぐに大きな影響が出るものではないようですが、相続は義務化されていますし、農地の集約において所有者が不明というのは、ハードルが高くなる可能性があります。

そこで、本県における相続未登記農地の現状と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国が公表した令和6年度のデータによりますと、本県の相続未登記農地は、農地面積の16%となる約1万2,000ヘクタールであり、全国平均の9.7%に比

べてその割合が高く、農地の集積・集約化を進める上で支障となることが懸念されます。

このため県では、令和6年度から義務化された相続登記について、新聞やラジオ、研修会で制度の周知を図っております。

また、農業会議と連携した国庫補助事業の活用により、司法書士の助言も得ながら相続関係の整理を行う農業委員会を支援するなど、所有者不明農地の解消等に取り組んでおります。

県としましては、これらの取組を進めながら、相続登記の徹底を図り、農地の集積・集約につなげてまいります。

○山口俊樹議員 本県は約16%が相続未登記農地、全国の約10%と比べると、ちょっと高いということでした。今後も農地の相続は増える可能性が高いですので、農地の集約化などの政策への影響が強くなってこないうちに、対応をしっかり行っていただきたいと思います。宅地の相続もそうですけれども、周知を、相続に関わる可能性のある業種、生命保険会社とか、これまでお願いしていなかった分野の方々に巻き込むことも検討してもいいのかなと感じたところでございます。

続いて、LED化についてでございます。

私の所属する自治会の公民館でも、蛍光灯の来年での生産終了に伴って、LED化するか、工事するならめっちゃお金がかかるけれども、どうしようという議論が出ております。そうした団体への対応はもちろん考えないといけないんですが、県の施設はそもそもLED化に対応できているのか確認したいと思います。

そこで、県有施設におけるLED照明への切替えの進捗率と今後の見込みについて、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 庁舎等で使用され

ている蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されることに伴いまして、早期にLED照明へと切り替える必要があります。

県有施設のうち、庁舎などの行政系施設につきましては、令和8年5月末時点で切替え工事の対応が必要な377棟のうち62%が完了しており、今年度中に8%が実施見込みとなっております。

照明器具のLED化は、環境負荷を低減するとともに、ランニングコストの削減にもつながりますことから、未実施の建物につきましても、今後、施設管理者と協議しながら計画的な工事を実施してまいります。

○山口俊樹議員 今年度末で7割が対応見込みということです。正直もうちょっと高いだろうと思っていたんですけども、そもそも切替え工事をするかどうかを決めていないとか、決められていない施設が多数あるということで、その判断待ちだということでございます。早期に判断して、お尻が決まっていることでもありますので、適切に対応をお願いしたいと思います。

次に、これまでの質問への対応について伺いたいと思います。

まず、県体育館についてでございます。

以前の答弁では、令和8年度までに教育委員会や県庁内で活用の有無を検討するということでしたが、今議会で解体に関わる予算が提案され、庁内での活用が見込める旨の説明もあったところです。

具体的な利活用の説明というのは現状ないところではございますが、県体育館の今後の利活用に係る庁内の検討状況について、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポの

開催に向けまして、新たな体育館を延岡市に整備したことに伴い、宮崎市の県体育館につきましては、大会後に解体し、跡地を県が引き続き利用する方向で現在検討を進めているところであります。

現時点では、庁内で複数のアイデアが出ているものの、具体的な利活用方法が決まっている状況ではありません。

今後の方向性を探る上では、様々な視点を取り入れることが重要でありますので、県都である宮崎市の中心部という好立地を生かし、置県150年、さらにその先に見据える「安心と希望あふれる宮崎」の礎となるよう、引き続き、様々な観点から十分な議論を進めた上で決定してまいります。

○山口俊樹議員 跡地は県が利用する方向、複数のアイデアがあるということでございました。宮崎駅に近い、あれだけの規模の土地は貴重だと思います。県民の大事な資産として、今後のまちづくりを見据えた活用への議論を期待したいと思います。

続いて、県総合運動公園について、2問伺います。

かねてから、県総合運動公園の駐車場については、積極的な有料化を検討していくべきだと提案しております。

その検討の一環として、今年の2月には新たな取組の実証実験を行ったようですけれども、その結果と今後の駐車料金の在り方の方向性を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、現在、平日の料金徴収や駐車時間に応じた料金設定の導入、円滑な料金徴収の在り方等を検討しております。

今年2月のキャンプ時期には、運動公園北側

駐車場において、全自動精算システムを検証しました。その結果、出庫時の混雑緩和が確認できたことに加え、総利用台数約4万6,000台、うち県外ナンバー約45%、平均駐車時間約2時間30分など、料金設定をするための参考データを得ることができたところです。

なお、料金設定にはキャンプ期間以外の平時の利用状況の把握も必要なため、今年9月に改めて実証実験を行う予定であります。

今後、実証実験の結果を踏まえ、最適な料金体系の設定や全自動精算システムの導入について、さらに検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 約45%が県外ナンバーであったということで、非常に外貨を稼ぐ可能性があるんじゃないかなと思ったところです。様々なデータを収集できて、さらに9月に実証実験を行って、料金体系やシステムの検討をするということでございます。前向きな検討が進んでいると理解したいと思います。

運動公園におきましては、テニスコートが新設されるなど明るい話題がある一方で、施設の予約がオンラインでできないといった課題も出てきております。

公共施設のオンライン予約システムの導入について以前質問しておりますけれども、特に県総合運動公園において、利便性向上に向けて、オンライン予約やキャッシュレス決済ができるシステムの導入ができないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） オンライン予約やキャッシュレス決済が可能となるシステムの導入は、利用者の利便性を大きく向上させるものであります。

県総合運動公園は、スポーツランドみやざきの中核施設でありますので、指定管理者の更新

時期も見据え、導入に向けて検討してまいります。

○山口俊樹議員 指定管理者の更新時期を見据えて、導入に向けて検討していくという前向きな答弁でございました。

ちなみに、指定管理者は今年度募集で、来年度から新しい期間に入ります。先ほどの駐車場の話もありますけれども、指定管理の新しい期間に入るに当たって、ぜひいろんなものが変わっていければと、前向きになっていけばいいかなと思いますので、早期の導入を期待したいと思います。

最後に2問、ライフワークのようになっていますが、宮崎港について伺いたいと思います。

昨年11月の質問では、宮崎港において、取扱量の増加に伴って、埠頭用地の拡張工事を進めていて、2026年の夏に全面供用予定であるということをお答えいただきました。そろそろ夏が近づいておりまして、工事のめども立ってきたかなと思います。

そこで、現在、整備を進めている宮崎港東地区埠頭用地の供用見込みとその効果について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎港東地区では、急増する原木輸出等に対応するため、埠頭用地3.4ヘクタールの整備を進めております。このうち、1.7ヘクタールを昨年10月に供用し、残る1.7ヘクタールについては、現在、舗装工事等を進め、今年9月の全面供用を予定しております。

この整備により、原木取扱量のさらなる増加に加え、鉄鋼業の脱炭素化に必要な鉄スクラップの増加が見込まれるなど、宮崎港のより一層の利活用促進が図られるとともに、本県林業の活性化や、カーボンニュートラル社会の実現に

つながるものと考えております。

今後とも、関係団体と連携を図りながら、必要な施設整備を進めるなど、宮崎港東地区の機能強化に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 今、具体的な日程といたしますか、9月に全面供用を予定していきまして、宮崎港の一層の利用促進が見込まれますよということでした。宮崎港については、宮崎市を含めて、国へも様々な要望をさせていただいております。機能強化に期待して、引き続き応援していきたいと思っております。

最後の質問は、宮崎港分譲地についてです。

3年前に約30年間売れ残っていると指摘させていただいて以降、担当の皆さんに新たな取組をしてもらって活用を進めていただいております。

昨年は分譲だけでなく、貸付制度という大きなチャレンジをされましたが、宮崎港分譲地について、貸付制度導入後の活用状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎港分譲地につきましては、残る約5万平方メートルの利活用を促進するため、売却に加えて、昨年7月から貸付制度を導入しております。

分譲地の利用に関する昨年度の間合せは、過去5年間で最多となる24件に上り、このうち、16件が貸付けに関する間合せであるなど、大きな関心が寄せられております。

現在、3社との間で合わせて約3,000平方メートルの貸付契約を締結し、物流業者のトラック保管場所等として利用されているところです。

今後とも、企業への積極的なセールス活動を行い、分譲地のさらなる利活用に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 問合せが大幅に増えたり、実際に契約も進むなど、成果が出ているということです。長年の課題が前進していることを評価したいなと思います。引き続き、全ての土地を活用するんだという気概を持って進めていただきたいと思います。

以上で、本日用意した28問が全て終わりました。当局の皆さんにおかれましては、誠実に対応いただき、ありがとうございました。

また、佐藤副知事におかれましては、宮崎を離れられるということで、これまでの御貢献に感謝し、これからの御活躍を祈念いたしております。

人口減少が進む中で、宮崎が持続可能で魅力的な地域であるためには、言うまでもなく、現状維持ではなく、常に改善と挑戦が必要です。本日の議論が県政を改善と挑戦へと動かすことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手） 日南市選出、自民党の黒岩保雄です。傍聴席、またインターネットで御覧の皆様、本日はありがとうございます。午前中は若さあふれる質問がありましたが、つられることなく熟年の雰囲気です質問してまいりますので、よろしくお願いします。

昨日から一般質問をお聞きしておりますと、

私の質問と似通った質問が幾つかありましたが、通告どおり質問してまいりますので、よろしくお願いします。

人口減少、少子高齢化など社会の構造が変化する中、知事におかれては、その人柄なのか、これまで施策の展開に際しては公平・均衡を重視してきた印象があり、県民生活に安定と安心を与えてこられたことは評価する一方で、何か物足りないと感じる県民もおられます。

3つの日本一挑戦プロジェクト、宮崎国スポ・障スポの開催準備など、県庁が一丸となって取り組んでいても、県民にはその熱があまり伝わっていないのかもしれないかもしれません。

今後は、重要な施策には思い切った投資、一方では、時にはやめる、やらないという厳しい判断をするなどの大胆な政策の展開で、持続可能な県勢発展に取り組まなければならないと思います。

こうした中、知事は、人口減少に立ち向かう姿勢から、昨年秋頃から「適応する」というフレーズを用いるようになりました。私もこれまで、人口減少にブレーキをかけることはできないので、その減少を少しでも緩やかにすることで、急激な社会の変化を防ぎつつ、人口減少社会に適応していくことこそが現実的だと申し上げてきましたので、その方針には賛同いたします。

人口減少になっても経済を停滞させないための効率的な生産活動が求められる一方で、縮小せざるを得ない事業が多々出てきます。こうした縮小や削減・廃止のほうは、むしろエネルギーを費やすのではないかと考えますが、断行しなければ前に進めません。

そこで知事は、人口減少への適応を掲げておりますが、人や予算が限られる中、今後どう

いった施策を強化していくのか、また、どのような姿勢でインフラ等の機能維持を図っていくのかお伺いします。

壇上からの質問は以上といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

人口減少下において、持続可能で安全・安心な県づくりを進めていくためには、産業の稼ぐ力を伸ばすとともに、暮らしに必要なサービスや社会インフラを適切に維持していく必要があります。

このため、スマート農業の推進や輸出の拡大などによるフードビジネスのさらなる振興や、宮崎国スポ・障スポのレガシーを最大限活用したスポーツの成長産業化など、本県の強みを生かした産業振興に重点的に取り組んでまいります。

一方、担い手や税収の確保がますます困難となる中であって、医療・福祉、交通・物流等の住民サービスや道路・公共施設等の社会インフラなどの機能維持・向上を図るためには、地域の実情に応じた広域連携や機能の再編・分担、民間活力の活用など、あらゆる適応策も検討し実施していく必要があります。

今後も長期にわたって人口減少が続く見通しの中、市町村等ともしっかりと連携し、県民が安心して暮らせる持続可能な宮崎づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 住民サービスや社会インフラの機能の維持・向上のためには、機能の再編・分担、民間活力の活用も検討するということは、縮小、廃止、切離しも検討するということだと思います。

5期目に挑戦される知事は、今後、大胆な決

断と断行力を持って県政に臨み、歴史ある宮崎県政に大きな爪痕を残す知事であってほしいと思います。反面、こう申し上げながら、私としては、時には総論賛成、各論反対の立場を取らざるを得ないときもありますので、お察しいたきたいと思います。

宮崎国スポ・障スポの際には、天皇皇后両陛下をはじめ、皇族の方々に御来県いただけるものと考えておりますが、その御視察先はどこになるのかなど、県民の関心は高いところでございます。これまでも県議会の一般質問等で、天皇家ゆかりの地がある高原町や高千穂町などを御視察いただきたいとの発言もあったところであります。

そこで、行幸啓の行程の決定時期はいつ頃になるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(大東 収君) 国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々が競技御覧に併せて、地方事情を御視察されております。

天皇皇后両陛下の行幸啓の御日程につきましては、御視察先やお泊まり所、お立ち寄りになられる施設等での警備上の確認や各所との調整が必要でありまして、今後、宮内庁や関係機関とも協議を重ね、綿密な計画を立てることとなります。

なお、昨年度の滋賀国スポの例で申し上げますと、大会のおおむね一月前に宮内庁より御日程が発表されております。

県としましては、天皇皇后両陛下に御来県いただける場合には、即位後初めての御来県となりますことから、宮崎らしい、おもてなしの心あふれる温かな雰囲気でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 昨年度の滋賀国スポの例で

は、大会のおおむね1か月前に発表だということでございます。警察本部における警備体制につきましても、御日程や御視察先が判明してから規模や具体的な体制を決定するそうでございますので、他県からの応援の受入れも含めて、万全を期していただきたいと思います。

また、県からは御視察先の提案を本年度中には行うようでございますので、知事におかれましては、県民の声を反映した御視察先をしっかりと提案してほしいと思います。

なお、高原町や高千穂町のいずれかを提案されるということになりますと、もう片方の顔が立たないので、私としましては、間を取って日南市なら丸く収まるのではないかと考えております。

宮崎国スポ・障スポの目的の一つは、大会後においても、引き続き、その会場で様々な大会が開催されるようになることであります。

そのためには、施設の充実、大会運営のノウハウの蓄積、そして地元の方々の競技に対する理解や関心の高まりが必要だと考えております。そして、この地元の方々に理解や関心を高めていただくためには、競技会場に足を運んでいただき、観戦していただくことが効果的だと思います。

そこで、国スポ・障スポの地元の盛り上げや観戦促進のための県の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポでは、全市町村で競技が開催されることから、地元の盛り上げや観戦促進の取組は大変重要であると考えております。

このため県では、競技の魅力や選手の思いをテレビ番組等の各種メディアを通じて発信するとともに、県内各地で実施しているPRキャラ

バンでは、住民向けに競技体験会等を実施しているところであります。

また、各市町村での取組につきましては、地域独自の応援活動や地元の特色を生かしたおもてなし活動への支援制度を今年度新たに設けたところであります。

今後、大会本番に向け、競技の紹介を盛り込んだ観戦ガイドブックも制作することとしており、こうした取組を通じて、地元の盛り上げ等につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 PRキャラバンで競技体験会などに取り組んでいただいているようでございます。野球やバレーボールなどのように人気のスポーツは、皆さんがルールを理解しておりますが、セーリングをはじめ、あまりなじみのない競技は、特に配慮をお願いしたいと思います。また、盛り上げや観戦の促進の取組の主体は市町村になるかと思いますが、市町村から要望があれば、観客スペースの確保やスタンドの設置などに要する経費の支援もお願いしたいと思います。

昭和54年に開催された日本のふるさと宮崎国体のとき、私は高校1年生でございました。別に私の年齢を紹介する意味ではありませんが、当時、身近にある競技会場などで、国内最高レベルの競技が連日繰り広げられ、県選手団の活躍が報じられるたびに「宮崎県すごいな」と興奮したのを覚えております。

特に高校野球では、夏の甲子園を沸かせた強豪チームが出場し、スター選手が間近に見られたことは、生涯の思い出となっています。

このような感動や経験を若い世代、若い世代に体験してもらうことは、競技の普及や競技力の向上をはじめ、人間形成やスポーツ観光の推進にも、とても意義あることだと思います。

こうしたことから、国スポ・障スポ開催中の平日に、小中高生に競技を観戦する機会を設けることはできないか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 宮崎国スポ・障スポは、児童生徒にとって、トップレベルのスポーツに触れる貴重な機会になるとともに、スポーツを通して、努力や挑戦し続けることの大切さを改めて認識できる重要な学びの場であると考えております。

県教育委員会では、国スポ・障スポを観戦する意義を踏まえ、県立学校の児童生徒が平日に競技を観戦できるよう、出欠の取扱いを含め、検討を進めております。

小中学校につきましては、市町村教育委員会において判断されるものではありますが、宮崎国スポ・障スポは、県民総参加型の大会であること、また、全ての児童生徒にとって有意義な学びの場であることから、出欠の取扱い等について十分な周知を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 観戦できるよう、出欠の取扱いも含め検討を進めていただいているということでございます。また、小中学校にも同様の取扱いについて周知するというところでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に小学校では、学校単位で遠足を兼ねた観戦なども行われることが想定されますので、バスの借り上げなどの経費が発生する場合の支援についても配慮をお願いしておきたいと思ひます。

さて、昨年11月県議会の私の一般質問で、本県開催の国スポ・障スポにおいて、職員の皆さんが意欲を持って役員や選手等として参加できるように、休暇等のサービスの取扱いを検討すべきではないかと質問したところ、総務部長から、

先進県の事例等も参考にしながら検討を進めているとの答弁がございました。

本年度にはリハーサル大会も始まっておりますが、本県開催の国スポ・障スポに参加する職員の服務上の取扱いに関する検討状況はどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県ではこれまで、職員が国スポ・障スポ関連行事に参加する際は、服務上、その形態により、公務としての出張や無給の職務専念義務の免除、年次有給休暇の取得といった取扱いとしておりましたが、来年度に本県開催となることや、これまでの開催県の対応を踏まえ、本年4月に見直しを行ったところであります。

具体的には、関係機関からの依頼を受け、役員やスタッフ等として大会や行事に従事する場合は職務として、監督、コーチ、選手等として本大会や事前の強化合宿等に参加する場合は、有給の職務専念義務の免除とする取扱いに改めております。

県といたしましても、宮崎国スポ・障スポ成功のため、引き続き、職員の積極的な参加を後押ししてまいります。

○黒岩保雄議員 職務、または有給の職務専念義務の免除という扱いに改めていただき、感謝いたします。職員の皆さんも思い切ったパフォーマンスができるものと考えております。この取扱いをしっかりと職員に周知していただき、権利として与えられている年次休暇の取得の促進も、働き方改革の一環として引き続きよろしくお願ひしておきます。

また、こうした県の取扱いについては、県内市町村などにも既に情報を提供していただいていると聞いておりますので、足並みがそろふこ

とを期待しております。対応に感謝いたします。

次に、令和8年度の全日制県立高校の一般入試の競争倍率が、過去10年で最低の0.71倍になりました。全日制34校のうち27校、実におよそ8割の高校が1倍に満たない状況であります。

そこで、令和8年度の県立高校の入学者数と、その動向の検証結果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度の県立高校の入学者数は6,470人で、前年度と比べ267人減少しております。

課程別に見ると、全日制は6,118人で、前年度と比べ[※]221人の減、定時制は175人で11人の増、通信制は177人で7人の減となっております。

令和8年3月の中学校卒業者数は、前年とほぼ同数であることから、全日制については、高校無償化の影響が顕著に現れたものと考えております。

一方、定時制と通信制につきましては、前年とほぼ同数を維持していることから、高校教育に関する価値観が多様化する中、ニーズに応じた学びが提供できているのではないかと考えております。

○黒岩保雄議員 実質高校無償化は令和2年度からスタートし、本年度は私立高校の支給額の引上げや所得制限の撤廃など、より私立高校に進学しやすい環境にあることは確かでございますが、昨年度と比較して、県立高校への進学率の差は3ポイントの減であります。入学者の減少はかなり前から見られてきたことから、私立高校の実質無償化が最大の要因であるとは言い切れないのではないかと考えています。

こうした中、保護者からは、県立高校の場

合、大学からの指定校推薦の数の少なさ、または不透明さが選ばれない原因だという声を聞いています。

そこで、県立高校における私立大学の指定校推薦の状況はどうなっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 私立大学の指定校推薦は、各大学が特定の高校に対して、これまでの進学実績等を評価した上で推薦枠を設ける制度であり、毎年夏頃に、大学から高校に対して学部と人数の指定があります。

各高校には複数の推薦枠があり、生徒の受験希望等を踏まえ、大学から示された推薦基準に基づき、各高校において、指定人数の枠内で推薦生徒を決定しております。

○黒岩保雄議員 インターネットで宮崎県内の高校の指定校推薦を検索しますと、私立高校10校ほどの各指定校推薦の状況を見ることができます。入学者に希望を与えるような有名私立大学などが多く掲載されています。

一方、県立高校の場合は、教育委員会に伺ったところ、各学校の内部情報という扱いのため、指定校推薦の状況は把握していないということでした。生徒にも指定校推薦による入学はあまり勧めていないような印象でございました。これで私立大学に進学したいという学生の進路指導は十分であると言えるでしょうか。普通科クラスの中には、私立文系や私立理系のコースもあり、私立大学への進学を夢見ている学生もいるはずでございます。

県立高校が理想とする教育内容が、保護者や生徒が望むものとなっているか、私立高校と何が違うかなどの検証を再度行う必要があるのではないかと考えています。

加えて、始業前の朝課外を見直す動きが広

※ 108ページに訂正発言あり

がっておりますが、デジタル化が進む中、朝課外の必要性の検証など、現在の見直し状況はどうなっているのかも気になるところであります。

本年度中に高等学校教育改革実行計画を策定されることになっておりますが、この中で、保護者や生徒のアンケートを行うなど、様々な意見を十分に把握し、さらに選ばれる県立高校になるための議論が深まることを期待しております。

県内における令和7年度の中学校卒業者数は1万239人でありました。一方、先日発表された本県の令和7年の出生者数は、過去最少の5,923人であります。単純にこの5,923人が15年後の中学校卒業者数とした場合には、約4割減少することになります。

このような状況を踏まえたと、現状のままでは学校の運営が厳しくなることは容易に想像できますが、教育委員会としては今後どのように県立高校を維持されていく考えなのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、2040年には中学校卒業者数が6,000人を割り込むことが予想されており、中山間地域の学校を中心に、必要な学びの提供が困難になることも考えられます。

県立高校は、公教育としての責務のほか、地域や産業を担う人材の育成が求められていることから、将来にわたり持続可能な形で維持していく必要があると考えております。

これまで、令和3年3月策定の高等学校教育整備基本方針に基づき、学科改編や募集定員の調整等を実施してきたところでありますが、予想を超える少子化の進行や高校無償化による影響も踏まえ、今年度中に策定する高校教育改革

実行計画におきまして、各学校の適正な規模のほか、魅力化・特色化を図るため、さらなる学科改編や入試制度改革、多様な学びの提供など、2040年を見据えた県立高校の在り方を示していくこととしております。

○黒岩保雄議員 答弁にありました入試制度改革として、推薦入試と一般入試を一本化するなどの検討を始められたということについては評価したいと思います。また、県立高校は、私立高校にはない職業系の学科、特に農業系の学科の必要性や、山間部などの高校は、生徒の進路先の確保としての役割もございます。県立高校の役割を抜本的に見直し、新たな視点での再編の検討を提案しておきます。

こうした中でも、県内の県立と私立の高校で減少する生徒の言わば奪い合いをしても、抜本的な解決にはならないと考えています。県では、4校の県立高校で全国募集を行っております。また、県西部のある私立高校は、県境を越えて多くのスクールバスを運行し、一定数の生徒が県外から通学しているそうであります。

今後は県外にも目を向けた対策の強化も必要かと思いますが、県立高校各校における全国募集の在籍者数と、今後の全国募集の拡大についてどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（吉村達也君） 全国募集で入学した在籍者数は、令和8年度現在で、飯野高校が19名、高鍋農業高校が7名、高千穂高校が17名、宮崎海洋高校が10名となっております。

各学校では、県内外の生徒が共に学ぶことにより、互いに刺激し合い、成長していく場となっているとともに、全国から入学した生徒は、地域住民との交流等を通し、それぞれ充実した生活を送っております。

全国募集は、学校の魅力を高め、活性化を促す効果があることから、今後も学校や地元自治体の要請がある場合には、導入要件である1学年4学級以下の小規模校であること、特色ある学校づくりが行われていること、県外志願者の住居及び身元引受人が確保されていることを確認した上で、拡大を検討してまいります。

○黒岩保雄議員 4校で合計53人が全国募集の生徒だということでございます。

県内の高校には、野球やサッカーをはじめ、多くのすばらしい指導者の下に、県外から部員も集まっている学校がございます。また、えびの市では、飯野高校に通学する学生に対し、給付型の奨学金、交通費支給、下宿代の助成及び寮の設置など、様々な支援を積極的に行っています。こうした例も参考にしながら、県外からの受入れ対策を充実させてほしいと思います。

今後は、学校や地元自治体の要請があれば拡大を検討するということでございますが、もっと学校や地元自治体と連携を図り、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

東京都千代田区九段南にある県東京ビルは、令和5年の解体から始まり、およそ2年の建設工事を経て、本年10月に供用が開始されます。

これに伴い、ビルにある学生寮も来年4月から運用が再開されます。地価や家賃の高騰が止まらない都内におきまして、安価で真新しい寮には高い関心が寄せられるものと考えておりますが、この寮の募集開始時期や定数、条件などはどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県東京学生寮の令和9年度入寮者は、本年11月頃の募集開始を予定しております。

定数は、男女各26名、合計52名であり、個室

のほか共同自炊室などを備え、利用料金は月額4万2,000円であります。

入寮対象は、原則、東京都及びその周辺地域に所在する大学等の第1学年の学生であります。今年度の募集においては、令和5年度以降の休寮期間中に進学した者も対象に含めることとしております。

このほか、入寮資格としては、保護者が宮崎県内に居住していることや、経済上の理由により入寮を必要とする者であることなどが、管理規則において定められております。

○黒岩保雄議員 従来の寮は2人部屋でしたが、今回は個室にした点や、寮を休止した期間中に進学された学生も募集の対象とする点などについては、いいことだと思います。

この寮の運営に係る様々な経費については、当然入寮者の利用料金だけでは賄えず、毎年、県の予算から運営経費を支出することになると思います。

寮を出た学生は、多くが関東圏に就職するものと考えられますが、その後においても、何らかの形で本県との関わりを持ち、さらに言えば、県内に就職していただけるような仕組みがあってもいいのではないかと思います。

そこで、県東京学生寮の入居条件は、単に経済上の理由によるものだけではなく、例えば県内企業の面接も受けていただくなど、本県の発展に資する条件を加える必要があると考えますが、県の考えを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県東京学生寮の入寮資格については、学生の利用のしやすさ等を勘案しまして、現在、就職に関する条件は定めておりませんが、卒業後に本県に戻り、県内で活躍されることは、県としても期待しているところであります。

このため、寮を運営する指定管理者の業務を通じまして、入寮者同士の親睦を深めるレクリエーション等の実施により、学生の郷土愛の醸成を図るほか、県内企業の情報提供や就職説明会の開催案内を行うなど、より多くの学生に県内企業への関心を深めてもらえるような取組を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 県内企業の情報提供などをされるということですが、寮を巣立っていった後も、学生間や県と何らかのつながりが継続できることが鍵だと思います。寮の出身者でつくるOB会のようなコミュニティを立ち上げ、定期的に交流を続けるのもいいのではないかと思いますので、提案しておきたいと思います。

県内には、事業主等が組織する職業訓練法人により運営している認定職業訓練校があります。このうち、教科、訓練期間等について、法令の基準に適合したものと県が認定したものを認定職業訓練と言い、事業主等が雇用する従業員に対する建築関係の訓練科が多くあります。

加えて、この訓練校の中には、主に離職者等を対象に、県からの委託により実施している訓練及び国の求職者支援訓練もあり、地域にとって必要な施設であります。

そこで、県内で認定職業訓練を行う職業訓練法人数と、訓練生の人数の推移について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 会社等に在籍している方が対象となる認定職業訓練は、現在、県内では、建築や機械加工、美容といった分野で行われており、県では、訓練を実施する職業訓練法人等に対して、運営費補助などの支援を行っております。

職業訓練法人数は、10年前の平成28年度は11

法人でありましたが、その後、日南職業訓練協会など2法人が解散し、現在は9法人となっております。

また、訓練期間が1年以上の普通課程訓練における県内全体の訓練生の人数は、平成28年度は75名、昨年度は73名となっており、例年70名から80名程度の訓練生が技能の向上に取り組んでいるところでございます。

○黒岩保雄議員 10年間の比較では、2法人が解散したものの、訓練生は横ばいとなっているということでございます。

先ほどの委託訓練について、県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能——パソコンスキルとか介護等でございますが——を習得し、早期に就職するためのハロートレーニングを、認定職業訓練校をはじめとする民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

しかし、答弁であったように、日南職業訓練協会の解散に伴い、申込みを受け付けるハローワーク管内に認定職業訓練校がないのは、日南・串間地区だけとなっています。

日南市内に認定職業訓練校があった令和6年度には、定員60名に対し55名の方がパソコンスキルアップなどの訓練を受けておりましたが、現在、その訓練を受けようとする場合は宮崎市などへ通わなくてはならず、諦めている人もいるのではないかと考えます。

そこで、日南・串間地区における県の委託訓練の機会創出について、県としてどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 離職者等を対象とする委託訓練は、日南・串間地区では、現在、訓練期間が2年間の介護福祉士養成科がありますが、以前実施していたパソコン基

礎などを学べる訓練コースは、日南職業訓練協会の解散に伴い、令和7年度以降は開講していないところでございます。

日南・串間地区をはじめ県内各地において、労働市場の変化や離職者等のニーズに応じた職業訓練の機会を創出することは大変重要でありますので、県としましては、引き続き、労働局や地元自治体などと連携を図りながら、地域で委託訓練を行う法人等の掘り起こしなどに取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 委託訓練を引き受けてくださる法人等の掘り起こしをやっていただけるということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、小学校の完全給食の場合、月額5,200円を国が支援しています。国が完全無償化にしていると思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、5,200円の定額支援でござひます。さらに、中学校は対象外でござひます。急激な物価高を受け、小学校の月額の給食単価が5,200円を超える市町村では、その超過額を市町村か保護者が負担しているものと思ひれます。

そこで、学校給食費の市町村における負担状況について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 今年度から小学校給食費の負担軽減事業を実施しており、5月1日現在、県内市町村における給食費の平均月額、支援基準額5,200円を上回る5,669円となっております。

また、22市町村が支援基準額を超えており、超える部分については、19市町村が自治体負担、3市町が保護者負担となっております。

児童への良質な給食を継続的に提供するため、国の責任において恒久的な財源を確保するとともに、物価上昇の状況等も踏まえ、保護者

や自治体の負担を生じさせないよう、今年5月に全国都道府県教育長協議会を通して要望を行っております。

答弁は以上でござひますが、発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、県立高校の入学者数の御質問に対する答弁の中で、私のほうから、令和8年度の全日制入学者の前年度比較において、誤って221人の減と申しましたが、正しくは271人の減であります。訂正させていただきます。

○黒岩保雄議員 最近の物価高などで、国が5,200円の基準を決定した時点とは状況も変わってきております。また、保護者に負担を求めている3市町の学校では、給食費の徴収や滞納整理の労力、会計処理をするための事務員の配置などに伴う保護者の負担も発生していることが考えられます。

このような負担状況を踏まえ、支援基準額の見直しについて、全国都道府県教育長協議会では、国に対し緊急要望したということでござひますが、知事としても国に要望する考えはないのかお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 学校給食費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、国が全国一律の支援を開始したことは、子育て支援の充実に向けた前進であると受け止めております。

しかしながら、教育長が答弁しましたとおり、物価高騰のため多くの市町村で支援基準額を超えておりますことから、市町村や保護者に負担が生じていること、また、中学校給食費の負担軽減について見通しが立っていないこと、さらに、国の責任によります恒久的な財源が確保されていないことなどから、全国知事会を通して、改善に向けた意見書を提出しております。

全国知事会におきましては、これまでも国一律での制度導入を重ねて要望してきて、それが実現したということ、また昨年、当初示された支援基準額があまりにも低かったので、それを引き上げるべきだと、様々な形で現場の声を届け、制度設計に貢献してきたところであります。

今後も、地方の実情に即した持続可能な制度となるよう、全国知事会等を通して国に強く要望してまいります。

○黒岩保雄議員 既に意見書を提出されたということで、感謝いたします。本音は、県にも補助をお願いしたいと言いたいところですが、いい答弁は得られそうにもございませんので、引き続き国に対して、中学校給食費の負担軽減も含め、強く要望いただくようお願いいたします。

保育施設等において、特別な支援を要する子供の保育に関して支援員を加配（追加配置）した場合、その経費は公費で措置されますが、要件として、医師の診断などが必要となっています。

しかしながら、医師の診断を保護者が受けないケースがあり、結果的に保育施設等が独自の判断で追加の保育士などを配置せざるを得ず、その経費を負担している場合がございます。

保育施設等の経営者からは、この配置について、県独自の配置基準の設定と経費支援について要望がありました。

こうした特別な支援を要する子供を受け入れる保育施設等に対する県独自の判定基準による補助について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 子供の発達に応じた適切な支援を行うには、保護者に早期支

援の必要性を理解していただくことが重要であります。

そうした中、特別な支援を要する子供を受け入れる保育施設等への財政支援については、国の基準に基づき、医師の診断書等が必要ですが、議員御提案のありました県独自の基準につきましては、医師の診断に代えられる公平かつ客観的な指標の設定が困難な状況にございます。

そのため県では、保護者に助言を行うことを目的に、保育士等が発達の特性に係る専門的知識などを学ぶペアレントトレーナー養成講座を実施しており、今後も、こうした研修を通じて、全ての子供に適切な教育・保育が提供されるよう取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 あくまでも国の基準によるということでございます。いずれにしても、支援が必要な子供の特性に応じた保育を行うということが重要でございますので、それが実現できるよう、しっかりと保護者の意識改革にも取り組んでほしいと思います。

自転車の交通違反に対する青切符につきましては、16歳以上が対象で、違反行為は全113種類あります。また、警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるような悪質・危険な違反であったときは、取締りを行うことになっています。

このように、取締りの内容が非常に複雑で、その判断が主観的であるなど、住民に混乱を招いている状況ではないかと思います。国が決めた法改正とはいえ、本県の警察本部も対応に苦慮されていることと察します。

こうした中、取締りに不安を抱く中学生の保護者などから、自転車が歩道を走行してよいエ

リアを具体的に示してほしいという要望がありますが、自転車の歩道通行が認められる場合と、中学生や高校生等に対するその周知方策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 道路交通法により、自転車が歩道を通行できる場合は、以下の3つに限定されております。

1つ目は、道路標識等で歩道を通行することができるのとされているとき、2つ目は、13歳未満の方、もしくは70歳以上の方、あるいは一定の身体障がいのある方が運転するとき、3つ目が、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときであります。

中高校生に対しては、引き続き交通安全教室等を通じて、自転車の通行ルールや、今申し上げた歩道通行が認められる場合について指導を行うとともに、御指摘いただきました具体的な歩道通行可の場所も含めまして、学校周辺の主要な通学路の交通規制状況を具体的に教示してまいります。

○黒岩保雄議員 具体的に教示していただけるということでございますので、例えば道路標識等のある歩道通行可能な区間、県内には500か所ほどあったと記憶しておりますが、学校やPTAと協力するなどして、それを校区ごとに示した地図を学校の掲示板に貼るなどの取組も検討してほしいと思います。

また、高校に進学すると、これまでに通い慣れた道路とは違い、不慣れなコースを通学することも多々あります。十分に配慮した周知をお願いしたいと思います。

次に、特に朝の通勤時間帯などでは、自動車も急いでおり、車道を走行する自転車を無理に

追い越そうとして、接触事故の危険性があると考えておりますが、自転車の交通反則通告制度が開始されてから、自転車が車道の左側を通行中に発生した交通事故はないか、道路改良が必要となったケースはないか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（高井良浩君） まず、自転車と自動車との交通事故全体の件数を申し上げますと、令和7年は247件、令和8年は5月末現在で74件となっておりますが、このうち、御指摘いただいた、自転車が車道左側を進行中、自動車はその右側を通過する際に発生した交通事故で申し上げますと、令和7年は2件発生しておりますが、令和8年に入ってから、5月末現在、発生していないところでございます。

また、道路改良につきましては、必要に応じて、その権限を有する道路管理者と連携しながら対応しているところでありますが、現時点で、自転車の車道通行に伴う交通事故を理由として新たな道路改良が必要となった事例は把握していないところでございます。

いずれにしろ県警といたしましては、今後も道路管理者等と連携し、現地の道路構造や交通実態を踏まえた安全な自転車通行空間の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 接触事故などが発生しているのではないかと感じておりましたが、発生していないということで安心いたしました。引き続き、交通安全に取り組んでいただきたいと思います。

全国の公立病院のうち、8割を超える病院が赤字であると言われていた中、県内の公立病院も、赤字経営のほか医師確保など、様々な課題を抱えながら運営を続けています。県立病院におきましても、同様に大変厳しい経営が続く

中、病院局職員や病院関係者などは、様々な視点からの改善、経営努力をされております。

こうした中、本年2月に、病院局と日南市の間で「日南市内の公立病院の医療連携等に係る基本協定」が締結されました。この中で、中部病院の移転を含めた日南市内の公立病院の在り方について協議を行う検討委員会を設置するとあります。

協定により、役割分担や連携強化などを図ろうとすることは理解できる一方で、中部病院の移転も含めた在り方の検討を行うこととしておりますが、病院局ではその移転についてどのように関わっていくのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（重黒木 清君） この協定は、日南市内の公立病院である県立日南病院と日南市立中部病院が、人口減少等による医療需要の変化や南海トラフ巨大地震等の災害への対応を検討し、地域住民に将来にわたり高度で良質な医療を安定的に提供するために連携していくことを目的としております。

その中で、中部病院は、津波災害への備えが喫緊の課題となっておりますことから、この協定に基づき設置する検討委員会におきまして、その移転を含めた在り方について検討することとしております。

中部病院の移転につきましては、日南市において判断されるものでありますが、病院局におきましては、両院の連携強化や持続可能な医療提供体制を構築する観点から、適切な助言や情報提供などを行ってまいります。

○黒岩保雄議員 次に、その県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会の構成員や検討項目、スケジュールについてどうなっているのか、病院局長にお尋ねいたし

ます。

○病院局長（重黒木 清君） この委員会は、私も委員となっておりますが、様々な意見を反映するため、地元医師会や宮崎大学医学部附属病院などの医療関係者、自治会の代表者、県や日南市など行政機関の関係者を構成員としております。

委員会では、今後の医療需要の見通しや医療圏における患者の流出入、適切な役割分担に基づき、両院が担うべき医療機能や連携の在り方を協議するとともに、職員派遣や医療器械の共同利用など、医療資源の効果的な活用について、あらゆる角度から検討することとしております。

今後、4回程度の委員会を開催し、年度内には基本的な方針を取りまとめることとしており、病院局としましては、協定の目的を達成できるよう、日南市や構成員の皆様と丁寧に議論を重ねてまいります。

○黒岩保雄議員 病院局は、本年度の当初予算で、日南市内の公立病院のあり方検討事業として約4,900万円の予算を計上しております。この予算の大部分は、病院経営に詳しい経営コンサルタントへの調査委託経費であり、今年度の医療需要の見通し、患者の流出入、適切な役割分担などが調査され、経営の見通しなども報告されるものと考えています。

先ほどの答弁でも、「医療資源の効果的な活用について、あらゆる角度から検討する」とあるのは、既存の県立日南病院周辺への中部病院の移転、また、将来の経営統合などの可能性もあると読み取っておかなければならないと考えております。年度内には基本的な方向をまとめるということですので、ちょっと性急過ぎるのではないかと考えておりますが、その

検討の過程では、市と連携し、住民への情報提供や説明なども丁寧に行っていただくようお願いしておきます。

さて、私の過去の一般質問で、地域医療の確保、救急搬送の受入れなどを取り上げてきましたが、最終的には医師の不足が課題であることから、抜本的な医師確保の取組が必要ではないかと訴えてまいりました。

特に、市町村にある公立病院は、独自に医師を確保することは容易ではなく、県や宮崎大学などの協力を得ながら取り組んでいる状況でございます。

こうした中、知事は、県により50名の医師を確保し、市町村の公立病院へ計画的に派遣するシステムを構築すると表明されましたが、表明に至った背景や知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、厚労省が定めます九州で唯一の医師少数県でありまして、また、医師の偏在や高齢化が課題となる中で、県民の皆様からは、地域医療の存続を危ぶむ切実な声を多く伺っております。医師確保に向けた対策は、本県の最重要課題であると認識しております。

本県で働く若い医師を増やすため、これまで、医師修学資金貸与や宮崎大学医学部における地域枠の拡充に取り組んできております。一定期間、医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを適用させることで、中山間地域等で勤務する医師は着実に増加してきております。

県民の皆様が住み慣れた地域で安心と希望を持って暮らしていくためには、持続可能な医療体制の確保が不可欠でありますので、市町村や医師会、宮崎大学などの関係機関と連携し、地域医療の核となる公立病院へ医師を派遣する新

たな仕組みを構築してまいります。

○黒岩保雄議員 50名の確保は大変高いハードルと認識しておりますが、それに挑戦するという意気込みや熱意は大いに評価したいと思います。今後、具体的な計画が策定されるように、よろしくお願いしたいと思います。

食料システム法が本年4月1日に施行され、米のコスト指標では、精米5キロの場合2,816円、これに生産から販売までの各事業者の利益も考慮すると、店頭価格は5キロ3,000円台中頃になると見られています。実際には、当事者間での交渉次第で、どれだけ価格に反映できるか焦点となるところでありますが、生産者にとって所得の向上につながるものとして注視していきたいと思います。

そうした一方で、米離れが進んでいます。米の業界団体、米穀安定供給確保支援機構がこのほど発表した消費動向調査結果によりますと、2025年度の日本の1人1か月当たりの米の消費量は4,435グラム、前年より6.1%減少し、7年ぶりの低水準となりました。需要が減れば米価は下がり、生産者が減少するということが危惧されます。

食料システム法により、適正な価格での取引が期待される一方で、米離れが進む中、米の消費拡大に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 米の需要減少は、米農家の経営や基盤である水田の維持に大きな影響を与えることから、米の消費拡大を図ることは大変重要であります。

このため県では、関係団体と組織する宮崎県米消費拡大推進協議会におきまして、小学生に対する米づくり体験等の食育活動や、県内飲食店82店舗と連携した県産米応援フェア、スポー

ツイント等での県産米プレゼントなどに取り組んでおります。

また、米の新品種「ひなた舞」の販売開始に当たって、ロゴやキャラクターのデザイン制作を佐土原高校にお願いし、県産米のPRに活用することとしております。

今後とも、関係団体と連携し、米の消費拡大に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 様々な取組をされているということが分かりました。本県単独の取組だけでは解決できる問題ではございませんが、他県にも働きかけができるような先駆的な取組も目指していただきたいと思います。

令和6年4月に、県内のJAが合併し、JAみやざきが誕生いたしました。そして、令和9年7月には、広域本部制となり、各広域本部の区域が拡大します。これにより、従来にも増して、各本部内、JAみやざき管内の物流が活発になってきています。

こうした中、物流の2024年問題もあり、物流事業者が減少し、農産物の物流にも支障が出てきていると伺っています。

そこで、県内における農産物の安定的な輸送体制の構築に向けた県の認識と取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農産物の県内流通については、トラックドライバーの不足や労働時間規制の強化などに伴い、物が運べなくなるという危機感やその懸念が高まっており、持続可能な輸送体制への転換が必要であります。

このため県では、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略に基づき、輸送網の集約や荷役軽減などに取り組んでおります。

具体的には、農産物輸送については、県とJ

A、県トラック協会等で構成する協議会で、地域をまたいだ集荷場間での荷物の積み合わせや、パレット化による積卸し時間の短縮などを進めているところです。

県としましては、JAの広域本部への移行や選果場の集約も見据え、地域で連携した物流効率化の取組をさらに進めてまいります。

○黒岩保雄議員 荷物の積み合わせやパレット化をしているということでした。また、地域で連携した物流効率化の取組を進めるということですので、JAの地区本部ともしっかりと連携して進めてほしいと思います。

次に、畜産についてお尋ねします。

昨日の野崎幸士議員の質問と重なる部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

現在、子牛の競り価格は、地元の南那珂地域家畜市場では、5月の平均価格が税込みで85万円を超える状況にあります。子牛を出荷する繁殖農家としては一安心という話が出ているところであります。

しかし一方で、肥育農家にとっては、導入する子牛の価格が高くなると経営に直結する状況であり、さらには様々な資材価格が高騰し、生産コストが上がってきているところであります。今後、コストに見合う形で枝肉価格が上昇しなければ、大変厳しくなってくると言わざるを得ないところでございます。

この子牛価格が高くなってきている要因の一つとして、繁殖雌牛の飼育頭数の減少に伴い、出荷子牛の頭数が減ったことがあると聞いています。これは、担い手不足や高齢化などによる農家戸数の減少と、国が繁殖雌牛の増頭から維持に方向転換した結果であると伺っています。

これまで本県は、子牛の一大産地として、全国から本県の子牛を求めて購買者が来られています。つまり本県は、子牛供給基地として重要な立場であると考えています。

そこで、子牛供給基地として県はどのようなことに取り組んでいるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 子牛の出荷頭数が減少傾向にある中、安定供給を図るためには、母牛の分娩間隔短縮や子牛の事故率低減等により、生産性を高めていくことが重要であります。

県では、母牛の分娩間隔短縮のため、令和5年度以降、国の事業も活用しながら、生産性の低い高齢母牛の更新を支援しており、令和7年度までの3年間で、約6,000頭の入替えが進んでおります。

また、子牛の事故率低減等を図るため、獣医療に関するNOSA Iのノウハウを活用し、母牛の繁殖管理から子牛の育成管理を関係機関と一体的に進める指導を今年度より開始したところです。

引き続き、子牛の供給基地として、生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 分娩の間隔の短縮や子牛の事故を減らす取組のほか、今年度は繁殖管理と育成管理を一体的に進める指導を始めたということでございますので、引き続き子牛の生産頭数の確保に努めていただきたいと思います。

それでは最後の質問です。

来年8月に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会まで、いよいよ1年余りとなりました。

本県はこれまで、史上初となる、4大会連続で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞という偉

業を達成いたしました。北海道大会での好成績にも期待を寄せているところであります。

そうした中、この偉業がもっと活用され、農家の手取りに反映されるなど、さらに見える形で効果が現れることが重要ではないかと考えています。これらの効果が農家のモチベーションにもつながると思います。

そこで、昨日の福田新一議員も同様の質問がありましたが、知事に、全共に取り組む意義と、その成果をどのように活用して畜産の振興を図っていくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この全共は、和牛の改良成果を競い、ブランド価値を向上させ、ひいては、我が国畜産業の持続的な発展につながる重要な意義があります。回数を重ねるにつれ注目度もますます高まり、産地間の競争もさらに一層熱を帯びているものと実感しております。

私自身も、平成24年の長崎全共から、県推進協議会の名誉会長として、生産者や関係団体の皆様と共に全力で挑んできたところであります。その結果、史上初の4大会連続内閣総理大臣賞の受賞という最高の形で関係者の努力が実を結んだものと、大変ありがたく受け止めております。

この成果を生産者の皆様に確実に還元していくため、「おいしさ日本一宮崎牛」という称号の下、国内外でのプロモーションを展開しており、牛肉の輸出量は、この10年間で約10倍まで拡大しております。海外でも、松阪や神戸に次いで宮崎牛という名前が語られるようになっていると、そのような報告も受けております。

また、アカデミー賞のアフターパーティーで毎年宮崎牛を採用いただいているウルフギャング・バック氏からは、昨年、本県を訪問された際、「軟らかく風味豊かで、世界一の牛肉だ」

という高い評価を直接いただいております。

さらに、かつて全共に出場した高校生が、今では生産者として県内の共進会でも活躍するなど、次世代を担う若手生産者が着実に育っていることも大変心強く感じているところであります。牛も育ち、人も育つという、よい循環ができてきております。

全共で優れた成果を収めることは、生産基盤の強化はもとより、本県畜産業の将来を支える人材の育成にもつながるものと確信しております。引き続き、チーム宮崎として生産者や関係団体等が一丸となり、全国で評価される牛づくりに取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 日本一の称号は、特に海外で注目を集めているというふうに伺いました。輸出量が10年間で10倍に拡大したのも、その現れだと思っています。ただ、県全体の出荷頭数から見た場合に、輸出している宮崎牛の割合はまだまだ少なく、伸び代があるということでございますので、さらに日本一の称号を最大限に活用していただきたいと思います。

今回の質問では、高校教育、県立病院など、環境の変化により課題が膨らむ中、河野県政がどのように適応していくのか確認させていただきました。これから協議するもの、計画を策定するものも多くあり、これからが大きな山場を迎えるものと思います。厳しい時代ではございますが、一丸となって難局を乗り切ってほしいと思います。私も、未来の宮崎のため、微力ながら協力していきたいと思います。

最後に、佐藤副知事、今回で国に帰られるということでございます。思いを声にして言いますと、人事案件のときの写真を見たら非常に怖い方だなと思っておりましたが、実際にお付き合いさせていただくと、非常に温和ですばらし

い方だなと思っております。

宮崎県では、まだまだ東九州自動車道はつながっておりません。牛の峠の整備も始まりました。どうぞ国に帰られても、宮崎を第二のふるさとと思って御尽力いただきまして、御活躍されますことをお祈りし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

6月12日（金）

令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
19番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（1名）

18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清隆
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。本日は一般質問3日目、都城デーとなっております。こんなにそろそろことというのはめったにないんじゃないかなと思うんですけども、内容につきましては県政全般にわたるものだと思いますので、執行部の皆様方には、明快な御答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、週明けの4日目の月曜日は自民党デーとなっておりますので、またそれも楽しみにお話を聞いていきたいと思います。

これまでの過去30年間は平和の時代だったとおっしゃる方がおります。グローバルゼーション、世界が平和だった時代というものは、世界が豊かになる時代、安いところで製造して、それによって物の価格が下がる、そういう時代であったということでございます。

昨今は世界政治情勢の不安定化が続き、物流が滞るようになると物資不足が起こり、そこから価格の押し上げにつながる。そして、国内生産も価格が押し上げられるということが起こります。資源の乏しい日本は、物資獲得のためにも外交努力を怠ることなく、国民生活を守るために政治は頑張らなくてはならないと考えるところです。

さて、ここ数年、様々なものの度重なる値上げが続いており、国民生活を苦しめておりま

す。企業による値上げ、それに耐える国民、そのような構図が一般的に浮かぶイメージではないかと思いますが、そうではない、値上げが起きるか起きないかは消費者が決めている、そう言われる大学教授もいらっしゃいます。

例えば、あるコンビニのスイーツ、以前は1個100円程度であったものが何度も値上げを繰り返していたのですが、売上個数としてはさほど影響が出なかったそうです。それが1個200円という価格を超えたときに、売上個数が一気に1割程度まで落ち込んだそうです。

消費者はそれまでの値上げには耐えられたが、ある一定の壁を越えたところで価格と価値の逆転が生じた可能性があるものとも考えられます。また、一つの嗜好品であるということも要因であるかもしれませんが、こういったことが起こるということに対し、企業も値上げについては慎重になる理由がここにもあるのだと思います。

まだまだ続くであろう物価高騰ですが、物価が上がっているときに取る消費者行動というのは、4つの類型に分けられると言われています。1つは、価格が上がっても同じものを買う、2つ目、3つ目は、価格の低いものを買う、または量を減らす、そして4つ目の行動類型が、量を減らして価格の低いものを買うという4類型になります。

消費者のインフレ予想は、2021年から2022年になるときに、値上げ感覚があるという人が大きく増えました。

値段が変わらないデフレの時期は、どこの店でも同じような価格になるので、消費者は店を選びはしませんでした。これがインフレの時代に入り、値段が上がるようになると、消費者も初めは仕方ないと思い、同じものを買う比率

が高かったのですが、次第に低価格のもの、少量化に移行する人が増え、実質賃金が下がり続けている今、少量低価格へ消費行動が移行している割合が増えているということでありました。

全国友の会の調査によりますと、2019年から2025年にかけて、全世代ともに約8%食費が上昇しているとのことであります。これは特に食べ盛りがいる家庭での影響が大きく、予算内に収めるのが難しくなってきたという傾向が見られるそうです。

物が高くても必要最低限のものは買わざるを得ません。ゆえに、所得の低い家庭ほど高いインフレに苦しむことになります。

現在、初任給や最低賃金のアップ、福利厚生の実など、20～30代は手厚く優遇されておりますが、40～50代にそのしわ寄せが来ており、さらなる格差が広がる可能性があるとの指摘もございました。

これからの対応としては、的を絞った支援が必要であるのではないかと考えます。国は、ガソリン暫定税率廃止、地方向け交付金、そして消費税減税、給付付き税額控除などに取り組むとされておりますが、現代社会としては、まだまだ低所得世帯に冷たい、子育て中の低所得・中所得世帯に冷たい社会ではないかと思われまします。これらの施策をもっとアップグレードしていくことが必要であると思います。

年金支給額の増額も含め、賃金安が日本の問題であり、春闘においても、それまでの目減り分の補充を求めることも必要かもしれません。

株主利益の最大化が企業経営者の役割であったかと思われましますが、コーポレートガバナンスの強化、付加価値利益を従業員と株主で分け合うという考え方にシフトしていくことも必要な

のではないかと思います。

この厳しさを増す物価高が低所得・中所得世帯へ与える影響に、しっかり目を向けることが必要だと思いますが、知事の認識を伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

足元を見ますと、今年4月の宮崎市の消費者物価指数は、4年6か月連続でのプラスとなり、中でも食料品は、令和2年比で2割以上上昇するなど顕著な状況にあります。

私自身も日頃から県内各地に足を運ぶ中で、物価高騰に対する様々な不安の声を伺っております。長期にわたる物価高が、県民、特に議員御指摘の低所得・中所得世帯の皆様の暮らしに大きな影響を及ぼしていることを、強く実感しております。

このため県では、国の重点支援地方交付金を活用し、子育て応援手当の本県独自の上乗せなどの対策を講じております。

また、国では、中低所得者を継続的に支援するため、給付付き税額控除の検討が進められており、私も制度設計を担う社会保障国民会議の一員として、議論に参画しております。

今後も中東情勢の影響により、物価高に一層の拍車がかかることが懸念される中、引き続き、緊張感を持って家計や消費の動向を注視するとともに、県民の皆様の声にもしっかりと耳を傾けながら、国や市町村とも連携し、必要な対応を図ってまいります。以上であります。

〔降壇〕

○二見康之議員 全世帯、全ての家庭が物価高には苦しんでいるわけなんですけれども、特にこれまでのデフレの時代を支えてきた世代、い

いわゆる就職氷河期世代と言われる40～50代の世代についてお伺いしたいと思います。

この世代といいましても、全ての人が対象になるわけではないといえますか、経済、景気が悪かった時代ということですので、いろんな環境に置かれている、厳しい状況に置かれている方が多いだろうと思われる就職氷河期世代というものだと思いますが、バブル崩壊後、有効求人倍率も下がり、正規雇用に就くことが難しく、非正規雇用で働かざるを得なかった時代がありました。なかなかキャリアを築いていくことが難しい環境に置かれ、そして今に至っていると思います。

こういった方々で、今の物価高に苦しんでいらっしゃる方が多くいると思いますが、では、県内に就職氷河期世代の方が今どのくらいいらっしゃるのか、やむを得ず非正規雇用でいまだに働いている方がどのくらいいるのか、就職氷河期世代の状況についてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代は、国によると、全国で約1,730万人、本県では約13万人の方が対象とされています。

このうち、正規雇用の仕事がないため、やむを得ず非正規雇用で働く方など、不安定な就労状態にある方は、全国では約54万人、本県では4,400人と推計されています。

また、長期にわたり無業の状態にある方は、全国では約39万人、本県では2,367人と推計されています。

このような中、県では、国が県内3か所に設置する「みやぎき若者サポートステーション」と連携し、就職氷河期世代の方々の支援を行っており、同ステーションにおける令和7年度の

利用実績は、延べ2,151件となっております。

○二見康之議員 昨年度は延べ2,151件のステーション利用があったということですが、では、実際に何人の方が利用されたのでしょうか。不安定な就労状態にある方が約4,400人、長期にわたり無業の状態にある方が約2,300人、本県にいと推計されていることですが、同ステーションのサポートを受け、どれくらいの方が新たな一歩を踏み出すことができたのか、これまでの利用状況と成果についてお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） みやぎき若者サポートステーションは、令和2年4月から対象年齢を拡大し、サポステ・プラスとして、本格的に就職氷河期世代の支援を実施しております。

令和7年度までの6年間で、延べ1万140人の就職氷河期世代の方が、個別相談やセミナー等で同ステーションを利用しており、このうち、県が取り組む臨床心理士によるカウンセリングは延べ297人、ジョブトレーニングは延べ353人の方が利用するなど、就労に課題を抱える方に一歩踏み出していただけるよう、きめ細かな支援を行っております。

これらの支援により、累計で208人の就職氷河期世代の方の就職が実現しております。

○二見康之議員 累計で208人の方が就職につながったとのことですが、推計される人数からすると、ちょっと少なく感じるなと思うところがあります。

この数年の人手不足などもあるので、ハローワークとか民間の就職サイトなどを利用して就職される方もいらっしゃるかと思います。

ということは、担当の方ともいろいろお話し

させていただいたんですけれども、サポステのほうでは、特に精神的な課題といいますか、要するに、うまくいかなかったということについて自信を失っている方とか、当時、働く気がないニートとかいう言葉もありましたが、そういった精神的サポートを必要とする方が多いんだと、お話を聞きながら感じたところです。

ほかのハローワークでは、そういうところまでケアができないものを、こちらのほうで担っていただいている。大変ありがたいことだと思うわけですが、引き籠もる方たちがこのステーションまでたどり着けるかどうかというのも、一つの大きな課題ではないかなと思います。

現在、皆さん担当の方々が、出前講座といいますか、あちこちに広報啓発にも行っていられしゃるとも伺いますので、一人でも多くの方がこちらのサポートを受けて、新たな一步を踏み出せるように、つながるように、そこを期待していきたいと思うところです。

この就職氷河期世代への支援について、河野知事はどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。河野知事は多分この時代ではないですよ、バブルのほうでしょうか。どのようにお考えなのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 就職氷河期世代には、新卒時に希望する仕事に就けず、今もなお、不安定な就労を余儀なくされている方が多数おられ、他世代と比較して賃金上昇率が低い傾向が見られるほか、本人及びその親の加齢に伴い、働きながら介護を行う方も増加するなど、様々な課題に直面されているものと認識しております。

このため国では、今年4月に閣議決定した「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」に基づき、今後3年間で、就労・処遇改善に向け

た支援等に集中的に取り組むこととしております。

県としましても、就職氷河期世代をはじめ、不本意に非正規雇用で働く方の正規雇用化や、賃金等の処遇改善に向け、県内企業とのマッチング会や、就職に悩みを抱える方への専門家による個別相談等を実施するとともに、県内企業の賃上げ環境の整備につながる生産性向上等の取組を支援しております。

今後とも、労働局や市町村、関係団体等と連携しながら、就職氷河期世代の方が将来に向けて安心して生活できる社会の実現を目指してまいります。

○二見康之議員 国のほうも、この3年間に集中して取り組むということであります。また、現状の情報収集にも取り組むともありましたので、きめ細やかな対象者へのサポートをぜひお願いしたいと思います。

次に、医療福祉について伺いたいと思います。

近年、病院や施設ではなく、自宅での生活を希望される方が増えているようであります。住み慣れたところで暮らせる喜び、それを支えるのが在宅における医療・看護・介護サービスであります。

訪問診療や訪問看護、訪問介護など、様々なサービスの充実が図られてきました。これらを効率よく効果的に運営していくためには、医療と介護の連携が重要になります。

まず初めに、本県においての在宅における介護の現状と、医療と介護の連携に関する取組についてお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢化が進む中、自宅での生活を希望される方が増加しており、訪問介護や通所介護をはじめとする在宅介

護の必要性はますます高まっております。

さらに、医療ニーズの高い高齢者も増加しており、安心して在宅生活を継続するためには、医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築が重要であります。

このため県では、市町村や医療・介護の関係機関と連携し、入退院時の情報共有や多職種連携の推進、人材育成等に取り組んでおります。

今後とも、地域の実情に応じた医療・介護連携を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう取り組んでまいります。

〇二見康之議員 大事なポイントを押さえていらっしゃると思います。どこの地域でも県民が幸せな在宅生活を送れるように、よろしくお願いいたします。

ただ一方で、近年、この在宅ニーズの高まり、利用者の増加が、病院経営の一部に影響を及ぼしているのではないかというお話があります。新型コロナ後の入院患者数が以前の水準まで戻らないという現状があり、病院の収入が減り、経営を圧迫している可能性があるとの見方があるようです。病院局においても、多分同じようなことが起こっているのではないかなと。

まだあくまで推測の域ですので、今から現状の調査があると思いますが、こういった医療ニーズの見積りについては、入院ベッド数やスタッフの数など、病院経営の大事な基礎部分に影響を及ぼすかと思います。

そこで、入院医療と在宅医療、介護の将来的なニーズの変化について、県はどのように対応していこうと考えているのかお伺いします。

〇福祉保健部長（小牧直裕君） 医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加や、医療・介護従事者が一層減少すると見込まれている中、限りある医療資源の効率的な活用がますます重要

になるものと認識しております。

そのため、新たな地域医療構想の策定においては、外来・在宅医療、介護との連携など、地域の医療・介護ニーズをしっかりと把握することが求められております。

県としましては、今後、構想区域ごとの入院患者の流出入状況、将来の入院需要、在宅医療や介護サービスの提供状況など、様々な観点から分析を行いながら構想の策定を進め、将来的な医療・介護ニーズの変化に対応できる体制を構築してまいります。

〇二見康之議員 いろんな環境の変化があるということは、なかなか長期的な構想を策定しにくくなっているのかもしれないですね。しかしながら、丁寧な実態調査を進めていただきますように、まずはお願いしたいと思います。

では次に、献血についてお伺いしたいと思います。

以前、図師議員からも献血バスについてのお話とかもありましたが、私も先日、都城市のほうにカーリーノにある献血ルームを設置できないかというお話を伺いました。

なかなかハードルの高いことを持ってこられたなと思うんですけども、人口の規模などを考えても、なかなか難しいかなとお話ししたところなんですけど、献血というものについて考えてみますと、よくライオンズクラブの方々が年に数回ほど献血協力の呼びかけをされておりまして、私にも声がかかることがあります。

しかしながら、最近では協力してくれる方を探すのに結構苦労されているというようなお話もありまして、新たな献血協力者の掘り起こしというものが需要だと思うのですが、現在、本県における献血の実施方法、並びに県の計画に対する実績はどのようなになっているのかお伺い

します。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県における献血は、献血バスと献血ルーム「カリーノ」において実施しております。

献血バスでは、血液中の全ての成分を採血する200ミリリットルと400ミリリットルの全血献血を実施しており、受付の後、問診、事前検査を行って採血し、休憩を経て終了となります。所要時間は40分程度でございます。

また、献血ルーム「カリーノ」では、全血献血のほか、血小板や血漿だけを採血する成分献血も実施しております。成分献血を行った場合は、赤血球を再び体内に戻す必要があるため、所要時間は90分程度となります。

昨年度は、献血バスでは2万769人、献血ルームでは1万9,404人、計4万173の方に御協力いただき、県計画達成率は96.9%となっております。

○二見康之議員 年間4万人ほどの方に献血に協力いただいていると、達成率も96.9%と、おおむね順調に進んでいるということが分かりました。あともう少し頑張れば100%になるんだということですが、何か大体達成しているから安心しているんじゃないかなと感じるんですが、もうちょっと頑張ってもらいたいなと思いました。

実際、献血バスのほうが、聞けば県内に3台あって、平均稼働率が1.5台、1日に2か所ぐらいずつ回っていらっしゃるという伺いました。そして、集めた血液は、その日のうちに福岡のセンターのほうに届けるということでした。

献血の資料を頂きましたら、その中にいろいろと書いてありまして、びっくりしたんですが、よく献血というと、手術とかで輸血される方、出血多量になった方のことが思い浮か

ぶんですが、それだけじゃなくて、血液疾患とか抗がん剤治療によって自身で血液をつくれない患者さんだったり、難治性疾患の患者さんなどの治療にも用いられているということでした。

急性リンパ性白血病にかかって多くの輸血を受けられた方、100人以上の方からの輸血を受けたというような話もあったし、出産時に大量出血を起こした方が輸血によって助けられた、3歳の息子さんが川崎病にかかって、血液からつくられるグロブリン製剤というものを点滴し回復された方、重症筋無力症になり、免疫グロブリン療法というもので回復された方、献血の恩恵にあずかる方というのは本当にたくさんいらっしゃるんだなと思いました。

また、輸血用血液製剤の保存期間が意外と短いから、ずっとデیلیーでやらなければならないんだという話もよく聞いていましたけれども、全血製剤だけで3週間、赤血球製剤で4週間、血漿製剤は1年間ですが、血小板製剤は4日間しかもたないということでした。

本当に日々の努力というものが、我々の健康の維持、医療の役に立っているんだということが分かったわけなんです、であるからこそ、これからも安心して献血の事業にしっかり取り組んでいくことが大事なんだと思いますが、県としては、目標達成に向けてどのように取り組んでいくのか、また課題をどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 今年度の献血者の目標数は4万1,321人としております。

目標の達成に向けての課題としましては、近年、10代から30代の若年層の献血者が減少傾向にあることから、SNSなどを通じ、小中高生等の若年層をはじめ、幅広い年代への啓発活動

を強化していくこととしております。

また、企業や団体に対する献血バスの受入れ要請を拡充するとともに、次回の献血日が分かるWeb会員サービス「ラブラッド」の会員登録を促進することにより、複数回、御協力いただける方の増加を図っていくこととしております。

今後とも、市町村や県赤十字血液センター、学生献血推進協議会などと連携しながら、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

○二見康之議員 10代から30代が減少傾向にあるというのは、そもそもの対象人口が少ないというのもあるんだと思います。しかし、減っている人口の割には、献血者数はずっと横ばいで変わっていませんから、献血をしてくれている方は多いんじゃないかなとも感じるころです。

献血に協力してくださっている方がいるんだということを思えば、やはりここら辺の世代の方にもっとしっかり理解していただいて、もっと広報啓発に取り組むべきじゃないかなとも思いました。

先日、うちの子供が通っている泉ヶ丘高校では、3日間ほど高校総体のために自習となっていました。自習の間の1～2時間ぐらいは、献血についてのセミナーを聴くとか、若者の理解促進のためにも、こういったところを使ってもらえないかなと思ったわけなんですけれども、ぜひ教育委員会のほうでも、各学校での取組もあるでしょうし、情報の周知についても御協力いただければなと思うところです。今後の御検討をお願いしたいと思います。

次に、観光振興対策について伺いたいと思います。

県は今年2月補正予算において、国庫補助の

約16億円を活用した「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」を立ち上げ、この6月から実施期間に入られております。既に、一部のホテルや旅行代理店では割当予算上限いっぱいになっておりまして、予約完売になっているところもあるようです。

観光関連事業は大変裾野の広い業界でもあります。この隅々まで効果が及ぶことが期待される事業であります、いささか偏りがいないか懸念されることもあります。

そこで、まず初めに伺いますが、ひなタビみやざき宿泊キャンペーンの内容と現在の状況について伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） ひなタビみやざき宿泊キャンペーンは、物価高騰により経営面で影響を受けている県内の観光関連事業者を支援するとともに、宿泊需要の平準化を図るための閑散期対策として取り組んでおります。

具体的には、県内の宿泊施設約200施設の利用者に対して、宿泊代金の最大30%、1人1泊当たり上限金額3,000円の割引を適用するとともに、県内のお土産店や飲食店など約800店舗で使えるデジタルクーポンを3,000円分付与するもので、加えて、平日旅行を促進する特典も設けております。

実施期間は、閑散期を中心に2回に分け、第1期は今月から9月まで、第2期は12月から来年1月までを予定しており、現在、6月を中心にキャンペーンの宿泊予約が進んでおります。

○二見康之議員 このひなタビキャンペーンは、非常に業界からも好評であるという話ですが、ただ、閑散期ではない8月もキャンペーンの期間に入っていることについてはどうなんだということもあったんですけれども、その狙い

について何かあるのであれば、ぜひお聞かせください。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員御指摘のとおり、8月は宿泊者数が多い繁忙期ではありますが、グループでの同室利用が多いため、客室稼働率は例年5割程度にとどまり、伸び代があることから、この時期を含めてキャンペーンを実施することで、夏休み需要をしっかりと取り込み、観光業の収益確保を図る狙いがあります。

また、旅行の関心が高まるこの時期の実施は、情報番組での紹介などメディア露出が期待できるため、キャンペーン全体の認知度を向上させ、6月や9月、冬場の閑散期における利用促進につなげる狙いもあるところです。

現在、宿泊予約も閑散期を含め順調に推移し、全国区の情報番組でも当キャンペーンが紹介されるなど一定の手応えを感じており、今後ともPRに努め、宿泊需要の平準化につなげてまいります。

○二見康之議員 懐かしい言葉で、「県民100万泊運動」とか「ジモ・ミヤ・タビ」とかありましたよね。今度は「ひなタビ」いろいろ形が変わっていつているわけなんですけれども、楽天、じゃらんとか、OTAを使って県外客を呼び込むということも非常に大事なことでとも思うんですが、一方で、地元県民の回遊、周遊については、地元の旅行代理店の方々が間に入って、いろんな旅行商品を造成してくださっております。そういったところの充実も図っていかねばならないんじゃないかなと。

昨年九州観光議連の講師では、香港のWalk Japanの方がいらっしゃって、ランドオペレーターが大事だということをおっしゃっていましたよね。地域の旅行資源がどこ

にどういうものがあって、それを旅行者のニーズにうまくつなげていくという働きをする方々が、宮崎においてはまだちょっと少ないんじゃないかなとも思うところなんです。そういったところの発展にもつながるように、ぜひ施策というものを考えていただきたいなと思ったところでもあります。

では次に、農業振興について伺います。

先日、環境農林水産常任委員会の視察で、都城市の有限会社太陽ファーム、日之影町の株式会社ひのかげアグリファームを視察してまいりました。

太陽ファームのほうでは、スマート農機、GPSレベラー、ロボットトラクター、自動操舵システム等を導入して、効率的な営農実現のため農地を集約し、畦畔除去による圃場の大区画化を展開され、また、その大区画化された圃場の表面排水の悪化を防ぐため、圃場の精密な均平化に取り組まれておりました。

一方、ひのかげアグリファームでは、農作業の受委託、そして農作物の生産・加工・販売、農産物の生産に必要な資材等の製造・販売、農地の維持管理、農業体験及び研修事業に取り組んでおられ、高齢化が進む農家から農作業を受託することで経営を支援し、離農による耕作放棄地の拡大を防ぎ、町の農地維持に取り組んでおられました。

平たん地域にある太陽ファーム、中山間地域にあるひのかげアグリファーム、それぞれの地域特性を生かした取組であるなと思ったところでは。

今後の本県農業の重要なポイントになると思いますが、この地域特性を生かした農業振興の取組が重要であると考えますけれども、知事はどうにお考えなのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業の持続的な発展を考える上では、生産性に優れる平たん地域と、多面的な機能を有する中山間地域、それぞれの特性を生かした農業振興が不可欠であると認識しております。

平たん地域では、農地の高低差が少ないなどの地形的利点を生かして、地域計画に基づき農地の集約・区画拡大を加速させるとともに、自動操舵トラクター等のスマート技術の導入を推進し、農業法人などの大規模経営体が、より効率的で、生産性の高い農業を展開できる環境を実現してまいります。

一方、中山間地域では、冷涼な気候を生かしたラナンキュラスや有機茶等の高付加価値化や、急傾斜地等を放牧に活用する肉用牛との複合経営等により、所得の安定を図ってまいります。また、農業を副業的に営むなどの多様な人材を地域外から呼び込むとともに、農業支援サービス事業者の育成等を通じ、営農継続を支えることで、活力ある農村を次代へとつないでまいります。

県としましては、これらそれぞれの地域の強みを最大限に引き出し、稼げる農業へと確実に成長させていくべく、全力で取り組んでまいります。

○二見康之議員 やはり日本の農業というのは生産のプロだなと思います。大事に大事に育てられる農家の方々がたくさんいて、本当に高品質のものがあるのが日本の農業、だからこそ海外からも注目されるところがあるんだと思いますが、一方で、狭い農地を生かし切れていないというデメリット部分を一つ克服しなければならない、それが平たん地の部分ではないかなと思います。

であるからこそ、どういったものが求められ

るのかというマーケティング、そういったこともこれからの農業には必要な視点でありますし、物価高騰の中、いろんな資材等が高騰する中、売上げと費用をしっかりと見ていく、いわゆる経理的な部分、また、人を使うのであれば労務管理、様々なこういう能力といいますか経営手腕的なものが必要とされるわけなので、今お話にありましたように、稼げる農業の実現のためには、こういった生産のプロから経営のプロになる必要があると思います。

これからの本県農業を支える経営感覚に優れた担い手育成については、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県農業の持続的発展のためには、生産技術はもとより、財務や労務管理、マーケティングなどの経営感覚に優れた担い手の育成が重要であります。

このため、普及センターにおいて、農業者の経営発展段階に応じた研修に加え、新たに、普及員のサポートチームを編成し、今年度から導入した経営分析システムのデータを活用して、経営について自ら考え、判断し、行動できる担い手の育成を進めております。

さらに、今年6月に県農業振興公社に配置した、法人支援コーディネーターや中小企業診断士等の専門家と連携しながら、農業法人の経営面での支援を開始したところです。

今後とも、次代を担う担い手の育成に取り組んでまいります。

○二見康之議員 太陽ファームも、いわゆる農業高校を出た、しっかり勉強した子だけでなく、でもいいというようなこともおっしゃっていました。自分のところに来て、ちゃんと教えることができるから、どっちかというと変に偏っていない、そういった子のほうが素直に学んでく

れるというようなこともおっしゃっていました。農業高校を出て、それなりの知識があったほうが、関心もあるし、興味もあるし、長く続くんじゃないかなとも思うわけなんですけど、これからもっと柔軟な、そういった感覚を持った若者たちの育成に取り組んでいただければと思います。

次に、県立陸上競技場の管理運営について伺います。

まず、競技場周辺の公道の渋滞対策についてなんですけど、昨年の5月、陸上競技場のこけら落としでラグビーの試合がありまして、そのとき、私も御案内いただいたので伺いました。12時から始まるということだったので、30分ぐらい前に着くように行ったんですけども、今までに経験したことのない渋滞にはまりまして、開始時間に間に合いませんでした。

しかも、駐車券ももらっていたんですけども、駐車スペースもありませんでした。どこか脇に止めておいてくださいと言われたんですけども、第1回目の大きなイベントだったのだから、こういった諸課題が浮き彫りになるということは大事なことはないかなと思いました。こういった課題を一つ一つチェックしながら次のイベントにつなげてこられて、今に至っているんじゃないかなと思います。

ラグビーだけでなくサッカーなども含め、様々な競技イベントを開催されまして、運営ノウハウも蓄積されてきたかと思います。

ただ、県の担当者の方に「渋滞対策などは大丈夫か」と聞きますと、「大丈夫です」と自信を持って答えられるんですが、山之口の周辺の方々に話を伺いますと、どうも違うんですね。競技場の周り、駐車場から競技場の辺りは混んでいないと言われるんですけども、一方、高

速道路を下りた国道269号線辺りとかは、車が渋滞して右往左往しているというようなことじゃないかなと思います。

こういう競技場に来られる方だけではなくて、周辺には住民の方々もいらっしゃるわけですから、ここら辺のスムーズな交通整理、取組も大事だと思います。

私の知り合いもラグビーを家族で見に行かれたそうなんですけれども、駐車場が有料、予約になっているのを知らなかったみたいで、移動しようと思ったけれども、案内された方向に行くのにまた渋滞があって進まないと、結局1時間ほど遅れて会場に着いたということだったので、せっかく家族団らんで楽しみにしているようなイベントを、こういうことで台なしにはしてほしくないなと思うわけです。

競技場周辺というのは、競技場前の駐車場だけではなくて、山之口スマートインターとか、また都城の山之口支所、国道269号線と県道とが交差するところまで、私はあそこで渋滞にはまったわけなんですけれども、もっと俯瞰的に見て対策を講じなければならないと思うわけなんですけど、このKUROKIRI STADIUM周辺のイベント開催時の渋滞対策については、どのように取り組んでいらっしゃるのかお伺いします。

○教育長（吉村達也君） KUROKIRI STADIUM周辺におきまして、開催競技によっては渋滞が発生することから、開催に合わせ、主催者、県、都城市及び指定管理者が連携し、対策を講じております。

しかしながら、スタジアム駐車場への導入路が狭く、開始時間が近づくと、国道269号線などで渋滞が生じやすい状況にあります。

そのため、スタジアム駐車場の予約制・有料

化による自家用車の乗り入れ抑制や、周辺道路の一方通行化による円滑な交通誘導等を実施しております。

今後とも、主催者等のホームページにおいて駐車場や道路情報の事前周知を徹底するとともに、関係機関が連携し、さらなる渋滞緩和に努めてまいります。

○二見康之議員 競技場を管理する部署が異動して、あっち行ったりこっち行ったり大変ですね。教育委員会が交通整理について考えているとはなかなか思っていないかもしれませんけれども、ただ、運営する以上は、主催者だけでなく、しっかり利用者の方々へのアプローチもお願いしたいと思います。

今は、ホームページをつくって情報を出すというのは、最低条件だと思います。それだけではなくて、利用者に対して直接情報提供する、スマートフォンだったりいろいろあるわけですから、そういった発信の仕方が必要だと思うので、周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

さて、昨年J2昇格を果たしたテゲバジャール宮崎は、今、百年構想リーグで、20戦16勝の堂々の3位という結果を残されました。リーグ戦開始から7連勝の快進撃、J2昇格からの勢いにJ1昇格も遠い夢ではないなと思ったんですけども、一方で、KUROKIRI STADIUMというのは県内でも一番いいスタジアムだと思いますが、J1の試合になると施設基準を満たしていないというような話も耳にしたりしました。

この膨らむ期待に水を差された感じだったんですが、県内では最高基準で造られたはずのKUROKIRI STADIUMです。何が基準に満たないのでしょうか。

KUROKIRI STADIUMの設備等について、サッカーやラグビーなどのプロ基準を満たしているのかお伺いします。

○教育長（吉村達也君） KUROKIRI STADIUMにおけるプロ基準への対応状況についてであります。まず、ラグビーにつきましては、リーグワンの基準を満たしており、ディビジョン1の開催実績もございます。

一方、サッカーJ1につきましては、芝生席を除く1万5,000席以上の観客席の確保や、観客1,000人当たり8基以上の男性小便器の設置、中継映像等を伝送するための光回線の整備などによる安定した通信環境の実現等の基準を満たしておりません。

今後、Jリーグ公式戦の開催要望があった場合には、開催条件等について、Jリーグに確認しながら、チームや関係部局と連携して対応するとともに、引き続き、KUROKIRI STADIUMの有効活用に努めてまいります。

○二見康之議員 観客席やトイレ、そして通信環境、いろいろ課題はあるということですが、毎日あるわけではないから、何かうまい対応の仕方というのものもあるでしょうし、それはそれぞれJリーグとかと協議しながら、うまく運営していただければと思います。

トイレの話もあるわけなんですけれども、この間、令和9年度の国の政策予算に対する県の提案要望の中で、県立学校の教育環境の確保に対する国の財政支援の拡充を求められておりました。

現状として、県立学校施設の老朽化、外壁や屋根防水の工事等の施設整備に多額の経費がかかること、トイレの設備等の規格も古く、現在の生徒の体格や使用実態に適していないこと、生徒が快適な学校生活を送れるよう、教育環境

の改善の必要性を要望されております。

昨今、私学の授業料無償化も導入されまして、公立学校の置かれている環境も大きく変わり、トイレの洋式化を含む改修や、体育館等の空調設備の整備が急務であるということの必要性をまた要望されておりました。

一方では、県はこれまで、県立高校の教室に空調設備を整備したり、トイレの洋式化にも取り組んできていますが、まず、これまでの整備実績はどのようになっているのかお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校のトイレにつきましては、衛生面の改善と生活環境の向上のため、洋式化を優先して進め、令和8年4月現在で約72%となっており、新型コロナ対策として整備を始めた令和[※]4年4月時点と比べ、約42ポイント上昇しております。

空調設備の整備につきましては、令和元年度までに全県立高校の普通教室への設置を完了しておりますが、特別教室の設置率は約53%となっております。

また、体育館につきましては、全校スポットクーラーのみの設置となっております。

なお、体温調節が困難な児童生徒や医療的ケア児が多く在籍する特別支援学校の体育館には、今年度からの4年間でエアコンを整備することとしております。

○二見康之議員 トイレの洋式化が6年間で約42%、1年間に約7%のペースで整備が進んでいるようであります。あと4年ほどで出来上がるのかというと、担当の方にお話を聞いてみますと、そうでもなさそうなお話ですね。

スポットクーラーも全校に置いてあるということで、ありがたいことなのですが、最近の酷暑では、なかなか厳しいものもございます。そ

れでも子供たちは一生懸命部活動に励んでいますので、何らかの役には立っているんだろうとも思います。

今後のトイレの洋式化、そして空調設備の整備については、これからどのように取り組んでいかれるお考えなのでしょうか、改めてお伺いします。

○教育長（吉村達也君） トイレや空調の整備につきましては、生徒の生活環境の向上のほか、大規模災害への備えや高校の魅力向上を図る上でも重要であると考えております。

県立学校の施設整備は、年間30億円程度の予算の中で、生徒の安全を確保するため、施設の長寿命化を優先して進めるとともに、修繕費を確保し、トイレの洋式化や空調設備の整備を実施しております。

県立高校の施設整備につきましては、トイレや空調の整備を含め、そのほとんどが国の補助制度の対象外であることから、国に対し、例年、全国知事会を通じて、学校施設環境改善交付金の高校への対象拡大を要望しております。

また、知事からも、対象拡大に加え、財政力の低い自治体に手厚く配分するよう、財政支援の拡充について、直接国に要望を行っております。

○二見康之議員 一応質問はこれで全て終わるわけなんですけれども、年間30億円の整備予算を確保していただいていることは大変ありがたいことだと思いますし、御努力に感謝申し上げます。

ただ一方で、予算の組み方、積み上げ方、いろんな防水だったり壁の補修だったり、重要な維持改修については、しっかり見積りを取って予算化するわけなんですけれども、トイレの洋式化等については、残りの予算の範囲の中で

※ 132ページに訂正発言あり

やっているというようなことです。

そうすると、学校の要望が上がってくるトイレの基準について、それぞれの校長先生、教頭以下、事務長も含め検討されているわけなんです。今、学校の中のトイレの基準というよりは、県の中にある洋式化が進んでいないトイレの基準というもので今後見ていく必要性があるんじゃないかなと思います。

ほかのところの老朽化が著しければ、学校としては、ほかの要望を上げざるを得ません。そうではなく、今でしたら、もう進んでいるわけですから、学校の洋式化が進んでいない写真を全部本庁のほうに送ってもらって一括して管理し、そして、どこから順次トイレを整備していくか、こちらから声かけができるようなやり方のほうがいいんじゃないでしょうか。

利用者数の多い少ないとかもあります。そこから辺は学校とよくよく協議しながら進めていけば済むことだと思いますので、今後の取組に期待して、私の質問の全てを終わりたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 先ほど県立高校のトイレの御質問の中で、整備を始めた時期につきまして、令和4年4月時点と申しましたが、正しくは令和2年4月時点になります。訂正させていただきます。

○二見康之議員 訂正いただきまして、ありがとうございました。

今、H3ロケットが無事飛んだのか、気になっているところでございます。成功していることを祈りまして、質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 次は、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党、都城選出の山内いっとくです。インターネット等で視聴してくださってい

る皆さん、ありがとうございます。本日は、療養中の日高博之議員もインターネットで視聴されているということで伺っております。

現在、人口減少により、担い手不足、地域コミュニティの変化など、本県を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした時代において求められるのは、個別課題への対処にとどまらず、未来から逆算した県政運営であると考えます。宮崎の未来をつくるため、本日は、ひと、くらし、まなび、しごと、まちの5つの観点から一般質問をさせていただきます。

本県は、置県150年という大きな節目を迎えようとしております。これは単なる通過点ではなく、これからの宮崎をどのような県にしていくなかを県民と共有する絶好の機会でもあります。人口減少や地域間格差が進む中で、これからの宮崎には、子供たちが夢を持ち、県内どこにいても学びと挑戦の機会が得られる環境づくりが求められております。その中核となる「知の拠点づくり」の提案は、非常によいものと考えております。

そこで質問いたします。置県150年という歴史的節目に当たり、宮崎の未来をどのように描き、「知の拠点づくり」を通してどのような県を目指していくのか、知事の決意を伺います。

以上で壇上の質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

本県の歩みを振り返りますと、置県80年を契機として総合運動公園が、置県100年を契機として総合文化公園が整備され、現在の本県のスポーツや文化の振興を支える重要な礎となつてきております。

このような中、私は、次なる大きな節目であ

る置県150年、さらにはその先の未来において、本県の新たな発展を支える礎として、次世代育成の基盤となる「知の拠点づくり」を掲げたところであります。

これは、人口減少・少子化の加速をはじめ、グローバル化・デジタル化の進展、さらにはICT、AI技術の急速な発展、そういったものによりまして、社会が目まぐるしく変化を続け、新たな価値観が次々と生み出される時代にあっては、子供・若者が夢や希望を抱くと同時に、不確実性の増す社会を生き抜くための「知」の力を育むことが何よりも重要であるという私の強い思いによるものであります。

「知の拠点づくり」の具体化はこれからであります。この置県150年を宮崎の未来に向けた大切なマイルストーンと位置づけ、子供・若者が安心して暮らし、学び、働くことができ、誰もが宮崎に生まれ育ってよかったと思える社会の実現に向けて、プロジェクトをしっかりと進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内いっとく議員 本県には、神楽をはじめとする歴史文化、ジオパークなどの自然文化、肉や焼酎などの食文化、さらにはスポーツ文化など、世界に誇る多彩な地域資源があります。

一方で、文化施設や教育機能は県庁所在地に集積する傾向がありますが、県北、県西、県南それぞれに特色ある資源が存在しており、地域ごとの魅力を生かした「知の拠点づくり」が重要であると考えます。

例えば、長崎県島原市の「がまだすドーム」は、ジオと火山をテーマとした体験型ミュージアムとしてリニューアルされ、子供たちが遊びながら学べる施設として、多くの来館者を集めております。このように、地域の特色を生かした拠点を整備するとともに、それらをネット

ワークで結び、県全体を学びと交流のフィールドとして展開していく視点が必要ではないでしょうか。

また近年は、ポケモンをはじめとする人気コンテンツと自治体が連携し、観光振興や教育活動に活用する事例が全国で広がっております。こうした取組は、子供たちの興味や関心を引き出し、行ってみたい、学んでみたいという意欲を高める効果も期待できます。

そこで質問します。置県150年を見据え、県内各地の特色を生かした知の拠点の整備とネットワーク化を進めるとともに、ポケモンなどの人気コンテンツも活用しながら、子供たちがわくわくしながら学べる学習拠点づくり、観光拠点づくりを推進する考えはないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、「知の拠点づくり」を進める上では、子供や若者がわくわく、感動しながら、集い、学び、楽しめる仕掛けが不可欠であると考えております。

議員御指摘の県内各地に存在する地域資源の活用や関連施設のネットワーク化、そして人気コンテンツの活用は、非常に重要な視点と受け止めております。

このプロジェクトの一つとして、今後、総合博物館の再整備に取り組むこととしておりまして、その大きな方向性として、食や自然、神話など本県の強みを生かすとともに、各市町村の教育文化施設との連携・協働を図ることで、学びや探究の機会を県内に広げてまいりたいと考えております。

また現在、県では、ポケモン社と連携協定を結び、先日発表しました青島太平洋マラソンでのポケモンランや、キャラクターとコラボした観光・物産のPRなど、様々な取組を進めてお

りますが、こうしたイベントは子供たちに非常に好評であり、夢や元気を届けるものであります。今後、置県150年事業の取組を検討していく中で、県民の関心がより高まるようなコンテンツ活用の可能性についても探ってまいります。

○山内いっとく議員 知事の掲げる「知の拠点づくり」に大いに期待しております。その実現に向けては、1か所に施設を整備する発想ではなく、県内各地の歴史・文化・自然・教育施設を結びつける「宮崎まるごと知の拠点ネットワーク」として進めることが重要であると考えます。また、ポケモンをはじめとする人気コンテンツの活用やAI・デジタル技術の導入、高校生、大学生が主体的に参画する仕組みづくりについても、ぜひ検討していただきたいと考えます。置県150年が単なる記念事業ではなく、次の150年を担う人材育成のスタートとなることを強く期待し、提言したいと思います。

続きまして、放課後児童クラブの充実に向けて質問してまいります。

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は全国的に増加を続けております。

一方で、こども家庭庁の調査などでも、支援員不足や離職率の高さ、人材育成体制の確保が大きな課題として指摘されております。

本県におきましても、放課後児童クラブは子供たちの安全な居場所として重要な役割を担っておりますが、その運営を支える支援員の確保や処遇改善、さらには専門性向上に向けた人材育成が求められております。

そこで質問いたします。放課後児童支援員等資質向上研修の本県の実施状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、放課後児童支援員等資質向上研修をこれまで宮崎市で2回、都城市で1回の年3回実施しており、受講者数は、全体の定員900人程度に対し、令和5年度が585人、令和6年度が626人、令和7年度が950人と年々増えている状況にあります。

この研修は、子供の発達段階に応じた支援や特別な配慮を要する子供への対応を取り入れるなど、放課後児童支援員等の専門性向上につながる内容としており、受講者アンケートの結果も踏まえながら、研修内容の充実を図っているところでございます。

○山内いっとく議員 年々受講者が増加しており、ニーズがあることが分かります。

放課後児童クラブの人材確保と質の向上は、全国共通の課題ではありますが、先進的な取組を進める自治体も見られます。例えば、福岡県や熊本県では、県内複数地域で研修機会を設けることで、参加しやすい環境づくりを進め、支援員のスキル向上や定着率の改善につなげております。

一方、本県では県主催の研修が実施されておりますが、地域によっては、移動時間や交通費の負担などから参加しにくいとの声も伺っております。

そこで質問します。研修の受講機会をさらに確保するため、県内各地での開催について、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 放課後児童クラブの増加に伴い、放課後児童支援員等の確保・育成が一層求められる中、より多くの方が研修を受講できる環境を整えることは大変重要であると認識しております。

このような中、県では、集合形式による研修

を基本としておりますが、令和6年度からは、研修の一部をオンライン化し、遠方の地域の方も参加しやすい環境を整えております。

今後とも、多くの放課後児童支援員等が受講できるよう、オンライン受講枠の拡充など受講環境の充実を図りながら、研修機会の確保に努めてまいります。

○山内いっとく議員 放課後児童クラブの質を維持・向上させるためには、継続的な学びの機会を身近な場所で確保することも重要であると考えます。

都城北諸地域では、放課後児童クラブ連絡協議会が主体的に資質向上のために独自に研修を開催しておりますが、県北、県央、県南など複数地域でキャリアアップ研修を開催できれば、支援員の参加率向上や専門性の向上、さらには人材定着にもつながるものと考えます。

そこで質問します。市町村独自の研修に対する県の考えについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県が実施する資質向上研修は、複雑化・多様化する現場ニーズに必要な専門知識や技術を習得することを目的としております。

この研修に加え、市町村が地域の実情やニーズに応じて独自に研修を実施することは、地域課題に即した実践的な学びの機会となり、資質の向上につながる効果的な取組と考えております。

また、議員から御紹介のありました、地域の団体等が実施する研修につきましては、市町村が適当と判断したものを県と同等の研修として位置づけることができるようになっております。

県としましては、市町村等が自主的に実施す

る研修について技術的な助言を行うとともに、優れた事例を共有するなど、資質向上に向けた取組を支援してまいります。

○山内いっとく議員 取組支援をありがとうございます。放課後児童クラブは、子供たちの安心・安全な居場所であり、共働き世帯を支える重要な社会基盤です。支援員の専門性向上のため、オンライン研修のさらなる充実とともに、県北、県央、県南での受講機会の拡大を進め、県が各研修を認定するような仕組みづくりを提言したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、民生委員・児童委員の確保について伺ってまいります。

少子高齢化や単身世帯の増加が進む中、地域で見守りや支え合いを担う民生委員・児童委員の役割は、これまで以上に重要になっています。

一方で、厚生労働省の資料では、全国的に欠員や成り手不足が課題としてあり、その背景には、自治会や公民館活動への加入率の低下など、地域コミュニティーの変化があると指摘されております。

支え合いの担い手が不足していくことは、安心・安全な暮らしの基盤そのものを揺るがしかねない重要な課題であると考えます。

そこで質問します。本県の民生委員・児童委員について、昨年の一斉改選時における充足率と低迷の要因について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 昨年12月の一斉改選では、委員定数2,614名に対し、2,342名の方が委嘱され、定数に対する充足率は、前回令和4年より[※]2.1ポイント減の89.6%となり、全国の充足率91.7%を下回っております。

その要因としましては、地域におけるつなが

※ 145ページに訂正発言あり

りの希薄化や、委員制度に対する県民の理解を進めていく必要があることに加え、担い手の中心となっていた60代において就業している方が増えていることや、独居世帯の増加などにより、委員活動への負担感が増大していることなどが考えられます。

○山内いっとく議員 民生委員の選任は市町村が主体ではありますが、その担い手不足は県全体の課題であり、広域的な視点での支援が不可欠であると考えます。

そのため、市町村ごとの取組に委ねるだけではなく、県として、先進事例の共有や人材確保のノウハウの蓄積など、横断的な支援を進める必要があると考えます。

また、今後は従来の延長線上ではない新たな発想も求められます。例えば、NPOや企業、地域活動団体、福祉・医療・教育分野の専門人材など、多様な主体との連携を進めるとともに、現役世代が参加しやすい環境づくりや、デジタル技術の活用による負担軽減なども有効であると考えます。

そこで質問します。民生委員・児童委員の担い手確保や負担軽減に係る県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 民生委員・児童委員は、地域社会を支える重要な存在でありますことから、県におきましては、その意義や役割について県民の理解促進を図るとともに、タブレットを活用した活動の効率化や研修の充実など、委員の負担を軽減する取組を進めております。

また、県内の多くの市町村が、自治会からの推薦により民生委員を確保しておりますが、さらなる担い手を確保するためには、議員御指摘のとおり、幅広い年代から多様な人材が活動に

参画できる環境づくりが必要であります。

このため、市町村や関係団体などと意見交換を行うとともに、他県における委員確保の取組について調査を行ってまいります。

○山内いっとく議員 他県における委員確保の取組について調査を行うということで答弁いただきましたが、東京都では、民生委員・児童委員のいる企業等を支援するなどの動きもあると伺っております。他県の事例をしっかりと調査され、その結果を踏まえた民生委員・児童委員の確保を実施していただくよう提言したいと思います。

続きまして、夏休みの課題について伺います。

近年、働き方改革の観点から、全国の学校において、夏休みの課題の見直しが進められております。例えば、自由研究における採集物は、教員や保護者負担の観点から廃止する動きが見られます。

一方で、夏休み期間中には、作文やポスターなど、各種団体による作品募集が数多く存在し、学校や教員ごとにその取扱いや課題設定に差があるとの指摘があります。こうした違いは、いわゆる学校ガチャと言われるように、子供たちが取り組む学びの機会そのものに差を生んでいる可能性があり、主体的・探究的な学びの観点からも看過できない課題です。

そこで質問します。本県における夏休みの作品募集に関して、県の把握状況と学校間での取組状況の違いについて、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒が夏休みを有効に活用し、様々な作品募集に挑戦することは、主体的に学びを深める貴重な機会であります。

県教育委員会が主催または共催するものや、

県に紹介があった作品募集については、対象となる全ての学校に案内をしておりますが、各市町村教育委員会や各学校が独自の判断で応募しているものについては把握しておりません。

なお、各学校等では、様々な作品募集の中から、宿題として取り扱いたいものを児童生徒の実態等も考慮し精選することで、主体的に選択し、参加できるように取り組んでおります。

○山内いっとく議員 夏休みの課題は、主体的に学びを深める貴重な機会です。しかしながら、県としては全ての課題を把握できていないということですので、恐らく子供にどのような課題がどれだけ届いているかということも把握されていないのではないかと思います。また、学校任せの現状であるということも分かったところです。

これは、子供たちが得られる学びの質や経験にも差が生じる懸念があります。全ての子供たちに対し、学びの機会を保障することが重要です。そのためには、各種団体の作品募集を含めた課題の在り方を整理し、子供や家庭が主体的に選択できる環境を整える必要があると考えます。

そこで質問します。学びの機会の公平性と探究的な学びの充実を図る観点から、夏休みの課題や作品募集を県で取りまとめて周知することについて、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒が夏休みの作品募集に応募することは、探究的な学びの実践になることから、積極的な取組を促すことが大切であると考えております。

また、探究的な学びは、自ら課題を見つけ、その解決方法を探す学びであることから、各学校が教育方針等も踏まえ、児童生徒が取り組むものとしてふさわしいものを提示し、自発的に

取り組ませることが大切であると考えております。

なお、県や県教育委員会が主催または共催するものや、県に紹介があった作品募集については、一覧にしてホームページ等に掲載することで、探究的な学びの実践を促してまいります。

○山内いっとく議員 夏休みが近いので、すぐに取り組んでいただきたいと思います。県が一覧作成を実施するというところで、前進したなと感じているところです。茨城県では、学校や先生を通さずに個別に応募できるようですので、募集团体とも協力し、先生の負担なく、子供や家庭が主体的に選択できる環境整備を行っていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、文部科学省の調査になりますが、全国的に標準時数を大きく上回る教育課程を編成する学校は減少傾向にあります。しかし、依然として標準授業時数を上回る教育課程が編成されている学校もあると伺っており、その活用の在り方が課題となっております。

宮崎県においても、これまで学力向上や学習内容の定着を目的として授業時数を確保してきた一方で、教員の働き方改革や探究的な学びの充実、不登校対策、多様な学びへの対応など、新たな教育課題への対応も求められております。

文部科学省の「公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」によると、標準を大きく上回る時数の教育課程を編成している学校の割合は、宮崎県は、令和6年度は約50%と多くありましたが、令和7年度は0.0%となっております。

そこで質問します。本県の小中学校における授業時数の編成状況や課題をどのように分析しているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 全国の子供たちがひとしく一定の教育を受けられるよう、小中学校の各学年・各教科等において、年間で実施すべき授業時数が学習指導要領で定められております。

なお、議員御指摘の令和6年度調査結果につきましては、本県が誤って報告した数値が公表されたものであります。このため、令和6年度及び令和7年度の調査において、学習指導要領で定められた授業時数を大幅に超え、改善を要する学校はありません。

今後も、教員の働き方改革に十分配慮しながら、子供たちの充実した学びにつながる教育課程が編成できるよう、授業時数の在り方について、市町村教育委員会と連携し、指導・助言を行ってまいります。

○山内いっとく議員 改善を要する学校はないとのことで、安心いたしました。

現在、次期学習指導要領の議論においては、標準授業時数内でさらに踏み込んだ授業時数の在り方や、教育課程の弾力化についても検討が進められているようです。

これからの教育においては、教員の働き方を進めるための単なる業務削減にとどまらず、知識の習得に加え、課題を発見し、考え、協働しながら解決していく、探究的な学びの充実が不可欠です。そのためには、意図的に時間を創出し、子供たちが主体的に学ぶ余白を確保する視点が重要だと考えます。

そこで質問します。これからの子供たちに求められる力を育むための探究的な学びの充実に対する認識を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 変化が激しく先行き不透明な時代を生きていく子供たちにとりまして、自ら課題を見つけ、他者と協働しながら解

決を目指す力を身につけることが、今後ますます重要になると考えております。

現在、各学校では、各教科等の授業において探究的な学びを行っておりますが、国における次期学習指導要領の議論において、より柔軟な教育課程の編成が検討されていることから、今後、探究的な学びのさらなる充実が可能になると考えられます。

教育委員会としましては、各学校の特色を生かした探究的な学びの拡充が図られるよう、先進校の成果等も参考に指導・助言に努めてまいります。

○山内いっとく議員 教育課程の柔軟な編成や先進事例の横展開を進めていくと理解しました。学校の特色を生かした学びが見える化され、探究的な学びが拡充されることを願っております。

続きまして、附属中学校の在り方について質問してまいります。

全国初の公立中高一貫校である五ヶ瀬中等教育学校ができて以降、全国的に中高一貫教育校や公立附属中学校の設置が進む中で、その教育成果や学力の伸長をどのように検証するのが課題となっております。

本県においても、宮崎西高校と都城泉ヶ丘高校に附属中学校が設置されておりますが、高校段階における学力状況については外部から見えにくく、附属中学校での学びがどのように成果につながっているのか分かりづらいとの声があります。こうした状況は、附属中学校が担うべき役割や教育の質を検証し、さらなる充実につなげていく上で重要な課題であると考えます。

そこで質問します。県立附属中学校における教育成果の把握・検証について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、中高一貫した教育を通して、世界の発展に寄与する人材を育成するために、附属中学校を設置しました。

6年間を例えば基礎期、充実期、発展期の2年ごとに区切り、理数に特化した段階ごとのカリキュラムを構築し、高校の教員が中学校で教科指導を行うなど、校種の枠にとらわれない柔軟な指導体制を導入することで、より高度な能力を身につけさせることが可能になるとともに、その状況につきましても、定期的に諸検査で確認しております。

また、身につけた能力を基に、生徒たちは科学の甲子園や理数系オリンピックに積極的に挑戦しています。

附属中学校設立から20年が経過し、中高一貫教育の成果の一例としまして、高校卒業後に海外の大学に進学した後、新たなビジネスモデルを展開する人材や、大学院で最先端の医学研究に励む学生を輩出しております。

○山内いっとく議員 公立附属中学校は設立当初、学力向上や特色ある教育の推進、とりわけ先進的な学びの実践を担う役割が期待されておりました。

当初は適性検査1と適性検査2、作文があり、地頭のよい優秀な生徒が集まってきましたが、近年の受検問題の変更により、塾で対応してきた入学者が多くなり、入学者の学力層や選抜の在り方に疑問の声があります。今年度は入試問題を変更することとなっております。

そこで質問いたします。本県の県立附属中学校における入学者選抜検査変更の背景や意図についてどう考えているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 附属中学校の入学者

選抜検査につきましては、学校教育法施行規則に基づきまして、学力検査ではなく、小学校で身につけた問題解決能力や思考力、判断力等を見る適性検査と作文を実施しております。

選抜検査は定期的に見直しを行っており、令和6年度検査の実施に当たり、それまでは問題数が多く、児童の適性を十分に測れないという課題認識から、問いにじっくり向き合い、深く思考できるよう、問題数の適正化を図っております。

また、今回の令和9年度検査では、学校の設置目的に沿う児童をよりの確に選抜するため、作文を廃止する代わりに、課題解決に当たり、問題解決能力等を実際に活用できるか確認するための新たな適性検査を導入いたします。

○山内いっとく議員 成果については定期的に確認しているとのことですが、高校卒業時には理数科に差はないという声もあります。附属中学校卒業時の成果を広く見える化することが必要だと考えます。対応しなければ、中学時点でますます私立に流れていくことになるかと危惧しているところです。

また、入学者選抜については今年度改革することと、世界の発展に寄与する人材をどのように選抜するのか見守りたいと思います。

私も中学入試の問題を毎年見たりしておりますが、なかなか短い時間で解くのが難しい、その短い時間で小学生が解く、すごく優秀な子供たちだなと思っているところであります。

続きまして、高校教育に関して質問してまいりたいと思います。

近年、家庭の教育費負担が大きな社会問題となっております。文部科学省の調査においても、学習塾や習い事を含む学校外教育費は増加傾向にあり、家庭の経済状況によって学習機会

に差が生じる、いわゆる教育格差が指摘されております。

本県においても、高校進学に向けた塾代等の負担に加え、これまで学校が担ってきた朝課外の縮小などにより、家庭に依存する学習環境が広がっております。

県内でも塾代に年間100万程度の費用を要するものもあり、学習機会の確保が家庭の負担能力に左右される側面も見られます。

さらに、私立高校の授業料無償化の拡充が進む中、公立高校においても、魅力ある教育環境の整備が一層求められております。

こうした環境の変化は、子供たちの学力形成だけではなく、主体的、探究的な学びの機会にも影響を与える可能性があると考えます。

そこで質問します。広域通信制高校への進学者増加や、塾などへ教育費を投じる家庭がある現状を、県教育委員会はどのように認識しているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、私立の広域通信制高校への進学者が近年増加しておりますが、少子化の進行により県立高校の在籍者が減る中、県立通信制2校の在籍者数は、ここ数年1,100名程度で推移していることから、通信制教育のニーズや、学びの多様化が進んでいるものと認識しております。

また、進学校の生徒の多くが塾を利用していますが、物価高騰の長期化により、その経済負担が重くなっていることに加え、そもそも塾が開設されていない地域もあります。

公教育を担う県立高校においては、家庭の経済状況や地理的条件により教育格差が拡大することがないよう、全ての生徒がアクセスできる学びの場の提供に努めていく必要があると考えております。

○山内いっとく議員 教育格差を危惧していることが分かりました。

近年、デジタル技術の進展により、時間や場所を問わず学習できる環境が急速に整いつつあります。大学や民間教育機関では、授業動画を活用した学習が広く普及しており、生徒一人一人が自分のペースで学び直しや予習・復習を行うことが可能となっております。

一方、高校においては、授業内容を十分に理解できなかった場合や、病気、不登校、部活動、大会参加等により授業を受けられなかった場合の学習保障が課題となっております。

授業動画は、生徒の主体的な学習を支援するだけではなく、教員同士の教材共有や授業改善にもつながる可能性があります。

そこで質問します。県立高校において、生徒がいつでもどこでも学習できる環境、生徒が各自で学習ができるよう、授業動画の配信や共有を推進していく考えはないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 実際の授業を動画配信し、生徒が復習等に活用することは、学習支援として効果があると考えております。

しかしながら、実際の授業では、教科書など様々な著作物が使われ、また、生徒の姿や音声映り込む可能性があることから、著作権上の課題や生徒の安全面の配慮などへの慎重な検討が必要になります。

さらに、授業動画の配信に当たり、現在、県立高校で利用しているオンラインシステムを活用する場合には、データ容量の制限があることから、頻繁に動画を配信すると、他の教育活動に支障が出る懸念があります。

今後、既存のデジタル教材の活用充実を図るとともに、授業配信を行っている先進県の研究

も進めてまいります。

○山内いっとく議員 技術的な課題があると認識しました。今後、デジタル教材の活用充実を図るとともに、先進県の研究を行うようです。

デジタル教材の一つである学習用アプリは、個々の理解度に応じて問題が出題されるものや、苦手分野を分析して学習内容を提案するものなど、生徒一人一人に応じた学習支援が可能となっております。こうしたツールは、生徒の主体的な学びを支援するとともに、教員の指導や学習状況の把握を補完する効果も期待されております。

一方で、学校ごとに活用状況に差があるとの声もあり、教育効果や費用対効果を十分に検証しながら、効果的な活用を進めていくことが重要であると考えます。

そこで質問します。県立高校における既存の学習用アプリやデジタル教材の活用について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、民間事業者が様々な学習用アプリを提供しており、県立高校でも副教材として導入し、活用しております。

これらの学習用アプリには、生徒が各自で学習するための講師による授業動画や、Webテスト、Webドリルなど様々な教材や機能があります。

教育委員会としましては、学習用アプリの活用は、各生徒が自分の学力レベルに応じて、必要な教科や分野を自分のペースで学習できるため、個別最適な学びを実現するツールとなることから、各学校において、保護者の理解の下、生徒の実態等も踏まえた活用を進めてまいりたいと考えております。

○山内いっとく議員 各学校において活用を進

めていくということですが、それも学校の特色となりますので、活用状況をしっかりと受験生や保護者にPRすべきだと考えます。

また先日、デジタル教科書が正式に位置づけられましたので、併せて効果的な活用を行っていただくよう提言したいと思います。

続いて、少子化の進行や生徒の学習ニーズの多様化が進む中、県立高校には、限られた人的・物的資源の中で、多様な学びを保障することが求められております。特に小規模校においては、教員配置や開設できる科目に制約があり、生徒の進路希望や興味・関心に十分対応できない場合もあります。

こうした課題に対し、遠隔授業は、学校間を結び、専門性の高い授業や多様な選択科目を提供できる有効な手段として期待されております。また、探究学習や大学・企業との連携、離島や中山間地域の教育機会の確保など、活用の可能性はさらに広がっています。

一方で、通信環境や運営体制、教育効果の検証など、継続的に取り組むべき課題もあると考えます。

そこで質問します。県立高校における遠隔授業のこれまでの成果と課題をどのように分析しているのか。また、生徒の学習機会の充実や高校の魅力向上の観点から、今後どのような方向性で遠隔授業を推進していく考えなのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 遠隔授業については、過去に国の補助事業を活用し、モデル的に実施したほか、現在、五ヶ瀬中等教育学校と高千穂高校の間で、より専門性の高い授業を提供するために遠隔授業を実施しております。

ただし、学校間で遠隔授業を行う場合には、授業時間を合わせることで他の行事等に影響が

生じることや、遠隔授業に必要な機材等の環境を整える必要があること、また、教材も合わせる必要があることなどの課題があります。

今後、少子化がさらに進行する中、地域の学びを保障するため、小規模な学校においても多様な教科の実施が必要であり、遠隔授業の必要性が高まることから、授業の配信を専用で行う拠点の整備が必要になるものと考えております。

○山内いっとく議員 家庭の経済状況や地域差による教育格差を解消するため、授業動画や学習アプリ、遠隔授業を組み合わせた、デジタル学習基盤の整備を進めるべきだと考えます。

他県でも、台風や熊による休校で、オンライン授業が行われた事例も先日ありました。全ての高校生が、いつでもどこでも質の高い学びにアクセスできる環境づくりが大切です。

2040年に向け、大きな高校教育改革が行われますが、発想の転換が必要だと考えます。

例えば、県立高校を一つの学校として見て、キャンパスが各地にあるというような発想や、地域の普通科はなくし、全て特色ある学科にするなど、これまでの常識を破るような高校教育改革に期待しております。

続きまして、半農半Xの推進について質問してまいります。

農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、農林水産省の調査では、農地を所有しながら自ら耕作を行わない土地持ち非農家の増加が課題として指摘されております。こうした状況は、農地の遊休化や生産力の低下を招くだけでなく、地域コミュニティーの維持にも影響を及ぼす可能性があります。

本県においても農業は基幹産業であり、農地をいかに守り、次世代へとつないでいくかは極

めて重要なテーマです。

そこで質問します。本県における土地持ち非農家の現状について、どのような影響を認識しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地を所有しているものの農業に従事していない、いわゆる土地持ち非農家につきましては、農林業センサスによりますと、直近の令和2年が2万2,272戸であり、5年前である平成27年の2万538戸から1,734戸増加しております。

今後、相続等により土地持ち非農家が増加し、農地の管理や利用がされない場合、遊休化等が懸念されることから、農地をいかに有効活用するかが重要であると認識しております。

○山内いっとく議員 昨年、農林業センサスの調査がありましたが、農業経営体の数については23%ほど減っているというような発表もあったところです。全体の詳細な結果については近々発表になると考えますが、農業経営体の減少状況を踏まえると、土地持ち非農家が大きく増加することが予想できます。

担い手不足が進む中、これからの農業は、専業農家だけで支えるのではなく、多様な人材が関わる「開かれた産業」へと転換していく必要があります。その一つの方向性として、半農半Xという働き方が注目されております。

そこで質問します。多様な人材が農業に関わる仕組みとして、半農半Xの推進にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 半農半Xの推進は、担い手不足に直面する農村集落にとって、多様な人材が広く農に携わり、地域農業を支える新たな担い手の確保へとつながることが期待されます。

このため県では、令和5年度から、人口減少が特に著しい山間農業地域において、定年帰農者やUターン者など半農半Xの希望者に対し、経営開始に必要な技術研修や農業機械の整備等の就農支援を行っております。

また、より幅広い地域でも人材確保対策を実施してほしいという要望を受け、今年度から、中山間地域全体にまで支援対象を拡大したところであります。

今後も、農業・農村の振興を図るため、市町村や関係団体等と連携しながら、多様な人材の確保に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 今年度、支援対象の地域が拡大されたことが分かりました。しかしながら、移住者への支援だけではなく、現在集落に住んでいる方への支援をという声もあります。

また、多様な人材が農業に関わる仕組みを具体化するためには、県自らがモデルを示すことが重要だと考えます。現在、副業・兼業の動きが広がる中で、公務員についても、地域貢献や社会的意義の高い活動については認めていく議論が進んでおります。本県においても、公務員が農業に関わりやすい環境整備を行うことで、担い手不足の解消だけではなく、地域とのつながりの強化にもつながります。

そこで質問いたします。農業の担い手を確保するため、県職員が農業での副業・兼業を行いやすい体制を整えることに対する県の考えを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手不足や高齢化が進む中、農業に関わる多様な人材を確保することは、重要な課題であると認識しております。

県職員は、地方公務員法により、営利目的の副業・兼業が原則制限されておりますが、任命

権者から許可を得た場合には従事することが可能とされております。このため本県では、令和4年1月に地域貢献活動等の具体例などを盛り込んだ通知を発出し、職員が従事しやすい環境整備を図っております。

一方で、山形県など一部の自治体では、職員が副業として農作業に従事する際の時間の上限など、具体的な条件までを示して運用しております。今後、こうした事例も参考にしながら、農業分野での運用について調査・研究してまいります。

○山内いっとく議員 今後の調査・研究に期待してまいりたいと思います。農業を「専業農家だけの仕事」から「誰もが関われる仕事」へ転換するべきです。土地持ち非農家の農地活用を進めるとともに、半農半Xや公務員ファーマー制度を推進し、多様な人材が地域農業を支える宮崎モデルの構築をお願いしたいと提言します。

最後に、新幹線整備について伺ってまいりたいと思います。

九州においては、福岡、熊本、鹿児島といった新幹線沿線地域を中心に、交流人口の拡大や企業立地の促進など、広域的な経済効果が生まれております。

一方で、本県は新幹線空白地帯であり、時間距離やアクセス性の面で他県との格差が生じているとの指摘があります。

こうした交通インフラの差は、観光や産業だけではなく、将来を担う若者の進学・就職の選択にも影響を与え、結果として人口流出につながる可能性も否定できません。これはまさに、息子や娘の世代にどのような宮崎を引き継ぐのかという根本的な課題であると考えます。

そこで質問します。新幹線整備地域との格差

について、どう把握し、将来へつなげていくため、どのような認識を持っているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 九州では、新幹線が整備されていない東九州と整備されている西九州を比較しますと、例えば、宮崎から博多までは電車で約5時間かかるのに対し、鹿児島中央から博多は新幹線で約1時間30分と、大きな違いがありますほか、令和4年に開業した西九州新幹線の沿線では、商業施設やホテルの建設が相次ぎ、観光客が大幅に増加するなど、開業効果が鮮明に現れております。

51年前に山陽新幹線が博多まで開業し、その後の産業、人口のさらなる集積というものは目覚ましいものがあります。これと同じような傾向が、ほかの地域の新幹線でも現れてきております。

こうした格差というものが、議員御指摘のとおり、新たな企業誘致や観光入り込み客数などにも影響を与え、本県の将来を担う若者の進学や就職時の県外流出にもつながり得るものと考えております。

新幹線は、優れた時間短縮効果や大量輸送力を持ち、県民の暮らしの向上に大きな効果をもたらすなど、本県が将来世代にわたって繁栄していくための重要な交通インフラになるものと認識しております。

このため、引き続き県民の間での機運醸成を図るとともに、沿線自治体との連携を強化するなど、本県の新幹線整備に向け、しっかり取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 新幹線整備に向けては、県民の理解と機運の醸成が不可欠であり、他県においても、シンポジウム等を通して継続的に世論形成が図られてまいりました。

本県においても、一昨年は宮崎市、昨年は延岡市、今年は都城市と、県内各地でシンポジウムが展開されることとなっております。機運醸成の取組が広がっている点は評価できるものと考えます。

一方で、こうした積み重ねを単なる啓発にとどめず、どう具体的な政策行動へと結びつけていくのかが問われているのではないのでしょうか。

そこで質問します。これまでのシンポジウムを踏まえ、今年度のシンポジウムの内容はどのようなになるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線整備に向けましては、県民の理解と機運の醸成が不可欠でありますので、これまで、宮崎市、延岡市で県民向けのシンポジウムを開催してまいりました。

シンポジウムで実施したアンケートでは、宮崎県に新幹線は必要だと回答した割合が約8割、新幹線整備の仕組みについて理解できたと回答した割合が約9割を超えている状況であります。

ややもすると、宮崎県民の間では、宮崎に新幹線がないのは当たり前、これからも無理じゃないかと、そういう無意識の認識があるのではないかと危惧しておるところであります。新幹線整備に向けて、より具体的に自分たちの将来の課題として関心を持っていただく、よい機会になったのではないかと考えております。

一方で、過去2年間の参加者の状況を見ると、将来を担う若者が少ない状況にありました。私は、大学生等と意見交換を行うと、多くの場合に、本県で新幹線がない理由だとか、将来についてはどうなんだろうかと、そういう質問をいただいております。

このため、本年8月下旬に予定されております

す都城市でのシンポジウムでは、幅広い世代の県民に来ていただくことができますよう、プログラムの工夫や事前の十分な広報にも注力し、これまで以上に多くの方に、また多様な世代に参加していただくことで、県民に対するさらなる理解促進と機運醸成に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 8月下旬に実施を行うという初情報です。ぜひ高校生や大学生など若い世代にも参加してもらおうべく、夏季休業前に呼びかけをお願いしたいと思います。

これまで県内各地で開催されてきたシンポジウムは、新幹線整備の必要性や効果について県民の理解を深め、機運醸成を図る上で一定の役割を果たしてきたものと考えます。

しかしながら、機運の高まりだけで整備が実現するものではありません。実際に事業化へ向けて前進させるためには、県民や経済界、市町村の声を一つにまとめ、国に対して説得力のある形で示していくことが重要であります。

そこで質問します。これまでのシンポジウムの成果などを踏まえ、東九州新幹線の早期実現に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） これまでのシンポジウムで実施したアンケートやパネリストから出された意見では、他県との連携を強化すべきことや、さらなる機運の醸成を進めるべきなどの貴重な御意見をいただいたところであります。

このため、5月27日には、東九州新幹線鉄道建設促進期成会を構成します沿線4県1市の知事、市長で臨時理事会を開催いたしまして、令和8年度に国が新たに実施します基本計画路線のケーススタディーに、東九州新幹線をその対象にしてもらおうと、連携して取り組むことを

決議したところであります。

また、今年は初めて、他の地域の期成会との連携強化を図るということで、東京で決起大会も行いましたし、その結果も受けつつ5月14日には、基本計画路線に位置づけられております6つの期成会などと合同で、木原内閣官房長官、佐々木国土交通副大臣などを訪問し、基本計画路線の早期の整備計画への格上げや新たな財源の確保について、共同で要望を行ったところであります。

引き続き、期成会での要望活動や全国知事会などあらゆる機会を捉えて、東九州新幹線の早期実現に向けて取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 東九州新幹線は、単なる交通インフラではなく、若者の未来や地域経済を支える成長戦略です。県民、とりわけ若い世代の機運醸成をさらに進めるとともに、沿線自治体や経済界と連携し、ケーススタディー獲得から整備計画格上げまで、オール宮崎で取り組むことを提言したいと思います。これができるのは河野知事しかいないと感じています。ぜひ期待しておりますので、進めていただきたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 先ほどの山内議員の御質問に対する答弁の中で、民生委員・児童委員の定数に対する充足率について、誤って前回令和4年より2.1ポイント減と申し上げましたが、正しくは3.7ポイント減でございました。おわびして訂正いたします。

○山内いっとく議員 本日は、ひと、くらし、まなび、しごと、まちの視点から質問させていただきました。教育に関しては、これからデジタル化、AIがどんどん進んでいくと思います。AIについては、行政的にも進んでいくものかなと思っております。

私は大学時代に人工知能の研究をしておりまして、当時研究していたものはH E L E Nというシステムでした。Hypermedia Environment for Learning English、知的英語学習支援システムということで、学習者に合わせて問題を出していく、間違っていれば、それに合わせていろいろ訂正していくという、今の学習用アプリ、A Iドリルに近いものをつくっていたのが、今どんどんそれが実現されているところです。ぜひとも宮崎が後れを取らないように、僕たちが苦しい思いをしたので、次の世代にはそういう思いをさせないよう、今回も質問してまいったところです。

以上で全ての質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○山下 寿副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、今村光雄議員。

○今村光雄議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、公明党の今村光雄でございます。都城デー、後半戦でございます。今回も県民の皆様から寄せられた現場の声を基に質問させていただきます。

本県の基幹産業である畜産業の振興と持続可能性への認識を伺います。

現在、中東情勢緊迫化に伴う世界的な物価高騰、物流の混乱、さらに止まらない円安の進行は、国内産業に重大な影を落としています。本県も例外ではなく、地域経済と雇用、食を支える畜産の現場にしわ寄せが直撃しています。配

合飼料価格の高止まり、肥料、燃油、施設維持資材などの高騰に農家は日々苦しんでいます。

その一方で、少子高齢化・人口減少に伴う深刻な担い手・労働力不足に直面しています。

365日休みなく家畜の命と向き合う現場で、次世代への事業承継が進まない現状は、本県畜産業の存続を揺るがす危機であります。

さらに、この問題は単に畜産農家だけにとどまりません。堆肥を地域の野菜・米作りに生かす耕畜連携という資源循環の仕組みを根底から壊し、地域経済と地方の活力を土台から崩壊させかねない死活問題であります。

先人たちが築き上げてきた「畜産王国みやざき」のともしびを絶やすことがあってはなりません。目の前の苦境を乗り越える財政支援、労働環境の改善、持続可能な生産基盤の確立など、県として実効性のある支援が必要と考えます。

そこで、本県の畜産振興の重要性を知事はどのように認識されているのかお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、残りの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

本県の畜産は、農業産出額の約6割を占めております。食肉加工や飼料製造、物流、バイオマスエネルギーなど広範な関連産業とともに、本県の輸出を牽引し、地域経済と雇用を支える極めて重要な産業であります。

また、畜産飼料の作付を通じた土地利用型農業の推進により、国土の保全など、多面的かつ公益的な役割も果たしております。

昨今の国際情勢の混迷により、食料安全保障の重要性が高まる中、国民生活に不可欠な良質

なたんばく源である畜産物を安定的に生産し、供給し続けることは、食料供給基地としての本県の責務であると認識しております。

しかしながら、海外依存度の高い配合飼料や肥料の価格高騰が続くなど、畜産を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。海外資源への過度な依存から脱却するため、耕種農家と畜産農家の連携を一層強化し、飼料自給率の向上と、堆肥の有効活用による地域資源循環型の生産体制を構築することが重要であります。

県としましては、地域内における耕畜連携の取組をさらに促進し、本県畜産業の持続的な発展につなげてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○今村光雄議員 食料供給基地としての本県の責務があると、畜産業に対する力強い答弁をいただきました。

それでは、具体的な環境・流通課題について順次お伺いいたします。

本県は令和7年2月の統計でも、肉用牛・豚が全国第3位、ブロイラーが全国第2位など、質・量ともにトップクラスの畜産王国です。しかし、飼養頭羽数が多いということは、発生する家畜排せつ物の量も莫大になります。かつては、悪臭や水質汚濁などの環境問題あるいは処理体制の不備が、地域社会に大きな課題を生み出した歴史があります。

こうした背景から、平成16年の家畜排せつ物法の施行により、管理基準の遵守を通じた環境問題の解決と、堆肥化による土壌改良や肥料としての有効活用、すなわち地域資源循環への期待が高まりました。

法制定から四半世紀が経過した現在、県内の家畜排せつ物の処理状況及び堆肥の流通状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県内で発生する家畜排せつ物量は、県の推計では年間390万トンで、その内訳としましては、7割が発酵処理、2割が浄化処理され、残り1割がエネルギーとして利用されております。

また、発酵処理される家畜排せつ物のうち、260万トンの家畜排せつ物から117万トンの堆肥が生産されるとともに、生産された堆肥の99.6%は県内へ、残る0.4%は県外へ流通しております。

○今村光雄議員 次に、ブランドの核である肉用牛農家についてですが、宮崎牛は全国和牛能力共進会において、史上初となる4大会連続での最高賞、内閣総理大臣賞を受賞する偉業を成し遂げました。

この輝かしいブランドを次世代へ引き継ぐためには事業継承が不可欠ですが、現場では担い手不足が深刻です。

先日、地元都城市の中・小規模農家の方々から切実な相談をいただきました。「日々、堆肥舎での作業に時間と労力を取られてしまう。化学肥料が高騰している今、排せつ物を1か所に集めて地域で効率的に堆肥化し、耕種農家に安価で販売できる仕組みがあれば、双方にとってよいのではないか」という声でした。

本県では、平成26年に大規模農家を中心としたひむ華堆肥生産流通組合が設立され、安定した販路が確保されました。しかし、これは一定以上の資本力と規模を持つ農家だからこそできた側面があります。

一方で、本県の畜産業を下支えする中・小規模農家は、個々人で地元流通を行っているケースが多く、処理体制や労働負担の面において課題が残されています。

そこで、県内の肉用牛農家における大規模・

中規模・小規模農家の戸数及び飼養頭数のこれまでの推移と、中・小規模農家における堆肥化処理に関する課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 肉用牛農家戸数につきましては、平成28年と令和7年の10年間を比較すると、100頭以上の大規模農家数が383戸から466戸へと2割増加している一方で、100頭未満の中・小規模農家数が6,103戸から3,533戸へと4割減少しております。

また、飼養頭数の推移につきましては、大規模農家の頭数が12万8,000頭から16万8,000頭へ3割増加している一方で、中・小規模農家が11万4,000頭から8万頭へと3割減少しております。

中・小規模農家の中には、堆肥化処理に当たり、保管場所や労働力の確保等の課題を抱えている事例もあり、県では施設整備や機械導入などの支援に取り組んでいるところです。

○今村光雄議員 中・小規模農家が減少し、大規模農家が増加している現状と、中・小規模農家の堆肥化処理に対する支援が分かりました。

続いて、家畜排せつ物に含まれる硝酸性窒素の地下水への影響について伺います。

家畜排せつ物法の本格施行以降、県による指導もあり、畜産農家による家畜排せつ物の不適正処理、いわゆる野積み、素掘りがかなり改善されてきている状況であります。過去の不適正処理された家畜排せつ物のほか、窒素分が含まれる肥料の過剰投与などを由来とする硝酸性窒素による地下水の汚染も存在すると伺っております。

特に地元都城の盆地は、昔から農畜産が非常に盛んであるとともに、水道水源を地下水に依存しているという実態がございます。このよう

に、私たちがふだん利用している地下水が硝酸性窒素に汚染されないようにしなければいけないと考えております。

そこで、県内における地下水に係る硝酸性窒素の環境基準超過の状況と、都城盆地で実施している硝酸性窒素の削減に関する取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県では、毎年度作成する水質測定計画に基づき、県内の地下水質を調査しておりますが、令和6年度は、硝酸性窒素を調査した井戸66地点のうち、都城盆地を含む4地点で環境基準を超過しております。

都城盆地につきましては、平成16年に策定しました都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画を計画的・効果的に実行するために、宮崎県、鹿児島県、都城市等で構成する対策協議会を設置し、地下水質の継続的な調査を行うとともに、適正施肥や家畜排せつ物の適正管理に関する指導・啓発等に取り組んでおります。

このような取組の結果、都城盆地の地下水の硝酸性窒素は、平成17年の調査開始以降、濃度及び環境基準超過率ともに減少傾向にあります。

○今村光雄議員 改善はしてきているが、県内において、まだ4地点で環境基準を超えており、都城もまだ改善途中にあるということでございます。引き続き改善に向けた取組をお願いしたいと思います。

家畜排せつ物の適正処理は、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」においても、化学肥料に代わる国内産肥料として活用する資源循環利用システムの構築として推進されています。

発酵が適切に行われた良質な堆肥は、高止まりしている輸入化学肥料の施用量を低減させ、

コスト削減を目指す耕種農家にとっても大きなメリットがあります。土壌を改善し、環境負荷の低減にも直結し、幾重にもメリットが生まれる取組です。

しかし、耕種農家が安心して施用できる良質な堆肥をつくるためには、適切な温度管理や切り返し、臭気抑制など、高度な技術とノウハウが必要となります。

そこで、県内の技術的サポートを必要としている農家に対し、化学肥料の代替品として通用する良質な堆肥づくりのための指導體制について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 耕種農家が求める良質な堆肥づくりには、適切な水分調整や効率的な切り返し等の管理を行い、十分に発酵を促進させることが不可欠であります。

このため県では、平成10年から、良質な堆肥づくりに精通した全国でも著名な専門家を招聘し、研修会を行うことにより、畜産農家の堆肥づくりを指導する畜産環境アドバイザーをこれまでに約400名育成しております。

また、このアドバイザーにも協力をいただきながら、堆肥づくりの手順をまとめたマニュアルの作成を行うとともに、このマニュアルを活用して、関係団体と連携した研修会の開催や畜産農家への直接指導など、良質な堆肥づくりに向けた支援に取り組んでおります。

○今村光雄議員 次に、堆肥を商品として流通させる際の実践的課題について伺います。

耕種農家は、作物の種類や土壌状態に適した窒素、リン酸、カリウム等の成分の含有比率を厳格に求めます。成分が分からない、あるいはばらつきがある状態では、安心して使うことができません。信頼される商品とするためには、詳細な成分検査が不可欠です。

また、もう一つの課題は、異物混入の問題です。プラスチック片、金属片などの異物が混入すれば、散布機械の故障を招くだけでなく、栽培された野菜の出荷時に異物が混入するなどの大問題に発展し、堆肥の信用を失うこととなります。そのため、異物の発見と確実な除去体制の構築は極めて重要です。

そこで、畜産農家が自信を持って販売できる体制を整えるため、販売を目的とする堆肥の成分検査や異物混入対策に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 堆肥を販売するためには、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、堆肥の成分分析を行った上で、知事に届け出ることが必要であります。

このため、堆肥を販売する農家がスムーズに手続きができるよう、県では、病害虫防除・肥料検査センターにおいて、農家からの依頼を受け、堆肥の成分分析を行っております。

また、安心して利用できる堆肥づくりに必要な異物混入対策については、国庫補助事業等の活用により、農家が堆肥をふるいにかけて異物を除去するための設備の導入を支援しております。

○今村光雄議員 安全で良質な堆肥が完成しても、買ってくれる販路がなければ、農家は敷地内に堆肥を滞留させるしかなくなり、経営を圧迫します。

本県は日本有数の畜産地帯であるため、地域によっては、耕種農家の需要よりも畜産農家から供給される堆肥の量のほうが多い、供給過多のバランスにあります。この状況を打破し、地域内での耕畜連携を強化していくためには、畜産農家と耕種農家が直接顔を合わせる対面でのマッチングの場が有用と考えます。

対面であれば、成分や提供時期、量、散布しやすい形状といった細かいニーズや本音を話合うことができ、信頼関係の構築からスピーディーな成約へとつながるといったメリットがあります。

そこで、堆肥の地域内流通に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 畜産農家が生産した堆肥を耕種農家が肥料として使う堆肥の地域内流通は、農畜産業の持続性を高める上で大変重要な取組であります。

このため県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画において、耕畜連携の強化を重点的に展開する施策に位置づけております。

耕畜連携の事例として、耕種農家が生産した飼料用米や稲わらを養豚農家や肥育農家に供給するとともに、養豚農家や肥育農家が生産した堆肥を耕種農家の水田に還元するといった、地域資源が循環している例もあります。

今後とも、市町村等と連携し、こうした取組の支援を通じて、堆肥の地域内流通を促進してまいります。

○今村光雄議員 第八次の後期計画を基に、耕種農家と畜産農家を構成員とする組織、地域コンソーシアムによって耕畜連携を行い、堆肥の地域資源循環に取り組んでいるとのことですが。

答弁にありましたような事例が広がっていけば、多くの農家の課題が解決していくのではないかと思いますので、周知とさらなる取組を進めていただければと思います。

県では、組織的な取組を進める一方で、インターネットを活用したマッチングサイトの運用に3年前より取り組まれています。

スマートフォンなどから、欲しい堆肥の場所

や価格、成分を簡単に検索できるシステムは、多忙を極める農家双方にとって利便性が高い画期的なツールであると期待されています。これは現在どのような状況にあるのでしょうか。

県が運用している堆肥検索サイト等のマッチングの取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 堆肥の流通を円滑に進めるためには、堆肥を販売する畜産農家と利用する耕種農家を結びつける仕組みづくりが有効と考えております。

このため県では、令和5年度に畜産農家と耕種農家のマッチングに向けた堆肥検索サイトを構築するとともに、このサービスに関する定期的な情報発信を行っており、昨年度の検索サイトの閲覧数は約2,000件と、利用も着実に伸びております。

引き続き、J Aや市町村等と連携し、販売側の畜産農家の掘り起こしや、利用側の耕種農家へのPRに取り組み、堆肥の流通を促進してまいります。

○今村光雄議員 閲覧数の現状は分かりましたが、成約数などのデータも気になるところです。今後、その調査も行っていくと聞いておりますので、対応のほうをよろしくお願いいたします。

県内の流通をどれだけ高めたとしても、本県の莫大な家畜排せつ物の総量を考慮すると、どうしても県内需要だけでは吸収し切れない分が発生します。一方で、全国に目を転じますと、大規模な野菜や米の産地を抱え、良質な堆肥が慢性的に不足している地域が存在しています。本県のあり余る堆肥をそうした他県へと供給する広域的な販路が確保できれば、本県の環境負荷低減と他県の農業振興の双方に大きなメリッ

トが生まれます。

しかし、冒頭の答弁の中で、生産された堆肥のうち、県外への流通は僅か0.4%とありました。運搬コストなどの様々な課題があるため、大きく展開することが難しい現状にあるのではないかと考えております。

そこで、本県で生産された堆肥の県外流通に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 良質な堆肥の流通は、耕種農家、畜産農家の経営安定を図ることや、農畜産業の持続性の観点からも、重要であると考えております。

現在県内で生産される堆肥については、利便性や経済性等の点から、その大部分が県内で利用されているのが現状であります。一部は県外へ販売が行われております。これは、県外で堆肥の確保に苦慮している地域や、大型量販店から家庭用への取引希望等に対応しているものであります。

県としましては、堆肥の販売・流通の専門家である堆肥コンサルタントを通じて、引き続き広域的な流通に取り組む事業者を支援してまいります。

○今村光雄議員 県外流通や長距離輸送をさらに活性化させるための有用な技術にペレット化があります。

通常の粉状堆肥のままでは、水分を含んで重くのしかかるため、輸送コストが跳ね上がります。これをペレット化することによって、輸送コストや保管スペースを削減できるだけでなく、耕種農家がふだん使用している化学肥料用の散布機をそのまま流用できるため、散布作業が省力化されます。また、品質が長期にわたり安定するなど、多くのメリットが発生します。

しかし、堆肥をペレット化するための機材は非常に高額であり、農家や組織が購入また導入するには費用負担が大きく、敷居が高い状況でございます。

そこで、堆肥の県外流通をさらに促進するため、ペレット化への支援について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 乾燥した堆肥を圧縮して小さな粒状に成形するペレット化は、運搬のしやすさに加え、圃場に堆肥をまきやすいといったメリットがあり、その多くは主に、水分量が少なく、比較的ペレット化しやすい鶏ふん由来のものとなっております。

一方、ペレット化には、施設整備に乾燥機や原料処理機械など高額な投資が必要であり、コスト的にメリットが出にくいという状況もあります。

県としましては、ペレット化を希望する事業者に対し、国庫補助事業等の情報提供など、必要な支援を行ってまいります。

○今村光雄議員 家畜排せつ物は法律上、事業者である畜産農家自身が責任を持って適正に処理しなければなりません。

ただ、配合飼料や燃油、敷材の高騰など、経営環境は極めて厳しく、日々の管理だけで農家は追い詰められつつあるようです。

家畜排せつ物の安定した堆肥化による資源循環は、今後ますます重要になります。これを個々の農家の自己責任や重労働だけに委ねるのではなく、地域単位で排せつ物を一括して受け入れ、安定的に良質な堆肥を生産する、公的な堆肥センターの存在が今こそ必要ではないでしょうか。

そこで、畜産農家の労力軽減のための堆肥センターの設置についての考えを、農政水産部長

にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 堆肥生産の効率化や分業化など、畜産農家の労力軽減は重要な取組であると認識しております。

お尋ねの堆肥センターにつきましては、先ほど御質問にありましたひむ華堆肥生産流通組合など、法人による堆肥組合が既に複数存在するとともに、中・小規模農家の排せつ物も処理する大規模な堆肥センターが県内に13施設ありますが、これら13施設が構成員となる宮崎県堆肥センター協議会等からは、収集運搬や管理費等のコストに見合う収益の確保が難しい状況にあると伺っております。

このため、新たな堆肥センターの設置については、様々な観点から慎重に検討する必要があると考えております。

○今村光雄議員 農政に関する最後の質問になります。

今回重ねてきた現場視察や調査から、家畜排せつ物の出口戦略や堆肥化の労力軽減こそが、今、最も解決すべき喫緊の課題であると痛感しています。

県としても、既に予算を投じ、各種対策や耕畜連携に尽力されていることは十分理解しております。しかし、現場の畜産農家からは、「堆肥をつくっても引取り手とのマッチングが難しい」「堆肥づくりや散布、輸送の労力、コストが重い」といった制度のはざまで苦しむ声が上がっている現状もあります。この行政の取組と現場とのギャップの解消が必要なことだと考えております。

そこで、本県畜産産業の未来を見据え、誰一人置き去りにしない持続可能な畜産産業の実現に向けて、家畜排せつ物を活用した資源循環への戦略的取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 令和5年に本県で開催されましたG7宮崎農業大臣会合では、自国の生産資源を持続可能な形で活用し、農畜産業の生産性と持続可能性を両立させていく理念を共有するとともに、その実現に向けて、G7各国が協調して取り組むべき行動をまとめた「宮崎アクション」が採択されました。

当時はロシアによるウクライナ侵攻が背景としてありましたが、今は中東における戦争で先が見えない、そういう状況にあります。

気候変動や資材価格の高騰など、農畜産業を取り巻く環境が一層厳しさを増し、世界的にも食料安全保障の重要性がさらに高まっている今こそ、私は、この宮崎アクションの意義を改めて再認識すべきであると考えております。

現在、本県では、宮崎アクションを契機とした様々な取組を進めております。今、日本一挑戦プロジェクトのグリーン成長に位置づけて進めておりますが、家畜排せつ物からつくられた良質な堆肥の活用による化学肥料の低減と、家畜用飼料の県内自給率のさらなる向上を目指して、耕畜連携による地域資源循環型の産地づくりに取り組んでおります。

また、これまでの鶏ふん燃焼によるエネルギー活用に加え、新たに牛ふんを活用した燃焼発電の実用化に向けた試験など、本県畜産産業の未来を見据えた取組も推進しているところであります。

今後とも、本県が食料供給基地としての役割を果たすことができるよう、市町村や関係団体等と連携しながら、貴重な地域資源をフルに活用した、持続可能で魅力ある畜産産業の実現に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 牛ふんを活用した燃焼発電の実用化に向けた試験は、今後大いに期待できる

なと思いました。宮崎アクションをさらに推し進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、県立高校の老朽化対策について、順次お伺いいたします。

本年4月より、私立高校の授業料実質無償化が本格的にスタートしました。これが主要因の一つとなり、本年の受験者数は、全国的にも私立高校への志願者が増加する一方、県立高校の志願者が減少傾向となる事態が生じました。充実した施設を持つ私立高校に対する魅力が、相対的に大きく映った結果であると言えます。

宮崎県立高等学校教育整備基本方針において、「魅力ある高等学校教育の推進」の柱として、教育環境の整備が掲げられています。

先般、文教警察企業常任委員会の県内調査で、幾つかの県立高校を視察し、生徒たちの熱意に感動した一方、ハード面の課題も目につきました。校舎の一部で雨漏りが発生して、天井に多くの染みが残っていたり、壁面に目視できるほどの亀裂が入っている箇所が散見されました。

学校の魅力は、ソフト面だけでなく、安全・快適な校舎というハード面の充実があってこそ両輪として成り立つものです。少子化が進む中、財政とのバランスが難しいことは承知しておりますが、生徒や教職員の命に関わるような安全上の欠陥については、最優先で迅速に対策を講じるべきです。

そこで、現在の県立高校施設の築年数の現状と老朽化対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年4月現在、県立高校の校舎等は、37校1,397棟で総床面積約52万平方メートルとなっており、一般的なコ

ンクリート建造物の法定耐用年数を超えるものが全体の約半数を占めております。

このため、老朽化対策として、県立学校施設個別施設計画に基づく計画的な外壁改修や防水対策などにより、安全性や耐久性、機能性を確保し、長寿命化を図っております。

○今村光雄議員 安全対策の次に、生徒の毎日の学校生活や健康面、生活環境の改善に直結する優先順位の高い課題が、トイレ環境の問題です。

先日、ある県立高校に通う生徒さんから、「学校のトイレが古くて汚いだけでなく、時々詰まって流れなくなる。今までも生徒会などで声が上がっているけれども、改善が進んでいない。トイレに行くのが苦痛なときもある」という悲痛な声をいただきました。これは、構造の古さや給排水管の老朽化に伴う、ハードとしての限界に近づいている状況かと思います。

学校側としては、ほかの修理要望も多く、予算の枠を気にするあまり、トイレの改修の優先順位を下げてしまっているケースがあるのではないのでしょうか。

これまでトイレの整備に関しては、洋式化率の向上を最優先に進めているとのことでした。しかし、その洋式化が完全に終わってから全面改修に着手するとなると、一体あと何年待てばいいのでしょうか。洋式化をスピード感を持って進めることは当然でございますが、それと同時に、給排水管の刷新など、学校トイレの全面改修のグランドデザイン、長期計画を明確に立てるべきではないのでしょうか。

学校は、災害時における地域の指定避難所でもあります。避難者の衛生環境を考慮しても、早期対応が必要な重要課題と考えております。

トイレの改修について今後どのように取り組

んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校のトイレにつきましては、これまで、学校の要望も踏まえ、優先的に洋式化を進めてまいりましたが、現場確認を行う中で、内装や給排水設備などの整備も必要があると認識しております。

しかしながら、財源に限りがあり、十分な整備が行えていない状況にあることから、国の補助制度の対象とするよう、「みやぎの提案・要望」において国に強く要望しております。

今後とも、様々な財源の確保に努め、生徒が快適に利用できるよう、トイレ環境の整備に努めてまいります。

○今村光雄議員 学校側からの要望に応じてということですので、要望が上がってきたものはしっかりと調査していただき、対応をお願いしたいと思います。

私立高校が無償化となる中、県立高校の独自の魅力をハード・ソフトの双方で打ち出していくことは大変重要な課題です。

常任委員会の視察において、私が強い危機感を抱いたのが、農業・工業・商業高校といった産業系学科における機材・設備の老朽化です。使用している機械の多くが何十年も前に導入された古い型のままであったり、既に民間企業では使われていないようなレガシーな設備であったりする現状を目の当たりにしました。

ある程度古かったとしても基礎はしっかりと学べたり、工夫して対応している現状は素晴らしいと思います。ただ、最先端のDX化などが求められる現代において、古い機材で実習を行わざるを得ない環境は、民間企業に就職した際のギャップを招くのではないかと危惧いたします。

古い設備環境の中でも、宮崎の子供たちは真

面目に技術を学び、全国トップクラスの成績を収めています。この子供たちの努力に報いるためにも、適切な投資をして環境を整えるべきではないでしょうか。

そこで、県立高校の産業系学科における機材・設備の老朽化の現状と、それに対する県の考えを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 産業系学科の設備等につきましては、毎年、各学校に更新等の要望調査を行っており、昨年度実施した調査によると、設備等の更新や修繕の要望が73件あり、そのうち、整備後20年以上使用している設備が約78%となっております。

この要望調査に基づき、緊急度等を考慮して予算を配分しておりますが、各学校の要望に十分に答えることができない状況にあります。

このため、本県の強みである産業教育の継続的な維持・充実を図るため、設備等更新に係る長期計画を立て、計画的に更新・修繕を行うとともに、国に継続的な補助事業の創設を要望するなど、財源の確保に努めてまいります。

○今村光雄議員 20年以上使用している設備が78%程度、修繕の要望が73件と、かなりの数が上がっているようであります。長期計画を立てるようでありますので、また学校側へ周知して、今後さらに検討を重ねていただければと思います。

次に、教育の質を支える最も重要な取組である教員の確保、採用の取組について伺います。

文部科学省の昨年度の調査でも、全国の公立学校における教師不足の数は3,827人に上り、依然として深刻な危機が浮き彫りとなっております。苛酷な勤務環境への懸念や、民間企業への人材流出が主な要因となっております。現場では、産休・育休を取得する教職員が増加し、代

替教員としての臨時的任用講師の需要が増加していますが、この臨時講師自体も見つからず、現場が疲弊する悪循環に陥っています。

こうした中、現在、既に現場で日々子供たちと向き合い、確かな実績を上げている臨時的任用講師の方々は、正規教員への意欲が高く、現場を熟知した即戦力の人材にほかなりません。これら優秀な人材に対し、より門戸を広く開き、正規教員として積極的に登用・採用すべきではないでしょうか。

また、これから教員を目指そうとする若い世代に対しても、教職の魅力を戦略的に発信していくことが不可欠だと思います。

そこで、臨時的任用講師を積極的に正規採用するための取組について、教育長にお伺いいたします。また、そのほかの教員確保に向けた取組状況についても、併せてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 臨時的任用講師は、教員採用試験において、その経験を考慮し、講師経験が2年以上ある者は、教育関係法令等を問う教職教養試験を免除しております。

また、教育委員会では、臨時的任用講師も対象に、教員としての資質向上を図るため、授業づくり等の基本を学ぶ「ひなた教師塾」等を開催しております。

教員確保の取組としましては、これまでの宮崎大学における宮崎県教員希望枠の設定や大学3年生チャレンジ受験等に加え、今年度より、若手教師と恩師による対談の地元新聞への掲載のほか、本県出身の漫画家である東村アキコ氏とコラボした教職の魅力発信などを行います。

これまでの取組もあり、今年度採用試験の出願者数は、昨年度より37名増加しております。

引き続き教員確保に積極的に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 出願者数が増加したことは、すばらしい結果だと思います。さらなる策を講じて、今後も進めていただきたいと思います。

続きまして、警察行政についてお伺いいたします。

まずは、警察が保有している交通データの有効活用と渋滞緩和策についてです。

先般、宮崎県警察本部の交通管制センター等を視察いたしました。主要な幹線道路に設置された車両感知器から、リアルタイムの交通量などの情報が送られていることを確認いたしました。センターでは、この情報を活用し、渋滞の緩和を図っているとのことでした。

一方、感知器のない箇所や、また交通インフラの変化による渋滞の改善も必要だと思います。新たな感知器の設置は予算上、厳しい面もあると思いますが、渋滞のデータを基に分析して、必要なところにはしっかりと手を打ってもらいたい。それが災害等の有事の際にも有効利用できるのではないかと考えております。

そこで、県内各地で発生している渋滞の緩和に向けて、どのように取り組んでいるのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 渋滞緩和のためには、交通の流れに応じた適切な信号サイクルの設定等が必要となります。

御指摘いただきましたとおり、主要国道など車両感知器が設けられている交差点では、交通量のデータを交通管制センターに集約し、リアルタイム、自動で信号サイクルの調整を行っております。

また、車両感知器が設けられていない交差点については、信号制御機に、朝、昼、夕といった時間帯ごとに交通量に応じた制御パターンをあらかじめ設定しております。

その上で、例えばバイパス開通などによって交通環境や交通量に変化が生じた場合、住民の皆様等の御要望を踏まえ、現地調査を行い、信号サイクルの調整や矢印信号の追加等の改良を行っております。

今後も交通実態を踏まえて、交通の円滑化と渋滞の緩和に努めてまいります。

○今村光雄議員 主要国道などにおける感知器がある交差点では自動で、感知器がない交差点では要望に応じて調整が行われているとのことですか。

次に、このデータ活用をさらに一歩進め、住民の安全・安心に直結する信号機や道路標識、横断歩道などの交通安全施設の設置判断について伺います。

住民から「この交差点は危ないから信号機をつけてほしい」という声を頻繁にいただきますが、信号機の設置には国が定める非常に厳格な要件があり、現在は、維持管理コスト削減も含め、全体としては、学校の統廃合により通学路として利用されなくなった信号機の合理化等を進めているという実態を伺いました。

設置したことにより新たな渋滞を引き起こすこともあり、現場が判断に非常に苦慮していることは理解できます。しかし、地域住民が最も恐れているのは悲惨な交通事故の再発です。

勘や経験あるいは要望や苦情の多さだけで設置の有無を決めるのではなく、警察が長年蓄積している過去の事故発生履歴を緻密に分析し、ここに信号機を設置した場合・しなかった場合、将来の事故リスクはどう変化するかを科学的に予測・シミュレーションし、データを道路管理者や地域住民と共有すべきではないかと思えます。

そこで、信号機や標識の設置について、渋滞

情報や交通事故情報をどのように活用しているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 警察で把握している渋滞情報につきましては、交通の円滑に支障を及ぼしている箇所を把握し、矢印信号の追加といった信号機の改良や、駐停車禁止などの標識の設置を検討する判断材料として活用しております。

また、交通事故のデータにつきましては、過去に発生した交通事故の発生状況や要因を分析し、信号機や道路標識等を設置する判断材料の一つとしております。

今後も、渋滞情報や交通事故情報を有効に活用して、適切な交通安全施設の運用に努めてまいります。

○今村光雄議員 交通事故のデータはあるとのことですので、渋滞情報と併せて、今後、防災の面での活用も検討していただきたいと思います。

続きまして、福祉保健行政における障がい者施設の老朽化について、順次お伺いいたします。

2022年9月、国連の障害者権利委員会は日本政府に対し、従来の施設入所から地域移行への取組を抜本的に強化することを勧告しました。

本県においても、公的支援は、グループホームの新設や地域生活への移行をバックアップする事業へと重点的に投資されています。

しかし、現実には、本県に存在する障がい者入所施設の建物のうち、半数以上が築年数30年以上を経過し、著しい老朽化に直面しています。大地震時の耐震性、避難構造の問題、バリアフリー化の遅れや最新機材の導入困難など、利用者の命に関わる多くの深刻な問題が置き去りにされています。

過去には、入所施設の整備等に対しても補助金が交付されていきました。近年、本県においては、こうした入所施設の本体改修や建て替えに対する施設整備補助金の交付実績がほとんどありません。

そこで、近年、本県では施設整備補助金の入所施設に対する補助実績がないようですが、その理由を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がい福祉施設等の整備に対する補助につきましては、入所施設をはじめ、グループホーム、通所サービスなど、障害福祉サービス全般に係る新設や改修等が対象となっております。

このような中、県では、障害者総合支援法の理念を踏まえ、障がいのある方の地域生活への移行を進める観点から、地域における居住の場となるグループホームの整備に重点を置いて支援しているところであります。

○今村光雄議員 基本方針が地域移行にシフトしており、県としてもそこに重点を置いているとのことですが。しかし、国としては、地域移行だけではなく、併せて入所施設の必要性もあるため、施設整備補助金は入所施設にも使えることとなっています。問題は県側にあると思います。県が入所施設を補助対象として認めるかどうかであると思います。

また、入所施設に関しては、国の基本方針でも、プライバシー確保やQOL向上の観点から、従来の多床室から個室化への改修を強く求めています。障がい重度化し、どうしても地域生活への移行が困難で入所施設に頼らざるを得ない方々にとって、個室化やバリアフリー化は人権そのものの問題であります。

家族からは「これ以上の現状維持は限界だ。建て替えや大規模改修に県の独自の支援を」と

の悲鳴の声が上がっています。地域移行を進める重要性は理解しておりますが、それと同時に入所施設的环境を守ることも県の重大な責務です。

そこで、入所施設の老朽化や、個室化など多様なニーズに応じた施設整備という課題に対して、県として今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、入所施設からの地域移行を推進しておりますが、一方で、重度の障がいがある方や医療的ケアが必要な方など、入所施設でなければ適切な支援の継続が困難である実態もあり、こうした方々を支える入所施設は、地域において不可欠な社会基盤であります。

議員御指摘のとおり、多くの入所施設で老朽化が進行しており、老朽化対策や利用ニーズに即した個室化など、環境整備は重要な課題であると認識しております。

そのため、地域移行という大きな流れを基本としながらも、入所施設が地域において果たすべき役割を十分に精査し、施設整備の在り方について、多方面からの検討が必要であると考えております。

県としましては、施設関係者や市町村等と連携し、将来を見据えた丁寧な検討を重ねながら、障がいのある方一人一人が自立した日常生活を実現できる社会づくりにしっかり取り組んでまいります。

○今村光雄議員 施設整備の在り方について、施設関係者や市町村等と連携を取っていくとのことですが。老朽化は待ったなしのところまで来ている施設もありますので、早く協議していただいて、その方向性や計画を含めた在り方を検討していただくようお願いしたいと思います。

最後の質問として、高齢者における新型コロナウイルスワクチン接種の取組状況について伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症は3年前に5類へと移行しましたが、高齢者や基礎疾患をお持ちの方々における重症化・死亡リスクは、今なお極めて深刻でございます。

2024年の国のデータでは、新型コロナによる死亡者数は、インフルエンザの約13倍となる3万5,865人に上り、その9割以上を高齢者が占めています。県内の死亡者数も467人と、高齢者にとっての脅威はすさまじいものがあります。

高齢者の重症化を防ぐ最も有効な手段はワクチン接種であります。2024年度からは公費での無料接種が終了し、一律の自己負担が生じる定期接種へと移行しました。この制度変更により、1回当たりの接種費用が1万円を超えるケースも発生しており、物価高で支払えないという切実な声が上がっています。

本県では、各市町村の努力もあり、実際の自己負担額はおおむね4,500円程度に抑えられていますが、年金暮らしの高齢者にとって、決して軽い負担ではありません。経済的理由で接種を断念する高齢者をなくし、安心して接種を受けられる環境を整えるべきではないかと考えます。

そこで、高齢者の新型コロナワクチン定期接種に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 新型コロナワクチンの予防接種は、重症化するリスクの高い65歳以上の方などが法定の定期接種の対象とされております。

県では、市町村が実施する予防接種が円滑に

進められるよう、ワクチンの有効性や安全性に関する情報の提供や、副反応などの症状に対応する医療体制の整備などを行っているほか、接種機会の拡大に向けて、居住地以外の医療機関においても接種を可能とするため、市町村間の調整を行っております。

今後とも、実施主体である市町村や関係機関と連携しながら、予防接種の実施に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、15日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

6月15日（月）

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○山下 寿副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党、都城市選出の荒神稔です。今回も元気よく県政につなぐ地元の声を質問し、そして、提言させていただきます。

本日は、多くの傍聴者の皆様、田植シーズンにもかかわらず、ありがとうございます。また、ネット配信で御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

知事の選挙を12月に控え、様々な声があります。その一つに、12月の選挙時期を語る人も少なくありません。

それでは、通告に従いお尋ねいたします。

河野知事は2月議会において5期目の出馬を正式に表明されましたが、県民向けに、特に若い人たちにインパクトのあるメッセージやその政策を訴えていくことが必要と考えます。

先月の河野知事の県政報告会でも、「宮崎を確かな未来へ」と題して講演され、私も会場で知事のこれまでの実績や本県の課題等を踏まえた今後の取組を聞かせていただきました。

5期目となると、県民の県政への関心が薄れてきたり、飽きが出てくるといった懸念もあるものの、私の考えは「継続は力なり」で、これまで4期にわたり数多くの実績を積み上げてきたことや、全国知事会や九州地方知事会などの要職に就いていることで、1期目の首長よりも実行力がある点など、アピールできる強みがあると思っています。

5期目に向けて、これらの知事が持つ強みを示し、県民に向けてインパクトのある姿勢や方向性を示してもらいたいと考えています。

そこで知事は、政治家として何を自身の強みだと考えておられるのか伺います。

また、河野知事をこれまで2人の副知事が支えてこられました。佐藤副知事は今回、中央官庁の人事異動に伴い、副知事を退任される立場でありますけれども、国土交通省から本県にいられた佐藤副知事には、中央官庁出身者の立場から、3年にわたり河野知事を支えていただきました。

これから国に戻られる中央官庁の行政官としての立場から見たときに、河野知事がこれまでに築いてきた国との関係性や知事会などの役職を踏まえた役割の重要性について、佐藤副知事はどのように考えているのか伺います。

次に、警察本部長にお尋ねします。

1957年、昭和32年に建設されました都城警察署は、日本で最古の警察庁舎ですが、老朽化等が課題となっており、移転新築も検討されましたが、対応事案の多い繁華街に近い利点などを踏まえ、現在地での建て替えが選択され、都城警察署の本庁舎の供用開始は令和13年3月の予定で、附属棟の建設や外構工事完了は令和15年3月の予定である計画を今年3月に発表されました。

建て替え計画発表を受け、市民から建設場所等の様々な意見があり、私を含む都城地域の議員へ質問状等も届いたことから、その旨を私は県警本部に報告いたしました。

このことを受け、都城警察署庁舎建設に伴う都城地域住民の声について、警察本部長の御見解を伺います。

以上で壇上からの質問は終わります。質問者

も終盤になりますと重複する点もありますが、答弁の確認と、重要な問題と捉えていただき、お尋ねいたします。以後は質問席から行います。

(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。政治家としての自身の強みについてであります。

私は知事就任以来、「徹底した現場主義」と「対話と協働」を基本姿勢として、口蹄疫やコロナ禍、度重なる自然災害など、幾多の困難にも直面してまいりましたが、決して逃げることなく、真正面から取り組み、県政運営に取り組んでまいりました。そして、遅れていたインフラ整備、また、宮崎の強みを伸ばすことにも徹底して取り組んでまいりました。

その結果、1人当たり県民所得の増加をはじめ、農業産出額、輸出額の拡大やフードビジネスの振興、大型スポーツ施設の整備、そして新たな大会誘致、陸海空の交通インフラ整備の進展など、本県の成長と安心を支える様々な成果が現れてきており、県政が着実に前進しているという確かな手応えを感じております。

また、県民の皆様からの負託をいただき、知事としての任期を重ねる中で、全国知事会の地方税財政常任委員長や、本県の知事として初めて九州地方知事会長などの要職を任されるに至りました。自治体を代表しての仕事、そしてその実績を積み重ねることによりまして、国に対する発言力、影響力は着実に高まってきているものと考えております。

例えば、いわゆる教育無償化の実現や物価高騰対策のための重点支援地方交付金の確保などは、本県をはじめとした地方の実情を国に粘り強く訴え続けてきたからこそ、具体的な成果へと結びついたものと考えております。

私としては、こうした取組により蓄えてまいりました経験と実績や、国と他県、議会、市町村、関係団体との間で築いてきた強固な信頼関係、そしてこれらを基盤とした政策を形にする力は、任期を重ねる中で得た私自身の確かな強みであり、同時に、今の難局を乗り越えるための原動力であると確信しております。

県民の皆様にご託していただいた、こうした力というものを、今こそ宮崎の希望ある未来に向けて全力で注ぎ、さらなる本県の発展に力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 お答えします。知事が築いてきた国との関係性と役割の重要性についてであります。

私は、令和5年7月に国土交通省から赴任して以来、約3年間、知事の補佐役として本県の県政運営に携わってまいりました。

そうした中、国の政策決定の現場を見てきた一人の行政官としての経験からも、河野知事が築いてこられた国とのネットワークの重要性を常々痛感しております。

地方自治体が国に対して地域の声を届け、それを政策や予算として具体的な形にするためには、単に要望を提出するにとどまらず、地方の厳しい実情を的確に伝え、国との間に確固たる信頼関係を築くなど、実効性のある対話を進めていくことが何よりも重要であるというふうに考えております。

河野知事は、公私を問わず県内各地域に足を運び、市町村や関係団体、県民の皆様との対話を通じて現場の声を拾い上げてきております。

また、全国知事会の地方税財政常任委員長や九州地方知事会長をはじめ、全国高速道路建設協議会長など要職を務められており、知事が地方の代表として、総理をはじめ、関係閣僚や与

野党幹部らと直接対話を重ね、本県の厳しい実情を踏まえた地方の切実な声を繰り返し強く訴えてきております。

その結果、長期化する物価高への対応をはじめ、東九州自動車道や九州中央自動車道などの高速道路の整備促進、また地震や台風など災害時の復旧など、機動的に予算を確保し、迅速な支援へとつなげております。

これらの成果は、国や各県、市町村との厚い信頼関係を持ち、社会の仕組みを変えることができる立場にある河野知事の強みが、具体的な形として結実されたものであると認識しております。

今後とも、知事が積み重ねてこられた信頼の基礎、基盤を大きな原動力として、県政をしっかり前に進めていかれるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（高井良浩君）〔登壇〕 答え
します。

都城警察署につきましては、当初は移転建て替えの予定で検討を進めておりましたが、最適な土地を見つけるには至らなかったため、現地建て替えすることを決定し、常任委員会にも御報告した上で、現在、整備事業を進めております。

こうした中、地域住民の方から「現在地より広い場所に移転建て替えすべきではないか」という声があると伺っております。この点、現在の計画では、住民の皆様の利便性に配慮して、警察署の用地を拡張した上で、現地建て替えを行うこととしております。

いずれにしろ、こうした声も踏まえながら、警察署の利便性の向上を図るため、整備事業を着実に進めてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○荒神 稔議員 河野知事の政治家としての考えを伺い、佐藤副知事からは、河野知事が築いてきた国との関係性や知事会等での役割の重要性、そして国からの期待をお聞かせいただきました。河野知事が積み重ねてこられた国や市町村などとの信頼関係をしっかりと生かしてもらい、今以上に太くて強いパイプを築いてもらうことに期待いたします。

また、都城警察署庁舎建設についても、都城地域住民の声に対して警察本部長から御所見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、農林業の取組について伺ってまいります。

本県の農業人口は、高齢化や離農により減少の一途をたどっています。県内の農業従事者数は約2万4,000人、その約62%を65歳以上の高齢者が占めるなど、人手不足が深刻な課題で、僅か5年間で約24%減と過去最大であり、50歳未満は2割程度にとどまっている現状です。これ以上、荒廃農地が増えないためにも、多様な世代の新規就農者の確保が必要だと思います。

そこで、本県における50歳代以上の新規就農者の現状と確保に向けた取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県における50代以上の新規就農者は、過去3年間の平均で年間44人と、新規就農者全体の約12%を占めており、中山間地域をはじめとする地域農業に欠かせない担い手となっております。

このため県では、農業振興公社と連携し、国の就農準備資金の対象とならない50歳から65歳未満の新規就農者に対して、研修期間中の資金を最長2年間交付しております。

また、今年度より、対象が**65歳未満**に引き上げられた**国の新規就農者チャレンジ事業**によ

り、機械・施設の導入や修繕などを支援し、50代以上の就農につなげたいと考えております。

引き続き、就農相談会等の場も活用しながら、多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 担い手の確保だけでなく、その生産基盤である農地を有効に活用する必要があると思います。

そこで、地域計画を実現する上で重要となる農地の集約化に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 中山間地域をはじめ、地域計画を実現するためには、農地を有効活用できる集約化が重要であります。

このため県では、市町村が指定した集約化重点支援地区26か所を対象に、市町村や農業委員会等の関係機関と連携し、集約化に向けた支援を強化することにしております。

具体的には、今年度に入り、例えば、都城市の南山田地区など、集約化に意欲がある地区において、年間活動の協議への参画や話合いのための地図の作成支援、活用できる補助事業の提案や助言等を始めております。

県といたしましては、関係機関や地元の農業者とも協力しながら、これらの取組を進めることで優良事例を創出し、地域計画で描いた農業が実現できるよう支援してまいります。

○荒神 稔議員 次に、中山間地域等直接支払制度の取組についてお尋ねいたします。

中山間地域では、生産条件が厳しい中で、今後さらに高齢化や担い手不足が深刻化することから、農業生産活動のみならず、農地や水利施設の維持保全等の共同活動が将来にわたって継続できるよう、中山間地域等直接支払制度を活用していくことが重要であり、国においても、

令和9年度から、水田政策の見直しに伴い、支援の充実に向けた議論がなされております。

一方で、集落では、制度の申請や活動報告、会計処理等の事務や運営が負担になっており、今後、集落を支えて守り続けるには、負担軽減とともに、本制度の活用促進が重要であると考えます。

そこで、中山間地域等直接支払制度の活用を促進するための県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 中山間地域の営農や共同活動を維持するためには、交付金申請の事務など集落の負担を軽減し、制度を有効に活用していただくことが重要であります。

このため県では、中間支援組織と連携し、複数集落の事務を一元化する広域化の取組を支援するとともに、昨年度、制度活用に必要な活動記録等をスマートフォンで作成できるアプリを開発し、利用拡大を進めております。例えば、五ヶ瀬町では、中間支援組織が話合いの調整役となり、広域化や制度活用の事務など複数集落をサポートしており、こうした取組が徐々に他の地域に波及してきております。

現在、国において、支援の拡大に向け、制度の見直しが議論されており、こうした動きも注視しながら、制度の活用を促進してまいります。

○荒神 稔議員 次に、農業で稼げる、儲かる農業と耳にしますが、米農家は、異常気象、生産コストの高騰、価格変動等によって、農業所得が不安定です。

農政モニター調査によると、今年産の主食用米は、国が示す適正生産量を上回る見通しで、需給の大幅な緩和による米価下落などの不安がうかがえ、2026年産米の作付意向調査によりま

すと、主食用米の生産量は733万トンの見通しで、国の適正生産量を22万トン上回り、需給バランスの目安となる来年6月末の民間在庫量は、過去最大量を大きく上回る見込みと報じられています。

本県の見通しを伺いますと、作付面積は、令和6年度から令和8年度は約850ヘクタール以上、面積が増えているようです。

米粉は、パンや麺に適した製粉技術の向上や自給可能な国産米を原料としていることが評価され、令和3年度の4万1,000トンから令和7年度は6万トンと増加し、一方、令和7年度産の米粉用米生産は1万9,000トンで需要との差が大きく、消費の定着・拡大のためには、量や価格の安定した原料米の確保が欠かせません。

そこで、米農家の所得安定には、用途の一つとして米粉の需要拡大が重要であると考えますが、県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 主食用米の需要や在庫など米をめぐる情勢が大きく変化する中、県では、需要に応じた米づくりに向け、加工用米や飼料用米と併せ、米粉用米もその一つとして生産を推進しております。

米粉用米は、実需者と結びついた生産が中心であり、その推進には、需要の掘り起こしや消費者の認知度向上が重要であります。

このため県では、JA等と組織する宮崎県米消費拡大推進協議会におきまして、米粉の需要拡大に向けた協議を行い、学校給食用パンでの利用を推進するとともに、米粉を活用した菓子等の商品開発やPRなどに取り組んでいます。

今後とも、関係団体と一体となって、米粉の需要拡大に取り組み、米農家の所得安定に努めてまいります。

○荒神 稔議員 新潟県は米粉用米の作付面積日本一で、主食用米の価格や需要が見通せない中に米粉は需要があることから、米粉作付に支援を手厚くされています。令和5年度には、本県議会の特別委員会でも新潟県へ視察に行かれているようです。

穀物全般を扱う米穀機構は、米価を見る指数が5月の調査で基準値50の数値を大きく下回り23となり、価格が下がる見方が強まったと発表されています。

生産コストが高止まりする一方で、米価下落が懸念される中、米農家の所得安定のために、生産者やJA等の関連業者が米粉用米の安定した販売先を確保することで持続可能な生産が実現できる政策を提言しておきます。

次に、杉丸太生産量35年連続日本一の本県ですが、木材利用技術センターの一般来場者の活用も含めた利便性向上を図るべきと考えることから、以前に齊藤議員も質問されましたが、再度お尋ねいたします。

当センターは、都城市の一等地に、平成13年4月に木材関連産業の加工技術や開発等を支援する目的で、約3.2ヘクタール（9,600坪）の面積に総事業費約36億円をかけて建てられた木造造りの立派な施設です。一般市民等が気軽に出向く環境ではない施設です。知る人ぞ知る施設であり、見学、木育体験などの人数は、令和6年度481人、令和7年度732人です。

木材利用技術センターの一般来場者の見学等の利用について、土日祭日の活用も含めた利便性の向上を図るべきと考えますが、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 木材利用技術センターにつきましては、試験研究機関であるため、特殊な機械等も多く、休日を含め常時

開放することは困難であります。

一方で、当センターでは、幅広い世代に木材の良さや研究成果への理解が深まるよう、議員から御紹介もありました木育体験や学校・企業向けの視察も併せて、年間1,000人を超える見学者の受入れを行っているとともに、昨年度は宮崎市内で祝日に開催されました子供向けイベントに初めて出展を行うなど、情報発信に取り組んでいるところです。

議員御指摘のとおり、県民が来場しやすくなるような一層の取組が必要でありますことから、利用者ニーズなども踏まえながら、センターにおける休日の木育イベント開催など、効果的な方法を検討してまいります。

○荒神 稔議員 利用者ニーズなども踏まえながら、センターにおける休日の木育イベント開催など、効果的な方法を検討するというただいまの部長の答弁を高く評価いたします。

目と鼻の先には、都城運動公園、新たなテニスコート、そして本年度から千葉ロッテマリーンズキャンプ地であるコアラのマーチスタジアムがあり、当センターでは、幼児から大人まで幅広く、木育の施設として今以上に活用ができる取組を提言しておきます。

次に、先ほど農政水産部長から答弁がありました集約化重点支援地区、県内26か所の1か所である都城市南山田の北田地区には丸谷川が流れています。

この地区で農地の集約化の取組が重要と考えますが、農地の集約を進める中で、丸谷川の河川改修により不要となった土地の有効活用に向けた今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 丸谷川につきましては、平成22年の豪雨被害による災害復旧

事業で、蛇行した河川の流れをよくするため、湾曲部をショートカットするなどの河川改修を行った結果、現在8か所の残地が発生しております。このうち、北田地区の5か所につきましては、来月、土地の有効活用に向けた地元との意見交換会を行う予定であります。

今後、農地の集約化に向けた残地活用の意向が示されましたら、農政水産部と連携を図りながら、必要な手続を行ってまいりたいと考えております。

また、残る箇所につきましても、地元の意向を踏まえ、対応していくこととしており、今後とも、残地の有効活用に向けて取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 来月行われる有効活用に向けた意見交換会に感謝し、昨年度から河川跡地整備事業に取り組まれたことも、地元をはじめ、私からもお礼を申し上げます。

それでは次に、有水川の河川改修計画についてお伺いいたします。

この河川改修は、平成11年に事業開始され、土地買収が平成12年度から平成18年度に行われていますが、地元からその後の取組が見えづらいという心配の声がありますので、有水川の河川改修の進捗状況と今後の取組を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 有水川の河川改修につきましては、大淀川との合流点から本城橋までの約1キロメートル区間において、国による整備が完了しており、県では、本城橋から国道10号までの約1キロメートル区間の整備を実施しております。

これまで、県の整備区間のうち、下流の約500メートル区間では堤防等の工事を進めてきており、今年度は、樋門の地質調査や設計を行

う予定であります。残る区間につきましては、一部で用地取得が難航しており、整備に時間を要している状況であります。

県といたしましては、引き続き、地元の御協力をいただきながら必要な用地の取得に努め、有水川の河川改修に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 土地取得が難航しているという答弁でありました。自治体が公共事業のために取得する法的な土地収用制度や河川改修等に伴い、この地域でも農地集約化の推進の必要性を私は感じておりますので、このことも提言しておきます。

次に、農業人口減少の中、農業従事者において50歳未満は2割となっております。農業県である本県の将来のために伺います。

県内農業系高校の生徒の就職状況と今後の農業教育の展開をどう考えているのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 農業系高校8校の令和7年度卒業生541名の進路は、就農者が9名、農業関連産業や団体への就職が139名、農業大学校等への進学が129名で、全体の約51%に当たる277名が農業分野に進んでおり、このうち、約71%の198名が県内に就職や進学をしております。

現在、各学校では、農業に関する基礎知識に加え、最新の農業機械を活用したスマート農業の実習や、全生徒を対象に生産から加工販売までの一貫した実習、企業と連携した商品開発などに取り組んでおり、これらの学びにより、生徒の関心や専門性を高めていることがアンケート等で確認されております。

今後も本県が目指す稼げる農業につながる学びを实践できるように施設の充実も図り、これからの農業を担う人材を育成してまいります。

○荒神 稔議員 日本の農業構造は少子高齢化が大きな課題となっており、国や自治体も新規就農者の支援に注力していますので、答弁にあった、就農者が9名よりも今後増加するよう期待したいと思います。

それでは次に、特別支援学校卒業生の進路状況について伺います。

特別支援学校卒業生の主な就職先には、一般企業の障がい者雇用枠や福祉施設での就労があるようですが、進路状況と今後の取組を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 特別支援学校13校における令和7年度卒業生178名の進路は、障がい者雇用枠での企業への就職が56名で、主な就職先は、サービス業、製造業、就農等となっております。また、福祉サービスへの入所・通所が102名、その他在宅等が20名となっております。

特別支援学校においては、引き続き、本人の希望、適性等に合った就労支援を行うとともに、今年度開校した高等特別支援学校においては、一般就労に向け、企業と連携した実践的な実習や、企業とのマッチング支援等に取り組めます。

また、重度の障がいのある生徒については、今後、様々な人と関わっていくために必要なコミュニケーション能力の向上を図るとともに、福祉サービスへの体験入所など、社会参加への支援を行ってまいります。

○荒神 稔議員 特別支援学校卒業生の就職率が過去最高の31.5%になったということが明らかにされました。この要因は、企業側の障がい者雇用の意識と、生徒の就労意欲も向上した結果と言われています。大部分の卒業生が地元就職ということから、将来の自立や社会参加のた

めにも、本人の特性や状況に合わせた多様な選択ができる環境の構築を提言しておきます。

次に、現代社会においては、人生に対する考え方が多様化し、昭和時代と違い、中山間地域でも住みにくいとの声があります。私は2月議会でも当たり前のことが当たり前にできる道德教育について答弁をいただきましたが、答弁内容の理想と現実が離れていくような時代になったと感じるのは私だけでしょうか。

それでは、義務教育段階における子供たちの健全育成に欠かせない地域コミュニティを守り、生かすための方策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 「地域の子供は地域で育てる」と言われますように、子供たちが健全に成長するためには、地域コミュニティの中で将来を担う子供たちを支えていくことが大切であると考えています。

このため教育委員会では、学校関係者、保護者、地域住民、行政関係者等が集う「地域と学校の未来創造ミーティング」を県内6地区で開催し、地域と学校が連携協働した実践発表や、文部科学省が派遣するコミュニティ・スクールの専門家による講話、地区内の課題や今後の方策について参加者同士が語り合う場の設置などを行っております。

教育委員会としましては、これらの取組を通して、地域で子供たちを育てていく大切さを各地域に広げていきたいと考えております。

○荒神 稔議員 この計画が絵に描いた餅にならないよう、取組をよろしく願いいたします。

本県も少子高齢化が進み、近いうちに人口100万人を切ると語られています。

全国の高校数は、2005年度の4,082校から

2025年度は3,426校と、20年で656校が廃校となっており、少子化と高校無償化の影響もあって公立高校の厳しい状況の中で、生徒一人一人が幸せに生きていくために、県内各高校で学べることを整理し、改革が必要ではないかと思えます。

先週から多くの議員の質問で取り上げておりますが、高校無償化を受け、県立高校の定員充足状況を踏まえて、今後の県立高校の在り方について、しっかり考えていくべき時期に既に来ていると私は考えます。

そこで、高校無償化を受け、県立高校の定員充足状況について伺い、併せて、今後どのような取組を進めていくのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立高校は、平成27年度以降、定員を下回る状況が続いており、令和8年度は、高校無償化の影響もあり、全日制高校36校のうち31校が定員割れとなっております。特に、中山間地域の高校では定員割れがさらに進み、また、学科別の定員充足率は、商業科が約9%、家庭科が約10%、前年度に比べ減少するなど、ほとんどの学科で定員を下回っている状況にあります。

教育委員会ではこれまで、令和3年3月に策定した高等学校教育整備基本方針に基づき、学科再編や募集定員の調整等を実施し、定員充足に取り組んできたところであります。

しかしながら、予想を上回る少子化の進行等も踏まえ、今年度中に高等学校教育改革実行計画を策定することとしており、学校の規模の適正化や時代の変化に応じた新学科の設置などについて、具体的な方針を示すこととしております。

○荒神 稔議員 今後の取組が最重要であることから、適正な学校再編成に向けた改革の取組

は待ったなしです。先日、公立高校の改修や古い機材の使用状況については、財政問題と答弁されました。学校の規模の適正化など、今年度中に策定する高等学校教育改革実行計画で時代の変化に応じた迅速な改革を行っていただきますよう、吉村教育長の手腕に期待しておきます。

次に、学校における自転車通学者のヘルメット着用に対する指導の在り方についてお伺いいたします。

先月、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用について手紙が届きました。内容を紹介すると、

県立学校に通う生徒のヘルメット着用率は、2023年9月時点では4.8%でしたが、2025年12月時点では45.6%まで上昇したと報道がありました。

県教育委員会は、今年1月に県内全ての県立高校に対し、校則に盛り込むなどして、自転車通学の際のヘルメット着用の徹底を求めました。これを受け、県内の県立高校では、どのような対応を取っているのでしょうか。

高校生のヘルメット未着用者にヘルメット着用を声かけすると、反論する生徒がいるなど、学校側からのヘルメット着用の指導もないとのこと。このことなど学校に電話したら、地域住民から指導するようお願いしたいとの返事でした。学校で指導教育がなされているのか、私には理解ができません。

県教育委員会は、全ての県立学校に対してヘルメット着用の校則化を求めるとともに、保護者の理解をいただき、実効性のある取組と自転車通学の際のヘルメット着用の徹底を求めます。以上のようなことが新聞やテレビ等で報道されましたが、学校と生徒への周知

を図ってくださるよう強く要望をお願いします。

という内容の要望の手紙でありました。手紙の内容が事実だとすれば、学校におけるヘルメット着用に対する指導に疑念が生じたところで

そこで、学校における自転車通学時のヘルメット着用に対する指導の在り方と、要望者に対しての所見を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒の安全・安心を守るために、地域の方々が積極的にお声かけしていただいていることに対しまして、まずは深く感謝を申し上げる次第であります。また、学校の対応に関し、議員が御紹介されたとおりであれば、真摯に受け止め、改善してまいります。

県立学校を対象としました本年5月の調査において、自転車乗車時のヘルメット着用率は約7割となっており、徐々に上昇しております。

また、教育委員会では、各学校に対し、ヘルメット着用の校則化に加え、何より生徒自らが命を守る行動を選択できるよう指導し、生徒の安全意識をさらに高めるよう指示をしているところであります。

○荒神 稔議員 ヘルメット着用は自分の命を守る大切な手段の一つでありますので、学校における指導を要望して、次の質問に行きます。

今年4月から、16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる青切符制度が導入されました。

そこで、先週の黒岩議員はPTAからの相談でありましたが、私は大型トラック等の車両ドライバーからの声です。中山間地域の歩道整備されている道路で、少子化により歩行者のいない歩道を、通学・通勤の時間に限り、そして

雨、風の日においては許可制度にしたかどうかというドライバーからの相談でした。

人口減少、少子化の進展している中山間地域の歩道は誰も利用しない、路肩には雑草が茂っている状況を想像していただき、お尋ねいたします。

車両の交通量が多いとは言えない中山間部の歩道について、通学時間帯で歩行者がいない場合に限り、中高生による自転車の歩道通行を認めることはできないのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 警察としては、自転車の安全を確保すべきことは当然であります。歩道を通行されている歩行者の安全確保も重要な課題であると認識しております。

歩道の通行自体、様々と思いますが、通勤・通学時間帯に歩道を通行されている歩行者が相応にいらっしゃる場所もあるものと思います。一律に歩道通行可とすることは困難であることを御理解いただきたいと思います。

他方で、県警といたしましては、現場の交通実態や道路構造、路面標示等の整備状況、自転車が車道通行した場合の危険性等を踏まえながら、交通規制の見直しや道路管理者等との連携による安全な自転車通行空間の確保に努めてまいります。

○荒神 稔議員 私の住む中山間地域には、歩行者がめったに通らない立派な歩道があるゆえに、そういう意見があったと思います。高齢者や13歳未満の子供が普通自転車で通行する場合や、長さ190センチ、幅60センチの荷台つき三輪車で高齢者が通行する場合は、通行可能とお聞きしました。本県に限らず、全国でも課題とされますので、警察本部長の答弁の交通規制の見直し等に期待して、次の質問に行きます。

私のふるさと山田で一番にぎわいのある谷頭の県道には歩道がなく、昨年度、地域の関係者や都城市、警察署などで通学路の安全点検が実施され、歩道設置が必要との判断がなされたことを踏まえ、県道御池都城線谷頭地区の歩道整備について、現状と今後の予定を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 県道御池都城線谷頭地区につきましては、児童生徒の通学時の安全性を確保するため、これまでグリーンベルトなどの設置による安全対策を実施してまいりました。

このような中、昨年度実施しました学校や都城市などとの通学路合同点検の結果、当路線は、大型の飼料運搬車等の往来が多く、安全な歩行空間が十分に確保されていないことから、さらなる安全対策として、歩道設置の必要性が確認されました。

このため、内堀交差点から南側、250メートル区間を中霧島工区として新たに事業化し、今年度から測量・設計に着手することとしております。

事業区間は、谷頭地区の中心部であり、店舗や事業所も多いことから、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 本日は地元公民館長も傍聴に参加しております。私と同じく事業内容を部長答弁で共有できたことは感謝に堪えません。

次に、総務政策常任委員会で特別支援学校に訪問した際に、生徒による国スポ・障スポイメージソングの踊りの録画撮りがありました。県民総ぐるみの印象を私は受けました。このことから、国スポ・障スポについてお尋ねいたします。

国スポ・障スポの機運醸成に向けた県の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポにつきましては、本大会まで500日を切り、県民総参加型の大会に向け、機運の醸成を高めていくことは大変重要であると考えております。

このため、昨年度から実施しているダンス出前授業やPRキャラバン等に加え、県独自の取組として、県民参加型による大会PR用ウォールアートを制作し、県内各地で巡回展示するほか、都城市での1年前イベントをはじめ、延岡市、宮崎市でも大規模イベントを開催する予定であります。

また、各市町村におきましても、地域独自の機運醸成やおもてなし事業にも取り組んでいただくこととしており、県民一丸となった大会をつくり上げられるよう、あらゆる機会を通じて機運醸成に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 県民参加による大会PR用ウォールアートを制作されるとの答弁をいただきました。県庁では、朝8時半前と閉庁前にイメージソング「ひなたのチカラ」が流れているようです。

次に、各会場施設の喫煙対策についてお尋ねいたします。

たばこ税収入を紹介しますと、令和6年度のたばこ税は、県全体で84億円余の税収です。国スポ・障スポ開催の県営施設会場がある都城市は14億円余、宮崎市が30億円余、延岡市が9億円余であります。

そこで、宮崎国スポ・障スポにおける各大会会場の喫煙対策について、どのように取り組むのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポにおける喫煙対策につきましては、健康増進法の趣旨を踏まえ、県及び市町村が会場となる施設の管理者と協議し、対応することとしております。

県では、開閉会式会場となる霧島酒造スポーツランド都城の管理者である都城市と協議の上、屋外に仮設喫煙所を設置することとしており、また、障スポの各競技会場においても、各管理者と仮設喫煙所を設置する方針で協議を進めております。

市町村の国スポ各競技会場につきましては、それぞれの実情に応じて対策を講じていただくこととなりますが、県としては、市町村に対して喫煙対策の情報提供を行いながら、適切な取組を進めていただくよう、引き続きお願いしてまいります。

○荒神 稔議員 市町村の喫煙対策については、実情に応じて対策を講じるとのことですが、県においては仮設喫煙所を設けると答弁をいただきました。国スポ・障スポ大会では分煙をされて、国スポ・障スポ局の解散後は、各自治体の考えで判断されると私は勝手に受け取りました。

喫煙者には喫煙する権利があると思います。また、たばこ税は、地方自治体にとって重要な財源となります。こうしたことから、喫煙を単に排除するのではなく、吸う方、吸わない方、双方がお互いに尊重し合える環境を整える分煙は、望ましい合理的な選択ではないでしょうか。

こうした実情に応じて、県が率先して分煙モデルを提示することは、市町村が分煙を進める上でも大きな後押しとなります。たばこを吸う方にも吸わない方にも配慮した共生社会を実現

するため、分煙の取組が継続されるよう切に要望しておきます。

次に、子供たちの数よりペットの数が多いと言われる社会において、本県における人獣共通感染症対策の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 動物から人、人から動物へ感染する人獣共通感染症は、全ての感染症の約半数を占め、公衆衛生上の重要な課題であります。

このため、県ではこれまで、狂犬病に関する犬の登録や予防接種について、人と動物の両方の視点からの対策の重要性を、獣医師会などと連携して県民に周知してきたところであります。

また、本県が全国で最も多い状況にある、マダニやペットを媒介する感染症「SFTS」についても、県民への注意喚起を行うとともに、今年度からは医療従事者や獣医師等を対象とした研修会を開催するなど、取組を進めております。

引き続き、関係機関と連携しながら、県民の皆様への啓発に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 本県は、春から秋にかけて活動が活発となるマダニが媒介する感染症の報告数が全国で最も多い地域の一つです。

地球温暖化の影響により、病原体や寄生虫の生息域における養殖の魚介類等の被害や、稲への被害をもたらすイネカメムシなど昆虫全般の傾向として、気温の上昇により、繁殖回数も年1回から複数回になると語られています。

一方、人や動物、環境全体の健全性を一体で考えるワンヘルスという考え方を知りました。

今後、県はワンヘルスの推進にどう取り組むのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 人と動物の健康、環境の保全を包括的に捉えるワンヘルスの理念は、人獣共通感染症の予防等において、非常に重要な視点であると認識しております。

県では、保健衛生や環境等、様々な分野において、この理念を念頭に置いた分野横断的な取組を展開しておりますが、今後、県全体でさらに取組を推進していくためには、ワンヘルスについて、県民の理解を深め、協力をいただくことが不可欠となります。

このため県では、ホームページや県政番組、SNS等を活用した情報発信や、各種の研修会、動物愛護センターでの小学生向けの適正飼養教室など、あらゆる機会を捉えて機運の醸成を図ってまいります。

○荒神 稔議員 小学生向けの適正飼養教室だけでなく、全ての方を対象にした機運醸成の必要性を申し述べて、次に、公共交通機関について伺います。

今年8月に新幹線シンポジウムが都城市で開催されるとの先週の答弁でしたが、私としては、夢より現実に重点を置き、常に吉都線存続を訴えてきました。

それでは、JR吉都線存続に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 吉都線は、沿線住民の日常生活を支える重要な基盤でありまして、路線の維持は重要な課題であります。

県ではこれまでも、沿線自治体が組織する利用促進協議会と連携し、小学校や保育園等による団体利用に対する補助のほか、イベント列車の運行やスタンプラリーの実施等に取り組んでまいりました。

また、SNS等を活用した情報発信にも力を

入れておりまして、令和7年3月からは、県の公式ユーチューブにおいて、公共交通機関の魅力を紹介しているところであり、吉都線につきましても、「チジタビ」と称して、私自身が列車に乗り込んで、360度広がる雄大な車窓からの風景でありますとか、その自然や歴史、沿線での街歩き、また利用者のインタビューなどを通じて、多彩な魅力の発信に努めたところであります。

今後、沿線人口のさらなる減少が見込まれますことから、県としては、地元と危機感を共有しつつ、例えば、主な利用者である高校生と一緒に吉都線の新たな活用策を企画するなど、これまで以上に地域の皆様や様々な団体を巻き込みながら、路線の存続に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 廃線になってからでは遅過ぎます。廃線にならないような取組が必要だと思っております。河野知事や、国土交通省からお迎えしている総合交通課の内山課長も吉都線に乗車されたようでございまして、そのときの感想として、乗客は技能研修生の外国人が多かったと伺いました。JR吉都線存続は、河野知事と内山課長が乗っただけではJRには響かないと思います。今後はJRに吉都線の必要性があると思っただけの政策の取組を考えるべきだと思っておりますので、提言します。

最後に、佐藤副知事には、本県のために御尽力いただき、お礼と感謝を申し上げます。今後は健康に留意され、宮崎を第二のふるさとと思っただけであればありがたいです。

また、都城市から国へ要望されている中に、高崎・山田スマートインターについても特段の御配慮をお願いして、今回の全ての質問を終わります。執行部の皆様、傍聴者の皆様、ありが

とうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。本日も傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様、感謝いたします。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

現在、我が国を取り巻く環境はかつてない複雑さを増しています。歴史的な円安は輸入物価を押し上げ、物価高騰が恒常化しています。また、人口減少は加速し、生産年齢人口は確実に縮小し、地域の担い手不足は深刻さを増し、さらに中東情勢の悪化など、国際的な不安定要因は地方経済にも直接的な影響を及ぼしつつあります。

前職での経験でございます。プラザ合意後、急激な円高により、日本の輸出企業は競争力を失い、所属していた会社も事業構造の転換を迫られました。この危機の中で生まれたのが共生という企業理念です。企業は社会の一部であり、量ではなく価値をつくり、社会と分かち合うことで持続的成長を実現するという考え方でした。これは、外部環境の変化に左右されない価値創造を重視する点で、河野知事の掲げる価値向上と軌を一にします。宮崎の強みを磨き、付加価値を高め、県民所得の向上につなげるという方向性は、まさに量から価値への転換であり、地域全体の利益と個々の利益を両立させる成長戦略であります。

県政は、県民福祉を守り、県民所得を向上させ、地域経済を持続的に成長させるために、価値を生み出す力を高めることが求められます。

河野知事が掲げる、外部環境の変化に真正面

から向き合い、県としての価値を向上させる「稼ぐ宮崎の実現」は、人口減少社会における持続可能な成長戦略であります。

知事の政治姿勢及び所信について伺います。

本県の県内総生産及び県民所得は、直近年度において、名目、実質ともにプラス成長を示し、県民所得も伸びたと承知しております。しかし、全国所得平均との格差や産業構造による制約は依然として残ります。

知事がこれまで4期にわたり進められてきた産業振興、企業誘致、農畜産物の高付加価値化、観光・スポーツキャンプの推進、デジタル化支援などの施策により、県内総生産及び県民所得の向上につながりました。

そこで伺います。本県の経済成長及び県民所得の向上に向けた知事の思いと、これまでの取組や成果について伺います。

知事は現在、全国知事会地方税財政常任委員長として、地方財政制度の中核に関わり、地方交付税制度、社会資本整備、防災・減災、医療、教育などの財源確保において、本県にプラス効果があると思います。また、九州地方知事会長として、広域観光、物流ネットワーク、港湾・空港機能の強化、GX・再エネの広域連携を主導され、九州全体の政策形成において本県が得たメリット等は大きいと考えます。

そこで、全国知事会地方税財政常任委員長及び九州地方知事会長としての実績と、今後それを本県にどのように生かしていくのか、知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、経済成長についてであります。

私は、安心と希望あふれる宮崎の実現には、稼ぐ産業の育成により、魅力ある雇用を創出し、県民所得の向上につなげることが何よりも重要と考え、これまで口蹄疫や新型コロナなどの危機にも正面から向き合い、本県経済の活性化に全力で取り組んでまいりました。

具体的には、フードビジネスの成長産業化をはじめ、地域経済を牽引する中核的企業の育成や企業誘致、スポーツランドを基軸とする観光振興のほか、交通・物流網の整備、外国人材の確保など、産業基盤の強化にも努めてまいりました。

その結果、直近10年間で農畜水産物の輸出額は約15倍、企業誘致による新規雇用創出数も約1万4,000人となり、県内総生産は就任前と比べて約6,000億円増え、1人当たり県民所得も約55万円増加してきております。

これらの成果は、経済界をはじめ、県民の皆様と一体となったこれまでの取組が実を結んだものであります。今後、人口減少が進む中にあっても、市町村や関係団体との連携をさらに深め、本県経済の持続的な成長に向けて尽力してまいります。

次に、全国知事会及び九州地方知事会における実績についてであります。

私は、令和2年に全国知事会の地方税財政常任委員長に就任して以来、コロナ禍や物価高など社会経済が大きく変動する中で、県民の皆様の声や地方の実情を踏まえ、国に地方税財源の確保・充実等を強く訴えてまいりました。

その結果、各地域の実情に応じた施策に必要な地方一般財源の増額や公共事業予算の確保、物価高騰対策等に取り組むための重点支援地方交付金の確保などを実現し、本県をはじめ、地方経済に大きく貢献してきたものと考えており

ます。

九州地方知事会の会長としましては、本県に甚大な被害が想定される南海トラフ地震について議論を主導し、九州全体での広域応援体制の構築など、本県の防災力強化を進めております。

また、経済界と一体となって、九州から日本を動かす、九州から日本を元気にするという思いを共有し、新生シリコンアイランドやベンチャー支援、子育て対策、九州MaaSなどの官民連携プロジェクトを展開し、これは全国のモデルとなるようなものと自負しております。

官民連携で取り組む国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」につきまして、今年度は宮崎日南ステージを全体のレースのグランドフィナーレとするなど、スポーツランドみやぎの新たな魅力の創出にもつなげているところであります。

今後とも、地方を代表する要職を担うことで、自治体運営の基盤となる地方税財源の確保を図るとともに、九州が連携し、相乗効果を発揮させることで、県民の暮らしを守り、本県の地域経済を成長させるための施策に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 稼ぐ宮崎の実現についてということで、就任前と比べ、県内総生産6,000億円、1人当たりの県民所得55万円増という結果であり、さらに稼げる宮崎を目指していかなければなりません。

また、国へ声を届ける重責を担っておられます。国の制度設計に影響を与え得る立場は、宮崎県の課題や可能性を全国レベルの議論へと昇華させ、地方の未来を切り開く絶好の機会であります。私は、知事がこれらの役割を最大限に生かし、宮崎県の価値向上を実現するための政

策をさらに前へ進めていただくことに強く期待しております。

続きまして、長期化する物価高対策についてであります。

県はこれまで、重点支援地方交付金を活用した生活者支援、光熱費・燃油高騰対策など、多面的な物価高対策を講じています。しかし、燃油価格の高止まりや物流費の上昇は構造的であり、今後も継続的な対策が不可欠です。

令和8年度以降の物価高対策を継続的に実施するための財源確保の見通しと財源確保に向けた考えを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、国の重点支援地方交付金を活用し、事業者の燃料費や医療・介護施設等の光熱水費等への支援など、適時適切に物価高対策を実施してまいりました。

この交付金は、社会情勢等を踏まえ、国が補正予算等により交付するものでありますことから、継続的な確保に向けては、国の動向も注視しながら、時期を逸することなく地方の声を国に届けることが重要であると考えております。

このため私は、先月も本県知事として、中東情勢による本県への影響を踏まえ、必要な支援を国に直接要望してまいりました。また、九州地方知事会の会長としても、中東情勢への対応が必要であると判断し、急遽、国に対する特別決議を取りまとめ、さらに、全国知事会を通じた要望も重ねて行ったところであります。こうした地方の要望が、今般の国の補正予算における重点支援地方交付金の確保につながったものと考えております。

今後も県内への影響を十分に見極めつつ、効果的な物価高対策を講じていくための財源の確保について、あらゆる機会を通じて、国に強く訴えてまいります。

○**本田利弘議員** 県内への影響を見極め、効果的な物価高対策を講じていただくようお願いいたします。

国の重点支援地方交付金が国会で承認され、全国で1,000億円、宮崎県に8億5,300万円の交付が6月5日に通知されました。可及的速やかに実施できるよう事業展開をよろしくお願いいたします。

次に、最低賃金引上げ対応緊急支援事業の効果見込みについて伺います。

本県では、昨年来、物価高騰が長期化する中で、中小企業の経営負担を軽減し、持続的な賃上げを後押しする施策が2月議会で承認され、県は最低賃金引上げ対応緊急支援事業を創設し、時給1,022円以下の従業員の賃金を1,023円以上に引き上げた事業者に対し、1人7万円、最大50人分の支援金を支給する取組を開始しています。

最低賃金引上げ対応緊急支援事業について、どのような事業効果を見込んで実施しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○**商工観光労働部長（児玉浩明君）** 本県の最低賃金が令和4年度以降、過去最大の引上げ幅を更新し続けている中、本事業では、令和7年度の最低賃金引上げに対応した事業者を対象に、引上げ幅等を踏まえて設定した、雇用労働者1人当たり7万円、1事業所当たり最大50人分の支援金を支給することとしております。

支援対象人数は、最低賃金に近い賃金で働く労働者の国による推計人数等を踏まえ、4万人と見込んでおり、事業を広く周知するため、受付開始の5月11日に合わせ、各種広報を行っております。

申請状況は、6月10日までに9,511人分、6億6,577万円と順調に推移しておりまして、事

業者への支援金の支給を通じ、中小企業等における経営への影響緩和と雇用維持が図られるものと考えております。

○**本田利弘議員** 本事業の進捗が1か月で23%の状況になっているということであります。広告の訴求も広がり、順調に申請が上がっていると認識しております。

当県は最低賃金が全国でも低い位置にあることから、今後もこのような事業が求められていると認識します。農業従事者など農繁期に定期的に雇用される皆様への対応の検討、雇用者負担軽減策を要望いたします。

続きまして、農業生産コスト高騰対策についてであります。

中東情勢悪化に伴う県の農業への影響について伺います。

中東危機によるエネルギー価格の高騰は、国内の物価上昇をさらに押し上げ、1次産業に深刻な影響を及ぼしつつあります。本県は、施設園芸、畜産、漁業といった燃料・資材依存度の高い産業が集中しており、全国平均以上の影響を受ける構造にあります。

ハウス加温用燃油やナフサ由来資材の価格上昇が経営を直撃し、飼料・輸送コストの上昇に加え、光熱費が増大し、本県1次産業の競争力に影響が出てきています。

そこで伺います。中東情勢悪化を含む近年の物価高騰などに伴う施設園芸農家への影響について、県はどのように分析し、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（児玉憲明君）** 本県の施設園芸については、例えば主力品目である施設ピーマンにおいて、ここ5年間で販売価格が約16%上昇した一方で、重油などの生産コストが約

28%上昇しており、農家の経営は厳しい状況にあると認識しております。

このため県では、内張りカーテンの多層化等の省エネ対策を進めるとともに、令和8年2月補正予算で措置した燃油のセーフティーネット対策における生産者積立金の一部支援などの早期執行に取り組んでおります。

また、中東情勢の影響を受け、JA等とも連携し、洗浄・消毒による再利用や農業用マルチ資材等の代替資材など、必要な対策を検討しております。

今後とも、農業経営に寄り添った対応を進めてまいります。

○本田利弘議員 省エネ対策、代替資材の対策など、さらに取り組んでいただけるということです。スピードを上げた農業経営に寄り添った対応をお願いいたします。

続きまして、ヒートポンプ導入実績と導入の推進状況であります。

本県の施設園芸は、燃油価格の高騰により経営を圧迫され、従来型の重油暖房の転換も視野に入れる必要性を感じます。

こうした中、CO₂削減分をJ-クレジットとして販売した事例は、経費削減と新たな収益源創出を同時に実現する取組であります。

まず、施設園芸におけるヒートポンプの普及状況と今後の導入に関する県の考え方について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） ヒートポンプは電力を利用してハウス内を加温するもので、重油加温機と組み合わせて使用するものです。

令和6年度までの県内の普及状況は、夜間の管理温度が高いマンゴーなどを中心に、加温設備が設置されているハウスの7.9%に当たる94ヘクタールで導入されております。

ヒートポンプは、重油の使用量削減とCO₂排出抑制に効果がある一方で、導入経費が高いため、管理温度が低いキュウリ等では、コスト的にメリットが得にくいといった状況もあります。

県としましては、品目や経営規模などによるコスト削減効果を検証しながら、農業者のニーズに応じて必要な支援を行ってまいります。

○本田利弘議員 続けて、J-クレジットの効果について伺います。

ヒートポンプを導入し、CO₂削減分をJ-クレジットとして販売した場合、削減量の計測や申請作業など一定の手間を伴い、農家にとって本当に効果が手間を上回る仕組みなのか、慎重な判断が必要です。

そこで、ヒートポンプによるJ-クレジット制度活用に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） J-クレジット制度の活用は、農業者の新たな収入確保につながる可能性がある一方で、議員御指摘のとおり、活用に当たっては、申請手続の煩雑さや収益性が不透明といった課題があります。

このため県では、令和6年度から、クレジット創出実績のある企業に委託し、施設園芸の協力農家と連携して費用対効果等の検証に取り組んでおります。

その結果、令和6年度は、合計4戸、125アールの施設において約25万円のクレジットを創出した一方で、条件によっては、必要な機器の設置コスト等により、収益が確保できないケースが確認されました。

引き続き、収益が得られる条件を検証しながら、J-クレジット制度の活用を進めてまいります。

○**本田利弘議員** 県は、ヒートポンプ導入によるCO₂削減量と、農家が得られるクレジット収入の実績を検証中だということでございます。2050年ノンカーボン実現に向けた手段として、就農者の収益改善モデルとして、導入に向け、慎重かつスピーディーに進めていただきたいと思います。

続きまして、新規就農対策についてであります。

本県では、農業の持続的発展に向けて、新規就農者の確保を重要施策として掲げ、新規就農者数の目標を設定しています。令和6年9月の一般質問の確認では、目標と実績に乖離があり、全体の新規就農者数は目標達成に課題が残っていました。特に、物価高騰等が続く中で、親元就農や新規参入といった自営就農の状況を見ると、初期投資の負担が大きく、伸び悩んでいる状況と聞いています。

そこで、本県における新規就農者の現状と目標について、農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（児玉憲明君）** 本県の新規就農者数は、令和元年の418人から減少傾向にあり、直近の調査結果である令和6年は321人と、令和元年と比べ約23%減少しております。

その内訳は、雇用就農者が約13%減の204人、自営就農者が約36%減の117人となっており、自営就農者のほうが大きく減少しております。背景には、資材価格の高騰等による初期投資費用の増加など、就農後の経営不安があると考えております。

県といたしましては、今年度からスタートした第八次農業長期計画の後期計画に、重点プロジェクトとして「次代を担う人材・体制づくり」を位置づけ、令和12年の新規自営就農者を令和元年並みの180人とする目標を掲げ、取り

組んでまいります。

○**本田利弘議員** 続けて、新規就農に関係ある青年等就農計画について伺います。

新規就農時の青年等就農計画は、5年間の経営を方向づける極めて重要な羅針盤であり、補助金採択の前提となる基礎資料であります。

このため、就農計画の実効性を高めることが重要となり、現在は物価高騰や中東情勢による資材・燃油価格の上昇が続き、当初の計画どおりに設備投資や収支計画を維持することが難しいケースが増え、また、就農計画目標の達成が困難で、計画認定が難しい事例もあると聞いています。

先ほど新規自営就農者が大きく減少していると伺いましたが、自営就農者は本県農業を支える重要な皆様であり、その確保が必須であると考えております。

そこで、自営就農者の確保に向けた県の対策について、農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（児玉憲明君）** 農業を取り巻く厳しい情勢が続く中、自営就農者を確保するためには、初期投資負担の軽減が大変重要であります。

このため県では、令和4年度以降、自営就農者に対し、国の事業に県予算を上乗せし、機械・施設の導入等を支援しております。これに加え、昨年度からは施設の修繕や移設等の経費もメニューとして追加されたことから、この部分にも上乗せをし、最大900万円までの補助を行っております。

さらに今年度は、重点支援地方交付金を活用し、国の就農支援に係る給付金の受給者に対して、最大50万円を県独自に交付し、就農前の研修期間及び就農直後の経営安定を支援することとしています。

今後とも、自営就農者の確保に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 新規就農者を令和12年に180名確保する目標は、非常にハードルが高いと捉えます。この目標達成には、補助の拡充はもとより、就農計画書の実効性を高め、就農計画書の変更時の対応など就農者に寄り添い、就農計画の精度向上と対応の遅れがないように、市町村、関係団体への支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、農地かんがい排水施設等整備についてであります。

宮崎市下富田二ツ立排水機場の更新・防災インフラの強化について伺います。

令和4年台風14号では、当排水機場において、停電時に非常用発電機へ切り替えたものの、換気口からの激しい吹き込み雨により発電設備が停止し、一時ポンプが稼働できず、農地を含む一部地域において冠水被害が発生をしました。直近も同じ事象が発生したと切実な声をいただきました。流域治水の要となる排水機場が機能不全に陥ることは、地域住民の命、財産に直結する深刻な問題です。

現在、宮崎県では更新計画を進められておりますが、建屋構造の改善、非常用電源の多重化、可搬型発電機の確保、さらには遠隔監視・自動化など、排水機場の強靱化を支援すべきと考えます。

二ツ立排水機場の更新計画について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 二ツ立排水機場については、昭和59年度から平成2年度にかけて排水機場の整備を行いましたが、稼働後36年が経過し、流域の市街化などにより、雨水の流出量が増加したことや、施設の老朽化に伴う

機能低下により、一部の地域で湛水被害が生じております。

このため、令和5年度から排水機場の更新を行う県営湛水防除事業に着手しており、これまでにボーリング調査や水の流れの予測等を踏まえた基本設計が完了し、現在、工事着手に向けて、河川管理者と協議しながら、実施設計を進めているところであります。

引き続き、予算の確保に努め、速やかな工事着手に努めてまいります。

○本田利弘議員 続けて、当排水機場の運用及び現在の対応状況について伺います。

当排水機場を含む複数の排水機場で長時間稼働が続き、交代要員の確保や夜間の安全確保に課題が生じました。流域治水の実効性を高めるには、施設整備だけではなく、運用体制、住民理解の両面が不可欠です。特に、浸水常襲地域では、排水機場の役割、停電時の対応など、施設管理者から地域住民への丁寧な説明と共助体制の構築が求められます。

そこで、二ツ立排水機場における運用の状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 二ツ立排水機場につきましては、宮崎市が施設管理者となっており、排水ポンプの運転操作等を、土地改良区等で構成される佐土原町湛水防除施設運営管理委員会に市が管理委託を行っております。

排水機場の運用につきましては、日常の点検整備などの維持管理を宮崎市が行い、大雨時など水位が上昇した際の操作を、市が作成した業務委託仕様書や操作要領に基づいて、運転管理委員会が行っております。

県といたしましては、宮崎市と非常用電源や遠隔監視の設置など、出水期における防災体制強化について意見交換を行い、適切な運用が図

られるよう努めてまいります。

○本田利弘議員 当排水機場は令和12年に完成予定と報じられております。予定どおりの完成に向けて、御尽力を賜ればというふうに思っております。また、設計においては、安全を確保できる操作場の構築をくれぐれもお願いいたします。また、現在の運用面においても適切な運用が図れるように、宮崎市及び関係団体との連携を取っていただくよう要望いたします。

高岡土地改良区における減圧弁不具合の現状整理と対応について伺います。

高岡土地改良区において、減圧弁の内部部品の摩耗や腐食により圧力制御ができず、漏水や噴水事故が発生し、水利の不安定さが指摘され、農業経営に直接的な影響を与えています。

また、農道や市道の舗装が陥没する事例も報告され、県、市の道路修繕費にも影響し、地域全体の財政負担を増加させています。

しかしながら、減圧弁1基の更新には200万円前後の費用が必要であり、土地改良区単独での更新は困難で、県として農業水利インフラのストックマネジメントを体系的に進める時期にきております。

そこで、畑地かんがい施設の減圧弁で不具合が発生した場合の対応と、補修や施設更新について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業用水の供給を行う畑地かんがい施設の中には、老朽化等に伴い、減圧弁の不具合が生じている事例がございます。このような場合には、営農に影響がないよう、市町や土地改良区が行う緊急的な補修工事に対し、技術的な助言や県単事業等による補助を行っております。

また、施設管理を適切に行うため、土地改良区等の施設管理者に対して、効率的な維持管理

のための施設の点検とその結果のデータベースへの蓄積、施設更新に必要な費用の積立てへの助言を行っております。さらに、国庫補助事業を活用した施設の更新計画の策定や事業実施を支援しております。

今後とも、関係機関と連携して施設の長寿命化を図り、農業用水の安定供給に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 高岡土地改良区においては、倉永地区の度重なる漏水の対応等、課題が山積しておりますが、関係機関と連携し、畑地かんがい用水の安定が図れる対策、対応をよろしくお願いいたします。

林業政策について伺います。

松くい虫の被害と抗体木の育樹についてであります。

本県の海岸林は、観光資源であると同時に、防潮・防風の要となる重要な防災インフラです。松くい虫被害が続く中、海岸林の長期的保全には、全国で成果が確認されている抵抗性松の計画的な植樹が不可欠です。

しかし、抵抗性個体の選抜やクローン苗の育成は歩留りが低く、技術的にも高度であり、県の支援なくして安定供給は難しく、抵抗性個体の選抜体制の構築、苗木生産の県内拠点化、海岸防災林への計画的な更新植樹が求められます。

そこで、抵抗性松の植栽状況と今後の計画について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県では、松くい虫の被害を受けた松林の再生を図るため、松に侵入するマツノザイセンチュウに対して遺伝的に強い抵抗性を持つ松の苗木の植栽を進めており、苗木生産者に対して林業技術センターが技術指導を行うなど、関係者と連携した生産

体制を強化しております。

昨年度は、宮崎市などの海岸に抵抗性松約2万本の植栽を行い、今後、令和11年度までに約10万本の植栽を計画しております。

海岸の松林は津波や高潮などから県民の暮らしを守る重要な役割を果たしておりますので、国有林を管理します森林管理署や市町等と連携し、適切な防除対策と被害を受けた松林の早期復旧にしっかりと取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** 宮崎の景観、防災を支えている松をしっかりと更新させていくためにも、令和11年までの植栽計画を実現できるように、林業技術センターや関係機関ともしっかり連携し、対応いただくことを要望いたします。

杉苗の生産体制強化についてであります。

本県においては、グリーン成長プロジェクトの下、その目標達成には杉苗の安定供給が不可欠です。現在、苗木生産者の高齢化や採穂園不足により、地域によっては必要量を満たせない状況が続いていると聞いています。コンテナ苗導入や少花粉杉の採穂園整備など前進もありますが、平地確保や生産者育成など課題は残ります。ついては、苗木生産拡大に向けた採穂園整備、生産者支援、需給管理の強化について重要であると考えます。

そこで、杉コンテナ苗の生産状況と生産者育成に対する県の取組について、環境森林部長に伺います。

○**環境森林部長（長谷川 武君）** 本県の令和6年度における杉苗木の生産量は612万4,000本で、このうち、コンテナ苗は5年間で約2倍となる296万4,000本まで増加しており、杉苗木全体の48%を占めております。

また、コンテナ苗の生産者数も、新規参入により、5年間で約2.3倍の63名に増加しており

ます。

良質な杉コンテナ苗の育成には高度な技術が必要でありますことから、県では、優良生産者の下での生産から出荷に係る実践研修や、穂木の採取、挿し付け等の技術研修会の開催など、初心者から中級者まで体系化した研修に加え、相談員による個別指導等を実施しております。

今後とも、再造林に必要な杉コンテナ苗の安定供給に向け、生産者の育成と技術向上に取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** 抵抗性松の苗木生産とは違い、生産者も増加し、安定した生産ができていることは理解しました。引き続き、再造林に必要な杉苗の生産供給ができる体制の継続をお願いいたします。

続きまして、建設産業の適切な利潤確保と安定した雇用環境について伺います。

県内建設業においては、資材・燃料価格の高騰、人材確保競争の激化、賃上げ圧力など、取り巻く環境が急速に悪化しています。特に担い手不足は深刻であり、事業者の中には、県発注工事を受注できず、固定費負担が増大し、経営が不安定化する企業も生じています。

建設業は、社会資本整備・維持管理、災害対応の最前線を担う基幹産業であり、地域の安全・安心を守るためには、適正な利潤の確保と安定した雇用環境の構築が不可欠です。

そこで、建設産業の安定的な経営確保に向け、公共工事でどのように取り組むのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（中原 学君）** 建設産業の安定的な経営の実現には、適正な利潤の確保が重要であると認識しております。

このため、改正品確法に基づき、最新の賃金水準を踏まえた労務単価の採用や、施工実態に

応じた見積りの活用など、現場条件に配慮した予定価格の設定に努めております。

また、年間を通して切れ目なく工事量を確保するため、ゼロ県債や余裕工期の活用など、施工時期の平準化に取り組んでおります。

このほか、担い手確保に向けた処遇改善や働き方改革、さらにはＩＣＴの活用による生産性向上などを推進し、地域の守り手である建設産業の持続的な成長・発展に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

○本田利弘議員 地域の守り手である建設産業の持続的な成長・発展に向けた環境づくりを引き続きお願いいたします。

続きまして、交通誘導員不足の対応についてであります。

交通誘導員の不足が全国的に深刻化する中、ＤＸやＡＩ技術を活用した代替手段の検討が急務と考えます。現在、ＡＩカメラによる車両検知、遠隔監視システム、ＬＥＤ表示型の自動誘導機など、警備・誘導業務の一部を代替し得る技術が実用段階に入っています。人的配置を前提とした従来型の運用だけでは持続性に限界があります。

県として、新技術の活用により、公共工事で必要な交通誘導業務の省力化をどのように実現していくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 公共工事における交通誘導業務の人手不足が懸念される中、交通誘導の新技術を活用し、省力化を図ることは有効であると認識しております。

このため県では、歩行者や自転車の通行量が少ない地域での舗装工事や橋梁塗装工事において、オペレーター監視の下、ＡＩが最適な信号の切替えを判断する交通誘導システムを試行的に導入しているところです。

今後は、通行車両などの安全性や様々な現場での有効性を検証するとともに、他の自治体での導入状況も参考にしながら、新技術の運用基準を策定するなど、省力化の実現に向けて取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 関連する協会とも連携し、先進自治体での導入状況も参考にしながら、新技術の運用基準の早期の策定をよろしくお願いいたします。

続きまして、一般照明用蛍光灯の製造・輸入廃止に伴う対応についてであります。

本県は2050年ゼロカーボン社会実現に向け、個人や事業所の省エネ投資を後押しする「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」を創設し、ＬＥＤ化や高効率設備導入を支援してきております。国は2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減する目標を掲げており、本県としても同水準の削減が求められます。

そこで、ひなたゼロカーボン加速化事業補助金について、事業目的・内容、これまでの補助実績について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） 2050年ゼロカーボン社会の実現に向け、本県では、令和12年度の温室効果ガス削減目標を平成25年度比50%とする目標を掲げ、省エネの推進や再エネの導入拡大につながる様々な取組を進めており、令和4年度末時点で27%削減しております。

ひなたゼロカーボン加速化事業補助金につきましては、国の交付金を活用して令和4年度から実施しており、太陽光発電設備やＬＥＤ照明等を導入する個人や事業者に対して、導入経費に係る補助を行っております。

これまでの補助実績につきましては、累計で太陽光発電設備640件、蓄電池822件、高効率給

湯器58件、断熱改修13件、LED照明58件となっております。

○本田利弘議員 続けて、一般照明用蛍光灯の製造・輸入廃止に伴う対応について伺います。

水銀を使用する一般照明用蛍光灯について、国は水俣条約に基づき、2027年末までに主要蛍光灯の製造・輸入を全面禁止する方針を示しております。つまり、県内の事業所、公共施設は、2027年末で新規調達が事実上不可能となります。

そこで、電力自家消費サポート事業におけるLED照明の導入促進に向けた県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県では、電力自家消費サポート事業において、再生可能エネルギーの自家消費に資する蓄電池や、消費電力の小さいLED照明の導入経費に対する補助を行っております。

本事業につきましては、昨年度と比べて事業費規模を約2.5倍に増額し、個人や事業者に対して蓄電池の導入経費を補助するほか、事業者を対象として、LED照明を導入する経費として1灯当たり5,000円、上限額150万円まで補助することとしております。

事業スケジュールとしましては、今月から募集を開始する予定としており、事業者向けの省エネセミナーや県ホームページ等により、積極的な活用を周知してまいります。

○本田利弘議員 昨年、本補助金は3か月で予算消化したと伺っております。多くの対象者に導入が進むように対応をお願いしたいと思えます。

続きまして、高等学校における多様な学びへの対応についてであります。

広域通信制私立高等学校は、個別最適化した学習、柔軟な登校形態、専門分野への早期挑戦など、多様な学びを可能にする強みを持ち、全国的に生徒数が増加をしております。宮崎県においても、県外本校の広域通信制高校が分校を展開し、多様な学びを支える教育環境として注視すべきだと考えます。

県内に所在する広域通信制私立高等学校の分校については、本県に指導監督権限がないため、生徒数、学習形態、地域偏在の実態を把握しにくい状況と考えます。

文科省の初めての調査では、宮崎県内には令和7年5月1日時点で16校が展開し、1,541名の在籍になっております。

多様な学びを支える環境づくりのために、県としてどのように通信制高校と連携し支援しているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 近年の教育ニーズの多様化に伴い、本県でも通信制高校に進学する生徒が増えております。

県では、私立学校の教育問題に係る助言・指導や研修等を行う私学教育専門員を配置し、県内に本校を置く通信制高校に対する支援を行うとともに、全ての通信制高校に通う県内在住の生徒及びその保護者からの悩みや相談に対応しております。

また、家庭の教育費負担の軽減を図るため、全日制等と同様に、国の制度に基づく授業料への支援や、一定の所得以下の世帯に対する教材費等への支援も行っております。

県としましては、引き続き、子供たちが安心して学べる環境づくりのため、通信制高校との必要な連携、支援に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 県内に本校を置く通信制高等学校は、私学教育専門員の対応があり、受け身

の対応ではないということが分かりました。本校と分校の違いはあるものの、文科省調査で1,500名を超える在籍者が県内にいることから、必要な連携と支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、県立高校通信制課程の魅力向上による入学者確保について伺います。

急激な人口減少の中で、高校無償化の影響もあり、県立高等学校の入学者数は減少傾向にあります。一方、広域通信制私立高等学校は、個別最適化学習や柔軟な学びを提供し、多様なニーズに応えています。

県立学校の魅力向上のために、広域通信制私立高等学校が持つ学習手法やカリキュラム開発の知見を活用し、新たなクラス編制や授業内容の開発につなげることが重要と考えます。

そこで、県立高校の通信制課程の今後の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立高校通信制2校を合わせた入学者数と在籍者数は、ここ数年それぞれ180人と1,100人程度で推移しており、中学校卒業者数が減少する中であって、通信制教育のニーズは高いと認識しております。

通信制は、毎年、転入者及び編入者を多く受け入れるなど、学びのセーフティーネットとしての役割を果たしており、副教材等の教育費を最小限に抑えるなど、経済的負担の軽減を図った上で、柔軟なカリキュラムの下、生徒一人一人に応じた手厚い個別指導を行っております。

学びに対する価値観が多様化する中、通信制は様々な子供たちの受皿になっていることから、引き続き、学びの充実等を図り、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

○本田利弘議員 県立通信制学校においても、多様な学びを可能にするなどのニーズに応えら

れるような学習手法、カリキュラム開発を要望いたします。

続きまして、学校事務職員確保と採用及び共同学校事務室についてであります。

本県の学校事務職員は、平成10年の採用一本化以降、県の一般行政職から希望者を教育行政職として採用する仕組みが続いています。平成29年度から教育行政職制度が開始されましたが、現在も学校事務職員の約50%を知事部局からの出向で支えており、教育委員会籍の職員は毎年減少が続いています。学校事務を担う専門性の蓄積が困難な構造が続いていると思います。

そこで、事務職員のキャリアや適性を踏まえた任命権者間での転籍について、教育委員会としてどう考えるか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 転籍については、任命権の独立性の観点から慎重な検討を要するものであるため、現在、採用時の身分を保持した上で職員を出向させる人事交流により対応しております。

人事交流は、適性や希望を踏まえた柔軟な人事配置や職員育成にとって有効であり、知事部局から学校に出向した職員は、これまでの経験も生かし、多角的な視点から事務改善や校務運営への参画が期待でき、また、若手職員にとっては、地域との連携が不可欠な学校現場を知るよい機会となっています。

今後とも、事務改善や職員育成に資する人事交流を一層推進するとともに、職員確保の厳しさがさらに増す中、教育委員会全体の組織強化のため、転籍も含め、様々な観点から適切な人事配置を研究してまいります。

○本田利弘議員 出向者の皆さんからも「将来像が描けない」とか「専門性が積み上がらな

い」との声が上がっております。また、教育行政職の皆さんからは、入庁時点ではありますけれども、教育行政という職務に積極的に携わろうという意思のなかった方も少なからずいたという調査結果もございます。離職の可能性もあると捉えます。適切な人事配置について、踏み込んだ対応、検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、義務教育学校における共同学校事務室機能の維持・強化ということで質問させていただきます。

小中学校における共同学校事務室は、学校事務の効率化と教職員の負担軽減を支える重要な基盤であります。また、共同学校事務室長は、複数校の事務を統括し、指示・監督を行う極めて重要な役割であり、現行の人員配置と育成体制では制度の持続性に疑問があります。共同学校事務室長を、高等学校の事務室における事務長と同等の管理職ポストとして整理し、単なるまとめ役ではなく、責任と権限を伴う職として明確にすることが重要ではないかと考えます。

そこで、共同学校事務室の機能を維持・向上させるため、県立学校における事務長と同等の職責、職位の管理職を配置すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（吉村達也君） 公立小中学校における共同学校事務室は、学校で共通する事務の円滑化を図るため、構成する職員が共同で事務処理を行う場であり、事務の執行管理を行う室長を選定しています。

室長は、他の職員に対するOJTなどの役割は担うものの、サービス管理や職務上の命令を行う上司・部下の関係にはなく、県立学校における事務長とはその職責が異なるため、管理職としての配置は考えておりません。

一方で、議員御指摘のとおり、共同学校事務室の機能向上は学校運営にとって大変重要であることから、その機能が十分に発揮できるよう、知事部局と連携し、教育行政職の採用や人事交流などの取組を引き続き進めてまいります。

○本田利弘議員 管理職としての配置は考えていないということですが、この質問の背景は、学校事務の高度化・複雑化、校長先生、教頭先生の多忙化により、事務部門に学校経営の一部を任せる必要性、事務職員の専門性を正当に評価しなければ人材が育たないという危機感によるものであります。私は、学校事務職員の皆様、教員の皆様へのヒアリング、ミーティングを行っておりますけれども、教育委員会との意見の乖離が大きいと率直に感じます。現場の声をさらに聞いていただくことを要望いたします。

最後の項目になりますけれども、県職員の行革アンケートと早期退職について伺いたいと思います。

まず、庁内働き方改革・行政改革に関する職員アンケートについてであります。

令和6年9月の一般質問で確認しましたところ、令和5年度のアンケートの結果は、**1,923**名、**50%**程度の回答率でありました。令和7年、今年の春の実績でございますけれども、**2,238**人、**60%**になったようでございます。

離職率の低い企業ほどアンケート回答率が高いという共通点があります。これらの企業では、回答すると改善されるという信頼の循環が確立しています。こうした仕組みが従業員のエンゲージメントを高め、離職率の低さにもつながっていると聞いております。

職員の働きがい向上のため、働き方改革に関

する職員アンケートの実効性をどのように高めていくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 働きやすい職場環境づくりを推進するため、毎年度、知事部局の職員を対象に、自身のワーク・ライフ・バランスの実現度のほか、多様な働き方に係る制度の活用状況や課題等についてアンケート調査を行っております。

この調査結果を踏まえ、これまでに在宅勤務の本格導入や時差出勤の通年化など、職員の意見を反映した働き方改革に取り組んできたところであります。

一方で、議員御指摘のとおり、アンケートの回答率は6割程度にとどまっております。

今後は、より多くの職員の意見を酌み取るため、調査の意義を職員へ周知し、回答率の向上に努めるとともに、調査結果に基づいた改善を継続的に進めることで、職員アンケートの実効性を一層高め、職員の働きがいの向上につなげてまいります。

○本田利弘議員 こうしたエンゲージメント施策は、従業員の声を正確に把握し、改善のPDCAを回す上で不可欠であると思います。本県行政においても、同様に職員意識調査の位置づけを強化し、管理職の関与や結果の還元を制度化することで、職員の声を施策に反映する仕組みを構築すべきだというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

最後でございますけれども、庁内の早期退職者について伺います。

近年、全国的に労働市場の流動化が進み、転職者数は過去最多水準で推移し、特に20代から40代の離職・転職が増加していると聞いております。宮崎県庁でも60歳未満の早期退職者が、令和7年度では101名と初めて3桁になりました。

過去5年間では、累計で404名の退職者との報告をいただきました。

人口減少や民間との人材獲得競争が激しさを増す中で、県内の雇用環境は決して楽観できる状況ではありません。

知事部局における過去5年間の早期退職者数の推移をどのように受け止め、どのように対応していけるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 知事部局における過去5年間の早期退職者数は年々増加しておりまして、特に20代、30代の若手職員が全体の5割から6割を占め、職員の確保が厳しさを増す中で、大変深刻な状況にあると認識しております。

その退職の理由は様々であります。近年、社会情勢や個人の価値観が大きく変化し、終身雇用を前提としない働き方が広がる中、職員から選ばれ続け、定着してもらうためには、仕事のやりがいに加え、業務の効率化や柔軟な働き方など、職員の視点に立った取組が大変重要であると考えております。

このため県では、デジタル化や生成AIの活用による業務刷新のほか、時差出勤をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識改革にも積極的に取り組んでいるところであります。

引き続き、職員の率直な意見や要望を酌み取りながら、職員一人一人がやりがいや働きやすさを実感し、生き生きと活躍・成長できる職場環境づくりを進めてまいります。

○本田利弘議員 県庁職員の皆様は、一言で申しますと、こういう複雑な時代に県を支える要であると捉えます。社会情勢や個人の価値観の変化は理解できますけれども、職員の皆様が宮崎県を舞台に自己実現できる庁内環境整備をぜ

ひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、価値向上、稼ぐ宮崎の実現から、物価高騰対策、農林業政策、学びの多様化、学校事務職員の採用、庁内早期退職者等について質問させていただきました。

事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては、総合計画にございます「安心と希望の宮崎を創る」であります。根底にある基本理念をよりどころに目的を明確にし、ぶれない政策を実現していくことが重要であると捉えます。

最後になりますけれども、佐藤副知事におかれましては、3年間のお役目、お勤めを終えられて辞任されるということでございます。

私の記憶からしますと、2年前でしょうか、突風、竜巻が起こったときに、1人で歩いていらっしゃる場所に遭遇しまして、それだけ宮崎を愛していただいているんだなということを感じたところでございました。赤いマーチだったでしょうか、宮崎をくまなく回っていただきまして、宮崎を十分に御理解いただいているのではないかなと思います。辞任されても、ぜひ宮崎のことを優先に考えていただき、お仕事をしていただければというふうに思っております。3年間、本当に御苦労さまでございました。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 改めまして日高博之でございます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

これまで政治姿勢については辛口な質問が多かったんですが、今日はピリ辛ぐらいで勘弁してもらおうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

県政運営において、知事に求められているものは決断力だけではありません。多様な価値観や地域の声を受け止める寛容の精神こそ、これからの時代に必要ではないでしょうか。

知事はこれまで、県内各地に足を運び、県民の小さな声に耳を傾けながら県政運営に取り組んでこられたと思います。都市部だけではなく、中山間地域や人口減少地域、医療・福祉、農林水産業など、現場の声を丁寧に拾い上げてきた姿勢は、多くの県民が感じているところであると思います。

一方で、人口減少や人手不足、地域経済の縮小など、これまで以上に地域課題が複雑化する中、行政には、効率性だけではなく、寛容の精神を持って多様な声を受け止める姿勢が求められております。

知事の県政運営の根底には、県民の声を聴く姿勢があると感じています。特に声の大きい人だけではなく、小さな弱い立場の声をどう受け止めるかが、これからの県政において重要な視点ではないかなと思っております。

知事はこれまで県民の小さな声をどのように県政運営へ反映してこられたのかお伺いいたします。

次に、知事はこれまで、行政の長として県政

運営に取り組んでこられました。しかし、本日も聞きしたいのは、一人の政治家としての思いであります。

知事を支援している若者がこう言うておりました。40代の女性であります、「何で知事は宮崎のためにここまでやろうとしているのか。知事を動かす宮崎のよさは何なのか。応援しているし期待もしている。言われればウグイスでもやりたいと思っている。しかし、この知事についていきたいと思わせるような決定的な一言や、わくわくするような未来がまだ伝わってこない。それが欲しいんですよね。日高さん、どうか頼みますわ」と言われております。

そこで、政治家、河野俊嗣として、愛する宮崎県のために、残された政治人生をどのようにささげようと考えておられるのか。また、宮崎県の未来のためなら命をささげる覚悟で取り組むという強い決意をお持ちなのか。知事の胸の中にある宮崎への思いと覚悟について、ワールドカップでみんな寝不足と思いますが、目の覚めるような答弁をお聞かせください。

以上で壇上からの質問とし、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、県民の声の県政運営への反映についてであります。

私は知事就任以来、「現場主義」と「対話と協働」を基本姿勢に、公私を問わず県内各地へ足を運び、県民の皆様と膝を突き合わせながら、現場の実態を肌で感じてまいりました。こうした現場の声に基づき、日本一挑戦プロジェクトなどの成長戦略や県民の暮らしを支える施策の立案に反映させてきたところであります。

具体的な例で申し上げますと、長引く物価高

等の影響で厳しい状況にある子ども食堂に対しては、食材の調達が難しいという現場からの切実な声を踏まえ、昨年9月に緊急の食材配付事業を速やかに予算化するとともに、私自身、その事業を活用されている現場を視察し、運営者の方々と子供たちと直接意見を交わしたところでもあります。

また、子育て世帯からの授乳する場所や必要な施設がないといった声を踏まえ、県立施設への授乳室の設置や民間企業への授乳スペース等の整備支援に要する経費を今年度当初予算に盛り込んだところであります。

さらに、近年相次ぐ台風、竜巻や大雨災害に際しましては、発生直後から直ちに現地へ向かい、被災された方々から一日も早く元の生活を取り戻したい、そういう切実な声を直接伺いまして、現場の状況をこの目で確かめた上で、国への財政支援の働きかけや迅速な対応に取り組んでまいりました。

加えて、鳥インフルエンザや農場での豚熱発生に際しましても、関係者からの現場の状況や不安の声を伺いながら、一刻も早い終息に向けて全力で取り組んでまいりました。

今後とも、現場主義、対話と協働を大切にしながら、未来に向けて挑戦し、県民の皆様と共に本県が次のステージへ向かって進化していきえるよう、着実に歩みを進めてまいります。

次に、宮崎への思いと覚悟についてであります。

私は、平成17年に宮崎県庁に赴任して以来、職業人生の半分を超える20年以上にわたり、この宮崎で仕事をし、暮らしてまいりました。21年以上に及ぶ歳月の中で、県内各地を幾度となく訪れ、多くの方々と出会い、語り合う中で、地域に受け継がれてきた歴史や文化、雄大な自

然、豊かな食、そして何より人情味あふれる豊かな県民性や暮らしに接してまいりました。

この県民性というものは、私が宮崎を愛するに至る上で、大きなその動機となるものであります。何とか宮崎の皆さんのために役立ちたい、そういう思いで20年以上、仕事をしてまいりました。その積み重ねは、私にとって年月の長さ以上に濃密で、かけがえのない時間となり、いつしか私の人生はこの土地と分かち難く結ばれ、宮崎と共に生き、共に歩む、そんな思いへと変わっていったのであります。

今、ワールドカップに参戦している日本代表の話がありました。日の丸を背負うという言葉があります。私も宮崎県を背負って仕事をしてきた、その自負がございます。

その思いを象徴する出来事の一つが、神楽のユネスコ無形文化遺産への登録提案が決定されたとの報に接した時のことであります。これまで各地で目にしてきた神楽の荘厳な舞やその伝統を幾世代にもわたって守り継いでこられた地域の方々の真摯な営み、その強い思いというものが脳裏によみがえり、改めて胸が熱くなったところであります。

私の宮崎を愛する思いは、この地で生まれ育った方々にも決して負けるものではないと自負しております。まさにこの宮崎に骨を埋めるわけであります。

私の政治家としての原点は、口蹄疫の対応にあります。あの未曾有の危機の中で、厳しい状況にありながらも互いに支え合い、歯を食いしばりながら前を向いて立ち上がろうとする県民の皆様の姿に接し、県民の暮らしと宮崎の未来を守ることが自らに課せられた使命であると強く心に刻みました。その思いは、16年を経た今もいささかも変わっておりません。

今、国際秩序が大きく揺らぎ、不透明さを増す中で、我が国は急速な人口減少に見舞われております。そして、長引く物価高により、県民の暮らしや経済は大きく影響を受けようとしております。

私は、今こそ県民の皆様から負託をいただき、そして長い年月を経て蓄えてきた力というものを、宮崎の未来を切り開いていくために、全力でそこに注いでまいりたい、それこそが私に課せられた責務であり、使命であると強く自覚いたしております。

この難局にありまして、愛する宮崎のため、誠心誠意、覚悟を持って、知事としてその先頭に立ってこれからも走り続けてまいりたい、その覚悟であります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 宮崎県への深い愛情と恩返し
の思いが込められた、重い言葉として受け止めました。知事の答弁から感じたのは、宮崎はもはや第二の故郷ではないと、今は宮崎こそが我が故郷という思いではなかったかなと思っております。その思いを重く受け止めて、高く評価したいと思っております。猿は木から落ちたら猿です。でも政治家は落ちたらただの人です。私自身も知事の次期5期目に向けて、しっかり全力で支えてまいりたいと思います。

次に、県北地域の周産期医療について伺います。

将来の本県を担う子供たちの命を育む周産期医療についてであります。

先日、私の地元の産婦人科の先生に、産婦人科の現状についてお話を伺いました。24時間体制で地域のお産を支えてきた産婦人科では、現在、医師の高齢化や分娩数の減少による経営の悪化により、大変厳しい状況にあると伺いました。

この状況を私のインスタグラムで発信しましたところ、ふだんの投稿と比べ閲覧数が3倍以上、ふだんは男性の閲覧が多いのですが、この投稿に関しましては、閲覧の約7割が女性、年齢別では18歳から44歳が約6割を占めました。

このことから、地域で安心してお産できる体制は、将来または現在、妊娠・出産を考える世代にとって、まさに自分事、非常に関心が高く、また重要視されている結果だと受け止めております。

そこでまず、県北地域の周産期医療に対する知事の認識についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県北地域は、5つの分娩取扱施設と地域周産期母子医療センターである県立延岡病院が連携をし、正常分娩からハイリスク分娩まで対応する体制を構築しておりますが、少子化や物価高騰など産科医療機関を取り巻く情勢が大きく変化する中、将来においても安心してお産ができる体制を維持していくことは、喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、今年に入り、県北地区の分娩取扱施設と県、地元自治体等による意見交換を実施してきております。

また、私自身もこの週末、延岡で仕事があったものですから、内田県議に御案内いただきまして、4つの分娩施設全てを回り、院長等と意見交換を行ってまいりました。

地元の産科医の皆さんからは、何とかしてこの体制を守らなきゃいけないという強い使命感とともに、その一方で、分娩数の減少による厳しい経営状況や医師の高齢化、後継者不足、24時間365日対応するため、休暇取得が困難な状況等を伺ったところでありまして、私自身も改めて危機感を共有したところであります。

○日高博之議員 ありがとうございます。知事

も現状を理解して危機感を持たれているということを確認することができました。

産婦人科は24時間365日対応が求められます。昼夜を問わず命と向き合う産婦人科医や助産師、医療スタッフの方々の献身的な努力によって、地域の周産期医療は支えられております。しかし、現場の努力だけに依存する仕組みは、既に限界に達しているのではないのでしょうか。現場の医師からは、24時間体制でお産を守っているのに、それでいて、どんどん経営が悪化する状況に、先行きを不安視する言葉が聞かれます。

安心してお産のできる環境は、地域の重要なインフラであり、新しい命のインフラでもあります。身近な地域から分娩取扱施設が失われることは、妊婦にも長距離移動を強いることになり、身体的な負担はもちろん、経済的負担も伴います。また、緊急時に間に合うのかという精神的な不安にもつながります。

地域でお産ができる環境を守るために何をすべきか。分娩取扱施設に対する現状の支援体制は十分と言えるのでしょうか。

分娩取扱施設の維持に向けて、県は新たな支援に取り組む考えはないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県はこれまで、分娩手当の支給による処遇改善や、周産期医療ネットワークシステムの整備・運用に対する支援等を進めてまいりました。

さらに、産科医療機関の厳しい経営状況等を踏まえ、分娩数が一定数減少している施設等に対して、運営費の支援を行う経費を今議会の補正予算案に計上しております。

また、健康保険法等が改正され、地域の周産期医療提供体制の維持を図ることを目的とした

出産育児一時金に代わる新たな給付方式が今後2年以内に導入され、産科医療機関の経営改善につながるものと考えております。

引き続き、地域に求められる支援の在り方について、地元関係者等との意見交換を進めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

周産期医療についての最後の質問です。

先日、2025年の人口動態統計の概数が発表されました。その結果を見ると、合計特殊出生率が前年から0.03上昇し1.46、全国順位も前年3位から2位に上がり、1位の沖縄との差も0.06に縮まりました。日本一挑戦プロジェクトによる一定の成果が現れてきたのではないかと考えております。

一方で、出生数は依然として低い水準であることから、さらなる取組の強化が必要だと考えます。

安心して出産ができる環境、周産期医療は、日本一生み育てやすい宮崎の根幹であると考えます。この根幹である本県の周産期医療を守るための知事の決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 周産期医療は、母と子の貴い命を守り抜き、未来につなげる大切な医療であります。

本県の周産期医療体制は、長年にわたり宮崎大学や地域の医療機関が一丸となって構築してきたものであります。全国的にも先進的なシステムで、これを守っていくことが子供を生み育てたいと願う若い世代の希望をかなえ、本県の未来を切り開く大切な基盤と考えております。

今回、議員の御指摘のあった県北を含め、県内どの地域に住んでいても、安心して妊娠・出産できる体制を維持することは私の使命でありますので、県民の皆様に「宮崎なら安心して産

める」「宮崎で産んでよかった」と思っていただけよう、その環境整備に向けて全力で取り組んでまいります。

○日高博之議員 出産一時金に代わる新たな給付方式が国で議論されている。全国知事会でも知事の言葉でしっかりとこれを国に要請していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育人材の確保についてであります。

日本一生み育てやすい県づくりに向けては、幼児教育・保育の環境整備が欠かせませんが、その担い手となる保育士の有効求人倍率は全産業の平均を上回る状況が続いているなど、保育人材へのニーズは高まっております。

特に郡部、中山間地域では、保育士の確保が極めて困難となっており、幼児教育・保育施設では、慢性的な人手不足、働き手の負担増加につながっております。

また、それらに伴って、受け入れられる子供の数、つまり施設の定員を削減せざるを得ない施設も出てくるのが懸念されます。

実際に、県が令和6年度に県内の幼児教育・保育施設に対して行った調査では、国が定める配置基準は満たしているものの、休暇を取得しやすい環境の整備や保育の質の向上という理由により、207施設で570人の保育人材が不足している状況にあったとの結果が出ております。

このような保育人材が不足している状況に対処するためには、保育士資格を持ちながら幼児教育・保育の現場を離れている、いわゆる潜在保育士の掘り起こしが極めて重要であると考えます。

そこで、県内における潜在保育士の現状や復職に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 昨年度、県が保育士登録のある県内の方を対象とした実態調査を行ったところ、回答者のうち、約7割が現に保育士として就業している一方、残りの約3割は保育士以外の職に就業しているなど、潜在保育士に該当するという結果でありました。

さらに、この潜在保育士のうち約4割は、処遇や職場環境の改善などの条件次第で現場復帰の可能性があると回答でありました。

これらの調査結果等を踏まえ、県では、保育士・保育所支援センターの体制を強化し、潜在保育士など求職者へのきめ細やかな対応による就職あっせんを行うとともに、働きやすい職場環境づくりの支援にも取り組んでおります。

○日高博之議員 次に、地域限定保育士制度についてであります。

この制度は、国家戦略特区制度の中で導入され、地域内勤務を前提に保育士試験を実施し、保育人材の確保につなげるものであり、昨年度に一般制度化されております。

特に、人口減少が進む地方においては、「地域で育て、地域で支える」という視点が極めて重要であり、本県においても、この制度は有効な保育人材の確保策になり得るのではないかと考えております。宮崎市が行った管内の施設向けの調査でも、8割以上の施設が導入を希望していることが分かっております。

さらには、他県でも導入が進んできていると伺っており、本県でも地域限定保育士制度の導入をいち早く進める必要があるのではないかと考えますが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 社会の宝である子供の育ちを支える保育士の確保は大変重要であります。私も現場を訪問して視察させていただくたび、愛情と使命感を持って仕事に取り組んでお

られる、そういう姿を見て頭の下がる思いがしております。

県内における保育士確保の現状につきまして、議員御指摘のとおり、国の配置基準は満たしているものの、休暇取得のしやすさや、きめ細かな保育の観点から、必ずしも十分ではないと認識しております。

このため県では、保育士・保育所支援センターの体制強化や修学資金貸付の要件緩和などにより、さらなる人材確保に努めているところであります。

御質問の地域限定保育士の必要性を検討するに当たりましては、現在行っている県の取組の効果を検証しつつ、まずは導入事例の調査を行った上で、受験される方のニーズや保育の質の確保など、様々な課題を整理する必要もあると考えております。

今後とも、現場の実態や声というものをしっかり把握しながら、保育人材の確保に向けて、また日本一生み育てやすい県の実現へ向けて、全力で取り組んでまいります。

○日高博之議員 これは導入事例の調査を行った上でということで、速やかにやったほうがいいと思います。宮崎市で8割ということは、それ以外の中山間部ではもっと高いのが当然の話であって、この辺の調査というのは速やかにやって、早めに制度化してもらうことを要請したいと思います。

次に、潜在ケアマネジャーについてであります。

先日、埼玉県において、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが利用者家族から襲われ死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。個別の事件について論じるつもりはございませんが、ケアマネジャーは、利用者や家族か

らの様々な相談に対応しながら、多職種とも連携・調整し、適切な介護サービスにつなげる役割を担っており、地域包括ケアシステムの要であります。

業務負担の増加や高齢化、人材不足により、現場では疲弊が進んでいます。特に地方部では後継者不足も深刻となっており、一部の事業者からは、ケアマネジャー不足によってケアプラン作成に遅れが生じ、事業所経営に影響が及んでいるという話も伺っております。

このままでは、将来的に必要な介護サービスを安定的に提供していくことが困難になることも懸念されます。

このような中、県では昨年度、有資格者でありながらケアマネジャーとして就労していない潜在介護支援専門員の実態を把握するため、アンケート調査を実施したと伺っております。

そこで、令和7年度に実施した潜在介護支援専門員実態把握調査の結果概要について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 今回の調査は、県内の介護支援専門員の高齢化が進む中、特に中山間地域や小規模事業所において人材確保が困難な状況も見られることから、潜在人材の就労に向けた施策を検討するため実施したものです。

調査の結果、介護支援専門員としての就労を考えている方は回答者の約2割であり、そのうち約7割の方が3年以内の復帰を希望しているとの回答でありました。

また、就労を妨げる主な要因として、業務量の多さや責任の重さ、処遇への不満に加え、資格更新時に必要な研修の受講時間や費用負担が挙げられております。

○日高博之議員 次に、その調査結果を受け

て、今後どのように人材の確保・定着に取り組んでいくのか、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 調査時点で介護支援専門員としての就労を考えている方に加えて、さらに多くの方の就労につなげていくためには、業務内容や処遇の改善、また研修受講の負担軽減など、課題の解決に取り組む必要があると考えております。

これまで県では、処遇改善について国に要望を行うとともに、ICT活用による業務効率化の推進、また法定研修の受講料補助や、オンデマンドによるeラーニングへの補助を実施しております。

今後は、市町村や関係団体と連携しながら、潜在人材や新たな人材の確保に向けた効果的な施策を検討し、人材の確保・定着に取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。介護が必要になった高齢者やその家族にとっては、一日でも早く必要な支援につながる事が重要だというふうに思っております。

ケアマネジャーがケアプランをつくらないと介護サービスを受けられない。でもケアマネジャーが減っているんですよね。非常に厳しい状況です。部長、この辺をしっかりと考えてやってください。

次に、医療的ケア児の支援に関する地域間格差についてであります。

私は10年以上、この問題について訴え続けてきました。しかし、今なお県北に住む医療的ケア児の保護者は、住む地域によって受けられる支援が違うという現実直面しております。

私の地元である日向市では、家族会が自ら福祉事業所を立ち上げ、地域の医療的ケア児の支

援の受皿づくりに取り組んでおられますが、本来、自宅で子供たちの介護をされている御家族自ら立ち上がらなければならない現状というのは、居住地による福祉格差によるものだと認識しております。

まず、医療的ケア児の支援に関する地域間格差の解消に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のとおり、県北をはじめとする地域においては、医療的ケアに対応できる事業所や短期入所の受皿が不足しており、身近な地域で十分な支援を受けられないことは喫緊の課題と認識しております。

このため県では、今年度から医療的ケア児支援センターの体制を強化しており、市町村を主体とした地域の受皿づくりのため、県のコーディネーターが助言等を行うアウトリーチ支援を展開することとしております。

県としましては、どこに住んでいても必要ときに適切な支援が受けられるよう、市町村と連携し、医療的ケア児の受皿づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 どこに住んでいても必要ときに適切な支援が受けられる、これができていないということなんですね。そこが非常に重要なところです。

医療的ケア児の受入れに取り組まれている事業所があります。その中でも、宮崎市の中心部にある「H A L E たちばな」という施設は、医療的ケア児に医療と福祉を総合的に提供する施設として大変先進的なところであります。

私は、このような先進的な取組から学び、その中で得られた教訓を県内の地域間格差解消に役立ていくという視点が重要ではないかと考え

ております。

福祉保健部長は、3月に宮崎市のH A L E たちばなを視察されております。私も一緒に行きました。その感想をお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問しましたH A L E たちばなは、日中一時支援や短期入所、訪問看護など、複合的に医療的ケア児を支援している先進的な施設であります。

私が視察した際に強く印象に残ったのは、高度な専門性が求められる現場において、看護師や支援員の方々が強い使命感を持って、子供たち一人一人の命と成長に向き合っておられる姿であります。

また、学校卒業後の受皿が急減し、保護者が離職を余儀なくされる、いわゆる18歳の壁や短期入所の報酬単価が低いことなど、多くの課題をお伺いいたしました。様々な課題が改善されていくことにより、このような取組が県内全域に広がることが重要であると強く感じたところであります。

○日高博之議員 強く感じたわけですから、しっかりと政策として進めていってもらえればと思っております。

知事は、県内で様々な県民と触れ合い、対話をされていく中で、医療的ケア児とその家族が様々な制約を受けながら生活されている現状を御存じであると思います。

国では、超党派の国会議員によって今国会に医療的ケア児支援法の改正案が提出され、成立する見込みであるとの報道もありますが、御家族は、法改正を契機として、さらに医療的ケア児への支援が進んでいくことを期待しております。

医療的ケア児の支援について今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 野田聖子先生が来県されたときも含めて、様々な機会を通じて意見をいただいておりますが、医療的ケア児の保護者の皆様は、24時間、日々緊張感を持ちながらケアに向き合っておられ、当事者や御家族の皆様が安心して健やかに過ごせる支援体制づくりが急務であると認識しております。

医療的ケア児については、医療面のみならず、保育、教育、福祉、さらには社会参加など、ライフステージに応じた様々な課題に直面しておられます。

議員御指摘のとおり、国においては、医療的ケア児支援法について、対象を18歳以上に拡大することなどを柱とした改正に向けた動きが進んでおります。

県としましても、このような動きを踏まえ、乳幼児期から成人期、そして親亡き後も見据えた、長期的視点に立った支援体制の構築を進め、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる宮崎づくりにしっかり取り組んでまいります。

○日高博之議員 私は10年前に議員になったときから言っております。これこそ知事じゃないとできないですから、しっかりとこの辺を突破してほしいなと思っております。どこに住んでも支援を受けられることを、支援法にのっとってお願いしたいと思います。

次に、県立病院事業の経営状況についてですが、その前に、先般、私の命を救っていただいた県立延岡病院の医師、看護師、またスタッフ、あらゆる関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

質問に入ります。

県立病院の経営状況は、極めて厳しいものがあると言わざるを得ません。特にコロナ禍以降の患者離れ等による収支悪化は深刻であり、令和6年度には一般会計から50億円もの貸付けを受けざるを得ない事態となりました。

現在、病院局では、令和12年度の黒字化及び当該借入金の返済開始という、極めて高い目標を掲げた収支計画を策定し、経営改善に取り組まれています。

私は、県立病院は県民にとってなくてはならない存在であると考えております。そうした中、現場では、医療スタッフの一人一人が、診療報酬の適正な算定や患者数の増加、経費節減など、収支改善に向けた血のにじむような努力を続けられております。私も実感しました。その姿勢は高く評価するものであります。しかし、現実には依然として厳しく、目標の達成には多くの困難が予想されます。

そこで、現在の収支計画の実現性についてお尋ねいたします。まず、現在の病院経営における赤字の要因について、どのように分析しているのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（重黒木 清君） 直近の令和6年度決算では、全国の公立病院の8割以上が赤字となっております。

本県におきましても赤字経営が続いておりまして、その要因として、収益が公定価格である診療報酬により決定される中、まず、24時間体制が求められる救急や小児・周産期など、民間医療機関では対応が困難な不採算医療を担っていること、また、コロナ禍以降の受診行動の変化や一部診療科の医師不足などにより、患者数の減少が続いていること、さらには、近年の人件費や物価の高騰などで、費用負担が大幅に増加していることなどが考えられます。

病院現場では、経営改善に懸命に取り組み、一定の効果を上げておりますが、これらの要因により経営が圧迫されているものと分析しております。

○日高博之議員 公立病院は全国的に厳しい状況にあり、診療報酬が公定価格であることや、不採算医療の提供といった構造的な課題については、一経営体の努力には限界があるものと考えております。

また、現場の懸命な努力が近年の人件費や物価高騰などの外部要因に打ち消されている現状も理解しますが、令和12年度黒字化という目標は県民との約束でございます。

そこで、中東情勢に伴う物価高騰など、当初計画策定時には想定しなかった外部要因の変化等にどのように対応し、令和12年度の黒字化を達成するのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（重黒木 清君） 長引く物価高騰をはじめ、外部要因の変化に適切に対応していくことは大変重要であります。

このため、まずは令和7年度決算の精査や月から適用されております診療報酬改定の影響分析等により、現状を正確に把握し、収支計画の徹底した見直しを行ってまいります。

その上で、これまで取り組んできた診療報酬制度への適切な対応による収益確保や医薬品の共同購入等による費用節減に加え、さらなる病床削減やDX推進による業務効率化、また、日南病院の在り方の検討など、これまで以上の対策を強く推し進め、計画の着実な実行を図ることとしております。

大変険しい道のりではありますが、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 県立病院は県民の命を守る最

後のとりでであります。答弁にもありましたように、民間では困難な不採算医療を安定的に提供するという公的役割を果たす上で、ある程度の赤字は織り込まざるを得ない側面もあります。

しかし、持続可能な医療体制を継続するためには、健全な経営基盤が不可欠ですので、引き続き、情勢の変化を的確に捉えた経営改善に粘り強く取り組むとともに、公的医療機関としての使命を果たし抜くことを強く要望いたしますと思います。

次に、県立高校の将来についてでございます。

今年度からいわゆる高校無償化が拡充され、全国的に私立高校への進学志向が増えております。本県でも同様に、これまで公立と私立の生徒の比率はおおむね7対3となっていました。この数年でその状況は大きく変化しつつあります。

そこで、現在の県立と私立の定員と入学者数について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度の県立高校全日制の募集定員は7,320名で、入学者数は6,118名になっております。また、私立高校全日制の募集定員は3,575名で、宮崎県私立中学高等学校協会の調べによると、入学者数は3,524名となっております。

○日高博之議員 県立高校では定員割れが続き、入学者の割合も全体の63%で、これまでのおおむね7対3の比率も変わってきており、今後の状況を懸念しております。私の中では一氣に來たかなという感じです。

県立高校には、各地域の教育環境の維持のため、今後もしっかり魅力向上の取組を進めてほしいと考えております。

現在、国において、ネクストハイスクール構想として高校教育改革を進めることを打ち出しており、本県でも、これを踏まえた実行計画の策定を行う予定と伺っております。今まさに本県の高校教育は大きな転換点にあると感じています。

そこで、本県の高校教育が直面している現状と、今後策定される実行計画を見据えた上で、教育長御自身が考える2040年を見据えた県立高校について、教育長の思いをぜひお聞かせください。

○教育長（吉村達也君） 先日公表されました2025年の本県の出生数は5,923人で、この子供たちが2040年には高校入学を迎えます。今春の中学校卒業者数約1万人の6割程度となりますので、現在、県立・私立合わせて高校が50校あり、その全てに影響が及ぶと考えられます。

このため、県立高校が将来にわたり県民にひとしく高校教育の機会を保障する役割を果たしていく上で、例えば中山間地域の学校におきましては、多様な学びを提供できる体制や、関係市町村と連携して、特に地域が求める人材を育成する学科の設置等を検討すべきと考えております。

また、私立高校を含め、同じ学科を有する学校が複数ある地域におきましては、学校の規模適正化と提供する学びの特色化・差別化を並行して実施すべきと考えております。

高等学校教育改革実行計画の策定に当たりましては、将来を担う子供たちに必要な教育を継続的に提供できるよう、児童生徒はもとより、県議会をはじめ、広く県民の方々の御意見も伺い、今後の県立高校の在り方をしっかり示してまいります。

○日高博之議員 将来的に苦しいですね。こ

れはいろいろ考えて、これから委員会等で審議されると思いますので、よろしくお願いします。

次に、地域経済循環についてであります。

地域経済の活性化を議論する際、私たちはどうしても、いかに外貨を稼ぐかという点にばかり目を奪われがちです。もちろん首都圏や海外といった県外の大きな市場から外貨を稼ぐことは極めて重要ですが、それと同時に、稼いだお金を地域の中で回し、域外へ逃がさないという視点も、経済を支える車の両輪として不可欠なはずです。

ところが、この地域経済循環の重要性については、県内に十分に浸透しているとは言い難いのが現状ではないでしょうか。

一方で、民間ではすばらしい循環の兆しが生まれています。先日、私が所属する商工建設常任委員会の県北調査で訪れた延岡市の宮崎ひでじビールでは、まさに地元の技術が支えるビール造りを実践しておられました。ビール製造に欠かせない醸造用タンクは、地元延岡の鉄工所の職人たちの手によって製作されたものであります。

また、県内の企業と共同開発した麦芽製造設備によって、県産麦芽100%のビールを実現されました。工場の電気制御から細かな部品に至るまで、まさに地元の力がひでじビールというブランドを支えています。

このように、地域の企業間の連携を活性化させ、地元の仕事と所得を還元する、それこそが域内循環の理想的な姿であります。

しかし、こうしたすばらしい事例を単なる一企業の成功談で終わらせるわけにはいきません。この取組を宮崎県全体の当たり前にしていくためには、まず我々の足元が今どうなってい

るのか、その実態をしっかり把握する必要があります。

そこで県は、地域経済循環の観点から、現在の県内調達状況をどのように分析し、評価しておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県が今年3月に公表した令和2年宮崎県産業連関表によりますと、県内需要額に占める県外からの移輸入額の割合である移輸入率は、全産業で**31.2%**となっております。これは、県内で使用される原材料や、消費される物、サービスの約7割が県内で賄われていることを示しており、他都道府県と比較しても高い自給水準にあります。

一方、産業分野別に見ると、県境をまたいだ取引が活発な製造業は総じて県内調達の割合が低く、本県の基幹産業である飲食料品製造業分野においても2割強となっております。この数値自体は全国平均並みではあるものの、本県食材の供給能力を踏まえると、県内調達割合をさらに引き上げる余地があると考えております。

○日高博之議員 飲食料品分野の県内調達が2割強という状況、これは見方を変えれば、本県経済にとって大きな伸び代があるという部長答弁は、まさにそのとおりではないかと思っております。

本県は、全国屈指の食の供給基地として高い評価をいただいております。しかし、その実態を詳しく見れば、豊富な県産食材が素材のまま県外へ出荷されている一方、県内で付加価値を生む加工の段階では、その多くを県外に頼ってしまっている。せっかく外貨を稼いでもそのお金が県外へ流出している状況は誠にもったいない、歯がゆい思いがいたします。

食品だけに限らず、他の業種でもこの流出を

少しでも防いで、地域の所得に結びつけていくことが重要です。

私の地元の日向商工会議所青年部では、昨年度から、独自アプリを活用して会員事業所間の取引を可視化するビジネスマッチングに取り組んでおられます。会員間で取引を積極的に行おうという意識がより強化され、取組初年度となる令和7年度の会員間取引額は1億円の大台に達し、今年度はさらにそれを上回るペースで取引が活性化していると伺っております。

地元でできることは地元でという当たり前の積み重ねが地域を元気にする種となることを、民間の若い力が証明してくれました。

こうした民間の主体的な動きを、県がいかに全県的な大きな流れへとつなげていくのかが重要です。現場の事業者からは「県内に発注先があることを知らない」「きっかけがない」という声が聞かれます。こうした情報のミスマッチを解消し、企業同士が信頼で結ばれ、仕事が回る場を積極的につくり出していくことこそ、県に求められる役割ではないでしょうか。

そこで、県内企業間の取引拡大や県内調達の向上を図るため、県では今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 地域経済循環の拡大は、地元事業者の投資促進や小規模事業者も含む本県経済全体の持続的な発展につながることから、大変重要な取組であります。

このため、県ではこれまで、宮崎県産業振興機構を通じた県内製造業者の取引あっせんや商工会議所等が行う異業種交流会を通じて、県内企業間の相互理解の促進や受発注の機会を創出する取組を支援してきました。

加えて、フードビジネス分野では、県内生産

者と食品加工・製造業者等のマッチング支援に取り組んでいるほか、新たに県内企業同士のネットワークづくりを支援する取組も始めたところではあります。

今後とも関係機関等と連携しながら、支援施策を着実に実施し、地域経済循環の拡大に努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。県内調達の推進を単なるスローガンにせず、効果のあるものにしていかなければなりません。今回のひでじビール、日向商工会議所青年部、日向YEGの取組、地元と共に歩むという強い覚悟を持った民間の熱意に対して、県はそれを強く後押ししていく役割だと思います。

外貨を稼ぐこと、域内で回すこと、この2つの車輪がしっかりとかみ合い、宮崎の経済が全速力で回り出すよう、県の積極的な関与を強く求めたいと思いますし、部長、ぜひ日向YEG、日向商工会議所青年部のところへ行って、聞いて、どんどん県全体に広げていただければ、1億円どころか何十億円になります。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本県のオーガニックの推進についてです。

国は令和3年にみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、約100万ヘクタールへ拡大するということを目標としております。

さらに国は、生産から消費まで地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村をオーガニックビレッジと位置づけ、オーガニックビレッジを核に、幅広い関係者と協力し、広域で有機農業に取り組むエリアを創出していくこととしております。

そこで知事に、みどりの食料システム戦略を

どのように受け止め、本県において有機農業をどう推進していくのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国では、地球温暖化等を踏まえ、令和3年にみどりの食料システム戦略を策定し、農林水産業の持続的発展と地球環境の両立に向けて取り組んでおります。

このような中、令和5年に本県で開催されたG7宮崎農業大臣会合では、ウクライナ情勢等を受け、食料安全保障の確保等をテーマに議論され、持続可能な農業の推進を掲げる宮崎アクションが採択されました。

私は、改めてみどりの食料システム戦略の先見性を認識するとともに、G7会合開催地である本県が率先して、これら戦略やアクションで掲げられている持続可能な農業を実現すべきと考えておまして、その実現には、有機農業の推進が極めて重要なテーマだと認識しております。

このため県では、令和5年度に有機農業への支援策を創設し、人材育成や技術の普及、販路拡大などを進めてまいりました。

これらの取組により、大手量販店等との契約や、地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジなどの事例が生まれ、有機農業の取組面積が全国第4位にランクアップするなど、着実に成果も上がってきております。

今後とも、新たな技術の開発や販路拡大のためのネットワーク構築の支援などにより、持続可能な農業県を目指してまいります。

○日高博之議員 次に、オーガニックビレッジ宣言についてであります。

有機農業の拡大を進めるためには、生産から流通、消費まで、関係者が一体となって有機農業の推進に取り組むオーガニックビレッジの取組を、市町村が対外的に表明するオーガニック

ビレッジ宣言を行うことが重要であると考えております。

私の地元日向でも、有機農業の実践者である日向百生会と、県内に9店舗のスーパーマーケットを展開する株式会社マルイチが連携し、地域内での販売体制を構築されるなど、県内でも先進的な取組が進められており、地域内でも、オーガニックビレッジ宣言に向け、新たな機運が高まっておるところであります。

そこで、本県の有機農業の現状と、オーガニックビレッジ宣言を行う市町村を増やすための取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の有機農業については、例えば令和6年の有機JAS認証面積では467ヘクタールと、5年前に比べ114ヘクタール増加しております。

また、オーガニックビレッジを宣言した県内の自治体は、令和4年の綾町を皮切りに、現在5市町まで増えてきています。

有機農業を推進する上で、その拠点となるオーガニックビレッジの宣言には大きな意義がありますので、市町村が参加する会議等の場でオーガニックビレッジについて周知しているほか、日向市をはじめ、有機農業実践グループ等が積極的に活動している地域において研修会を開催しているところです。

今後とも、オーガニックビレッジの宣言など、市町村と連携しながら有機農業の取組を支援してまいります。

○日高博之議員 次に、新たに有機農業に取り組む農業者への支援策についてお伺いいたします。

一般的な栽培から有機農業への転換を希望する農業者は、収量減少のリスクや除草作業によ

る労力負担の増加、販路開拓など、様々な課題と向き合うこととなります。このため、新たに有機農業に取り組む農業者に対しては、これらの課題解決に向けた支援が必要だと考えます。

そこで、有機農業への転換を希望する農業者に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 有機農業への転換に当たっては、化学肥料や化学農薬を使用できないことから、収量の確保、雑草や病害虫の対策、販路開拓などが課題となります。

このため、令和5年度から、有機JAS規格に基づく有機栽培への転換に必要な準備期間中の掛かり増し経費や、水田の除草の省力化を図るロボットなどの資機材導入の支援を行っています。

また、令和7年度からは、有機農業の実践者を講師とした研修会や販路開拓のための商談会を開催するなど、転換を希望する農業者の課題を解決するための支援にも力を入れているところです。

今後も、これらの取組により、有機農業のさらなる拡大を図ってまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

次に、最後の項目になりますが、県土整備行政についてお伺いいたします。

まず、中東情勢の影響についてであります。

昨今の中東情勢は、海上物流の停滞や原油価格の高騰を招き、建設資材や燃料費のさらなる価格上昇、さらには調達遅延のリスクをもたらしております。

このような中、県発注の工事においても、建設資材の価格高騰や納期遅延による工期への影響が懸念されており、その影響は極めて大きく、地元建設業者の経営を圧迫しかねません。

公共工事では、契約後に資材価格が著しく高騰した場合には、工事請負契約約款に基づき請負額を変更する、いわゆるスライド条項が活用できると聞いております。

そこで、中東情勢に伴う県発注の公共工事への影響と対応について、公共三部を代表して、県土整備部の取組を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 中東情勢の不安定化を受け、先月、県土整備部における発注済みの工事、約600件を対象に土木事務所等に聞き取りを行ったところ、約1割の工事で資材の価格高騰や納期の遅れなどが確認されました。

このため、資材価格の急激な変動に対応するスライド条項の適用に当たり、特例で条件を緩和するとともに、資材の納期遅延に対しては、工期の延伸に応じているところであります。

また、今後発注する工事におきましても、工期を任意に設定できる余裕期間制度を活用するなど、柔軟に対応することとしております。

今後とも、資材の供給や価格の動向等を注視し、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

次に、細島港の整備についてお尋ねいたします。

細島港周辺は東九州の産業集積地であり、企業が使用する原料や製品の輸出入を行う国際物流拠点としての役割を担っており、細島港内においては企業の立地が進んでおります。

今後、企業のさらなる集積を促進するためには、新たな工業団地の造成が課題であり、企業の生産活動の効率化を図る上でも、大水深の18号岸壁の整備が不可欠でございます。

また、細島港から大阪経由で関東とを結ぶRORO船は週3便運行し、本県物流において重要な航路になっておりますが、モーダルシフトの進展も相まって、今後、RORO船の果たす役割や細島港の重要性は、より一層拡大していくものと考えております。

このようなことから、貨物船の大型化への対応を含め、港湾計画に基づく細島港の施設整備を着実に進めることが重要であると認識しております。

そこで、細島港における整備状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 細島港につきましては、林産品の取扱量増加を見据え、令和7年に県において16号岸壁の供用を開始するとともに、国においては、RORO船の大型化に対応し、耐震性も備えた19号岸壁の整備を進めるなど、東九州の物流拠点として着実に機能強化が図られております。

このような中、整備が進む高速道路ネットワークにより、背後圏域が拡大する効果が期待されますことから、今後は企業誘致や新規貨物の開拓に積極的に取り組み、ひいては工業団地の確保にもつながる18号岸壁の新規事業化を目指すこととしております。

県としましては、さらなる整備促進に向け、日向市や関係事業者と一体となった要望活動などの取組を一層強化してまいります。

○日高博之議員 大水深の18号岸壁は日向市の悲願であります。知事、ここら辺も、道路も大事ですが、港湾のほうもぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

先ほど答弁にもあったように、ストック効果と言いますけれども、港と高速道路が一体的に

結ばれることが、ネットワーク、地域の経済を支える上でも非常に重要と考えております。

私は、熊本、大分、宮崎の県議会議員で構成される九州中央3県議員連盟の副会長を務めております。特に九州中央自動車道については、全線開通すれば、九州を横断する道路の一つとして、沿線の産業や観光振興、緊急搬送への寄与はもちろん、九州の人流・物流が大きく変わるものと思われま

す。また、南海トラフ地震などの大規模災害時に甚大な被害を受ける本県の沿岸部に向けて、救助活動や救援物資の輸送を支える上でも、九州中央自動車道の早期完成は必要不可欠と考えます。

ここで、本県副知事を辞されることになった佐藤副知事にお伺いいたします。

佐藤副知事には、就任されて以来、本県の発展のため、多大な御尽力を賜りました。心から感謝を申し上げます。

そこで、副知事退任に当たり、九州中央自動車道の整備に対する思いを、縦じまの似合う佐藤副知事にお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 私は、令和5年7月に副知事に就任して以来、努めて県内各地を訪問する中で、県北地域については、産業振興はもとより、豊かな観光資源を最大限に生かすためにも、また、南海トラフ地震などの大規模災害時における命の道としても、九州中央自動車道の早期整備が極めて重要であるということを改めて認識しております。その実現を願う地域の熱い思いも強く実感してまいりました。去年、高千穂の武道館で行われた決起大会のときには、フロアからあふれた人が2階に上がられていったのがすごく強く印象に残っています。

このため、私自身、県議会の皆様をはじめ、

沿線自治体や関係団体、地域の皆様と一体となって、知事と共に国に早期整備の必要性を訴えるなど、事業の着実な前進に努めてまいりました。

これまでに蘇陽一五ヶ瀬東間が新規着工し、県内唯一の未事業区間である平底―蔵田間が「計画段階評価を進めるための調査区間」に選定されるなど、全線開通に向けて大きく前進いたしました。

さらに、事業中区間において、最長のトンネルとなる新津花トンネルに今年度着工するなど、工事は着実に進捗しております。

私としましては、九州中央自動車道をはじめとする本県の高速道路が一日も早く全線開通するよう、最後まで責務を果たしますとともに、今後、立場が変わっても、宮崎の発展のために尽くしてまいる所存です。

○日高博之議員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。阪神ファンもいいですけれども、宮崎ファンになってもらって、国土交通省に帰っても、しっかり宮崎のインフラを支えていただければと思います。宮崎から阪神ファンが1人減るということですが、本当に思い出は絶えません。ぜひ国土交通省に帰ったら偉くなってください。宮崎のためによろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時0分散会

6 月16日（火）

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（1名）

31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎ 議案第24号及び第25号追加上程

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第24号及び第25号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第24号及び第25号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第24号「令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回、追加提案しました補正予算案は、中東情勢を受けた国の令和8年度補正予算（第1号）による重点支援地方交付金を活用したエネルギー支援に要する経費について措置するものです。

補正額は、一般会計5億2,999万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,918億8,606万6,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億2,999万円であります。

続きまして、補正予算案に計上した事業の概

要について御説明いたします。

まず、宮崎県LPガス料金負担軽減事業は、LPガス使用世帯等に対して、ガス使用料金の一部を補助するものです。

次に、特別高圧電気料金激変緩和事業は、特別高圧で受電する中小企業等に対して、電気料金の一部を補助するものです。

今回の補正予算案に計上した事業は以上となりますが、今後も中東情勢が県民や事業者の皆様に与える影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な対策を講じてまいります。

次に、議案第25号についてです。

このたび、副知事、佐藤弘之氏より令和8年7月30日付で辞職したい旨の申出がありましたので、その後任として竹内大一郎氏を令和8年7月31日付で副知事に選任いたしたく、県議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山 衛議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。延岡市選出、公明党の工藤隆久です。今回も、県民の方からいただいた意見、また、自分の政治課題について質問したいと思います。通告に従いまして質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

先日、県立美術館に石村嘉成展を見に行きました。自閉症の方が親と共に歩んだ作

品の数々、その色彩感覚、構図に感嘆しながら母と鑑賞しました。子供たちも楽しそうに動物の絵をはしゃぎながら見ていました。

近年、国においては、博物館法改正などを通じ、文化施設の役割が、展示・保存中心から、教育、福祉、地域づくり、観光、交流を含めた地域社会の拠点へと大きく変化しております。

一方、本県の県立美術館・博物館は宮崎市内に設置されており、県北・県西地域の住民からは、「距離的にも心理的にもなじみが薄い」「子供を連れていく機会が少ない」といった声も伺っております。

特に、子供たちが本物の芸術に触れる機会は、感性や創造力、探求心を育む上で極めて重要であり、地域や家庭環境によって文化芸術体験に格差が生じることを懸念しております。

また、高齢者の社会参加や障がいのある方々の表現活動、不登校や孤立対策など、文化芸術が持つ福祉的・教育的価値には、全国的にも注目が集まっております。

他県では、移動美術館、学校との連携、地域巡回型展示、対話型鑑賞、地域イベントとの融合など、「待つ美術館」から「出向く美術館」への転換が進められております。

県立美術館は、単なる展示施設ではなく、県民誰もが文化芸術に触れ、交流し、感性を育むものです。

知事は、県立美術館を地域社会のインフラとして今後どのように位置づけ、県内全域へ文化芸術を広げていくのかお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

県立美術館は、本県の芸術文化振興の拠点と

して優れた作品を鑑賞する機会を提供し、県民の文化的生活の向上に貢献するとともに、美術作品を見ること、触れることにより、心の豊かさをもたらし、心のケアにもつながる、社会的価値を持つ施設であると考えております。

また、今御指摘がありましたように、優れた作品を展示するという場の提供にとどまることなく、各地域に収蔵作品を届ける「旅する美術館（タビビ）」などのアウトリーチ活動や、「みやざきデジタルミュージアム」としてネット上で収蔵作品を公開することにより、来館できない方を含め、多くの県民の方がいつでもどこでも気軽に展示物に触れる機会を提供しております。

県民の方々が豊かな生活を送ることができるよう、これらの取組をさらに進めるとともに、地域の多様な主体と連携・協力し、観光資源としての魅力を高め、地域活性化にも貢献することで、地域社会のインフラとしての役割を積極的に果たしていく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員 ありがとうございます。地域社会のインフラとしての役割を積極的に果たしていくという強い答弁をいただき、大変ありがとうございます。前回は質問いたしました、博物館を含め、積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、美術館は母と伺いましたが、広く、日頃の運動不足の解消、また、違う感性との出会いによる脳の活性化などにもつながったと感じております。

美術館では近年、アートを活用した高齢者の孤立防止や認知症予防、障がいのある方の表現活動、不登校支援など、福祉と文化を横断した取組が全国的に広がっております。そのよさを

最大限に活用できる取組をお願いしたい。

そこで、福祉部局などと連携しながら、県立美術館のよさを最大限に活用できる取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 知事の答弁や議員の御質問にもありましたが、美術作品を見ることや触れることにより、心の豊かさや安らぎが得られ、感性や創造性が育まれるとともに、新たな世界をかいま見ることもできます。

これらの美術館が持つ多様な効果を福祉や観光、地域活性化策等に取り込むことにより、それぞれの施策に新たな付加価値をもたらすことが期待できます。

また、関係部局に限らず、隣接する図書館や博物館等と連携した取組も行うことで、美術館そのものの価値も高まり、利用者のさらなる増加につながるものと考えております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。孫と一緒に観覧するイベントや、おしゃべりオーケーな日など、イベントの開催もやってみてはと思います。楽しく行きたくなる美術館、開かれた美術館の活用をお願いしたいと思います。

さきにも述べましたが、県北には美術館がございません。その視点も持って、広く政策を行っていただければと思います。

次に、共生社会の実現に向けての取組を伺います。

技能実習制度から育成就労制度に移行します。これは、実質的に外国人を育成し、日本で働き、地域で定着してもらう制度になったものと理解しております。

本県においても、様々な分野で外国人材の受け入れが進んでおります。単に働き手として受け入れるのではなく、地域の一員として暮らす時代へと変化しております。

そこで大事なのが、県民と外国人の方々が、互いの文化や価値観を理解し、地域で支え合う関係が築けるかどうかであります。

実際に外国の方に声をかけると、「地域との接点がなく孤立している」「日本人住民と交流する機会が少ない」との声も聞かれます。仕事以外で日本人と話す機会がない。また逆に、県民側にも「どのように接したらよいのか分からない」「文化の違いへの戸惑い」など不安の声もあります。今後は地域共生政策として進めていく必要があると考えます。

そこで、県として、多文化共生社会の実現に向け、在住外国人との交流の機会をさらに拡大していく必要があると考えるが、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 現在、人手不足等を背景に、在住外国人の増加と居住地の県内全域への拡大が進む中、多文化共生社会の実現のためには、在住外国人と県民が交流等を通じ、相互理解を深めていくことが大変重要であります。

このため県では、日本語や生活知識を学ぶ教室や日本文化体験イベントを県民と交流する形で開催するほか、在住外国人が出身国や地域の文化等を紹介する講座を実施すること等により、交流の促進を図っております。

今後とも、市町村や国際交流協会等と連携して、イベントや講座の開催地域をさらに広げていくとともに、連絡協議会や定期的に発行する広報紙における優良事例の共有等を通して、多様な主体による交流の場づくりの支援等に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。交流の場をきっかけとしてのつながりも大事ですが、私が問いたいのは、日頃からのつながりの

重要性であります。地域の一員として、外国の方を巻き込んでいく取組をお願いしたいと思います。また、交流イベントを、県央だけでなく、県全域で行っていただければと思います。

次に、大人の発達障がいについて伺います。

発達障がいは、2005年、発達障害者支援法が施行されてから広く認知されるようになりました。私の学生時代には聞き慣れない言葉でした。発達障がいがありながら、発見されず、自身も気づかず、人間関係で苦労されている方は多いと思います。また、雇用する側としても、この人は少し意思疎通が難しいなと気づいたとしても、どこに相談したらよいのか、どのように接したらよいのか分からないケースがあると聞いております。

発達障がいは診断までに時間を要すること、また、大人の発達障がいにおいては、診断後の支援体制、就労支援、企業支援など、多くの課題を抱えているのが現状ではないでしょうか。

発達障がいのある方は、適切な環境調整や支援があれば高い能力を発揮できる一方、職場でのミスマッチにより、早期離職につながるケースがあります。人手不足が深刻化する中、これは本人の問題だけではなく、企業や地域経済にとって大きな損失であります。

そこで今回は、雇用後に初めて発達障がいと判明した当事者と企業に対する支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 雇用後に初めて発達障がいであると判明した当事者については、早期に支援につなげていくことが重要であります。

このため県では、県内3か所に設置した発達障害者支援センターにおいて、医療、福祉、就労などの相談に対応しております。

また、県内7か所の障害者就業・生活支援センターでは、当事者に対して、職場訪問などを通じた定着支援や、就業に伴う悩みへの助言等を行うとともに、企業に対しては、各種支援制度の助言や、障がい特性に応じた仕事の進め方、人間関係の調整の仕方等への助言を行っています。

県としましては、当事者と企業が適切な支援へつながるよう、ホームページの活用等により、相談窓口や支援制度のさらなる周知に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。対応、助言はしておりますが、届いていないのが現状ではないでしょうか。周知、連携をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、継続して質問させていただきます。ひきこもり問題について伺います。

先日、山梨県のひきこもり施策を視察してきました。国からの指定を受け、令和5年度までひきこもり就労体験モデル事業を行っております。その後は国の事業でなくなったことから、県独自の事業として、現状ある事業、自立支援相談機関、福祉事業所、企業支援などを組み合わせた同様の事業を継続しております。

ここで大事なのが、現状の事業の横の連携で、ひきこもり者の就労支援を行っているということです。

そこで、この山梨県のような取組を検討し、ひきこもりの方を就労につなぐ取組が必要と考えるが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ひきこもりの方々の背景や課題は多様化しており、就労支援に当たっては、福祉と就労の連携が重要となっております。

このため県では、福祉や労働の幅広い支援機関で構成する連絡会議を通じ、横断的な支援を実施しております。

また、現場レベルでは、県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりコーディネーターの就労支援窓口への同行や、各関係機関と密に情報共有を行うなど、実際の就労につながるよう、より相談者に寄り添った支援を行っているところです。

今後とも、関係機関と連携しながら、ひきこもりの方本人やその御家族への切れ目ない支援の充実に取り組んでまいります。

○**工藤隆久議員** ありがとうございます。ここで重要なのが、新たな事業ではなく、横の連携で対応できるものであるとの確認でございました。ひきこもりの視点を持って対応していただければと思います。

次に、同和問題についてお伺いします。

先日、部落解放同盟宮崎県連合会の方と懇談しました。まず大事な視点が、この同和問題について、あまり触れるな、問題にするなという雰囲気があるのではないかということです。

部落差別の解消の推進に関する法律第2条には、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」と規定されております。

また、国及び地方公共団体の責務として、第3条の2では、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方

公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」との規定があります。

触れるな、問題にするなどの理念は全くございません。あくまでこの問題は、部落差別は許されないとの働きを続けなければならない。この視点で以下の質問をしてみたいです。

まず、「人権に関する県民意識調査」が5年ごとに行われております。その中で、同和問題に関する質問事項もあります。

令和4年度の調査では、「仮にあなたにお子さんがいらっしゃるとして、そのお子さんが同和地区出身者の方と結婚したいと相談してこられた場合はどうされますか」との質問があります。一番多いのは、「子供の意思を尊重し、親として支援・助力していく」が33.7%です。

「子供の意思に任せる」と合わせると64.4%になります。反面、「認めない」など否定的な回答は12.3%です。

ここで問題にしたいのが、「分からない」との回答が20.6%あることです。この「分からない」は、同和問題について無関心なのか無知なのか、同和問題をなくすために活動されてきた当事者からは、「何十年にわたり活動してきた中で、この部分が一番怖い。長年やってきたが残念だ」と言われております。

そこで質問いたします。「人権に関する県民意識調査」における同和問題に関する調査結果について、県の受け止めと今後の対応を総合政策部長にお伺いします。

○**総合政策部長（大東 収君）** これまで県におきましては、日本固有の人権問題である同和問題の解決に向けて、国、市町村ほか関係機関と連携し、様々な啓発活動に取り組んでおります。

しかしながら、「子供が同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」という設問に対し、否定的な回答ですとか「分からない」などの曖昧な回答が一定程度あることは、同和問題に関する正しい理解が十分に浸透していない状況にあるとして、重く受け止めております。

今後とも、県民向けの講座や企業・団体等を対象とした研修、啓発用パンフレットの作成・配布など、あらゆる手法により、同和問題の解決に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。「愛の反対は憎しみではなく、無関心である」、これはマザー・テレサが残したとされる非常に有名な言葉です。愛と憎しみは、相手に関心があるという点では共通しておりますが、無関心は、対象の存在すら認めない究極の断絶であるという意味が込められています。当事者は我々世代でこの問題を解決したいとの思いでやられている。ぜひその気持ちを酌んでいただければと思います。

次に、同和教育を担当することになった教員が、部落解放同盟宮崎県連合会との共同作業、勉強会などを行うことに対して、周りの教員から「大変だね。いろいろあるんじゃないの」といった声があったと聞いています。非常に残念であると思います。この声をかけられた先生は「非常に不安が募った」と言われております。同和問題をなくすために教える側の教員が問題を軽く見ているのではないかと。

そこで、教職員に対して同和問題に関する研修をどのように行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒に同和問題を人権問題として正しく伝えるためには、まず

は教職員が正しく理解し、人権意識を高める必要があります。

そのため教育委員会では、全ての教職員が同和教育の推進に関わっていくよう、各学校で同和教育をリードする管理職や人権教育担当者を対象に、専門家による講話や同和教育の進め方に関する研修を実施しております。

また、県立高校において、拠点となる学校の教職員を人権教育研究員として任命し、地域の学校及び教職員に対し、各地域の同和問題に関する研修等を行っております。

さらに、全ての教職員が同和教育を適切に行えるよう、指導資料や実践事例等を集約した「宮崎県人権教育アーカイブ」を県教育研修センターのホームページに掲載し、研修の充実に努めております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。全教員がこれは重大な人権問題だとの認識を持てば、こういう言葉は出てこないと思います。日本固有の人権問題であるとの認識を持って、誰でも同和問題を教えられるように研修をお願いいたします。

次の質問に移ります。

現在、漢方薬の原料などは、90%以上が中国などから輸入されていると伺っております。この問題解決に、漢方薬の原料となる薬木を栽培している方がおられます。野菜と違い、数年で結果が出ない、木の実がなり、成分が漢方薬に適して初めて結果が出るもので、それには10年単位の歳月がかかります。農地利用する際、この点が問題になります。土地を借りたが、3年で原状回復して返してくれと言われて、困っておられました。

そこで、遊休地などの有効活用のための農地バンクがございいますが、農地バンクから耕作者

への農地の貸付期間の現状について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の農地バンクは、耕作者への農地の貸付期間を、10年以上の長期を基本に運用しております。

また、耕作者の経営の安定や発展に資するよう、貸手の意向等も踏まえながら、さらに長期の貸付期間を設定するなど、柔軟に対応しております。

この結果、令和7年度末の貸付件数のうち、期間が10年以上のものは約6割を占め、果樹などの栽培期間が長い品目の場合には、20年を超える事例もあります。

県といたしましては、今後も、耕作者にとって、安定的な農地の確保や規模拡大につながるよう、農地バンクの制度周知に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。長期の貸付期間があるということは、大変強力な支援になると思います。個別適切に相談に乗っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、貸切りバスについてお伺いします。

貸切りバスは公定の料金があり、物価高騰などに対応して設定されており、そのため料金が高騰し、貸切りバスの利用が減っていると聞きしております。

美術館の活用等で貸切りバスを使う、部活動での遠征で使う、県内観光ツアーで活用するなど、活用方法は様々あると思います。

そこで、貸切りバス事業者が厳しい経営状況にある中、スポーツ合宿や観光での貸切りバス利用促進が必要と考えるが、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、

重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている県内の観光関連事業者を支援するため、スポーツ合宿や団体旅行を通じた滞在型観光を促進し、地域観光産業の活性化を図る中で、貸切りバスの利用に対する支援を行っております。

具体的には、本県でスポーツ合宿を実施する団体を対象に、貸切りバスの借り上げ費用について5万円を上限に助成するものです。

また、本県での修学旅行や宿泊つきバスツアーを実施する旅行会社等に対して、貸切りバスの借り上げ費用を1台につき1日当たり3万円を上限に助成しております。

県としましては、これらの事業の周知徹底を図り、スポーツ合宿や団体旅行の誘致を推進することで、貸切りバスの利用促進につなげてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ぜひ日帰りのほうにも拡張していただければと思います。

続けて、昨年6月にも質問しましたが、市街化調整区域についてお伺いします。

6月議会での知事の答弁は、「安心・安全で持続可能なコンパクトなまちづくりを進めており、この中で、線引きについては、当面、維持することとされております。線引きの見直しに当たりましては、今後とも市町と連携・調整を図り、地域の実情等を考慮しながら適切に対応してまいります」との答弁でございました。

また、9月の内田議員の質問に関しましては、都市計画マスタープランの改定について、「事前復興まちづくり計画の考え方などを追加する予定であります。また、東九州自動車道、九州中央自動車道、細島港などの整備進展に伴い、新たな産業拠点の形成が必要とされる場合

には、関係機関と調整を図った上で、計画的な整備を行う方針を示すこととしております」と答弁しております。

担当課に確認しましたところ、今回の都市計画マスタープランの改定において、市街化調整区域の線引きは変わりませんでした。昭和45年のままです。これはどういうことなのか、ちょっと私には分かりかねるところです。

また、市町において、計画的な地区計画の整備状況は現状ないとも聞いております。答弁にあった災害に強いまちづくりを、県と市が連携して、しっかりと進めていただきたいと思います。

先日、延岡市の都市計画関係課の方に、企業誘致、ホテル誘致の件で相談に行き、話を伺いましたら、「市街化調整区域は県が決めている。私たちは従うだけです」といった趣旨の発言がありました。

そこで、産業立地や災害に強いまちづくりの実現に向けた県の取組と、都市計画区域マスタープランにおける線引きの有無について延岡市の意見は反映されているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 市街化調整区域への企業立地や移転につきましては、市町が地区計画を策定することで可能となることから、県では、地区計画に関する勉強会を開催するなど、課題解決に向けた取組を支援しております。

また、災害に強いまちづくりに向けて、今回改定した都市計画区域マスタープランでは、事前復興まちづくり計画の考え方や検討すべき事項を追加し、市町の計画策定を促すこととしております。

なお、今回の改定では、延岡市の区域区分、

いわゆる線引きは、当面、維持することとしており、その決定に当たっては、都市計画法に基づく人口の動向や土地利用の状況に関する調査結果、さらには延岡市の意見も踏まえ、総合的に判断しております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。しっかりと延岡市の意見も聞いていただいていると思います。市街化調整区域の見直し、地区計画を進めるための責任の所在はどこにあるのかを明確にしたいと思い、質問させていただきました。改めて、津波があった際、延岡市の沿岸地域にある工場は大丈夫なのか、移りたくても移れない方に対してどう政治が動くのか、今後とも連携した検討をお願いしたいと思います。

多くの議員が質問しているとおり、イラン情勢の中、様々な弊害が出てきているのは明らかでございます。今回、私が聞きたいのは、現状の公共事業における入札状況についてです。

質問いたします。公共工事を円滑に進めるために、入札不調対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 公共工事の入札不調は、配置技術者等の減少や山間部の工事など施工条件の厳しさが要因と考えられ、今後は、中東情勢による資材の価格高騰や供給不足に伴う影響も懸念されます。

このため、資材価格や労務単価の変動を適切に予定価格へ反映するとともに、発注時期の平準化や、配置技術者の専任要件緩和のほか、入札参加者の地域要件の拡大など、受注しやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、昨年4月からは、資材の調達や技術者の配置がより柔軟に行えるよう、工期の余裕期間を最大6か月に拡大したところです。

今後とも、建設関係団体と意見交換を行い、

地域の実情の把握に努めるなど、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。計画的に進められている公共事業でございますので、順調に、かつ建設事業者などが余裕を持って行えるようお願いしたいと思います。不安定な世界状況、資材が入ってこない中でどのように進めていくのか、現場の状況を把握し、進めいただければと思います。よろしくお願いいたします。

文科省の令和6年度調査では、小中学校の不登校は35万3,970人で過去最多、近年は小学校段階での増加が目立ち、低年齢化が大きな論点です。

原因として、第1に、無気力・不安と分類される子供が多いが、その内実は十分に分かっていないという問題がございます。文科省委託の要因分析調査も、無気力に至る経緯や要因が明らかではなく、実態把握が不十分だとしております。

第2に、コロナ禍以降、生活のリズム、対人関係、家庭環境、学校への意識が変化したことが指摘されております。文科省も、登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童への早期支援の課題、生活リズムの不調などを背景として挙げております。

第3に、学術論文では、不登校は、身体的症状、性格特性、家庭・社会的要因が絡む状態であり、頭痛・腹痛など心身症状として現れることもあると整理されております。

専門家、国の資料で共通する見方は、単一要因ではなく複合要因です。現場の支援施設や関係者からも、単に学校に行けないという問題ではなく、睡眠不足や昼夜逆転、スマートフォン等による生活リズムの乱れ、家庭の孤立、発達

特性への対応不足など、子供の生活環境全体に課題を抱えるケースが増えているとの声があります。

逆に、自然体験や外遊び、小集団での活動、自主性を尊重した学習などを通じ、生活リズムや意欲を取り戻し、再び学びにつながっていく子供もいると聞いております。不登校の背景には、教育委員会だけでは対応し切れない、福祉、医療、子育て支援、地域コミュニティー、家庭支援など、社会全体の課題が複雑に絡み合っているのではないのでしょうか。

そこで、不登校の低年齢化について、知事部局も一体となって取り組むべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の小学校の不登校児童数は、直近の令和6年度で1,053人となっており、新型コロナ蔓延前の令和元年度の337人と比較すると3倍以上になっております。不登校の低年齢化への対応は、極めて重要であると考えております。

現在、県では、子ども・若者プロジェクトにおいて、安心して子育てできる教育環境をつくることを目指し、不登校児童生徒支援の拠点となる「コネクト」の開設、スクールカウンセラーの全公立学校への配置などの取組を行ってきております。

さらに、知事部局と教育委員会が連携した取組として、不登校を含む諸課題の未然防止を図るために、幼児期から小学校入学までを円滑に接続する幼保小連携を進めております。

また、幼児期からの様々な相談に応じることができる子ども・若者総合相談センター「わかば」等による支援も行っております。

今後も、不登校が低年齢化している現状を踏まえ、関係部局一体となって、包括的な支援体

制の整備に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当に子供は未来でございますので、しっかりと関係部局一体となってやっていただければと思います。

続けて、国の教育DX・教育人材政策の資料では、子供が多様化する中で、紙ベースの一斉授業は限界と明記され、「そろえる教育」から「伸ばす教育」へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを両立させる必要があるとされております。

低年齢化の背景には、一斉授業・集団適応を前提とした学校教育の限界があるのではないかと。個別最適な学びと協働的な学びの必要性が高まっています。

宮崎県は「ひなたの学び」を進めており、非常に有効な方向性だと考えております。

そこで、不登校対策における学び合いや探究学習は有益だと考えるが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所であることが不登校の未然防止になることから、学校生活で最も多くの時間を過ごす授業を魅力あるものにする必要があります。

教育委員会では、児童生徒が自ら学びに向かう力を育む魅力ある授業づくりのため、一人一人が問いを持ち、仲間となって学び合い、課題を解決する「ひなたの学び」を推進しております。この中では、議員の御質問にもありましたとおり、学び合いや探究学習を重視しており、これらの学習を通して、共感的人間関係を育み、自己存在感を与える場となることから、不登校対策の観点からも有益な実践だと考えております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ぜひ「ひなたの学び」を、主体的・対話的な学びにより、考えを深める児童生徒の育成を全県下の教員が行えるようにお願いしたいと思います。

次に、大人の発達障がいについては質問しましたが、子供の発達障がいに関連して質問いたします。

発達障がいの支援については、療育や教育支援、放課後等デイサービスなど、子供本人への支援体制の充実が進められております。

一方で、現場の保護者の方々から話を伺う中で、私は、診断を受けた親への支援が十分であるのか、強い課題意識を持っております。

ある保護者の方は、「突然お子さんには発達障がいがありますと告げられ、さらに遺伝の可能性もありますと説明を受け、自分自身を責め続けた」と語っておられました。

また、これは別の方ですが、「子供とどう向き合えばいいのか分からない」「将来への不安を誰にも相談できなかった」「周囲に理解されず孤立した」といった声も少なくありません。

幸いその方は、放課後等デイサービスの園長と日常的に会話を重ねる中で、「大丈夫ですよ。一緒に考えていきましょう」と寄り添われ、心が救われたと話されておりました。しかし、誰もがそのような出会いや支えに恵まれているわけではありません。

発達障がいは、子供本人だけの問題ではなく、家庭全体の不安や孤立に関わる問題であります。親が孤立し、不安を抱え込めば、結果として子供の成長環境にも大きな影響を与えます。だからこそ私は、親を支えることは子供を支えることにつながると考えます。

そこで、発達障がい児の保護者に対する支援について、県の取組を福祉保健部長にお伺いし

ます。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 発達障がい児の支援においては、子供の成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する保護者に対して、その気持ちに寄り添うことが重要であると考えております。

県では、発達障害者支援センターで、保護者等からの発達障がいの診断に関する問合せや、子供のために家庭でできる取組についての相談に対応しているほか、発達障がい児の子育て経験のある親をペアレントメンターとして養成し、派遣を行っております。

県としましては、保護者が孤立することなく安心して子育てできるよう、支援に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。発達障がいと診断された後、保護者からは「どこに相談すればよいのか分からない」「一人で抱え込んでしまう」といった声が聞かれます。県として、診断直後の保護者に対する相談窓口や支援体制を分かりやすく周知していただければと思います。また、継続的に伴走できる仕組みをお願いします。

これまで私は、医療的ケア児者・重症者のレスパイト支援等を繰り返し質問してきました。しかし、現場の声を伺う中で、もう一つ支援から取り残された存在がいることを痛感しております。それが障がいのある方のきょうだいです。幼い頃から親に遠慮し、我慢を重ね、時には介助や見守りを担いながら育つ、自分がしっかりしなければならない、将来は自分が面倒を見るしかない、そうした重圧を抱えながら生きている方は少なくありません。

中には、進学や就職、結婚、人生設計そのものに影響を受けているケースもあります。さら

に、障がいがある兄弟姉妹のケアを日常的に担う中で、いわゆるヤングケアラーの状態となっている子供たちも存在しております。現状では、障がい者本人への支援、保護者支援はあっても、きょうだい支援は制度のはざまに置かれ、十分な光が当たっているとは言えません。

国は現在、ヤングケアラー支援について、福祉、医療、教育の連携を進め、自治体による実態把握やコーディネーターの配置を進めております。これは家族だけにケアを背負わせない社会へ転換している流れではないでしょうか。県として、障がい者兄弟姉妹の実態把握や相談支援、居場所づくり、心理的ケアなどの体制づくりが必要だと思います。

そこで、障がい者のきょうだいへの支援について、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） きょうだいが家庭の事情により、介護や世話等を過度に行う、いわゆるヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題として表に出にくく、支援に至らないという課題があります。

そのため県では、専門相談員による相談対応や学校・県民向けに研修会を実施する子ども・若者総合相談センター「わかば」を県内全ての中高生に対し周知するとともに、市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることとしております。

今後とも、市町村や教育委員会等と十分連携しながら、支援の必要な方が安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当に取り残されていると常々感じております。ヤングケアラーだけではなく、社会に出たきょう

だいもおります。心理的なケア、相談するという認識すら持てないきょうだいもいらっしゃいます。当事者同士の連携なども含め、進めていただければと思います。

障がい者にきょうだいがいれば、しっかりフォローしていく体制、少なくとも声かけだけでもしていただければと思います。「やっています」という問題ではないと痛切に感じております。

地域医療・福祉についてお伺いします。

まず、県立病院についてでございます。

コロナが5類に分類されても、依然、厳密な面会制限がされており、1日2人から3人まで、面会時間は30分までなど、入院患者は治療目的で入っておりますが、家族に会えず、話もできず、孤独であろうと思います。

また、家族も電話などで話はできても不安です。会うことは非常に重要であろうと思います。臨終の際の立会いも心配です。果たして患者に寄り添った病院経営なののでしょうか。

また、子供は、感染症対策で中学生以下は面会禁止などもございます。入院中に子供と会えるだけで、どれだけ患者が癒やされるか。

感染症対策として、面会制限はある程度必要であるとは思いますが、そこで、県立病院での面会における子供や人数等の制限について、制限の緩和や柔軟な対応が必要と考えるが、病院局長の考えをお伺いします。

○病院局長（重黒木 清君） 入院患者への面会機会の確保は、患者や家族の不安を和らげるとともに、退院を円滑に進める上で大変重要なものです。このため県立病院では、新型コロナの5類移行後、面会制限の緩和を進めてまいりました。

一方で、県立病院は高度急性期医療を担って

おり、院内には免疫力が低下した重症患者などが多く入院されております。また、一般的に子供は感染リスクが高く、意図せず病原体を持ち込むリスクが否定できないため、面会には慎重な判断が必要となっております。

このような観点から、各病院におきまして面会ルールが定められているところでありますが、患者や御家族の状況に応じた個別の相談には柔軟に対応しており、今後とも、利用者に寄り添った適切な病院運営に努めてまいります。

○工藤隆久議員 柔軟な対応をしていただいているということですが、私もその現場にいたときに、3人連れの子供が来たら普通に帰されていまして、なかなか柔軟な対応ができているのかなと疑問に思うところがございます。しっかりと柔軟な対応の徹底をお願いしたいと思います。

先日、障がいのあるお子さんを育てておられる保護者の方から切実な御相談をいただきました。その方は、御自身が体調を崩し、一時的にお子さんの世話が十分にできなくなったことをきっかけに、もし自分に何かあったら、この子はどう生きていくのだろうかという強い不安を抱くようになったそうです。そして、将来について相談できる窓口を宮崎県内で探されたとのことでした。

しかし、制度やサービスの説明ではなく、親亡き後のことを含め、暮らし全体と一緒に考えてくれる相談先が見つからず、最終的には大分県佐伯市の相談窓口まで足を運び、話を聞いてもらったと伺いました。

私はその話を聞き、本当に申し訳ない気持ちになりました。宮崎で暮らし、宮崎で子育てをし、宮崎で必死に家族を支えて暮らしている県民が、将来への不安を相談するために県外まで

行かなければならない。これは単なる相談窓口の不足という話ではなく、障がいのある方とその家族の将来への安心を、県として十分に支え切れていないという現実ではないかと感じております。

親亡き後の支援は、親が亡くなった後に慌てて考えるものではありません。親が元気なうちから、住まい、就労、医療、金銭管理、成年後見、意思決定支援なども含め、本人が地域で安心して暮らしていける準備を進めていくことが重要です。そして、これは障がいのある子を持つ親の共通的な悩みであると思います。

現状では、制度ごとに相談先が分かれ、家族自身が情報を探し、つなぎ合わせなければならない状況でございます。本当に必要なのは、本人の人生全体に寄り添い、将来設計を伴走できる支援体制であり、それを担う人材育成ではないでしょうか。

そこで、障がい者の保護者が抱える悩みは親亡き後の生活であると考えてるが、県としてこの問題にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 親亡き後の問題について、障がいのある方やその御家族は、将来に向けた生活設計や、そのために今何をすべきのかなど日々悩まれており、極めて切実な問題であると重く受け止めております。

居住の場の確保や財産の管理など、様々な課題が複雑に絡み合っておりますので、御家族がどこに相談すればいいのかと悩み、孤立することがないように、地域社会全体で支え合う体制の構築が何より重要であると考えております。

このため、県としましては、身近な地域で誰もが安心して相談でき、適切な支援へと確実につながる相談支援体制を強化するなど、障がい

のある方やその御家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。これは本当に障がいのあるお子さんがいらっしゃる親の共通の認識であると思います。しっかりと取り組んでいただければと思います。

えてして、現状の対策に親は責任を負いますが、あまり考えないようにしていると思っております。しかし、将来が見えてくると安心感が生まれ、希望が持てます。相談体制の確保を強くお願いしたいと本当に思います。今後の県の対応をしっかりと見守っていきたいと思います。

先日、障がい者施設を運営されている方からも切実なお話を伺いました。「グループホームなど地域で暮らせる方はそれでよい。しかし現実には、施設でなければ支え切れない障がい者の方もいらっしゃいます」との言葉でした。

特に、精神疾患を伴う方や強い行動障がいのある方については、家族だけでは支え切れないときがあります。また、県北では救急車を受け入れる精神科病院はなく、実質的に一時保護のような形で受け入れている施設もあるのが現状でございます。地域移行や地域共生社会の理念は大変重要ですが、一方で、現場では、命を守る最後のとりでとして、入所施設が担っている役割は非常に大きいと感じております。

また、障がい者施設の老朽化については、これまで多くの県議会議員も指摘してきた課題であり、現場から不安の声も上がっております。国において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など、施設整備や防災・老朽化対策への支援制度も用意されています。もはや課題認識の段階ではなく、県としてどう動くかが問われて

いるのではないのでしょうか。

そこで、入所施設の役割の重要性を踏まえ、施設の老朽化対策として、建て替えや改修に対する支援の在り方について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 入所施設は、重度障がいの方への専門的支援や緊急時の受入れなど、地域に不可欠な社会基盤として多面的な役割を担っており、その役割を持続させることは極めて重要であります。

現在、多くの施設で老朽化が進行する中、時代の変化や利用ニーズに即した機能をどのように維持していくかは重要な課題でありまして、昨年度、国においても、利用者の暮らしの質を向上させる個室化のほか、災害時における拠点機能の強化などが今後のあるべき姿として示されたところであります。

そのため、入所施設の整備に当たりましては、地域において施設が果たすべき役割や付加すべき機能の在り方を踏まえ、多方面からの検討が必要であると考えております。

県としましては、施設関係者や市町村等と丁寧な対話を重ね、将来を見据えた持続可能な支援体制を共に描き、障がいのある方一人一人が自分らしい人生を送ることができる社会の実現にしっかり取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。施設でしか救えない、見られない、ケアできない方もいらっしゃる。その現実、そして施設が老朽化し、使用できなくなる可能性が現実としてあることを直視し、早急な対応をお願いしたいと思います。

三重県の医療的ケア児者支援の取組について視察してまいりました。これは、医療的ケア児者支援事業者の方から「ぜひ三重県に行って視

察してきてほしい」と言われて行かせていただきました。

三重県では、医療圏ごとに継続的な研修や事例共有、課題検討も行われており、医療的ケア児者コーディネーターが単なる資格取得者ではなく、地域の医療、福祉、教育をつなぐ実践的な存在として機能していると感じました。

一方、宮崎県内の医療的ケア児者支援事業者の方々からは、「コーディネーターが何をしているのか見えない」「市町村に置かれていることで連携できていると思うのは勘違い」「実際には相談支援や横のつながりが十分に機能していない」といった切実な声も伺っております。

宮崎県においても、医療的ケア児者コーディネーターの養成は継続して行っておりますが、養成しただけで終わりとなり、現場や利用者支援につながっていないければ、本来の目的を果たしているとは言えないのではないかと感じております。

制度を整えることが目的ではなく、医療的ケア児者とその家族が、相談できた、支援につながったと実感できる支援体制を構築することが重要であります。

そこで、養成した医療的ケア児者コーディネーターについて、県として、今後どのように活用し、現場支援や多職種連携につながる実効性ある体制として機能させていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療的ケア児等コーディネーターは、医療、保健、福祉、教育など、各分野との連携や調整を行う役割を担っており、昨年度までに285名を養成しております。

これらの方々には、市町村や医療機関、福祉の事業所で活動しており、地域における支援の中

核となる重要な存在であると考えております。

このため県では、具体的な連携手法を学ぶ研修会を実施するなど、市町村等と連携しながら、地域の多職種連携を推進することとしております。

今後とも、コーディネーターの養成を進めるとともに、地域でより実効性のある現場支援を行う体制づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 285名、大変多いと思います。しかし、この方たちが実質的にしっかり動いているのか。養成で終わらず、その方々に活躍してもらって初めて意味があると思います。よろしくお願いいたします。

同じく、大阪府の訪問看護についての取組を視察してきました。

大阪府では、訪問看護教育ステーションの設置や管理者研修、同行訪問支援、新任訪問看護師育成支援など、訪問看護師を養成して終わりにせず、地域全体で育成・定着につなげる体制づくりが進められておりました。

医療的ケア児者の対応には、高度な知識と技術、さらには家族支援、多職種連携が必要であり、現場からは、「医療的ケア児者に対応できる訪問看護師が足りない」との声も聞かれております。

宮崎県において、高齢者や医療的ケア児者が地域で安心して暮らしていくためには、訪問看護師の確保と専門性向上は極めて重要であると考えます。

そこで、医療的ケア児者や高齢者に対する専門的な技術の習得など、訪問看護に従事する看護師にどのように支援を行っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療と介護の連携が求められる中、訪問看護に従事する看護

師のスキルアップは大変重要であると認識しております。

このため県では、訪問看護師の技術向上に向け、キャリアに応じた階層別の研修や、医療的ケア児に対応するための講習会を開催しております。

さらに、看護師が診療の補助として、訪問先で迅速かつ適切に一部の医療行為ができる特定行為研修への派遣について、訪問看護事業所等に補助を行っているところです。

県としましては、今後とも引き続き、関係団体と連携しながら、訪問看護師の資質向上を支援してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。運営面についても支援を行っているのかとの質問をすところでしたが、時間が来ましたので終わりたいと思います。適切な回答を大変ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問いたします。

先月、政府のインテリジェンス機能、いわゆる情報活動機能の強化を目的とする国家情報会議設置法が国会で可決・成立いたしました。この法律は、総理大臣を議長とする国家情報会議を新たに設置するとともに、これまで情報収集・分析を担ってきた内閣情報調査室、いわゆる内調を国家情報局へと再編し、政府全体の情報収集・分析機能を強化するものです。

ロシアによるウクライナ侵攻、中国をめぐる東アジア情勢の緊張、国際テロやサイバー攻撃の高度化など、近年、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。昨今では、認知戦という新しい概念も登場し、SNSやAI

などを駆使し、偽情報や扇情的な情報を流すことで、人々の認識、価値観、判断力を意図的に操作・誘導し、社会の分断や混乱を引き起こす情報戦略が取られております。

そうした背景を受け、正確な情報収集と分析能力の強化、国としての情報力の向上が重要であることは理解できます。

一方で、国会審議では、情報機関の権限拡大に伴う個人情報やプライバシー保護の在り方、政治的中立性、情報機関のチェック機能の在り方等について指摘、議論されております。また、住民の監視強化、市民運動、政治活動が阻害されるのではないかと、そういった心配や、日本国憲法に定める思想・良心の自由の侵害を懸念する声も上がっています。

安全保障の強化と国民の権利・自由の保障をいかに両立させるかは、地方自治体にとっても無関係な問題ではありません。国民の個人情報を扱う自治体行政の立場からも、県として今後の国の動向をしっかりと注視していく必要があると考えます。

そこで、国家情報会議設置法成立に対する知事の受け止めについて伺います。

以上を壇上からの質問とし、後の質問については質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

国家情報会議設置法は、内閣に、重要情報活動や外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する機関を設置するもので、これは、複雑で厳しさを増す国際環境において、国家としての情報力を高めるためのものであると認識しております。

一方で、情報収集におけるプライバシーの保護は極めて重要であるため、国会の附帯決議の

中でも、個人情報保護法等の法令を遵守し、プライバシーが侵害されることのないよう、十分な配慮を行うことが求められております。

これらの附帯決議を踏まえ、今後、政府において適切な運用がなされるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。ただいま答弁にありました附帯決議については、法的な拘束力はありません。政府は今後、スパイ防止法制定や対外情報機関創設も視野に入れております。権限が拡大する機関に対し、しっかりとチェック機能を盛り込み、暴走に歯止めをかける仕組みを構築しなければなりません。今後も国の動きに注視し、声を上げていきたいと思っております。

続いて、移住定住・関係人口創出に関して質問いたします。

先日、国勢調査の速報値が公表されました。令和7年10月1日の宮崎県の人口は101万8,904人で、5年前と比較すると5万672人減少しております。

人口減少は、地域経済の縮小や担い手不足、地域コミュニティの維持、公共交通や医療・福祉サービスの確保など、県民生活のあらゆる分野に影響を及ぼす深刻な問題です。

少子化や人口流出の問題に対し、県としてもこの間、結婚、出産、子育ての支援、若者の県内定着に向けた施策などを行ってきました。あわせて、県内各自治体もそれぞれ移住定住政策に力を入れてきております。

それでは初めに、本県の移住実績の推移について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 本県で把握している移住世帯数は、県と市町村がそれぞれ公的な施策により把握した数値でありまして、U

I J ターンセンターを設置しました平成27年度より統計を取っているものであります。

御質問の推移につきましては、平成27年度の202件から増加傾向にあり、令和5年度は過去最高の1,877件となりましたが、その後はやや減少しております。

○永山敏郎議員 令和5年度は都城市の移住政策が話題になりました。そのため、移住が大幅に増えており、県全体の移住実績の牽引になったものと認識しております。その後はやや減少とのことですが、長いスパンで見ますと、増加傾向にあるのは間違いありません。

また一方では、全国的な人口減少が進む中で、自治体同士が限られた人口を奪い合うだけでは、根本的な解決にはつながらないとの指摘もあります。

近年は、働き方や暮らし方の多様化により、都市部と地方を行き来しながら生活する二地域居住や、継続的に地域と関わる関係人口という考え方が注目されております。必ずしも移住という形にこだわらず、仕事や趣味、地域活動、ふるさと納税、ワーケーションなどを通じて地域とつながりを持つ人々を増やしていくことは、将来的な移住定住の促進だけでなく、地域の活力維持や新たな担い手の確保にもつながるものと期待されています。

二地域居住とは、都市部に生活の拠点を置きながら、地方にも住まいを持ち、仕事や余暇、地域活動などを通じて継続的に地域と関わる暮らし方です。旅行や出張といった一時的な滞在とは異なり、日常的かつ定期的に都市部と地方を行き来して、それぞれの地域で生活する点が特徴です。

国においても、地方創生の重要施策として二地域居住の促進を掲げ、関係人口の創出や地域

活性化につなげようとしております。

令和6年10月には全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームも設立され、全国の多くの地方公共団体や民間企業、関連団体等が参加し、様々な移住政策等、官民マッチングの連携を進めております。

また、二地域居住の促進のため、市町村が特定居住促進計画を策定することが可能になりました。さらには都道府県も、特定居住拠点施設や重点地区を定めた広域活性化計画を策定することが可能です。

そこで、二地域居住促進のための広域的地域活性化基盤整備計画及び特定居住促進計画の本県における策定状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 人口減少が進む中、新たな人の流れを創出し、地域の担い手を確保するためにも、二地域居住は有効な取組の一つと考えております。

御質問の各計画につきましては、二地域居住に関する受入れ環境を整えるため、県が広域的地域活性化基盤整備計画を、また市町村が地域の特性を踏まえた特定居住促進計画を、双方が綿密に連携して作成することが求められておりますが、市町村における基本的な方針の検討が進んでいないことや、二地域居住者の実態把握などの課題がありますことから、現時点で県、市町村ともに計画を作成しておりません。

○永山敏郎議員 先ほど紹介いたしました官民連携プラットフォームにつきましても、今のところ、県内自治体からの参加はないということでありました。

また、県の広域的地域活性化基盤整備計画につきましては、隣県であります大分県、熊本県、鹿児島県では策定済みであり、これら隣県

と比較すると、本県は後れを取っているように感じます。移住定住や関係人口に関しては県内市町村でも議論されているようですが、この二地域居住に関する計画については議論が進んでいないようであります。

宮崎県は、豊かな自然環境、温暖な気候、食や農業など多くの魅力を有しております。移住定住よりハードルの低い二地域居住の促進に向け、本県の強みを生かした戦略的な取組、市町村との連携を期待いたします。

続いて、関係人口について質問します。

関係人口とは、観光客のような一時的な来訪者でもなく、移住者でもないものの、地域に継続的かつ多様な形で関わる人々を指します。さきの二地域居住とまではいかなくとも、ふるさと納税や地域活動への参加、ワーケーション、地場製品の購入、SNSを通じた情報発信など、その関わり方は様々です。

人口減少が進む時代においては、どれだけの人がその地域を応援し、関わっているかという視点も重要になってきます。

関係人口は、将来的な移住定住のきっかけとなるだけでなく、地域の担い手確保や地域経済の活性化、さらには新たな価値創造にもつながる可能性を秘めております。

それでは、関係人口創出に向けた県の今後の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 関係人口については、都市と地方との多様な人材の交流により、地域の課題解決や新しい価値の創造につながるなど、地域の持続可能性を高めるものであります。

このため、本県に関心を持つ方への多角的なアプローチを行ってきておりまして、本年度は関係人口を創出する新たな取組を進めてまいり

ます。

具体的には、継続的な関係構築を図るため、宮崎県ファンクラブ公式LINEを立ち上げまして、効果的な情報発信を行ってまいります。

また、新東京ビルを首都圏における交流拠点として、本県PRイベントの開催や、大学ゼミ等との連携を通じて、学生等と本県とのつながりを築いてまいります。

引き続き、市町村と連携し、本県に関心を持つ外部人材の参画を図りながら、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ただいま紹介のありました新東京ビルは、本年10月供用開始予定です。1階には県の情報発信スペースも開かれる予定ですので、今後の活用に期待いたします。

関係人口は、言い換えれば熱心なファンとも言えるのではないのでしょうか。今回退任されます佐藤副知事も、東京に帰られても、ぜひ熱心な宮崎ファンとして今後も応援をお願いいたします。

続いて、県職員の採用状況について伺います。

新年度がスタートし、本県においても新たな職員を迎え、新体制で行政運営が行われております。県職員は、県民生活を支える行政サービスの担い手であり、県政のあらゆる分野において重要な役割を果たしています。住民ニーズが多様化・高度化する中、質の高い行政サービスを維持していくためには、優秀な人材を確保し育成していくことが不可欠です。

一方で、全国的に少子化が進み、生産年齢人口が減少する中、官民を問わず人材確保競争は厳しさを増しております。特に近年は、民間企業において賃上げの動きが広がり、初任給の引上げや福利厚生の実施など、人材獲得に向けた

取組が活発化しております。

また、公務員を取り巻く状況におきましても、採用試験の受験者数の減少や若手職員の早期離職、いわゆる公務員離れも全国的な課題として指摘されています。

それでは初めに、令和7年度採用試験における採用予定者数に対する本年度採用者数の状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 令和7年度に実施しました県職員採用試験では、全体で261名の採用予定数に対しまして、採用数は204名であり、57名の不足が発生しております。

特に一部の専門職では、採用予定数に対して採用数が大きく下回っておりまして、例えば、土木職では33名に対して18名、薬剤師では13名に対して5名となるなど、大変厳しい状況にあります。

○永山敏郎議員 採用予定者数に対して、かなりの不足が発生していることが確認されました。これで本当に仕事が回るのかなと心配になります。

正規職員が採用できなかった場合については、会計年度任用職員の配置などでの対応等も考えられますが、多くの職場で、残る職員の負担が増えているのではないのでしょうか。職員の負担が増え過ぎることで、もし離職につながるようなことがあれば、さらなる悪循環に陥ります。今年度の採用試験も一部、既に実施されています。新年度を待たずに採用する、いわゆる前倒し採用などを活用し、適正な人員配置に早急に努める必要があると考えます。

続いて、職員の早期退職の状況について伺います。同様の質問は昨日、本田利弘議員が行っておりますが、改めて、知事部局における早期退職者の推移と課題認識について、総務部長に

伺います。

○総務部長（田中克尚君） 知事部局における直近3か年の早期退職者数は、令和5年度が81名、6年度が84名、7年度が101名となっており、年々増加傾向にあります。

また、各年度とも、20代、30代の占める割合が5割から6割を占めておりまして、職員の確保が厳しくなる中、特に若手職員の早期退職が重要な課題であると認識しております。

○永山敏郎議員 増加しているというところで。大変な問題かなと思います。

また、早期退職者のうち、20代、30代の若手が半分を占めるということで、本当に時代の変化を感じるところであります。

若年層は、どこでも通用するスキルの獲得、あるいは個人の自己実現を重視するとも言われております。終身雇用への依存度が下がり、専門性を磨いてキャリアの安全性を確保したいという自律的な思考で転職を繰り返し、スキルアップを目指す傾向が見られるようです。

行政に求められる役割が増大する一方で、それを担う人材の確保や定着は年々厳しくなっているのが現状です。将来にわたり安定した行政運営を行うためには、県職員という仕事の魅力を発信するとともに、多様で優秀な人材から選ばれる、そういった組織づくりを進めていく必要があります。

そこで、これからの県職員の確保・定着に向けた知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化への対応や頻発する自然災害など、行政課題が複雑化・高度化する中で、質の高い行政サービスを提供し、本県の発展へとつなげていくためには、これら山積する課題に的確に対応できる優秀な人材の確保と定着が極めて重要な課題でありま

す。特に、人材の流動化が進む現代において、若い世代から働く場として主体的に選ばれるためには、職員が何事にも果敢に挑戦し、自らの成長を実感できる環境を整備する必要があると考えております。

本県ではこれまで、採用試験の見直しによる受験機会の拡充に取り組むとともに、意欲に応じた人事ローテーションのほか、技術系資格の取得支援、さらには時差出勤等の柔軟な働き方の推進など、様々な取組を進めてまいりました。

今後も、職員が能力を最大限に発揮し、健康で生き生きと活躍・成長できる、より魅力ある職場づくりを進め、将来の県政を担う人材の確保・育成、そして定着にしっかり取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。これからの県政を担う職員に向けた、一緒に頑張ってまいりましょうという力強いメッセージだったというふうに理解しております。

県職員は、職場が県内外に分散しており、広域的な人事異動も負担となります。また、本人の希望する職場や職務内容と異なる異動のミスマッチも往々にして発生するものです。しかし、どんな異動であっても、異動先の職場の体制が整っていれば対応は可能と考えます。退職不補充により職員一人一人の負担が過度にならないよう、引き続き職員の確保・定着に努めていただきますようお願いいたします。

続いて、産後ケアについて質問します。

先日公表されました厚生労働省の人口動態統計によりますと、昨年の宮崎県の合計特殊出生率は1.46となりました。2026年度までに合計特殊出生率1.8台を達成するという本県の目標を考えると、まだまだ厳しい数値ではあります

が、全国平均の1.14を大きく上回るとともに、6年ぶりに上昇に転じたのは、県の取組に一定の成果があったものと考えられます。

県はこれまで、出会いや結婚に向けた支援と併せて、安心して子供を生み育てることが出来る環境のための取組を進めてまいりました。妊娠、出産、子育ての不安を解消することが、少子化に歯止めをかける重要な取組と言えます。

産後のお母さんの体は、交通事故に遭ったのと同じくらいのダメージを受けているとも言われます。さらには、育児への不安や孤立感、睡眠不足などにより、心身ともに不安定になりやすい時期でもあります。特に、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、家族や周囲の支援を十分に受けられない家庭も少なくありません。

子育て支援は出産前から始まりますが、最も支援が必要となるのは出産直後の時期ではないでしょうか。そんな中で、産後ケア事業が果たす役割は大変重要です。

では初めに、本県における産後ケア事業の利用実績の推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行うものであり、最近の県内の延べ利用実績は、令和5年度が2,185件、令和6年度が2,750件と増加傾向にあります。

○永山敏郎議員 5年度から6年度の1年間でも大きく利用が増加しております。出生数としては減少傾向ではありますが、産後ケア事業のさらなる利用増加を期待しております。

さて、この産後ケア事業の実施につきまして、市町村の努力義務となっており、実施主体

も市町村となります。実施内容も市町村ごとで異なっているようです。

それでは、県内市町村における産後ケア事業の実施状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業には、短期入所型、居宅訪問型、通所型の3つの実施形態があり、現在、県内全ての市町村において、いずれかの形態により事業が実施されております。

利用者の多様なニーズに応えるため、各市町村において実施形態は年々拡充されており、令和8年6月1日時点では、短期入所型を25市町村、居宅訪問型を21市町村、通所型を26市町村が実施しております。

○永山敏郎議員 通所型については、県内全市町村で実施されておるということで安心いたしました。

短期入所型、居宅訪問型につきましても、大分増えているようであります。今後の展開の後押しが県の役割ではないでしょうか。

そこで、産後ケア事業における市町村に対する県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、産後ケア事業のさらなる拡充を図るため、令和7年度より、事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を支援しております。

また、市町村が業務を委託できる医療施設一覧を作成するなど、実施地域や施設の拡大を支援するとともに、保健師・助産師のスキルアップ支援のための研修会を行っております。

今後は、市町村ごとに異なる実施マニュアルの標準化を進めるとともに、地域の実情に応じた丁寧な助言や広域調整を行うなど、さらなる

支援にも取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 県としても積極的に市町村の支援に取り組んでいる様子がうかがえました。

事業実施マニュアルの標準化との答弁がありましたが、この事業につきましては、市町村が実施主体となりますので、利用申請の手続が煩雑な自治体、そうでない自治体というのがあります。誰もが使いやすい制度に統一されることを期待いたします。

また、令和6年度に改定された国の産後ケア事業ガイドラインにおきまして、産後ケア事業の実施担当者に理学療法士が明記されました。妊娠、出産により骨盤のゆがみや開きが発生し、その後の不調の原因となり得ます。専門職による産後リハビリについては、これまで保険診療や自由診療等で実施されていたようですが、今後は積極的に産後ケア事業のほうにも組み込み、多くのお母さんが利用できるよう、検討、また市町村への助言を期待いたします。

それでは、この項目の最後に、産後ケア事業の利用を希望する県民が容易に情報にアクセスできるための体制整備について、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業の情報提供については、現在、各市町村において、妊娠届や出生届の受付、新生児訪問などの機会に丁寧な周知を行っております。

これらに加え、今月から、県ホームページに、各市町村の産後ケア事業の概要や、各市町村のホームページ、リーフレットに直接アクセスできる紹介サイトを新設し、県民がより容易に情報にアクセスできる体制を整備したところであります。

今後とも、ケアを必要とする方が適切にサービスを利用できるよう、市町村と連携しながら

ら、分かりやすい情報の発信に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ホームページにつきましては、助産師さんからも相談をいただいております。早急な対応に感謝いたします。産後ケア事業は今後ますます充実していくことと思いますので、利用のための情報発信も引き続きよろしく願いいたします。

続いて、1型糖尿病についてお伺いします。

先日、公共政策やコミュニケーション支援をされている会社の紹介で、糖尿病の治療薬を扱っている企業の方とウェブ上で意見交換を行い、1型糖尿病の現状や課題について学ぶ機会がありました。

糖尿病については、大まかに1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病に分類されます。そのうち1型糖尿病については、通常のイメージであります生活習慣が主な要因とされる2型糖尿病とは異なり、自身の免疫反応によってインスリンを分泌する膵臓の細胞が破壊される自己免疫疾患です。

厚生労働省の令和5年の患者調査によりますと、1型糖尿病患者が全国で約12万2,000人、2型糖尿病患者は約363万9,000人とされており

ます。私の知り合いの方も1型糖尿病にかかっているわけですが、その方は、コロナ禍の頃に、大人になってから初めて発症したというふうな形になりますが、1型糖尿病につきましては、もともとは小児期から若年期に発症することが多いと言われております。

そこで初めに、県内20歳未満の1型糖尿病患者数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 小児慢性特定疾病医療費助成を受けている県内の20歳未満の

1型糖尿病患者数は、現在86名となっております。そのうち、10歳未満が13名、10歳以上が73名となっております。

○永山敏郎議員 小児につきましては、医療費助成を受けているので把握が可能ということですけれども、20歳以上の患者については、正確な数字というのはないようであります。

小児慢性特定疾病医療費助成を受けていた方も、どんどん20歳を迎え、成人になられます。そういった方も多いでしょうし、先ほどの例のように、大人になってから1型糖尿病を発症した方も合わせると、やはり県内に一定数はいらっしゃるかと推計いたします。

運動や服薬により血糖値をコントロールする2型糖尿病と異なり、1型糖尿病患者は生涯にわたりインスリン投与を必要とし、血糖値の管理を続けながら日常生活を送らなければなりません。特に、自己管理が難しい小児期における治療は、患者本人、そして保護者にも心身ともに大変な負担となります。

それでは、小児の1型糖尿病患者に対する支援について、どのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、1型糖尿病を含む小児慢性特定疾病と診断された児童等を対象に、適切な医療受診や、御家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成を行っております。

また、自己管理技術の習得や同じ疾患を持つ仲間との交流などを目的として、宮崎県糖尿病協会等が治療中の子供や御家族を対象に開催します小児糖尿病サマーキャンプについて、その経費を支援しております。

今後とも、適切に治療が受けられ、安心して暮らし続けられるよう、必要な支援に取り組ん

でまいります。

○永山敏郎議員 ただいま紹介のありましたサマーキャンプは、子供たちが同じ境遇の仲間と過ごすことにより、メンタルケアの場にもなっているようです。引き続きの支援、また医療関係者との連携も期待いたします。

現在、技術の進歩により、インスリンについては、自己注射だけではなく、自動投与するポンプもあるとのことで、うまく活用すれば負担の軽減になると思います。

一方で、20歳未満の患者については、先ほど紹介のありました小児慢性特定疾病医療費助成の対象となりますが、20歳に到達いたしますと健康保険での対応となるため、自己負担が多く発生し、治療は一生継続します。小児だけでなく、成人についても財政的な支援が必要と考えられますが、患者会からも国に対し要望が続いているようであります。

また、さきの意見交換でも伺ったのですが、1型糖尿病を理由に、保育園での入園拒否や、就職に影響を及ぼす事例等もあるとのことです。まだまだ社会全体としての理解も進んでおりません。

1型糖尿病を含む糖尿病全般について、正しく理解してもらうことが重要と考えますが、そのための啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 糖尿病は、主に自己免疫等が原因の1型や、生活習慣だけでなく遺伝的な素因等で発症する2型など、様々な発症要因があり、誰にでも起こり得る病気です。また、深刻な合併症を引き起こす可能性があることから、正しい知識の啓発が重要と認識しております。

このため県では、毎年11月14日の世界糖尿病

デーを中心に、新聞、テレビ、ラジオ、SNSや、糖尿病予防フェスタなどのイベントを通じて、その症状や予防・治療法、早期発見・早期治療につながる健診の重要性などについて周知しているところです。

今後とも、社会全体で正しい理解が深まるよう、市町村や関係団体とも連携して、一層の啓発を進めてまいります。

○永山敏郎議員 糖尿病については、1型、2型含めて、生活習慣によらず発症するケースがあるということですが、一方で、どうしてもその名称や長年のイメージからネガティブにとられがちです。

昨今は、この糖尿病の新しい呼び方として、「ダイアベティス」と呼称しようとする動きもあります。認知症につきましても、少し前までは「痴呆症」あるいは「ぼけ」などと呼称されていました。時代が変われば病気への向き合い方も変わります。引き続き、患者や家族の方に寄り添った支援を目指してまいりましょう。

次に、ネイチャーポジティブについて伺います。

近年、気候変動への対応と並び、生物多様性の損失が世界共通の重要課題とされています。

2022年にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議、いわゆるCOP15において、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという世界目標が採択されました。マイナスからプラスへの反転、その目標がネイチャーポジティブです。

本県は、豊かな森林や河川、海岸線、そして世界的にも貴重な照葉樹林を有するなど、多様で豊かな自然環境に恵まれております。

一方で、気候変動の影響や野生鳥獣被害の拡大、担い手不足による里山環境の変化など、本

県の自然環境を取り巻く状況も大きく変化しています。

そこで、ネイチャーポジティブの実現に向けた県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止めて回復させることであり、我々の暮らしや社会経済を持続可能としていくために重要な考え方であります。

このため県では、今年3月に改定を行いました第四次宮崎県環境基本計画において、2030年ネイチャーポジティブの実現を掲げ、在来種や希少野生動植物の保護・回復、森林地域や水域の保全など、生物多様性に配慮した取組を推進しているところです。

今後とも、県民の皆様や関係機関と連携し、その実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ネイチャーポジティブに向けた取組の一つに、自然共生サイトという認定制度があります。地域における生物多様性の保全に向けた企業、団体の取組が評価されるようです。

それでは、県内の自然共生サイトの認定状況と、認定の推進に向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省が企業の森など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定しており、本県では、令和8年3月末現在で7か所が認定されております。

この自然共生サイトに認定されますと、民間

事業者等が行う生物多様性保全の取組が広く発信され、その社会的評価の向上や、県民の自然保護活動への積極的な参加促進につながるものと考えております。

このため県では、今年度から、既に認定されている事例の紹介や、保全活動に関する相談対応等に取り組むこととしており、生物多様性保全への理解を促進することで、自然共生サイトの認定拡大を図ってまいります。

○永山敏郎議員 県内全域に自然共生サイトが拡大し、県民のネイチャーポジティブに向けた興味・関心につながることを期待いたします。

さて、先日、大淀川水系で生息が確認されている外来魚のコウライオヤニラミによる固有種オオヨドシマドジョウの捕食が確認されました。このように、外来種は生物多様性に深刻な影響を与えます。

さらには、先日、このコウライオヤニラミが清武川水系でも発見されております。一刻も早い対策を講じる必要があると考えますが、コウライオヤニラミの生息状況と今後の対策について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） コウライオヤニラミは、平成29年に国内で初めて大淀川水系で生息が確認された後、今年5月には新たに清武川水系でも確認され、生息域の拡大が懸念されることから、県では、生きたままでの持ち出し禁止区域を全県下に拡大し、規制を強化したところであります。

現在、国において、今年秋頃に特定外来生物への指定が予定されており、指定後は、飼育や運搬、野外への放出等が法的に禁止されるほか、国の支援制度を活用した調査や駆除等の取組が可能となります。

県としましては、指定後速やかに、ホーム

ページや講習会等を通じて、禁止事項や支援制度についての周知を図るなど、関係機関等と連携し、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 今回の捕食の実態、また他水系での発見は、これまでの県や市町村、大学、NPO法人等による取組の成果と言えるのではないのでしょうか。引き続き、連携しての対応を期待してまいります。

続いて、宮崎国スポ・障スポの準備状況について質問いたします。

来年9月開催の宮崎国スポ・障スポに向け、県内の施設整備をはじめ準備が着々と進んでいます。本番に向けたリハーサル大会も県内各地で開催が始まっております。

先日、総務政策常任委員会の県内調査で施設を見学し、地元自治体の方と話をする機会がありました。大会開催に当たっては、運営に係る人員の確保も課題のようです。多くのボランティアの参加が期待されます。

そこで、宮崎国スポ・障スポに係るボランティアの種類及び応募状況について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポに係るボランティアにつきましては、大会開催に向けてPR活動を行う「広報ボランティア」、開閉会式等の県主催行事の会場運営に携わる「運営ボランティア」、聴覚に障がいがある方への情報提供活動を支援する「手話・要約筆記ボランティア」、障スポ競技会場で選手団の支援等を行う「選手団サポーター」の4つの種類があります。

※6月末現在の応募状況につきましては、広報ボランティアが約40名、運営ボランティアが約400名、手話・要約筆記ボランティアが約700

名、選手団サポーターが約1,000名であります。

○永山敏郎議員 専門性の高いボランティアについても順調に応募が集まっているようであります。

聴覚障がい者を支援する手話通訳者や要約筆者については、国スポ・障スポに限らず、例年、養成の取組を行っています。

それでは、手話通訳者や要約筆者の養成・確保の取組について、国スポ・障スポに向けた取組も併せて、こちらは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、専門的な通訳技術を習得した手話通訳者や、話の内容を文字で伝える要約筆者の養成・確保を行っており、昨年度末時点の登録者数は、手話通訳者124名、要約筆者54名となっております。

また、市町村では、基礎的な手話技能を習得した手話奉仕員を養成しており、令和5年度から令和7年度までの3年間で865名が養成されております。

国スポ・障スポに向けましては、これらの取組に加え、手話・要約筆記ボランティアの応募者に対し、競技の基礎知識などを習得する研修を実施することとしております。

○永山敏郎議員 手話通訳者の方、また要約筆者の方にとっても大きな舞台での活動となりますし、答弁にありましたとおり、競技の基礎知識や専門用語等も事前に学ぶ必要があります。しっかりと事前研修を行っていただき、不安を取り除けるようお願いいたします。

実に48年ぶりに宮崎での開催となるスポーツの祭典、宮崎国スポ・障スポ、この大会に積極的に関わることが、今後の人生の大きな経験に

※ 235ページに訂正発言あり

なと思います。観戦、ボランティア等、様々な関わり方がありますが、来年の開催まで県民挙げて機運を醸成していければと思います。

この項目最後の質問です。ボランティアの参加も含めて県民総参加型の大会としていく必要があると思いますが、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポにつきましては、実施目標の一つに「「チームみやざき」で創りあげる大会」を掲げておりまして、県民総参加型の大会づくりが極めて重要であると考えております。

中でもボランティアにつきましては、大会運営になくてはならない存在でありまして、私も先催県の大会会場を視察しましたときに、笑顔で生き生きと活動しておられる様子を拝見するにつけ、大会やその地域のイメージアップにも大きく貢献する存在であり、大会の成功にとっても大事な存在だと考えております。

県では、SNSなどの各種メディア等を活用するなど、あらゆる機会を通じて、ボランティアの募集・PRを行っており、多くの県民の皆様に参加いただきたいと考えております。

県内では先月からリハーサル大会が始まり、私自身も可能な限り会場に足を運んでおりますが、国内トップレベルの選手が日頃の鍛錬の成果を発揮する様子、観客の熱い声援、大会運営に携わるボランティアの皆様が活躍する様子を見ておりますと、わくわくする思い、心打たれる思いがいたしますし、県外から来られた方々との交流を通じて、改めて刺激を得る、宮崎の魅力に気づかされる、そういう思いもありますし、発信の機会でもあるなど感じております。

する、見る、支える、それぞれの立場で多くの県民の皆様に参加していただくことが大会成功の鍵であるとともに、参加された方にも必ず

得るものがあると、そのように実感しております。

今後とも、県による広報・PR等の機運醸成の取組に加え、各市町村での国スポ・障スポの応援団活動への支援を積極的に行うことで、県民総参加型の大会を実現してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございました。

30年前の話になりますけれども、私の大学生時代、広島大学に行っておりましたが、ちょうどその頃、ひろしま国体が開催されておりまして、ひろしま国体のキャラクター「咲ちゃん」、頭に紅葉が3つぐらいついているキャラクターなんですけれども、その咲ちゃんをモチーフにしたお菓子「やき餅咲ちゃん」は、国体が終わっても長らく人気商品として販売され続け、私もいまだに記憶しております。

宮崎国スポ・障スポも、いつまでも県民の記憶に残る、そんな大会にしていきたいものです。ボランティアについては、来年の本番に向け、まだまだ募集中ですので、多くの県民の皆さんの登録を期待しております。

最後の質問項目です。学校給食費について伺います。

先日、黒岩保雄議員も同様の質問をされており、重複するところもありますが、質問いたします。

当初、子育て支援を目的として、学校給食費無償化の方針が打ち出されましたが、実際には負担軽減事業として、全国一律の基準額を国が負担する制度となっております。

それでは、小学校給食費における市町村及び保護者の負担状況について、改めて教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 今年度から小学校給食費の負担軽減事業を実施しておりますが、5

月1日現在、県内市町村における給食費の平均月額、支援基準額5,200円を上回る5,669円となっております。

また、22市町村が支援基準額を超えており、超える部分につきましては、19市町村が自治体負担、3市町が保護者負担となっております。

○永山敏郎議員 多くの自治体で持ち出し、あるいは保護者による負担が発生しております。国の基準額5,200円、この設定が低過ぎて、実態と乖離している状況と考えます。

続いて、中学校給食費における市町村及び保護者の負担状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 中学校の給食費につきましては、令和7年5月1日現在、平均月額は6,092円となっております。

学校給食費は、原則、保護者負担であります。が、中学校については、学校給食費負担軽減事業の対象となっていないため、県内のほとんどの市町村が、子育て支援の観点から独自に支援を行っております。

その支援状況につきましては、令和8年5月1日現在、14市町村が全額支援、10市町村が一部支援となっております。

○永山敏郎議員 中学校の給食費につきましては、先日、市長選挙が行われました小林市でも、中学校給食費の無償化に向けた補正予算が6月定例会に提案されているとのこと。

いわゆる学校給食費の無償化、国としては「抜本的な負担軽減」と呼称しておりますが、現在対象となっておりますのは小学校のみ、中学校の給食費無償化については、一部負担、全額負担、それぞれ首長の政治的判断によるところが大きい状態です。本来、住んでいる自治体によって教育に係る負担の格差が生じて

はならない、そのように考えます。

最後の質問です。中学校も含めた義務教育における給食費負担軽減に関する県の考えについて、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒の健全な発達のために提供されるものであり、全国どの地域でも一定の水準が確保される必要があることから、全国一律の基準で国が支援を行うべきであると考えております。

このため、負担軽減事業に係る恒久的な財源確保や、物価上昇を踏まえた支援基準額の見直し、さらに、中学校における負担軽減の早期実現を、全国都道府県教育長協議会及び全国知事会を通して要望しております。

○永山敏郎議員 教育長協議会、それから知事会、それぞれ要望しているということでもあります。

学校給食費の負担軽減につきましては、国会でも議論されております。少し前になりますが、3月末の国会の予算委員会におきまして、山内佳菜子参議院議員がこの問題を取り上げました。その際、「4月からの事業開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面などについて地方団体も交えて検証したい」との答弁を引き出してあります。

しっかりと地方からも声を上げ、地方自治体や保護者負担が発生しないよう、国による支援を求めてまいりましょう。

今回、さきの糖尿病の意見交換につきましては、議事録を検索されて、その議事録の検索から私にコンタクトがあったということでありました。こういう様々な課題を委員会あるいは一般質問でしっかりと訴えていく、取り上げていくということが、今後の様々な課題解決の一助になるのかなと改めて感じたところであります。

す。また引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 先ほどのボランティアの応募状況に関する御質問に対する答弁の中で、応募状況の時点につきまして、誤って6月末現在と申しましたが、正しくは5月末現在です。おわびして訂正いたします。

○永山敏郎議員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会一般質問の最後、アンカーを務めさせていただきます。県御当局の明快な答弁を求めます。

それでは、通告に従い質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

高市政権が発足して半年以上が経過いたしました。高市首相は国論を二分するような政策をやると断言していましたが、まさにそれが実行に移されています。

憲法改正の国会発議をこの1年のうちに整える、武器輸出の全面解禁、非核三原則の見直し、国家情報会議の設置、公務員の予備自衛官の動員などなど、安保三文書の改定で軍事費のGDP比2%の増額とともに、戦争する国づくりへと突き進んでいます。

私は常々申し上げてきましたが、国の政治のありようが、地方の私たちの暮らしや自治体の在り方まで左右してしまうということです。今や平和のうちに暮らす権利まで奪われかねない状況です。こうした情勢の下で、焦眉の課題で2点お伺いします。

1点目は、武器輸出に関してです。

「もう時代は変わった。経済成長にもつながる」、高市首相はそう述べて、武器輸出のルールを定めた防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁を閣議決定で強行しました。今回の改定で、戦闘機や護衛艦、ミサイルなど、全ての武器が輸出できるようになります。

朝日新聞の世論調査（5月3日付）では、殺傷能力のある武器輸出に67%、約7割が反対、賛成は25%です。

平和国家日本の姿を変えらるゝとして、国民から批判の上がっている武器輸出解禁です。この武器輸出全面解禁に政府が踏み切ったことについて、知事の御見解をお聞かせください。

壇上からは以上で、後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の軍事力強化、海洋進出の動きや、北朝鮮の核ミサイル開発の進展、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、さらには中東情勢の緊迫化など、より一層厳しさを増してきております。こうした安全保障環境の変化を受け、国においては、防衛装備移転に関する制度の見直しなどを含め、我が国の安全保障政策全体について検討が進められているものと承知しております。

外交や防衛を含む国家の安全保障に関する事

項は、国の責任において判断されるべきものですが、国民の安全・安心、生命・財産に関わる極めて重要な問題であると考えております。私としては、国民的な理解の下で、慎重な検討がなされることが重要であると考えており、県民生活や県内産業への影響にも留意しつつ、今後の動向を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 知事の御見解は今承りました。そもそも日本の武器輸出禁止は、非核三原則と並んで、憲法9条の平和理念に根差した国是として位置づけられてきたものです。歴代の自民党政権の下でも、この原則は繰り返し確認されてきました。そして、**1981年**に衆参両院本会議で武器輸出問題等に関する決議を全会一致で採択して、国会の意思によって、日本の国是として武器輸出禁止を国内外に宣言してきました。知事はこの武器輸出禁止の国会決議を御存じだったでしょうか。

ところが、安倍政権が**2014年**、武器輸出を全面的に禁じる武器輸出三原則を撤廃し、武器輸出を原則可能にしました。

武器輸出三原則は、国際紛争の当事国、またはそのおそれのある国への武器輸出は認めないなどとする日本政府の基本的姿勢です。この三原則を撤廃した際に、輸出のルールとして定めたのが、防衛装備移転三原則とその運用指針です。それは、武器完成品の輸出を、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に限りしました。

しかし、その後、この原則は徐々に切り崩され、**2024年**には、日本、イギリス、イタリアで共同開発する次期戦闘機の第三国への輸出も解禁いたしました。そして今回、高市首相はついに、殺傷能力のある戦闘機やミサイルなど、全ての武器の輸出解禁へと踏み出したわけです。

日本から輸出した武器が使われるとなれば、日本は間接的に戦争に加担することになります。国際紛争を助長することにもなります。憲法を精神を逸脱するものではないでしょうか。

時代が変わったという言葉で済ませられる問題ではありません。今回の決定は、戦後日本が積み重ねてきた平和国家としての原則を顧みない、歴史に逆行する重大な転換だと思えます。

しかも、国会での十分な議論や国民的合意を経ることなく、閣議決定のみでの強行は、到底許されるものではありません。平和国家から死の商人国家への大転換です。

元経済産業省の官僚であった古賀茂明さんはこう言っておられます。「日本の平和主義を形づくるのは、憲法9条と武器輸出の禁止と言える。武器産業で経済成長となれば、戦争できる国どころか、戦争なしでは生きられない国になる危険がある」と警鐘を鳴らしています。直ちに武器輸出全面解禁の撤回を求めたい、このように私は思います。改めて、知事も考え改めていただきたい、このようにも思います。

次に、憲法9条改正問題について、知事の見解を伺いたいと思います。

高市首相は自民党大会で、「時は来た」として、「発議にめどが立ったと言える状態で来年の党大会を迎えたい」と、期限を切って憲法改正を行う宣言を行いました。

改憲の最大の狙いは、憲法9条を変えること、武力行使の歯止めを外すことにあります。

安倍政権以来の改憲案で、戦力不保持を定めた憲法9条2項を残しつつも、自衛隊を明記するという改憲を行うとしています。そうするとどうなるのか。この2項は死文化され、無制限の海外での武力行使に道を開くことを可能にしてしまいます。

知事はこの憲法改正、国の言う自衛隊を書き込むだけということについて、どのように受け止めておられるか、知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国においては、憲法審査会等におきまして、憲法改正をめぐる議論が行われております。様々な条文、論点について議論が行われておりますが、御指摘の憲法9条についても、賛否それぞれの立場から様々な意見が示されているものと承知しております。

私としましては、平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、切迫する国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会や主権者たる国民の間で、幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべき問題であると考えております。

○前屋敷恵美議員 そもそも憲法とは、国民の権利や自由を守るために国家権力を縛るルールです。憲法99条は、国家権力を行使する立場にある国務大臣、国会議員、裁判官、公務員に、憲法を尊重・擁護するよう義務づけています。時の政権、権力保持者は、この憲法で縛られていることの自覚をなくしてはならないと思います。

そこで、時の政権、権力保持者が守らなければならない憲法、その一つが憲法9条です。

憲法9条は何を定めたか。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、そして2項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めました。まさに、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認です。ここまで恒久平和主義

を徹底した憲法は、世界でも日本国憲法しかありません。

日本は、1945年の終戦まで侵略戦争を繰り返してきた戦争国家でした。しかし、46年の日本国憲法成立後は、日本が戦争に直接参戦したことは一度もありません。

54年に発足した自衛隊は、今日まで一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。それは、憲法9条を守り抜いてきたからにほかなりません。そのことは、世界で日本が平和国家として信頼される源にもなってきました。まさに名誉ある地位を占めてきたのではないのでしょうか。

前段でも申しましたが、現行の9条を維持した上で、9条の2として自衛隊を明記するとどうなるか。現行に何と書いてあろうと、後に書き込んだことが優先する条項となって、これまでできないとされてきた自衛隊の海外での武力行使が、自衛の名で集団的自衛権の全面的行使に道が開かれ、殺し殺される事態が現実になる危険が生まれてくるのです。ですから、今ある自衛隊の存在をただ書くだけという生易しい話ではありません。国の在り方を大きく変えることになるのです。

改めて知事に伺います。この崇高な憲法9条は守るべきと思いますが、知事の思いをお聞かせください。知事、お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のような考えも含めて、様々な立場から様々な議論がなされている、それが憲法9条であろうかと思います。

先ほども答弁したとおりであります。平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、今の安全保障環境の変化も十分考慮しながら、しっかりと幅広い観点から十分な議論を尽くしていくべき、とても重要な課題であると認識し

ております。

○前屋敷恵美議員 私は、知事の率直な、個人的な思いをお聞きしたいところなんです。法律を学んだ知事としては、憲法が何たるかは十分に熟知しておられると思います。

そして今、平和が危うくなってきているこの状況だからこそ、世界に誇れる憲法9条は本当に守り抜いていくことが大事だと思い、知事にもその立場にぜひ立っていただきたい。それが県民の命と暮らし、財産を守ることにもつながるわけですから、お願いしたい、このように思います。

それでは続いて、ホルムズ海峡封鎖による原油不足の影響と支援策について、中東問題で質問いたします。

アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃とホルムズ海峡の事実上の封鎖がもたらす暮らしや経済への甚大な影響とその対策については、既に多岐にわたる質問がございましたが、改めて県として県民の今の窮地に向き合っていたいただきたいと思います、質問いたします。

県内経済団体によるアンケート調査では、製造業、農業、建設業など、約8割の企業が事業への悪影響を報告しています。

先週、国の3兆円余りの補正予算を受けて、追加の補正予算が今議会に提案されました。国同様、電気・ガス料金支援のほかにも具体策はありません。それはそれで大事なことです。

しかし、そうであれば、県はどう予算を確保して今の県民の窮地を救うか、ここが大きな問題になります。

私が聞き取りをさせていただいただけでも、水道事業関連の方々には、塩ビパイプが手に入らない、受注した仕事を延期してもらっている。内装業の方は、クロスを貼る接着剤が値上が

り、今後、輸入も厳しくなる。建築業関連の方は、ユニットバスが手に入らない、雨どいやタキロンが在庫不足。総菜やお弁当を作っておられる皆さんは、パッケージが30%以上も値上げになった、ラップやビニール製品も値上げだ。乳製品の製造販売をしておられる方は、製品を入れるボトルが1個20円から30円の値上げだ、しかし価格の転嫁はできない。厳しい状況が語られました。

それに伴って飲食業の方は、業者の常連客が「仕事ができなくて飲みに行く余裕がない」と、予約も減っているなどと訴えられました。まさにコロナ禍の状況、それ以上だと言う方もいらっしゃると思います。

県の担当部局では、もっと細かに状況を把握しておられるかと思います。それぞれ把握しておられる現状とその対応策についてお聞かせください。まず、医療分野においてはどうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の医療機関においては、長引く物価高騰による経営環境の悪化に加え、中東情勢の緊迫化により、一部で医療用資材の供給不足が発生するなどの影響が見られます。

そのため、国においては、備蓄している医療用手袋の放出など、医療用資材の安定供給に向けた取組が行われております。

県におきましても、昨年度、2月補正予算で計上した物価高騰対策緊急支援金の早期執行により、医療機関を支援することとしております。

今後とも、医療機関の状況を注視しながら、状況の変化に適時適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、商工観光労働部関連ではどうで

しょうか。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工観光労働部では、県内中小企業からの経営、金融相談に対応するため、本年3月に特別相談窓口を設置しており、資材の仕入価格高騰や調達困難に関するもののほか、資金繰り支援や補助金活用に関する相談を受けております。

また、関係団体からの聞き取りでも、同様の事案が様々な分野で生じているほか、設備投資を控えているといった話も伺っております。

このため県では、中小企業融資制度の対象に中東情勢緊迫化の影響を受ける事業者を追加し、円滑な資金繰りを支援しているほか、2月補正予算で計上した物価高対策事業の早期執行を図っているところです。

今後とも、県内経済や中小企業への影響をよく見極め、関係機関と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、農政水産関係で、部長、お願いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農畜水産分野におきましては、関係団体へのヒアリングによりますと、重油等の価格が既に高騰し、ナフサを原料とするハウス用ビニールや粗飼料用ラップフィルム、漁網等の大幅な値上げが見込まれるほか、供給そのものの不透明感も増しているということで認識しております。

このため、2月補正予算で計上した物価高対策事業の早期執行をはじめ、普及センター等による相談対応や資金繰り支援など、生産者に寄り添った対策を講じているところです。

また、JA等と連携し、洗浄・消毒による資材の再利用や代替資材の検討を進めており、今後とも必要な支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

続いて、県土整備部、建設関連ではいかがでしょうか。部長、お願いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 公共工事では、アスファルト合材等の価格高騰や、ナフサを原料とする配管材や塗料等の納期の遅れを確認しております。

このため、資材価格の急激な変動に対し、請負金額を変更できるスライド条項の適用や、資材の納期遅延に伴う工期の延伸について、柔軟に対応することとしております。

今後とも、資材の供給や価格の動向等を注視し、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 それぞれにありがとうございました。

現在、重点支援地方交付金などを活用した対策も立てておられるかと思いますが、要は、困ったところに迅速に支援が届くかどうかだと思います。総合政策部長の具体策を伺いたいと思います。お願いいたします。

○総合政策部長（大東 収君） 中東情勢が依然として不透明な中、今月5日に成立いたしました国の補正予算におきましては、重点支援地方交付金1,000億円等が盛り込まれたところであります。

このため、県としましては、必要な対策を速やかに講じることが重要であるという認識の下、本交付金を活用して、まずは、国と歩調を合わせた特別高圧電力やLPガスの利用者の支援に要する経費を、本日、追加提案した予算案に計上したところです。

他の分野につきましても、引き続き、県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築するなど、交

付金の効果的な活用を図ってまいります。

○前屋敷恵美議員 今、本当に困難に直面している業界の皆さん方、県民の立場に立って、ぜひ迅速な支援をそれぞれの部局も含めてお願いしたいと思います。

最後に、何といたっても最大の対策は、一日も早い戦争の終結です。

昨日から、アメリカとイランの間で、停戦、ホルムズ海峡の開放など、覚書に合意が交わされたとの報道がなされました。

停戦を確実なものにするためにも、再攻撃をしない保障の下に、国連憲章と国際法に基づいて早期に戦争を終わらせる合意に至るよう、日本政府の果たす役割を県からも政府に進言することが必要と思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交や防衛といった国家の安全保障に関することは、国会で十分に議論され、政府として責任を持って判断がなされるべき事項であると認識しております。

一方でこれらは、国民の安全・安心や生命・財産に直接関わる重要な問題であり、とりわけ現在の中東情勢の緊迫化については、県民生活をはじめ、地域経済にも様々な影響が生じてきておりますことから、強い危機感を持って受け止めております。

私としましては、引き続き、今、関係部長が答弁しましたような現場の実態、声というものを国に届けてまいりたい、そして、国において、国民生活への影響を最小限にとどめるよう努めるとともに、国際社会の平和と協調に向けた不断の外交努力に尽力されることを切に期待しております。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願いいたします。命を奪い合う戦争をまず止めることが、世

界はもとより日本の、そして県民の暮らしや経済を守ることにもつながりますから、その間はしっかりと国と行政が県民の皆さんを支えることだと思います。その点を強く要望しておきたいと思います。

続いて、中学校の給食無償化について伺います。

今年4月から、国の施策で小学校給食の無償化が始まりました。国に無償化制度をつくらせる大きな力となったのが、これまでの自治体独自の無償化や軽減制度の実施の全国的な広がりです。県内でもほとんどの自治体が住民の要求を受け止めて、独自の財源での無償化や一部補助の支援の努力が国を動かし、制度化されることになったと思います。

文科省は今年度予算に、学校給食費の抜本的な負担軽減として1,649億円を予算計上し、1人当たりの基準額の上限を5,200円として、国と都道府県で2分の1ずつ負担する、都道府県分は地方交付税で措置され、県は1人当たりの基準額を市町村に交付するという仕組みです。

しかし今、物価高騰の中で、5,200円の基準額を超える状況であることが、昨日の、そして今日の質問の中でも明らかになりました。その分が自治体負担や保護者徴収となると、完全無償化にはなりません。基準額の引上げを国に求めていくことが必要です。ぜひ国に強く要求していただきたいと思います。

次に、学校には、アレルギーや不登校など、様々な理由で給食を食べることができない児童がいます。それぞれの自治体において適切な支援を必要としますが、負担軽減事業の対象となるのか、その対応について、教育長、お答えいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 小学校における給食

費の負担軽減事業につきましては、重度のアレルギーや不登校、宗教上の配慮が必要である場合など、恒常的に給食を食べることができない児童についても支援対象となります。

5月1日現在、県内2市が給食を食べることができない児童も対象としております。

教育委員会としましては、本制度の周知に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ最適な対応をしていただきたいと思います。

またもう一つ、給食の食材調達について伺いたいと思います。

私は、もっと米の需要を増やし、野菜や果物、生鮮食料品はできる限り県内産や地元産を使い、農家や生産者とつながれるものにして、また、農家の生産性を高めるものにしていくことが重要だと思います。そして、地元の農産物で、地元愛に満ちた安心・安全な給食を子供たちに提供してほしいと思います。

食材調達の現状と今後目指す方向性について、教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 学校給食において地場産物を使用することは、地域の食材への理解や生産者への感謝の気持ちを育むとともに、地域の農業振興の観点からも重要であると考えております。

令和6年度の文部科学省の調査によると、米を含めた地場産物の本県の使用割合は64.5%であり、全国平均56.4%と比べ8.1ポイント高くなっております。

なお、県内の学校給食における御飯は、現在、全て県産米を使用しております。

教育委員会では、毎月16日を「ひむか地産地消の日」として、地場産物の使用を推進しますとともに、学校給食担当者会等において、地場

産物を使った献立の紹介等を行っております。

引き続き、市町村と連携しながら活用促進に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひもっともっと充実させていていただきたいと思います。

そこで、公立小学校無償化になりました。次は、中学校無償化の一日も早い実現だと思います。既に県内で、各市町村それぞれの努力で、これまで小中学校の無償化を実施してきた実績もあるわけですから、ここで、県が独自の財産で、市町村と協力して中学校無償化に踏み出すことが、国の施策としての実現を迫る大きな力になっていくと思います。

子供の貧困対策にも、子育て支援にもつながる給食費の無償化です。小学校に続く中学校の実現に県が努力していただきたい、県の努力を求めたいと思います。

財源は、重点支援地方交付金の有効活用です。県レベルでは、栃木県がこの交付金を活用して、2026年度、今年から小中学校の給食無償化制度の実施を始めました。全国では、青森県、東京都、和歌山県、そして栃木県です。ぜひ宮崎でも足を踏み出していこうではありませんか。できないことはないと思います。それは、子供たちにとって何が必要か、何を優先させるか、予算の位置づけだと思います。

ぜひ教育長の英断を求めたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒の健全な発達のために提供されるものであり、全国どの地域においても、学校給食摂取基準に基づく給食が安定的に確保される必要があることから、給食費につきましては、国の責任において、一律の基準に基づき支援を行うべきであると考えております。

このため、中学校給食費の負担軽減につきましても、恒久的な財源を確保した上で、早期に実施するよう、国に対し、全国都道府県教育長協議会及び全国知事会を通して要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 もちろん全国一律で早期に行うことが重要でありますし、当然だと思うわけですが、しかし、そこに至らない間は、やはり地方自治体で努力することが子供たちにとっても必要ではないかと思います。

ここで、知事にもコメントをいただけるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。子育て支援の要として、中学校給食無償化の県独自の財源を使つての実現です。よろしくお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、教育長が答弁したとおりであります。学校給食の重要な役割、そしてこれがやはり全国一律に行われるべきものではないかという考え方の下で、これまで国に、国の責任において一律の基準に基づき支援を行うべきものということで要望を行ってまいりました。

小学校については実現したわけですが、中学校給食費の負担軽減についても、引き続き、全国知事会等を通して、国に対してしっかり要望してまいります。

○前屋敷恵美議員 国には要望しつつも、県独自の施策も必要かと思いますが、今後の検討をよろしくお願いいたします。

子供たちが毎日食べる給食は、お金の心配をせずに、安全で温かく、おなかいっぱいになって、おいしくて自然と会話が弾む、そういった時間になるような豊かさを子供たちに提供していきたい、このように私も思いますし、自治体の皆さん方もそのように思っておられると思い

ます。子供を大切に育てていく、この観点で、ぜひ皆さんの御努力もいただきたいと思います。

それでは続いて、こども誰でも通園制度について伺います。

こども家庭庁が子育て家庭への支援として創設した、こども誰でも通園制度の本格運用が今年から始まりました。

全ての子育て家庭の3歳未満児が対象で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できるとされていますが、この制度、事業の概要をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子供の健やかな成長や、保護者の孤立の解消を目的に、今年4月から始まった制度であり、対象は生後6か月から2歳までの未就園児で、原則、月10時間を上限に利用が可能です。

県内では、保育所等の多くが空き定員の枠内での受入れを行っており、安心して利用できるよう、保護者は事前に施設との面談を行うこととなっております。

○前屋敷恵美議員 この事業については、試行的事業として、2年ほど前から実施されてきました。利用された保護者や受け入れている保育現場の声など、現状をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 利用した保護者からは、「家庭ではできない遊びや活動を経験できた」「子育ての悩みを相談でき、大きな安心感につながった」などの意見が寄せられています。

また、施設からは、「子育てに悩む保護者の手助けができた」「就園の際の円滑な受入れに

つながった」と評価する声がある一方、不定期で利用する子供への配慮や、業務の負担に対する不安の声も聞かれました。

運用間もない制度でありますことから、県としましては、利用者や施設の声など、運用の状況を確認しながら、子供の成長を後押しできる制度となるよう努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 預けられる子供にとってはどうなのか、受け入れる保育現場はどうなのか、今、部長のほうからも一定のお話がありました。

慣れない場所で、見知らぬ保育者に短時間預けられる子供の負担は大きいと思います。

また、通常保育の場に受け入れる場合など、通常保育を受けている子供たちの集団に、短時間の子供が不定期で入ってくることは、保育所で毎日を過ごしている子供を不安にさせることにもなりかねません。

現在、この誰でも通園制度と類似した、同じような一時預かり事業というのがあります。この利用状況はどうなのでしょう。同じようなものを幾つもつくるのではなくて、事業の条件整備を図って、保護者にとっても子供たちにとっても、安心できるものに充実させることなどが考えられないものかと私は思います。

子供の育成の観点からも、この誰でも通園制度をどのように考えておられるか、福祉保健部長、改めてお願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 子供にとって、家族以外の人との関わりにより、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、成長する機会が得られるものと考えております。

また、保護者にとっては、専門的な知識を持つ保育士等の助言により、孤立感や不安感を解消でき、育児の負担の軽減にもつながっていく

ものと考えております。

このため、この制度は、全ての子供の育ちを応援し、社会全体で子育てを支える上で、重要な意義を持つものと考えております。

○前屋敷恵美議員 3歳未満児を抱える家庭の子育てへの支援は大事です。しっかり支えなければなりません。しかし、単に、既存の保育所に不定期の短時間保育を受け入れさせるという点では、様々な懸念がよぎります。

一つに、事業そのものが抱える問題です。昨年、2025年度までは、事業の実施主体は市町村でした。本格実施の今年からは、利用者と事業者の直接契約となって、それは今部長もお答えいただきましたが、利用者が施設の空き状況を調べて予約するということになります。これでは市町村の責任が曖昧になるという点です。何らかの事故が起きたときに当事者任せとなり、公的には関わりづらくなることです。

また、受け入れる保育現場にとっても、低過ぎる条件設定での実施が求められるということです。短時間保育や初めての子供を日々受け入れるには、十分な体制と保育のスキルが必要です。通常保育でも保育士不足や低過ぎる処遇で疲弊している今の保育現場に、新たな負担を強いることになりかねないのではないのでしょうか。

少子化で子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声は、本当に大きくあります。子供だけでなく、親も含めた支援づくりが必要です。制度の改善や条件整備など国にも要望しながら、最高の子育て環境を整えるために、県にも尽力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では最後になりますが、平和台公園の再整備について伺います。

県は、7年後に迎える置県150年の記念事業として、宮崎市の平和台公園と県総合博物館を大規模リニューアルする方針を明らかにしました。次世代の探求心を育む「知の拠点づくり」を目指すとしています。

改めて、平和台公園を訪ねてみました。韓国からの観光客も見えていました。全てを回ることではできませんでしたが、自然に包まれ、広大な敷地には、公園のシンボルとしている八紘一字の塔がそびえ、コケむしたはにわ公園は、趣はありますが、中は少々薄暗く、はにわ館は閉鎖されておりました。遊歩道やアスレチックなどを備えて、散歩や家族連れ、市民、県民の憩いの場として大いに活用が図られているようですが、老朽化は否めません。

また、総合博物館も開館から半世紀以上が経過して、雨漏りの話も聞いておりましただけに、併せて整備計画があることは、予算のことはありますが、必要なことだと思います。

そこで、再整備計画についての概要をお聞かせください。

また、もう一点、県民に親しまれる公園として、県民の声、要望などが生かされることが重要だと思います。

そこで、パブリックコメントなどはもちろんですが、建設に当たっての委員会等に、公募などで選ばれた県民の代表が参加して、意見を述べる場がつかれないものかと思います。そのあたりも含めて、構想についてのお考えをお聞かせください。知事、お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立平和台公園は、宮崎市内にありながら、豊かな自然環境に恵まれ、遊具施設等も設置されるなど、長年にわたって、広く県民の憩いの場として親しまれております。私も、公舎の割と近くでありますの

で、散歩やジョギングのコースとして活用しているところであります。最近では、「イノシシに注意」という看板もありまして、警戒もしているところであります。

この公園も魅力あふれる場所ではありますが、開園から約70年が経過し、老朽化が進んでおりますことから、置県150年プロジェクトとして取り組む「知の拠点づくり」の一つに位置づけ、再整備を検討しているところであります。

本公園の整備に当たりましては、同じく「知の拠点」として再整備に取り組む総合博物館との機能の連携も視野に入れ、子育て世代や若者をはじめ、利用される県民の皆様の御意見もしっかりと伺いながら、宮崎の自然を学び、楽しめる次世代育成のフィールドを目指して検討を進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 構想やその具体化にはまだまだ時間がありますので、ぜひ県民の皆さんの要望、声がしっかりと位置づけられるような整備を行っていただきたい、このように思います。

次に、平和の塔について伺います。

県立平和台公園には、戦時中の1940年に建設され、現在、公園のシンボルとされている、八紘一字の文字が刻まれた高さ36.4メートルの巨大な石造りの塔があり、平和の塔と呼ばれています。

そのそばには、戦後削られていた八紘一字の文字を復元した当時の県知事、黒木博知事の名で、この塔の由来を記した碑文があります。そこには、「世界各地の日本人団体、友好諸国から寄せられた切り石1,798個を含む石材834立方メートルで築かれた」と、また「八紘一字の文字が、永遠の平和を祈念して刻み込まれている」などと記されています。

しかし、切り石のうち300個余りは、中国など当時の日本の植民地や占領地からのもので、侵攻していた日本軍部隊の名で送られていたものであることなどが、民間団体の調査で明らかになっています。

また、建設当時、戦争推進のスローガンであった八紘一字という言葉、永遠の平和を祈念した言葉であるという誤った歴史認識を県が表明していることは、甚だ遺憾であり、問題です。

遅きに失したとはいえ、八紘一字の塔の史実を正確に伝え、そのことを教訓に、文字どおりの平和公園にすることが必要ではないでしょうか。次世代の探求心を育む「知の拠点」にすると言うのであればなおさらのこと、真実を伝えるべきです。

今回の公園再整備を機に、この碑文を改めることを求めたいと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） この県立平和台公園は、改めて、宮崎市街地を一望できる自然林に囲まれた丘陵地に位置し、散策路や展望台など県民が自然と触れ合う場として、また、県を代表する観光地としても、長年にわたり、県内外の方から広く親しまれているところであります。

御指摘の平和の塔を取り巻く背景あるいは経緯については、いろいろな御意見があろうかと存じますが、現状のまま保存してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 果たして今のままでいいのかどうか、検証が求められると思います。

日本が起こした侵略戦争は明白な事実です。その戦意高揚のために用いた八紘一字という言葉、永遠の平和を祈念した言葉であるなどと

真逆の説明を碑文に記すなどは、県の、ひいては日本の歴史認識が大きく問われる問題だと思います。このグローバル化の中で、全く通用しない話ではないでしょうか。

平和台公園を世界の観光客にもとの構想があればなおさらのこと、間違いは真摯に受け止め、正すことに何らはばかることはありません。勇気を持って決断のときだと思います。この整備計画をもって改めることを再度要望したいと思います。知事の決断を期待いたしております。よろしく願いいたします。

時間をちょっと残しましたが、準備いたしました質問は以上です。今回は、憲法9条を持つ日本が戦争への道を再び歩むのか、日本が岐路に立つ問題を県のみならず、県民、国民が共に考えることを提起いたしました。少子化の中で、子育て、子育てを考える問題、困難に直面している県民の暮らしと経済をどう守るのか、行政の果たすべき役割を質問させていただきました。

ぜひ最善の方策で事に当たっていただきたい、このことを申し上げまして、一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第24号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第19号から第22号まで採決

○外山 衛議長 まず、公安委員会委員、収用委員会委員及び同委員会予備委員の任命の同意

についての議案第19号から第22号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号から第22号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第18号まで、第23号、
第24号、報告第1号及び第2号
並びに請願委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第18号まで、第23号、第24号、報告第1号及び第2号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日17日から22日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、23日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時48分散会

6 月 23 日（火）

令和 8 年 6 月 23 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	日高陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邊世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで、第23号、第24号、報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第20号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和8年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、14億600万円余の増額となっております。

次に、議案第24号は、国の令和8年度補正予算に係る経費について措置するもので、5億2,900万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国庫支出金が15億5,300万円余、繰入金が3億1,300万円余、県債が6,400万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,918億8,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で1億2,600万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は232億400万円余となります。

また、総務部の補正予算は、議案第1号が一般会計で3,700万円余を、議案第24号が一般会計で4億円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,380億6,500万円余となります。

このうち、総合政策部のサーバ統合基盤運営費についてであります。

これは、庁内各所属のシステムサーバーを集約・統合するサーバー統合基盤が令和9年度末に利用終了となることに伴い、次期基盤へ更新するものであり、庁内基盤とクラウド基盤を組み合わせることで、運用の効率化や柔軟な拡張性の確保を図るものであります。

このことについて委員より、庁内基盤とクラウド基盤の使い分けの基準やセキュリティー対策について質疑があり、当局より、「機密情報を扱うシステムや通信負荷の大きい大規模なシステム等は庁内基盤で運用し、その他のシステムはクラウド基盤に移行するなど、その重要度や規模に応じて適切に配置したいと考えている。また、クラウド基盤の選定に当たっては、十分なセキュリティー対策を講じたものを採用する」との答弁がありました。

次に、総合政策部の「本県とインドネシア政府等との連携合意について」であります。

これは、本県産業の維持・活性化に向け外国人材を安定的に確保するため、インドネシア共和国労働省、移住労働者保護省及びインドネシア送出機関協会と連携合意書等を締結したものであります。

このことについて委員より、「外国人材の確保のためには様々な国との連携合意が必要と考

えるが、インドネシア以外の国とも連携合意を行う考えはあるか」との質疑があり、当局より、「現時点で具体的な計画はないが、外国人材の受入れは、相手国の情勢に大きく左右されるため、安定確保の観点から、複数国との関係構築が必要であると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「外国人材の確保に向け、本県の介護分野の先行事例や他県の事例を参考に、各業種の需要に即した取組を行うとともに、今後の人材獲得競争の激化を見据え、全庁的な組織体制の在り方も含め検討していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部の「みやざき行財政改革プラン（第四期）の取組状況について」であります。

このことについて委員より、令和9年度の知事部局等職員数の目標値が、令和4年度比で約115人の増員となっている要因について質疑があり、当局より、「宮崎国スポ・障スポの開催に当たり、先催県の事例では大会開催準備に120人程度を要していること、また、危機事象への対応や国土強靱化などの行政需要を総合的に勘案し、目標値を算定した」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県の人口が来年度にも100万人を下回ると予測される中、次期計画の策定に当たっては、適正な職員数の在り方を十分に整理した上で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、福田新一委員長。

○福田新一議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億8,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,430億900万円余となります。

このうち、医療施設等経営強化緊急支援事業についてであります。

これは、人手不足や出生数の減少などによる経営状況の変化に直面している医療機関へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的とするものであります。

この事業のうち、分娩取扱施設と連携して妊婦健診等を行う施設を対象に設備の整備を支援する地域連携周産期支援事業（産科施設）について委員より、「どうしてこの予算が当緊急支援事業で実施される他の事業に比べて少ないのか」との質疑があり、当局より、「本事業の対象施設は分娩を取り扱わない施設であり、数が限られているだけでなく、申請を希望する施設が3施設のみであったことから他の事業よりも

少ない予算となっている」との答弁がありました。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更についてであります。

このことに関連して委員より、認定看護師教育課程の受講者数及び受講期間について質疑があり、当局より、「認定看護師教育課程では、専門知識と技術を丁寧に教育するため、受講者数は10名程度、受講期間は1年間となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「認定看護師の養成は、医師の負担軽減にもつながることから、しっかりとサポートしてほしい」との意見がありました。

次に、令和7年の自殺者数等の状況についてであります。

このことについて委員より、「近年、本県の自殺死亡率は全国の中でも高く推移しているが、その要因をどのように分析しているのか」との質疑があり、当局より、「本県では、男性の自殺者の割合が高く、年代別では、70歳代、80歳代の自殺者が多い傾向にある。また、令和7年は、30歳代以下の女性の自殺者が増加している。自殺の動機については、健康や生活の問題等が複合的に絡んでいるため、本県の要因を明確に示すことは難しい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県の自殺死亡率が他県に比べ、いまだに高く推移している事実を受け止め、本県の実情に応じた自殺防止対策をさらに推進していただくよう要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱

いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は476億400万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は915億7,100万円余となります。

このうち、商工観光労働部の特別高圧電気料金激変緩和事業についてであります。

これは、国の令和8年度補正予算に盛り込まれた重点支援地方交付金を活用し、特別高圧電力を受電する県内の中小企業等に対して、電気料金の一部を支援することで事業者の負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「今回の事業では医療機関も対象に含まれるのか」との質疑があり、当局より、「医療機関はこの事業の対象

に含まれていないが、福祉保健部において実施している「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」や、今年6月から施行された診療報酬改定において物価対応分の項目が追加されたことにより、対応されているものと考えている」との答弁がありました。

次に、商工観光労働部の「みやざき産業振興戦略の改定について」であります。

このことについて委員より、「みやざき産業振興戦略の改定を機に、同戦略にフードビジネス振興構想を一本化するに当たっては、これまでのフードビジネスの取組が後退することがないよう、具体的な目標値をしっかりと定め、様々なアプローチを行い、さらなる結果を出していくことが重要ではないか」との意見があり、当局より、「具体的な成果指標や取組方針等についてはこれから検討していくこととなるが、フードビジネスのさらなる成長産業化に向け、みやざき産業振興戦略の中でしっかりと整理してまいりたい」との答弁がありました。

また、同部の「第12次宮崎県職業能力開発計画の策定について」であります。

このことについて委員より、「国の方針を踏まえるだけでは、計画が形骸化してしまうような印象を受けるため、今後、県として、しっかりと能力を持った人材を輩出していくという主張を入れていくことも必要ではないか」との意見があり、当局より、「本計画の策定に当たっては、県総合計画や地域の特色などを踏まえるとともに、職業能力開発審議会でも議論いただきながら、本県に必要な産業人材の育成につながるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの計画をはじめとする、今後、改定を行う計画等につい

て、本県の現状や社会情勢等の変化を踏まえた実効性のある計画として、数値目標をしっかりと定め、成果が着実に現れるものとなるよう要望します。

次に、県土整備部の「次期指定管理候補者の選定について」であります。

このことについて委員より、選定の対象となる施設のうち、みやざき臨海公園の利用者が減少している要因について質疑があり、当局より、「近年の猛暑の影響に加え、昨年度は音楽・花火イベントの中止や台風、一昨年度は南海トラフ地震臨時情報が発表された地震などの要因が考えられる」との答弁がありました。

また、このほか、現在の指定管理者による自主事業などについても質疑等がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、山口俊樹委員長。

○山口俊樹議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号の1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,500万円余

の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,000万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億1,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は429億800万円余となります。

このうち、環境森林部の新規事業「自然公園等施設災害復旧事業」についてであります。

これは、国立公園、国定公園及び長距離自然歩道における自然公園等施設のうち、災害により被害を受けた施設の復旧を速やかに行うことにより、利用者の減少を最低限に抑えることなどを目的とするものであり、宮崎県の要望で新設されたものであります。

このことについて委員より、「九州自然歩道は補助対象に含まれているが、県立自然公園内の九州自然歩道で災害が発生した場合、どこまでの範囲が補助の対象になるのか」との質疑があり、当局より、「九州自然歩道の災害に該当するものであれば対象となるが、その補助の対象範囲については、現地を確認し、個別に判断することになる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国への要望の結果、今年度から新たに災害復旧事業として別枠で確保された予算を有効に活用するためにも、事業に取り組む場所の選定に当たっては、現地の状況を的確に把握した上で、幅広い視野で検討してほしい」との要望がありました。

次に、環境森林部の「みやざき木育方針の策定について」であります。

これは、造林や木材利用の機運が高まっている中、宮崎らしい木育の方向性を整理し、関

係者が足並みをそろえて木育を推進するための方針を策定するものであります。

このことについて委員より、「これまでも関係団体や市町村と連携し、モデル的に様々な事業に取り組まれているが、本方針の策定により最終的にどのようなようになっていくことをイメージしているのか」との質疑があり、当局より、「これまでの取組に加え、今回の木育方針に基づく新たな取組やその成果についても、関係者や市町村とも共有しながら、先行事例を県内全域に展開することで、関係機関の横のつながりも促していきたいと考えている。また、関係機関の役割を明確にするとともに、世代ごとに効果的なアプローチを行えるよう検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事例を展開するだけではなく、今の取組の突き抜けた部分や伸びている部分をより研ぎ澄ましていくことも重要であることから、そういった点についても広報するという視点を持って取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の改善事業「鳥獣被害対策アップデート事業」であります。

このことに関連して委員より、「ジビエ処理加工施設に持ち込まれた野生イノシシについて、豚熱陽性が確認された場合、通常の消毒作業でよいのか、それとも別途定められた基準があるのか」との質疑があり、当局より、「豚熱陽性が出た場合は、使用する機械等を含め、しっかりと施設を消毒することが定められている。今後、県で実施要領等の作成を検討する際は、食品衛生上の観点など関係部局からの意見を聞きながら定めていくことが必要と考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、豚熱陽性が確認

された場合に、ジビエ処理加工施設で働く方がしっかりと理解して対応できるよう、細やかな説明を行うなど、丁寧に対応していただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、地域振興事業会計について、事業費で800万円の増額を行うものであります。この結果、地域振興事業会計の補正後の事業費は3,300万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,337億7,000万円余となります。

このうち、企業局の補正予算についてであります。

今回の予算は、令和8年4月から企業局による運営を休止し、新富町による運営が開始された一ツ瀬川のスポーツレクリエーション施設について、町による安定的な運営を支援するため、初期費用や施設の利用促進に要する費用の補助を行うものであります。

このことに関連して当局より、「所有する財産の譲渡やクラブハウスの改修については、新富町との協議を継続して行っている」との説明がありました。

これに対して委員より、財産の譲渡条件や河川占用許可の取扱いについて質疑があり、当局より、「譲渡条件等の詳細は、今後協議し、決定する。河川占用許可については、河川管理者と協議を行い、譲渡の時期に合わせて、新富町が許可を取る方向で調整を行う」との答弁がありました。

これに対して委員より、「財産を譲渡する際は、条件を明確化するとともに、町に対して適切な支援を実施していただきたい。河川占用許可については、法令を遵守しながら時期を逸することなく必要な手続きをしていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の新規事業「県立高等学校等教育改革体制強化事業」についてであります。

この事業は、文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、県立高等学校の魅力化を実現するため、産官学連携による教育改革推進会議の運営や、高校教育改革実行計画の策定・推進、また、定量データを用いた分析等を実施するものであります。

このうち、高校教育改革実行計画について当局より、「産業界や学識経験者、行政、教育関係者等で構成する教育改革推進会議で協議を重

ねた上で、計画を策定していく」と説明がありました。

これに対して委員より、「計画の策定に当たっては、学識経験者や専門家の意見だけでなく、当事者である生徒や保護者の意見も反映できるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、警察官の過失により発生した交通事故4件について、専決処分を行い、損害賠償額を定めたことについての報告であります。

この報告に関連して委員より、再発防止について質疑があり、当局より、「交通事故を起こした職員に対して、再発防止訓練や運転技能講習会などを実施している。また、交通事故に関する注意喚起の情報を職員向けに発信するなど、事故防止に向け、総合的な対策を進めている」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました、議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号、請願第20号の不採択について、反対の立場から討論を行います。

議案第8号は「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例」です。

問題とするのは、改正の内容の中に、「認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者について、1人に限って、園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる」としていることです。

園に特定理学療法士の配置の必要性はあっても、特定理学療法士が専門性を有する保育士に代われるものではありません。事実上の保育士の不足が、現場の保育士への過度な負担や保育の質の低下につながりかねません。本来、保育士の配置基準そのものが過酷な状況であることの抜本的改善こそ図らなければならないと思います。

次に、議案第18号「宮崎県総合計画の変更について」です。

令和4年に策定された長期ビジョンに基づき、翌令和5年に現行の総合計画アクションプランが作成されました。

令和22年（2040年）を展望したこのアクションプランでは、県民が安心と希望を持って暮らし続けることのできる社会の実現に向けての指針が示され、その計画には、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が位置づけられ、デジタル田園都市構想をも踏まえたものとして推

進されました。

しかし、地方創生戦略をもってしても、人口減少、気候危機、医療や子育て、教育、人権、エネルギー、農林漁業、デジタル化に伴う個人情報問題などなど、課題は依然として残されています。

今回の総合計画長期ビジョンの改定は、来年度改定予定のアクションプラン策定に向けての見直しを行うとするものです。

今回の長期ビジョンでも、宮崎県の現状、将来に向けた課題が述べられておりますが、現状も課題も、もっと幅広く、もっと深くつかむことが必要だと思います。

人口減少問題などは、「日本の人口減少は人為的・経済的な人口減少であり、グローバル資本主義のゆがみを正さない限り続くもので、構造的なもの」と、自治体問題の専門家が指摘しています。このことは、根本的な国の施策であることはもちろんですが、自治体でも、現象だけを追うのではなく、その分析と対処策が重要です。

また、展望する2040年は、高齢者の人口がピークを迎え、人口減少とともに、高齢化社会の在り方も大きく問われるものです。医療・介護の体制の充実は待ったなしです。ここに、憲法でうたう「地方自治の本旨」「基本的人権の保障」の観点が生かされることが重要です。

長期ビジョンの要は、何より県民全てが安心して住み続けられる宮崎にすることです。そのためには、まず、平和が守られることです。戦争の危険から県民を守ること、そのためにも、県民を取り巻く危険な状況を取り除くこと、現実をリアルに把握し対処する自治体の立場を明確にすることです。

こうした観点を持って、年齢を問わず、県民

の生存権を守り抜く県行政であるための総合計画になることを求めたいと思います。

次に、報告第1号及び第2号の「専決処分の承認を求めることについて」です。

いずれも地方税法の改正による県税条例の改正ですが、問題とするのは、その改正内容で自動車税環境性能割を廃止するとしていることです。

自動車税環境性能割は、自動車の取得の際、その車の燃費性能や排ガス性能など環境性能に応じて課税する県税で、政策目的にも効果的です。しかし、今回の環境性能割の廃止によって、自動車の脱炭素化などを遅らせることにもつながりかねず、CO₂の削減、地球温暖化対策に逆行することになりかねません。

続いて、請願について述べます。

委員長報告で不採択とされました新規請願第20号について、採択を求めるものです。

本請願は、精神障がい者2級を県の障がい者医療費助成制度の対象とすることを求めるものです。

県議会は、令和6年11月議会で、精神障がい者を県の重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願を、全会一致で採択いたしました。このことは、県に対して、それまで精神障がい者が重度障がい者医療費助成制度の適用外とされていたことを解消するよう求めたわけですが、しかし、助成の適用が障がい者1級にとどまっていることから、障がい者2級にも医療費助成を広げてほしいというのが今回の請願です。

精神障がいを抱える当事者も、支える御家族も、生活の大変さ、御苦労は十分理解できるものです。

本来、国が障害者基本法にのっとり、

3障がいには差別なく医療費助成をしなければならないものです。国の責任で助成することを求めつつも、それまでの間、県と市町村が協力して精神障がい者を支えることが必要です。

県議会の役割は、県民の御苦勞や困難をしつかりと受け止めて、県民の暮らしや福祉を守る窓口になり、県や国に県民の抱える課題を解消するよう促すことではないでしょうか。そして、そのために必要な施策の予算化は、国や県がしっかりと考えることです。

県議会は、請願の内容が人道上許されないこととか理不尽なこととかでない限り、県民の切実な思い、正当な要求は、しっかりと受け止めることだと思います。

本請願についても、障がいを抱える御本人や御家族が安心して暮らせるよう、不採択などと切り捨てず、請願者の意思を十分に尊重して請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、各号議案

は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号から第7号まで、第9号から第17号まで、第23号及び第24号採決

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第7号まで、第9号から第17号まで、第23号及び第24号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第20号採決

○外山 衛議長 次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第25号採決

○外山 衛議長 次に、さきに提案のありました、副知事の選任の同意についての議案第25号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第25号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和8年6月23日

宮崎県議会議員 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 川添 博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 副知事退任挨拶

○外山 衛議長 ここで、7月30日をもって退任されます佐藤副知事より、御挨拶をいただきます。

佐藤副知事、御登壇願います。

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、このような機会を与えていただきました県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。また、在職中、公私にわたりまして御指導いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

この3年間、東九州道や九州中央道など交通インフラの整備促進をはじめ、環境森林施策の推進、それから観光・スポーツランドの推進、災害対応など、様々な課題に向き合ってまいりました。

その都度、県議会の皆様をはじめ多くの方々のお力添えをいただきながら、何とか職責を果たすことができましたことは、私にとって大変ありがたく、忘れられない経験となりました。

また、県内各地を訪れる中で、私は宮崎の持つ強み、力というものを実感してまいりました。

た。

具体的には、本県が誇る豊かな森林資源、それから全国有数の食料供給力はもちろんですが、あと水力、太陽光等の豊富な再生可能エネルギー、これが本県の電力需要の7割を満たしているという事実にも触れまして、そういう力強さというものを実感したところであります。

さらに、椎葉村の集落を訪れたときに、災害で孤立していたときでも、地域の皆様は、支え合いながら、それぞれが自分たちのできることを担って、何とか自分たちの力で生活を維持できたという話を伺いまして、宮崎には、地域を自ら支え困難を乗り越えていく、そういう力が根づいているんだということを強く実感したところです。

私は、こうした宮崎の地域力というものについて、それが不透明な国際情勢の中でも力強く未来を切り開いていくことができる強みだというふうに強く確信しているところです。

この3年間、宮崎で皆様と共に汗を流し学ばせていただいた経験は、私にとってかけがえのない財産であります。

今後、活動の場は移りますけれども、宮崎の持つ可能性と地域の底力を念頭に置きながら職責を果たし、宮崎の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。

結びに、皆様方の御健勝と御活躍、そして宮崎県のさらなる発展を祈念申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 丁重な御挨拶をいただき、誠にありがとうございました。

佐藤副知事におかれましては、令和5年7月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変

な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

国に戻られましても、さらなる活躍を御祈念申し上げます。誠にありがとうございました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 これをもちまして、令和8年6月定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

資

料

令和8年6月定例会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 5	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
6	土	休 会	(閉 庁 日)	
7	日			
8	月		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
9	火			
10	水	本会議	一 般 質 問	
11	木			
12	金			請願締切 16:00
13	土	休 会	(閉 庁 日)	
14	日			
15	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00
16	火		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討 論 ・ 採 決 (人 事 案 件) 議 案 ・ 請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
17	水		休 会	常 任 委 員 会
18	木	特 別 委 員 会		議会運営委員会 13:30
20	土	(閉 庁 日)		
21	日			
22	月	(議 事 整 理)		
23	火	本会議		常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和8年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 財産の取得の変更について
- 議案第18号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第19号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第20号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第22号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第23号 公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

21500-1134
令和8年6月16日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和8年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第24号 令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

議案第25号 副知事の選任の同意について

（文書取扱 財政課）

令和8年6月定例会

一般質問時間割

6月10日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00～11:00	
2	自由民主党	野崎 幸士	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	福田 新一	13:00～14:00	
4	未来への風	脇谷のりこ	14:00～15:00	

6月11日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	県民連合立憲	岩切 達哉	10:00～11:00	
6	自由民主党	山口 俊樹	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	黒岩 保雄	13:00～14:00	

6月12日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	二見 康之	10:00～11:00	
9	自由民主党	山内いっとく	11:00～12:00	休憩
10	公明党	今村 光雄	13:00～14:00	

6月15日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	自由民主党	荒神 稔	10:00～11:00	
12	自由民主党	本田 利弘	11:00～12:00	休憩
13	自由民主党	日高 博之	13:00～14:00	

6月16日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
14	公明党	工藤 隆久	10:00～11:00	
15	県民連合立憲	永山 敏郎	11:00～12:00	休憩
16	日本共産党	前屋敷恵美	13:00～14:00	

令和8年6月定例会

議案・請願 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）					可決
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第5号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第7号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例		可決			
第9号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	可決				
第10号	工事請負契約の変更について			可決		
第11号	工事請負契約の変更について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	工事請負契約の変更について					可決
第17号	財産の取得の変更について	可決				
第18号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第23号	公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について		可決			
第24号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決		可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて ※ 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて ※ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第20号	宮崎県に対し、精神障がい者2級を県の障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書		不採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和８年６月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覽 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月23日・可 決
〃 第2号	令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第17号	財産の取得の変更について	〃
〃 第18号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第19号	公安委員会委員の任命の同意について	6月16日・同 意
〃 第20号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について	6月23日・可 決
〃 第24号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	〃
〃 第25号	副知事の選任の同意について	6月23日・同 意

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	6 月 23 日 ・ 承 認
〃 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第 1 号	地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について	6 月 23 日 ・ 可 決

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができ、事項の指定の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができ、事項の指定の一部を次のように改正し、令和8年9月24日から施行する。

地方自治法第243条の2の8第8項の規定に該当する事件で1件の金額が100万円以下のものに係る賠償責任の免除に関することと中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

議 員 派 遣

令和8年6月23日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和8年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について
情報や意見の交換を行うことにより、政策提案その他議会機能の
充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的
な発展と地方主権の確立を目指す。
- (2) 派遣場所 鹿児島県鹿児島市
- (3) 期 間 令和8年8月6日（木）
- (4) 派遣議員 荒神 稔 内田 理佐 中野 一則 渡辺 正剛
重松 幸次郎 永山 敏郎 脇谷 のりこ

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	—	1	

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 2 0 号	受理年月日	令和 8 年 6 月 1 1 日
請願の件名	宮崎県に対し、精神障がい者 2 級を県の障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書 (請願の要旨) 精神障がい者が安心して、精神科以外の医療機関にかかることができるよう、県の障がい者医療費助成制度の対象を、精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持する精神障がい者まで、早急に拡充していただくようお願いします。 (請願の理由) 近年、「精神的」な病気は、特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は国民の重要 5 大疾病中 1 位となっています。令和 6 年現在における宮崎県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は 1 級（重度：6 4 8 人）、2 級（中度：6, 5 0 4 人）、3 級（軽度：5, 2 0 5 人）となっており、2 級・3 級とも 1 級の約 1 0 倍の該当者が存在しております。 国が障害者基本法の精神に則り 3 障がい者に差別なく医療費助成を実施することが最善ですが障がい者（児）医療費助成制度の助成対象者には精神障がい者は含まれておらず、各都道府県と各自治体に委ねられているのが現状です。 当事者やその家族は生活や健康面からも親亡き後をいつも心配されています。その中で現在の制度の中で「障がい者は同等に扱われなければならない」と言われますが、身体・知的に比べて遅れているのが現状です。 精神障がい者の 2 級・3 級の方々は A 型作業所や B 型作業所に通ったりしておりますが、服薬や症状等によりなかなか就労も長続きせず、収入もわずかであり、生活は安定しません。 しかも、医療費の精神科通院以外は一般の方々と同じく 3 割負担となっており、当事者を支える高齢者の親の重い負担となっております。 令和 8 年 2 月 1 1 日付の新聞記事に至っては日本財団の調査によると親の高齢化や死亡などで介助できなくなる「親亡き後」の将来に約 8 5 % の家族が不安を感じているとされており、家族が担っ		

	ている支援が継続できなくなるリスクがあるとして、地域での支援の必要性を指摘しております。宮崎県も同じです。 全国では、多くの都道府県で精神障がい者手帳２級所持者まで自己負担はなく、無料としている市町村も増えています。しかも県内の身体・知的の２級、３級に当たる方は県や市からの助成がありますので平等であるとは言えません。 現状、働き口や収入手段を持たず、保護者（高齢化）の救済でしか生きられない「当事者の生命」より優先されるものはありません。当事者も、支える家族も、精神的にも経済的にも限界にきております。これまで、精神障がい者の医療費助成を求める声を上げてきましたが、「気持ちはわかるが予算とする原資がない」との理由のみで置き去りになってきました。これを理由に採択されないのは「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」にも相反するものです。宮崎県独自の地域医療体制を目指し、確立させ、精神障がい者福祉手帳２級までの公費負担の拡充をしていただきますよう切に要望いたします。 また、令和９年度には全国大会として障がい者のスポーツ大会も宮崎県で行われます。障がい者が安心して暮らせる宮崎県として、この制度が整っていくことにより宮崎県をアピールする姿勢が伝わっていくのではないかと思います。
紹介議員	重松 幸次郎 図師 博規 前屋敷 恵美 岩切 達哉

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6 月 5 日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高陽一議員、脇谷のりこ議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号～第23号、報告第 1 号、第 2 号上程 知事提案理由説明
6 月 6 日	土	休 会	(閉庁日)
6 月 7 日	日		
6 月 8 日	月		(議案調査)
6 月 9 日	火		
6 月10日	水	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、野崎幸士議員、福田新一議員、脇谷のりこ議員）
6 月11日	木		一般質問（岩切達哉議員、山口俊樹議員、黒岩保雄議員）
6 月12日	金		一般質問（二見康之議員、山内いっとく議員、今村光雄議員）
6 月13日	土	休 会	(閉庁日)
6 月14日	日		
6 月15日	月	本 会 議	一般質問（荒神 稔議員、本田利弘議員、日高博之議員）
6 月16日	火		議案第24号、第25号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（工藤隆久議員、永山敏郎議員、前屋敷恵美議員） 採決（議案第19号～第22号）（同意） 議案・請願委員会付託
6 月17日	水	休 会	常任委員会
6 月18日	木		
6 月19日	金		特別委員会
6 月20日	土		(閉庁日)
6 月21日	日		
6 月22日	月		(議事整理)
6 月23日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第 8 号、第18号、報告第 1 号、第 2 号に反対、請願第20号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第 8 号、第18号、報告第 1 号、第 2 号）（可決または承認）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6 月 23 日	火	本 会 議	採決（議案第 1 号～第 7 号、第 9 号～第 17 号、第 23 号、第 24 号） （可決） 採決（請願第 20 号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 採決（議案第 25 号）（同意） 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 副知事退任挨拶 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 副 議 長 山 下 寿

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 陽 一

宮 崎 県 議 会 議 員 脇 谷 のりこ